

令和元年10月・11月閉会中 決算特別委員会の概要

日時	令和元年10月28日(月)	開会	午前10時	2分
		散会	午後3時	2分
	令和元年10月30日(水)	開会	午前10時	
		散会	午後3時36分	
	令和元年11月1日(金)	開会	午前10時	
		散会	午後3時27分	
	令和元年11月6日(水)	開会	午前10時	
		散会	午後3時44分	
	令和元年11月8日(金)	開会	午前10時	1分
		散会	午後2時33分	
	令和元年11月11日(月)	開会	午前10時	
		散会	午後2時37分	
	令和元年11月13日(水)	開会	午前10時	1分
		散会	午後2時50分	
	令和元年11月15日(金)	開会	午前10時	
		閉会	午後2時51分	

場所 第3委員会室

出席委員 小川真一郎委員長
美田宗亮副委員長
逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、渡辺大委員、松井弘委員、細田善則委員
武内政文委員、梅澤佳一委員、齊藤正明委員、平松大佑委員、柿沼貴志委員、
醍醐清委員、山根史子委員、水村篤弘委員、橋詰昌児委員、塩野正行委員、
秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 「決算特別委員会における説明者、発言」のとおり

会議に付した事件

議案

議案番号	件名
第91号	平成30年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について
第92号	平成30年度埼玉県公営企業会計決算の認定について

令和元年度 決算特別委員会 審査日程

月 日	内 容
10月28日(月)	総括的事項審査 企画財政部(含 出納、監査事務局)関係審査
10月30日(水)	福祉部関係審査 産業労働部(含 労働委員会)関係審査
11月 1日(金)	総務部(含 秘書課、人事委員会)関係審査 保健医療部関係審査
11月 6日(水)	県民生活部関係審査 教育局関係審査
11月 8日(金)	農林部関係審査 都市整備部関係審査
11月11日(月)	県土整備部(含 収用委員会)関係審査 環境部関係審査
11月13日(水)	病院局関係審査 危機管理防災部関係審査
11月15日(金)	警察本部関係審査 企業局関係審査 下水道局関係審査

【説明者】

上木雄二会計管理者、島田繁出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

廣川達郎参事兼財政課長

原口誠治参事兼税務課長、若林裕樹個人県民税対策課長

【発言】

松井委員

- 1 資料6「平成30年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の3ページの「予算現額及び歳入歳出決算額の推移」において直近10年間の歳入歳出決算額の推移を見ると、平成26年度以降は1兆7,000億円から1兆8,000億円台と高い水準で推移しているが、この間における特徴的な要因は何か。
- 2 資料6の8ページの「(1)款別歳出」について、翌年度繰越額が473億円と前年度の476億円と同じくらい計上されているが、主な繰越案件にはどのようなものがあるのか。
- 3 資料6の12ページの「(参考)1 県税収入の構成と推移」について、県税合計の納税率は98.2パーセントと8年連続アップしているとのことだが、全国平均との差は縮まっているのか。

会計管理課長

- 1 歳入面では、企業収益の緩やかな改善と地方法人特別税や国税の一部が法人事業税に還元された税制改正の影響による法人二税の増収をはじめ、平成26年4月からの地方消費税の税率引上げなどにより、県税収入が増加基調となっている。平成30年度は、さいたま市への税源移譲があり7年ぶりに県税収入は減少したものの、清算基準の見直しで地方消費税清算金が増加したことなどにより、直近10年間では前年度に次ぐ高い水準で過去5番目に大きい規模となった。一方、歳出面では、給付対象者の増加などにより、社会保障関連経費などの民生費が増加基調となっている。平成29年度は、ラグビーワールドカップ2019の会場整備や公共事業の増加で土木費が増加するなどの要因により、直近10年間では最も大きい歳出規模となった。平成30年度は、さいたま市への税源移譲で県民税所得割指定都市交付金が減少したことなどにより、歳出総額は前年度比では減少したものの、1兆8,000億円台と直近10年間では前年度に次ぐ高い水準で過去4番目に大きい規模となった。
- 2 継続費逐次繰越が前年度から9億円減少して23億円となる一方で、繰越明許費が6億円増加の442億円、事故繰越が1億円増加の9億円となっており、合計では前年度とほぼ同額である。主な内訳であるが、継続費逐次繰越については、所沢警察署庁舎建設費8億円、県立高校実験実習棟改築費5億円、運転免許センター設備改修費4億円などが挙げられる。また、繰越明許費については、大半が土木費であり、道路橋りょう費181億円、河川費133億円、都市計画費71億円となっている。事故繰越については、道路新設改良費3億円、県立高校実験実習棟改築費1億円などとなっている。

参事兼税務課長

- 3 平成30年度の納税率98.2パーセントは、平成29年度と比較すると0.4ポイントの増加となり、税務統計がある昭和29年度以降、最高の納税率を3年連続更新している。本県の納税率と全国平均との差は、平成23年度には1.8ポイントあった。平成23年9月に総務部長を本部長とした「税收违法対策推進本部」を設置し、納税率の向上と収入未済額の圧縮に向け、様々な対策を講じてきたところである。中でも、収入未済額の約9割を占める個人県民税対策においては、収入未済額の多い市に対して職員を派遣するなど、高額滞納事案の集中整理や徴収体制の強化を行ってきた。また、自動車税や法人二税などの個人県民税以外の税目についても、債権を中心とした差押えの早期着手、早期整理を実施した。これらの取組によって、本県の納税率と全国平均との差は毎年度確実に小さくなってきている。平成23年度からの7年間で全国平均との差は1.3ポイント縮まり、平成30年度は0.5ポイント差となった。税收违法対策の取組の成果が着実に上がってきている。

逢澤委員

- 1 資料6の14ページの「(参考)3 財政調整のための基金の年度末残高の推移」について、基金残高が3年連続で減少しているが、財政運営上の問題は無いのか。
- 2 資料6の15ページの「第2 特別会計」について、平成30年度に創設された「⑥ 埼玉県国民健康保険事業特別会計」は、他の特別会計と比べると、かなり大きな歳入・歳出規模であることが分かる。同特別会計の創設は、県公金の資金繰りである歳計現金の資金状況にどのような影響を及ぼしたのか。
- 3 平成30年2月定例会の予算特別委員会では、「事業の執行に適切な対応を求める附帯決議」として「県債については、残高のみに着眼するのではなく、県の資産も考慮した上で、将来を見据えた長期的な視点で適正に活用し、県経済の持続可能な発展につなげる」と決議したが、どのように対応しているのか。

参事兼財政課長

- 1 財政調整のための3基金の平成30年度末残高は754億円となっている。令和元年度当初予算で660億円を計上しているため、現時点での令和元年度末残高は97億円となっているが、例年500億円から600億円程度は残高が復元している。したがって、令和元年度の予算編成に活用できる基金は、600億円程度確保できるものと考えている。いずれにしても、厳しい財政運営となるが、更なる税收违法対策や執行節減等に努めていきたい。
- 3 県債については、将来世代に過大な負担を残さないということが原則であるが、しっかりと将来を見据えた長期的な視点で県債を活用し、県経済の発展につながるよう活用に努めた。令和元年度当初予算においては公共事業費を930億円確保し、投資的経費全体としては、1,578億円となった。県の資産とはならない国道や一級河川などの整備も必要性を勘案して県債を充当している。今後も本県の発展を見据えて、必要な投資をしっかりと行っていきたいと考えている。

会計管理課長

- 2 国からの国庫負担金など年度前半の歳入の方が多く、同特別会計の残高がプラスの間は歳計現金の残高を押し上げる要因になった。一方で、年度を通して毎月400億円前後の交付金等を支出したため、同特別会計の残高は年度末に向けて徐々に減り、3月初

旬から4月中旬にかけてマイナスとなったことから、この間は歳計現金の残高を押し下げる要因となった。この影響により、平成30年度の歳計現金は、3月下旬から翌年度の4月初旬にかけて、当初は資金不足になる可能性があると思込んでいたが、収入・支出の管理・調整などに努め、最終的には資金不足は生じなかった。なお、同特別会計は、翌年度の4月に前年度分の交付金の一部が入ってくるため、4月中旬頃には、基本的には収支が合うように設計されている。

逢澤委員

- 1 過去において、財政調整のための基金残高がここまで減少したことはあるのか。また、今後復元する見込みはあるのか。
- 2 歳計現金の管理はどのように行っているのか。
- 3 歳計現金に資金不足が生じた際には、どのように対応するのか。
- 4 歳計現金について、余裕資金をどのように運用しているのか。また、平成30年度の運用成績はどうだったのか。

参事兼財政課長

- 1 財政調整のための基金残高については、平成8年度は2,500億円ほど残高があったが、年々減少し続け、平成14年度末に800億円台を下回った。その後一度回復し、平成27年度までは900億円台を維持してきた。しかし、平成28年度から3年連続で減少しており、平成30年度末残高は754億円となっている。これは平成8年度以降最も少ない残高となっている。景気変動に伴う税収の動向等によるが、基金の復元は難しい状況である。しかし、長期的に税収を増やす努力や執行節減等に努め、基金残高の復元に努めていく。

会計管理課長

- 2 歳計現金については、年度資金計画及び月別資金計画の策定を行い、収入・支出の状況を的確に見込むとともに、安全性の確保を第一に、計画的かつ効率的な運用に努めながら管理を行っている。
- 3 例年4月から5月にかけての出納整理期間や年度末近くの期間は、支払いが集中することから、歳計現金が不足気味な時期となる。一時的な不足が見込まれる場合、まずは、県債発行の前倒しや大口収入・支出の時期の変更について関係各課と調整を図るなど、資金不足を回避できるように努める。それでも不足が見込まれる場合には、基金からの繰替使用、企業局からの資金融通、金融機関からの一時借入の3つの中から、資金コストを最小化させる見地で最も有利なものを選択又は使い分けて対応することになる。
- 4 歳計現金に余裕が見込まれる場合には、支払資金の準備金として200億円から300億円程度を確保した上で定期預金等により運用を行っている。定期預金の運用は短期が中心で預入期間は6か月から7か月程度であり、最も有利な金利を提示した金融機関を選ぶ金利競争を実施している。預入金融機関については、外部の金融専門家の助言を踏まえ経営分析を行った上で、健全性に問題がないと判断した先に預入れをしている。平成30年度の歳計現金の運用利回りは0.007パーセントであり、平成29年度に比べてプラス0.001ポイント、運用益は1,273万円であり、平成29年度に比べて311万円増加した。運用益が増加した理由は、歳入・歳出規模の大きい国民健康保険事業特別会計の創設などにより、歳計現金の平均残高が前年度に比べ130億円程度多かったことに加え、一部の金融機関と高い利回りで定期預金が運用できたためであ

る。

橋詰委員

- 1 資料5「平成30年度埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の12ページの表4に示されている財政力指数を見ると、平成30年度の本県の数値は0.76618となっており、ここ数年同程度で推移しているが、このことについてどのように考えているのか。
- 2 資料6の6ページの(2)の「ア 自主財源」について、構成比が61.8パーセントとなり昨年度よりも上がったが、県税の徴収事務を強化した以外に何かほかの取組を行ったのか。
- 3 行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」について、例えば部局ごとに見直しの目標を立てるといったことは行っているのか。

参事兼財政課長

- 1 本県の平成30年度の財政力指数は、全国比較で第6位となっている。本県よりも上位の団体は、東京都、愛知県、神奈川県、大阪府及び千葉県となっており、人口・財政規模などを踏まえても適切な指数になっていると考えている。
- 3 部局別の目標などについて定めているわけではないが、予算編成時において、各部局の予算に対してシーリングを設定し、一定の率を乗じて予算の削減をお願いしており、その中で、各事業の見直しを促している。そのような取組の中で、部局で新しい事業に取り組む場合において、スクラップアンドビルドを行うことにより新規事業の財源を生み出すといった部局もあり、見直しを促す効果はあるものと考えている。

参事兼税務課長

- 2 国と地方の歳出の割合については国が4、地方が6となっているが、税収の割合は国が6、地方が4となっている。国に対しては、国と地方の税財源の配分の在り方を抜本的に見直し、地方については偏在性が小さく安定的な税制とするよう要望している。その中で、地方消費税の清算金については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終帰属地が一致しない問題があった。具体的には、東京などのデパートで埼玉県民が物を購入し、埼玉県で消費しても税収は東京都に入ることとなる。そのため制度の見直しの要望を行ってきたところ、平成30年度税制改正により、持ち帰り消費が大きい百貨店や家電大型専門店などの消費分については商業統計から除外されるほか、清算基準の人口の割合が大幅に増えることとなった。その結果、平成30年度決算ベースで試算したところ、約239億円の増収となった。

橋詰委員

- 1 清算基準の見直しは平成30年度決算に反映されているのか。あるいは、今年度以降の反映になるのか。
- 2 事務事業の見直しについて、予算にシーリングを設定して促すという説明であったが、各部局の見直しに対してインセンティブを与えるといった制度はないのか。

参事兼税務課長

- 1 清算基準の見直しは平成30年度から行われており、平成30年度の決算から反映されている。

参事兼財政課長

- 2 次年度の予算枠については、各部局の前年度の予算額がベースとなるが、各部局の自主的な事業の見直しにより予算を削減した場合には、従来の予算規模に加えて、新たな事業の財源として部局に配分するというインセンティブ制度を設けている。

水村委員

- 1 資料6の11ページの「性質別歳出の構成と推移」について、平成30年度の義務的経費の比率は49.1パーセントであった。過去数年度の義務的経費の構成割合を見ると、扶助費については微増傾向、公債費は横ばい、人件費は減少傾向にある。義務的経費の管理については、どのように行っているのか。また、目標値などはあるのか。特に、人件費の割合については、今後どのようにになると見込んでいるのか。
- 2 資料6の14ページの「(参考)3 財源調整のための基金の年度末残高の推移」について伺う。景気が良いと言われる時期もあったが、基金残高が一貫して減少傾向にある理由は何か。また、基金残高について、望ましい水準はあるのか。
- 3 県の行財政プログラムにおいて、県税納税率について全国30番台に入ること为目标としているが、目標を達成するためには、納税率の向上や税収増はどれくらい必要になるのか。
- 4 行政報告書16ページの「(6) 県債の状況」について、地方債の市場化の流れを踏まえ、埼玉県債投資家向け説明会を開催したとあるが、具体的にはどのような説明会を行い、どのような効果があったのか。また、こうした取組を行うことによる県にとってのメリットは何か。さらに、個別投資家訪問を行ったとのことだが、その訪問件数と投資につながった件数及び投資額はどのような状態になっているのか。

参事兼財政課長

- 1 義務的経費の管理について明確な管理目標は定めていない。公債費については、将来的に公債費が増えないように発行をコントロールしている。人件費については、人事部門における適正な給与水準の管理や定数部門における適正な定数管理が行われることが前提である。今後どのような行政ニーズが発生するかにもよるが、今の水準で適切に管理が行われていくのであれば、人件費の割合は今後大きく伸びることはないと予測している。
- 2 税収の関係もあるが、歳出において社会保障関係経費が大幅に伸びてきていることが、予算編成において財政調整のための基金を活用する必要がある原因になっている。直近の予算編成においては、基金を500億円台から600億円台活用している。なお、基金残高については、景気変動による税収減や想定し得ない支出などに備えるため、予算編成の2年度分となる約1,000億円程度を確保できれば望ましいと考えている。
- 4 投資家訪問等は延べ73回実施した。市場公募債1,500億円規模の発行ができたことが最大の効果であると考えている。なお、説明会からどれくらい投資につながったのかというデータはない。

参事兼税務課長

- 3 税務局では、県税納税率を全国30番台にするという大きな目標を掲げている。平成30年度における全国順位の39位は、納税率98.4パーセントの北海道である。本県の納税率は98.2パーセントであり、その差は0.2ポイントに縮まってきている。また、税収額については、本年度の決算規模で見ると15億円から16億円の増収が必

要であると考えている。

平松委員

- 1 資料6の12ページの「(参考)1 県税収入の構成と推移」について、本県の県税納税率が98.2パーセントとなり、8年連続で上昇していることについては評価したいが、47都道府県で比較すると本県は何位なのか。
- 2 資料6の14ページの「(参考)3 財源調整のための基金の年度末残高の推移」によると、大規模事業推進基金の平成30年度の残高は147億円である。公共施設マネジメントの財源として重要であると考えが、当該マネジメントについての計画を進めていくに当たり、財源の確保はこの基金でできているのか。

参事兼税務課長

- 1 本県の税収構造は、他税目に比べて納税率が低い個人県民税の全体に占める割合が高い一方、納税率が100パーセントになる地方消費税の割合が低いため、他都道府県と比較すると厳しい環境にある。しかし、税務局一丸となって税収確保に取り組み、平成30年度については全国44位となり、前年度から2つ順位を上げた。

参事兼財政課長

- 2 大規模事業推進基金は、本来、主に新たな公共施設等の大規模な整備事業を推進するための基金であるが、現状は財政調整のために活用している。なお、ファシリティマネジメントの重要性については十分に認識している。そのため、公共施設長寿命化等推進基金を平成29年4月1日に設置し、既存施設の改修や修繕のほか、必要に応じて建替えや撤去等にも活用できるようにしている。しかしながら、基金全体が厳しい状況にある。この基金には20億円を積み立てたが、既に10億を取り崩しており、その残高は令和元年5月末時点で利子等の積立てを合わせて12億円程度となっている。基本的にはこの基金をしっかりと積み立てて対応していくのが理想であるが、現実的には、ファシリティの計画を可能な限り尊重しつつ、毎年度の予算編成の中で必要な予算を措置し、県債等も活用しながら対応していきたいと考えている。

平松委員

- 1 納税率向上についての努力は評価する。早期に全国30番台にするとの目標に対して、現在は44位と確認できた。行財政改革プログラムには、納税率の伸び率を全国平均値以上にすると記載があったが、その状況はどうなっているのか。
- 2 全国30番台という目標設定の範囲は30位から39位までと幅広いものである。行財政改革プログラムは2019年までのものでもあることから、順位の達成状況がより分かりやすくなるよう目標設定を変更する検討は行うのか。

参事兼税務課長

- 1 平成30年度において、本県の県税納税率の伸び率は0.4ポイントアップしており、これは全国第2位の伸び率である。また、本県は7年連続で伸び率のベストテン入りしているが、これは全国で2県のみである。
- 2 まずは全国30番台に入ることを大きな目標として掲げ、対策を取っているところである。まずはこの目標達成を目指していきたい。

秋山委員

- 1 行政報告書7ページの(2)の「ア 総括」について、国民健康保険財政安定化基金への積立金が減少したとあるが、その理由は何か。
- 2 行政報告書13ページの(3)の「イ 平成30年度の取組」について伺う。県内の市町村の中には、給与が預金口座に入った途端に貯金とみなして差し押さえる市町村が見受けられる。平成30年度において、給与を預金とみなして差し押さえたの市町村はあったのか。また、県としてもどのように対応しているのか。
- 3 行政報告書13ページの(3)の「イ 平成30年度の取組」について、個人県民税対策として県による直接徴収などによる税收確保に取り組むとあるが、具体的にはどういう場合に県が直接徴収を行っているのか。また、30年度に実施した件数と、どの市町村の事案を引き受け、どのような結果になったのか。
- 4 行政報告書17ページの「3 事務事業の見直しの実施」について伺う。県が事業を縮小又は廃止したことによって、市町村が財政的な負担をすることになった事業はあるのか。

会計管理課長

- 1 国民健康保険制度の改革に伴い、国民健康保険財政の安定的な財政運営や効率的な事業を確保するため、平成30年度から都道府県が責任主体となり運営することとなった。そのため、平成30年度のスタートに向けて、平成27年度から平成29年度にかけて国からの補助金を国民健康保険財政安定化基金に積み立てたものである。3年間の計画で積立てを行ったため、平成30年度は減少したものである。

参事兼税務課長

- 2 市町村の状況は把握していない。県税事務所においては、勤務先に協力してもらい給与の差押えを実施しているが、中には協力していただけない勤務先もある。その場合は給与の振込先を差し押さえることもある。しかし、給与には差押え禁止額の定めがあるため、最低生活費に相当する金額等として、例えば、本人10万円、扶養1人につき4万5千円など相当額を考慮した上で差押えを実施している。

個人県民税対策課長

- 3 県による直接徴収は、市町村において個人住民税として課税をしている事案について、市町村長の同意を得て、地方税法第48条に基づいて1年を超えない範囲で例外的に県が徴収するものである。対象となる事案について定めはないが、主に高額事案や徴収困難事案などについて引き受けている。平成30年度については、県内50市町から引受金額14億1,083万8,869円となる1,875軒の事案を引き受けて整理している。成果としては、7億1,449万8,843円の徴収を行った。

参事兼財政課長

- 4 市町村の負担が増えた事業について、各担当課であれば把握している場合はあるが、全庁的には集計を行っていない。県に関わる事業をそのまま廃止した場合は、負担等は生じないと思われるが、役割分担の見直しの場合は、何らかの負担等が生じている可能性はある。ただし、マンパワーで市町村が対応することになるものも想定されるが、その場合はどの程度市町村に負担が生じているのか担当課においても一律に分析しづらい状況にあることが推測される。市町村に係る事業の見直しを実施する際には、市町村

とも調整した上で行うことが原則であり、財政当局に市町村から事務事業を廃止したことによる不満等が寄せられたという報告はない。

秋山委員

直接徴収の事案を1,875軒引き受けたとのことだが、例えば、50市町の中でこの市町をかなり引き受けたといった傾向はあるのか。

個人県民税対策課長

平成30年度においては、重点市強化事業ということで、所沢県税事務所内にプロジェクトチームを作り、所沢市の高額事案を1,002軒引き受けた。そのため、所沢市からの引受軒数が一番多くなっている。

【説明者】

石川英寛企画財政部長、堀光敦史政策・財務局長、石井貴司地域政策局長、山口均参与、廣川達郎参事兼財政課長、竹島晃参事兼交通政策課長、犬飼典久企画総務課長、坂田直人計画調整課長、清水雅之改革推進課長、小田恵美情報システム課長、梅本祐子地域政策課長、大山澄男市町村課長、鈴木柳蔵土地水政策課長

上木雄二会計管理者、島田繁出納総務課長、長谷川大輔会計管理課長

飯塚寛監査事務局長、渡邊哲監査事務局副事務局長兼監査第一課長、横内ゆり監査第二課長

【発言】

渡辺委員

- 1 行政報告書22ページの「(1)国から地方への権限・税源移譲等」について伺う。地方分権改革に関する提案募集制度において、公金収納における電子マネーの取扱いの明確化の提案を行ったとあるが、その具体的な内容と成果はどのようなものか。
- 2 行政報告書28ページの(3)の「イ システム担当職員のスキルアップの支援」について、最適なシステム開発、競争性や透明性を確保したシステム調達、適正なシステム運用が行われるよう庁内支援を行ったとあるが、どのような支援を行ったのか。
- 3 行政報告書29ページから30ページの「(10)情報セキュリティ対策の推進」について、県と市町村のインターネット接続口を集約・一元化して通信監視を強化する「自治体情報セキュリティクラウド」を安定運用したとあるが、具体的にはどのようなものなのか。
- 4 行政報告書41ページの「(3)税外未収債権の圧縮」について、私債権の放棄のこれまでの推移はどうなっているのか。

企画総務課長

- 1 公金収納に当たり、電子マネーが利用可能か不明だったため、地方分権改革に関する提案募集制度において、本県が国に対し法制度上の取扱いを明確化するよう提案したものである。その結果、提案が採用となり、国から取扱通知が発出され、現行制度において電子マネーが公金として収納できることが明らかになった。具体的な成果として、平成31年3月から、歴史と民俗の博物館ほか6施設について導入し、令和元年5月からは川の博物館でも順次利用可能となった。

情報システム課長

- 2 庁内支援については、情報システムの運用・管理を行う職員を対象に、システム開発や調達の留意点、プロジェクト管理の手法、調達仕様書の作成手法などをテーマとした情報システム研修会を行っている。平成30年度は、情報セキュリティの運用・保守段階で必要な実践的な知識の習得を行った。さらに、個別の相談も行っており、例えば、契約書・仕様書の作成支援、契約方法の選択、見積徴取の妥当性の助言など、きめ細やかに支援を行っている。

- 3 自治体情報セキュリティクラウドは、県と63市町村のインターネット接続口を集約・一元化し、外部からの不正アクセスを検知・防御する機器等を設置するとともに、セキュリティ脅威の監視や分析を24時間365日行うものである。これにより、小規模な自治体においても高度なセキュリティレベルを確保することができ、県全体のセキュリティを向上させるものである。

参事兼財政課長

- 4 債権管理の条例の規定に基づき平成26年度からの5年間で、約1億3,400万円、約4,000件の私債権の放棄を実施してきたところである。

渡辺委員

私債権の放棄に当たっての課題は何か。

参事兼財政課長

私債権の放棄は、時効が完成したものを対象としているが、完成までに催告や折衝などの回収努力を十分に果たすことが必要となっている。放棄の条件は、財産が全くない、処分すると生活困窮に陥ってしまう、所在が不明の3つのいずれかに該当した場合である。これらの条件に該当するかを確認するのに多大な労力がかかるため、何とか省力化し、債権管理で重要な初動対応に労力を回せるように努めていくことが課題である。

千葉委員

- 1 行政報告書22ページの「(2)市町村の権限移譲」について、権限移譲により、県の人員や経費はどのくらい削減されたのか。
- 2 行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について、4課所15業務へのRPAの導入は具体的にどの程度の効果があったのか。また、今後どのように推進していくのか。
- 3 行政報告書31ページの(1)の「イ 彩の未来地域連携事業の推進」について、管内の市町村の取組と連携し、相乗効果を創出する事業を行ったとあるが、具体的な方策はあるのか。また、11の地域において、地域の特色を生かした定住人口・交流人口の増加の取組を実施したとあるが、具体的な取組内容はどのようなものか。
- 4 行政報告書37ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」について伺う。ホームドアの整備は、視覚障害者の駅ホームからの転落防止等のために非常に効果の高い取組であるが、整備経費について助成した駅数が少ないように感じる。県内のホームドアの整備状況と今後の見通しはどのようなものか。
- 5 行政報告書39ページの「(4)地域公共交通の維持・活性化」について伺う。高齢化が急速に進む中で、バスなどの地域公共交通を確保することが重要である。バス路線の維持やバスの利用促進など地域公共交通の確保・充実のため、どのような取組を行っているのか。

地域政策課長

- 1 人員については、開発事務の移譲などにより平成30年度に6人が削減されている。経費については、権限移譲の経費を分権推進交付金として市町村に交付しているため、分権推進交付金相当額が削減されているものと考えている。平成30年度は6億8,409万4,000円を交付しており、相当する金額がおおむね削減されたものと考えて

いる。

- 3 市町村との連携で相乗効果を創出する事業については、例えば、秩父地域では若者が地元企業に就職することで、地域への定着を図るという取組を行っている。市町村の取組としては、ちちぶ定住自立圏事業として雇用対策協議会主催で合同就職説明会を開催し、県ではこれに先立ち企業向けの講習会を開催し、企業が人材を確保するための戦略を学ぶ機会を提供するなど市町村と連携した取組を行った。また、定住人口・交流人口の増加の取組については、今説明した秩父の取組のほかに、地域の特徴を生かしたものとして北部地域において、農業体験などを通じて地域外から人を呼び込む取組を行った。

改革推進課長

- 2 平成30年度に4課所15業務でRPAの操作シナリオを作成し、年間で2,257時間の作業時間の削減効果を見込んだところである。これらの業務のうち8業務については、今年度4月から9月までの半年間で1,077時間の作業時間の削減効果が確認できた。その他の7業務については、例えば、各課所が受信したメールを該当の担当に転送する業務など、庁内で広く実施されている共通的な業務であり、現在、本格的な利用に向けて、準備を進めている。今後について、今年度は、新たに10業務を追加してRPAの導入を進めている。本庁での業務のほか、保健所などの地域機関の業務にも導入し、来年度以降は、同じ業務を実施している他の地域機関にも利用を拡大していく予定である。今後、更に業務を拡大しながら、業務の効率化に努めていく。

参事兼交通政策課長

- 4 県内のホームドア整備状況については、平成30年度末時点で、埼玉高速鉄道の7駅、つくばエクスプレスの2駅、東武東上線の和光市駅、朝霞駅、川越駅、JR京浜東北線の南浦和駅、浦和駅及びさいたま新都心駅の15駅に設置済みとなっている。今後の見通しであるが、今年度は、既に京浜東北線の川口駅及び西川口駅の2駅に設置されている。また、同線の蕨駅、北浦和駅及び東武東上線の志木駅のホームドア整備に着手しており、今年度末には整備される予定である。令和2年度末までには、東武伊勢崎線の新越谷駅、西武新宿線・池袋線の所沢駅、JR京浜東北線の与野駅及び東武伊勢崎線の北越谷駅に整備される予定である。なお、令和3年度以降については、鉄道事業者の計画として39駅あるが、具体的な完成時期は決まっていない。
- 5 県では、バス路線を維持・確保するため、秩父地域や北部地域などの不採算となった、日常生活に必要な22のバス路線に対して補助を行っている。また、高齢者等の公共交通への潜在需要を喚起するため、路線バスの増便や延伸など増収につながるような取組について、バス事業者に対して補助を行っている。平成30年度は、小川町の路線、入間市の路線、加須市と久喜市を結ぶ路線、川島町と坂戸市を結ぶ路線の計4路線に対して補助を行った。さらに、高齢者の方などがバスを利用しやすくするため、ノンステップバスの導入経費をバス事業者に対して補助している。平成30年度は5事業者32車両に対して補助を行ったところである。

千葉委員

定住人口・交流人口の増加の取組例として北部地域の農業体験の回答があったが、行政報告書31ページには、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化事業という記載もある。オリンピック・パラリンピックとは関係なく各地域で取組が実施されていると考えてよいか。

地域政策課長

オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化事業と、定住人口・交流人口の増加は別々の地域で行われているものである。北部地域の農業体験は定住人口・交流人口増加の取組であるが、オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化事業は南西部地域で行われており、オリンピック・パラリンピックを体感できるようなまちづくりの取組を行なっている。例示として2種類のをここでは挙げている。

橋詰委員

- 1 行政報告書20ページの「5 ICTの利活用の推進」を見ると、電子申請・届出サービスの利用件数については5か年計画の目標値を前倒しで既に達成しているが、目標設定の考え方はどのようなものか。
- 2 行政報告書22ページの2の(1)の「ウ 九都県市首脳会議」について、マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組の具体的な内容や成果はどうなっているのか。
- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書29ページの「歳出」の第2款の第2項の第2目の「交通政策課」の1の(3)の「エ ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者に対して経費の一部を補助」について、内容をどのようなものか。また、次ページの2の(1)によると、当該補助金について不用額を生じたとあるが、見込みに対して実績が下回った理由は何か。
- 4 歳入歳出決算事項別明細書説明調書435ページの「歳出」の第2款の第1項の第1目の「出納総務課」の1の「(3) 自動車更新整備費」について伺う。公用車の集中管理車の台数は合計158台でよいか。また、そのうちリース車は何台あるのか。

情報システム課長

- 1 電子申請・届出サービスの利用件数は、平成30年度の時点で目標を大きく上回る約33万5,000件となっている。5か年計画策定時の目標設定の考え方は、平成25年度から平成27年度の3年間の平均値を基準に毎年度5,000件増加するものとして設定した。その後、急速に利用が進み現在に至っている。

企画総務課長

- 2 九都県市首脳会議では初めての取組であるため、まずは共通の認識を深めた。周知・啓発が大事であるため、意見交換会や講演会の開催、各都県市の取組の紹介やパネル展示などを行った。また、共同でポスターを作成し啓発を行った。

参事兼交通政策課長

- 3 この事業はユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者に対し、1台当たり60万円を補助するものである。平成30年度については、当初の計画では145台の導入を予定していたが、車両のマイナーチェンジやタクシー会社の都合により年度内の導入が間に合わなかったため、134台の導入となり、不用額が生じたものである。

出納総務課長

- 4 集中管理車は、平成30年度末で合計158台である。そのうち、リース車は9台である。

橋詰委員

- 1 電子申請・届出サービスの利用件数が大幅に増加した理由は何か。
- 2 今後もユニバーサルデザインタクシーについては普及を進めて行ってほしい。不用額が生じた理由はタクシー会社の都合とのことであったが、補助の要件が厳しいということはないのか。
- 3 現状の集中管理車158台は、稼働率などの指標に照らして適切な台数なのか。

情報システム課長

- 1 平成30年度の利用件数は平成29年度から約10万件と大幅に増加した。この大きな要因は、平成29年11月にシステムを更新したことである。それまでOSはWindows、ブラウザはインターネットエクスプローラーと限られたものしか使えなかったが、更新後のシステムでは、OSはiOSやAndroid、ブラウザはGoogle Chromeなどに対応することにより、使い勝手が大幅に向上したためと考えている。今後もユーザーの使い勝手を重視しながら、より良いサービスを提供できるようにしていきたい。

参事兼交通政策課長

- 2 昨年度は不用額が生じたため、今年度は途中の段階で随時に事業者の状況を確認しながら補助を行うこととした。予算を有効に活用できるよう取り組んでいきたい。

出納総務課長

- 3 集中管理車のうち、知事車、副知事車、共用車を除く貸出車の平成30年度の稼働率は66パーセントである。おおむね適正な状況にあると考えているが、引き続き、効率的な運用により稼働率の向上に努めていきたい。

細田委員

- 1 行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について伺う。ヘルプデスクAIの導入による業務の効率化について、具体的な数値ではどうなっているのか。また、AIということで単純な検索システムではないと認識しているが、回答データが蓄積されることで正答率が上がってくるということでのよいのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書28ページの「歳出」の第2款の第2項の第2目の「改革推進課」の2の(2)について、不用額が生じた理由としてヘルプデスクAI等に係る委託料で契約差金が生じたためとあるが、具体的な内容はどのようなものか。

改革推進課長

- 1 システム導入前後について、有人のヘルプデスクの電話の問合せ件数で比較すると、月平均で約8パーセント減少している。効果が最も高かった令和元年8月では約15パーセント減少するなど、問合せ対応業務の負担軽減につながっている。正答率については、稼働当初はQAデータが少なく問合せに対応した回答ができないなど、50パーセント程度であった。その後、QAデータを増やすなどの対応により、令和元年度には約70パーセントに向上した。今後も、正答率の向上に努めていく。なお、令和元年度末までに正答率を80パーセントとすることを目標にしている。
- 2 契約差金については、競争原理を導入し業者を募ったところ、生じたものである。ヘルプデスクAI予算額3,427万4,000円に対し、ヘルプデスクAIに係る契約

差金等を含め、32万1,000円の不用額となっている。

水村委員

- 1 行政報告書19ページの「1 総合行政の推進」を見ると、人口の社会増の維持について、全年齢では目標値を上回っているが、0から14歳は目標値を大きく下回っている。子育て世代の移住が進んでいないということだと思うが、どのように分析をしているのか。また、目標値達成のための取組をどのように行っているのか。
- 2 行政報告書37ページの(1)の「ア 鉄道事業者に対する要望」について伺う。西武鉄道については、どのような要望活動を行い、どのような進展があったのか。
- 3 行政報告書42ページの(4)の「コ 資金管理」について伺う。31ある基金については一括して運用し、約38億円の運用益を確保したとあるが、どのような運用を行ったのか。また、運用について、損が発生しないようなリスク管理はどのように行っているのか。さらに、38億円という運用益はここ数年の推移の中で多いのか少ないのか。

計画調整課長

- 1 子育て世代の移動が全国的に減少傾向にあり、0から14歳の絶対数も減少する中で、家族とともに本県に転入してくる子供の数も減少している。しかしながら、本県の0から14歳の転入超過数は千葉県に次ぐ全国2位の規模となっており、一定の成果が出ているものと考えている。今後の取組については、0から14歳の社会増維持のためには子育て世代をはじめとする若年層の移住を促進する必要があることから、引き続き多様な保育サービスの提供支援や子育て応援住宅の普及など、子育て環境の整備充実に取り組んでいく。また、地方創生推進交付金を活用し、移住促進のための相談対応やプロモーションを実施しているところである。今年度からは人口が減少している秩父や県北地域などでの就業や起業を促進するマッチングや支援にも取り組んでいる。さらに、子育て世代を対象とした移住体験などのプロモーションも展開している。今後も子育て世代を中心に移住促進のための取組に力を入れていく。

参事兼交通政策課長

- 2 西武鉄道など各鉄道事業者に対しては、毎年2月に輸送力の増強やスピードアップなどについて要望している。要望の成果の例としては、本年3月のダイヤ改正により、西武池袋線の特急について、池袋・所沢間の快速の所要時間が20分から19分に1分短縮し、スピードアップが図られた。また、一般の電車では、所沢発16時台以降の飯能行きが全て10両編成となり、混雑緩和が図られている。また、土休日については、朝、飯能発準急池袋行きが1本、小手指発21時台以降の下り飯能行きが3本増発されるなど、利便性の向上が図られている。

会計管理課長

- 3 31基金を一括運用することで、まとまった資金を運用し、運用効率を高めている。運用に当たっては、まず安全性を第一に流動性にも配慮しながら、低金利の環境下でも効率的な運用となるよう努めている。平成30年度における基金運用は、基金全体のおおむね37パーセントを定期預金などの預金運用で、63パーセントを地方債などの債券運用で行っている。リスク管理としては、預金運用については、証書借入をしてペイオフ対策がされている金融機関や、預金実績があり経営分析により健全性が高いと判断した金融機関に対して、主に途中解約でも元本が保証される大口定期預金で預入れをし

ている。経営分析については、外部有識者である県の公金管理アドバイザーからの助言を受けている。債券運用については、国債、政府保証債、地方債などで運用しており、元本割れのリスクのない債券で運用している。運用益の実績の推移については、行政報告書43ページに棒グラフを載せているが、平成30年度は38億3,600万円である。平成28年2月に日銀がマイナス金利政策を導入してからは市場金利が低下しているため、このままの金利が続くと、この水準の運用益を上げるのは厳しい状況になってくると考える。

柿沼委員

- 1 行政報告書21ページの1の「(1) 総合計画の推進」について伺う。県民満足度調査の結果について、平成30年度の平均満足度は56.7パーセントとのことだが、平成29年度の平均満足度58.2パーセントと比べると下がっている。その要因は何か。また、満足度を上げる対策は何かあるのか。さらに、調査項目によっては満足度と重要度の数値が大きくかい離しているが、その原因は何か。
- 2 行政報告書35ページの(1)の「ウ 見沼田圃の保全・活用・創造」について、見沼田圃の治水機能を保持しつつ農地等として土地利用を図ったこと、0.1ヘクタールを公有地化して見沼田圃の保全を図ったことが記載されているが、具体的にはどのような取組であり、どのような成果があったのか。
- 3 行政報告書38ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」の「転落防止設備が整備された鉄道駅(1日平均利用者数1万人以上)の割合の推移」のグラフを見ると、平成30年度は98.5パーセントでありほぼ達成されている状況である。今後、1日平均利用者数1万人以下の駅を含めて、どのように取り組んでいくのか。また、目標設定についてはどう考えているのか。

計画調整課長

- 1 本県の県民満足度56.7パーセントは、他県のほぼ同様の調査において満足度がおおむね30パーセント台から50パーセント台という中では、高い方に分類されると思われる。平成30年度の満足度が減少した原因としては、道路網などの社会基盤づくりやスポーツ・文化等の埼玉の魅力に関する項目の満足度が、平成29年度から大きく減少したことが挙げられる。これは、平成29年度には圏央道の県内区間開通や数々のスポーツイベントの開催によりこれらの項目の満足度が高く出ていたところ、平成30年度にはそういった社会的要因が少なかったこともあり、平均満足度も下がったものと見ている。対応としては、地道に施策を推進することと考えている。例えば、重要度が高いが満足度が低い子育て支援に係る項目や高齢者の健康関連項目に関しては、未婚の方への出会いの場づくりを行うことや健康長寿埼玉プロジェクトを推進することなどで対応していきたい。調査項目により満足度と重要度との間にかい離があるのは、質問の仕方が異なるからである。満足度は14項目それぞれについて回答するものだが、重要度は14項目のうち重要と思う上位3つの項目のみを回答するものであり、仕組み上、かい離が生じるものである。

土地水政策課長

- 2 県では、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」を策定し、その区域内では、農地、公園、緑地等を原則とする土地利用基準を定めている。また、これを担保するため、土地利用申出制度を設けている。平成30年度は県4件及び市58件を処理し、基本方

針に則した土地利用が図れたと考えている。また、公有地化事業については、この基準により土地利用が著しく制限される場合や、例えば農業者不在等で適正な管理が見込めない場合などに公有地化を進めている。公有地化した土地は、例えばNPO団体へ委託し体験農園として活用しており、平成30年度は約1,200人が参加し、一定の成果があったと考えている。

参事兼交通政策課長

- 3 平成30年度は、内方線付き点状ブロックの補助対象について、1日当たりの利用者数を1万人以上としていたが、今年度から3,000人以上に適用範囲を拡大した。利用者数が1万人未満の駅についても整備が進むよう鉄道事業者に働き掛けていきたい。

柿沼委員

満足度と重要度とのかい離の要因が質問の仕方にあるとのことだが、そうするとそもそも質問の仕方自体に問題があるのではないか。

計画調整課長

満足度と重要度はそれぞれ個別に活用するものであり、相互を比較するものではないことから、数値のかい離自体に大きな問題があるわけではないと認識している。

柿沼委員

比較の必要はないとのことだが、県ホームページに掲載されている調査結果のグラフでは、14項目ごとの重要度と満足度を比較している。これはどういうことか。

計画調整課長

満足度は、項目ごとに施策の達成度を見るのに対し、重要度は、県民の方々が14項目の中で何を重要に感じているかを見るものである。絶対値として比較するというのではなく、それぞれの項目の満足度と重要度の差を相対的に捉え、施策のPDCAサイクルに活用することに意味があると考えている。

武内委員

- 1 行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について伺う。RPAの導入については監査委員の意見書にも記載があり、年間2,257時間の作業時間の削減が図られたとのことだが、具体的に残業時間の削減や職員の状況などの成果はどうなっているのか。
- 2 ヘルプデスクAIの導入により、総務事務センターの電話問合せ件数が約8パーセント減ったとのことだが、QAデータのアップデート作業も含めて、実際に対応する職員はどの程度減少したのか。
- 3 行政報告書27ページの「(8)外部監査」について、予算額はどの程度か。また、包括外部監査の指摘・意見が県の施策に生かされていると思うが、今まで県の仕事や事業の在り方に大きく影響を与えたようなことはあるのか。さらに、監査委員の監査とはどのように違うのか。監査委員の監査は、当該年度の財務の適正さや予算の効率的執行などある意味内部的な見方であるが、外部監査は、外からの視点で見た場合にどうなのかというものだと認識している。しかし、これまでの包括外部監査のテーマを見ると、その辺がはっきりしていない。両者の違いについて明確に答弁願う。

改革推進課長

- 1 時間外の削減については、具体的に計算はできていない。なお、RPA導入により、勤勉手当の除算期間計算業務では年間934時間の作業時間が72時間に削減されたほか、通勤手当に係る自宅位置地図検索業務では年間434時間が114時間に削減されたなどの例がある。ただし、入力やメンテナンスに掛かる時間は考慮されていない。今後、時間外勤務がどの程度減少したか、具体的に調査し検証していく。
- 2 導入前の平成29年11月から平成30年8月までの電話問合せ件数は2万66件であったが、導入翌年の同時期には1万8,527件となり、約8パーセント減少している。一番問合せの多かった平成30年8月と令和元年8月の比較では、1,318件から1,120件へと約15パーセント減少している。一方で、まだ1,000件以上の問合せがあり、対応職員の減少にまでは至っていない。
- 3 予算額は1,900万円である。指摘等については、担当部局に報告され、業務に生かされている。外部監査は、包括外部監査人にテーマを絞っていただき、客観的に外部の第三者の目から見ていただいているところが、監査委員の監査との違いである。

武内委員

- 1 ヘルプデスクAIの導入により、問合せ対応に係る人数は変わったのか。今は何人なのか。
- 2 包括外部監査について曖昧な答弁だったが、余り効果がなかったということによいのか。また、監査委員の監査との違いもやはりよく分からない。包括外部監査は、1年掛かりで詳細かつ膨大な資料を作成して実施しているが、もう少し的を絞って進めるのがよいのではないか。それも含めて答弁願う。

改革推進課長

- 1 情報システム課については、8人の体制で変わっていない。
- 2 平成29年度でいえば、情報管理台帳の登録が不正確であるなど、情報管理システムに関して指摘を頂いた。これに対し、情報システム管理台帳整備要領を定め、適切な情報管理の登録等について改正がなされた。このように包括外部監査については特定のテーマについて監査を行い、それにより事務の改善がなされていることから、一定の効果があると認識している。

平松委員

- 1 行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について、今後、RPAの導入を拡大することだが、OCRプラスRPAといった取組はあったのか。スマート県庁を進めるのであれば、OCRを使わずに済むという取組も必要だと思うが、この点について基本的な考え方を伺いたい。
- 2 行政報告書24ページの「(2)スマート県庁の推進」について、テレワークのサテライトオフィスを5か所増設したとのことだが、現状の利用者の実績はどうなっているのか。また、テレワークの定義としては、場所の制約なく働けるということだと思うが、サテライトオフィスの推進では本来の意味とは異なるのではないか。今後のテレワークの推進についての基本的な考え方はどのようなものか。
- 3 今後、テレワークを進めていく上で、情報漏えい対策として端末に一切データが残らないシンクライアントを導入することが重要と考えるが、今後の基本的な考え方はどのようなものか。

改革推進課長

- 1 今年度から、紙媒体を電子データに読み替えることでRPAに活用できる幅も広がることを受け、RPAプラスOCRの活用にも取り組んでいる。OCRが不要になるとの考えについては、電子ではなく紙による申請等を選択する県民もまだ多い状況がある。今後、改善が進むと思うが、紙の情報を読み取って電子化するOCRの取組は、現時点においては、一定の効果があるものと考えている。
- 2 サテライトオフィスは現在16か所あり、県庁LANに接続したパソコンでのファイルサーバーへのアクセスなど、職場と同じ環境で業務を行うことができる。実績としては、令和元年度の7月22日から9月6日にかけて実験的に実施したテレワーク・デイズに合わせて、育休の取得や介護などを行う職員に参加を呼び掛けたところ、193人の参加があった。
- 3 今後、テレワークを推進するに当たり、在宅勤務も重要と考える。テレワーク・デイズで在宅勤務を試行した際には、県庁のサーバーにあるシステムと画面情報のみをやり取りする仮想デスクトップ、いわゆるVDIという仕組みを利用した。このVDIは、自宅等のパソコンに仕事で使用したデータが保存されず、セキュリティが高く、いわゆるシンクライアントの状態が実現できている。このような仕組みを使いながら、セキュリティの確保に努めていく。

平松委員

- 1 県民の状況に合わせる必要はあるが、スマート県庁を本気で進めていくために、そもそもOCRを使用しなくてもよいという認識は持っているのか。
- 2 サテライトオフィスは、本来のテレワークの定義と異なるのではないかと思うが、今後、どのような考えで進めるのか。

企画財政部長

- 1 全て電子データで扱うようにすれば、OCRを使わなくてもよくなるのは確かである。しかし、現在のいろいろな手続においては、過去のデータにどうしても紙ベースのものが残っている。このようなものはしっかりと電子化していくとともに、今後は、電子データを前提に効率的なシステムを構築していくというのが基本的な考え方である。
- 2 テレワークの場合いろいろな働き方があるが、サテライトではどうしても場所の制約がある。今後は、段階的にはあるが、場所の制約から離れた新しい働き方、より効率的な働き方を目指していく。

秋山委員

- 1 行政報告書20ページの「10 交通網の整備促進」について、ホームドアの設置駅数は、平成27年度末の10駅から平成30年度末の15駅に増えている。しかし、同報告書37ページの(1)の「エ 駅ホームの転落防止対策」を見ると、平成30年度は6市に対し7駅の経費の一部を助成したとある。数が一致していないが、どのように理解すればよいのか。
- 2 行政報告書22ページの3の「(2) 市町村への権限移譲」及び資料18「市町村への権限移譲の状況について」について、157事務と多くの事務が移譲されているが、移譲した市町村への人員体制への支援は適切に行われているのか。また、仮に移譲した事務を市町村ができなくなった場合、県が引き受けるのか。
- 3 行政報告書30ページの「(12) マイナンバー制度への着実な対応」に関連して伺

う。本県のマイナンバーカードの交付率は全国と比べてどうなっているのか。また、これまでに県がマイナンバー関連で支出した費用は幾らか。さらに、今後、マイナンバーカードについては、どういったところに力を入れていくのか。

- 4 行政報告書39ページの(2)の「ウ ニューシャトル(埼玉新都市交通伊奈線)」について伺う。平成30年度において、同社に対し県は財政的支援を行ったのか。同社の経営状況の資料を頂いているが、貸借対照表によると、別途積立金は約18億6,200万円となっている。これを40億円まで積み立てないと通学定期の運賃を引き下げられないと聞いたが、同社に対し、県は財政的支援を行うつもりはないのか。
- 5 行政報告書40ページの「(1) 明るい選挙の啓発」について伺う。高齢者等の中には、病院に入院していて投票できない人や歩けなくて投票できないという人もいる。期日前投票所も含めて、県として投票所を増やす取組ができないのか。

参事兼交通政策課長

- 1 ホームドアの設置については時間がかかるものである。駅のホームの補強工事などが必要となるとともに、終電から始発までの限られた時間しか工事ができないことから、複数年にわたる工事になってしまう。このため、資料の数値は、平成30年度に補助した駅数を示しており、継続して工事をしているものも含まれている。
- 4 平成30年度は、同社に対し経営に関する財政的支援は行っていない。ただし、バリアフリー化を進めるために、伊奈町が伊奈中央駅にエレベーターを設置する際に、県として支援した実績はある。同社は、沿線自治体とJR東日本からの財政的支援によらない、自立した経営を目指している。同社は老朽化した設備の更新を行うため、過去に県市町とJR東日本から支援を受けた金額の相当額約40億円を内部留保する予定と聞いている。鉄道事業は運賃収入等による経営が基本であり、運賃の値下げのために財政的支援を行うことは好ましくないと考えている。

地域政策課長

- 2 人員体制の支援については、移譲の前段階において市町村向けの事前研修などを行っている。後段階では、相談対応や実地支援、県職員の派遣などを行っている。市町村に移譲した事務を県が引き受けた事例はない。毎年7月から8月にかけて、移譲した事務も含めて市町村と意見交換を実施している。この意見交換の中で課題についてもヒアリングし、適切に対応していく。

情報システム課長

- 3 マイナンバーカードの交付率は、令和元年9月末現在で本県は13.8パーセント、全国平均で14.1パーセントとなっている。県では、初期費用で約3億8,000万円、運用経費は平均で年間約3,200万円と試算しており、平成30年度までに約4億2,500万円を支出している。今後、マイナンバーカードの取得促進が必要と考える。例えば、市町村によっては、市民祭り等でマイナンバーカードをお持ちの方を無料にするなどの工夫をしているので、県ではこうした先進的な取組を他の市町村に情報提供したり、県政出前講座で制度の内容を丁寧に案内するなどして取得促進を図っていく。

市町村課長

- 5 投票所については、市町村の事務であることから、各市町村に適切な増設をお願いしている。期日前投票所については、知事選と比較すると、平成27年の145か所から

令和元年には175か所と30か所増加した。また、病院や老人ホーム等のうち、おおむね50床以上で、県選管が指定した不在者投票指定施設では、施設内で不在者投票を行うことができる。県選管では各施設に対して制度の周知をしつつ、指定の要望をお願いしている。不在者投票所は、令和元年現在、病院では303施設で指定率は65.2パーセント、老人ホームでは404施設で指定率は47.8パーセント、身体障害者支援施設等も加えた指定施設の合計では724施設で指定率は54.1パーセントとなっている。

秋山委員

駅のホームドアについて、平成30年度に設置された駅はどこか。また、ホームドアの設置要望が各自治体からどれくらい挙げられているのか。さらに、令和3年度までの目標値にある33駅は、具体的な駅が決まっているのか。

参事兼交通政策課長

平成30年度に設置された駅は2駅であり、一つは東武鉄道の朝霞駅である。また、政令市のさいたま市内ということで県の補助対象ではないが、南浦和駅にも設置された。目標数値の33駅については、具体的な駅は決まっていない。県の5か年計画の目標値として決めており、この目標値に近づけるように鉄道事業者に働き掛けていく。

秋山委員

自治体からの要望との関係であるが、この目標値である33駅を上回るのかという比較がしたかったので、自治体からの要望数を教えてほしい。

参事兼交通政策課長

自治体からの要望は、具体的に言われている自治体もあるが、そうでない自治体もあり、要望数という形ではまとめていない。

【説明者】

知久清志福祉部長、山崎達也地域包括ケア局長、沢辺範男福祉部副部長、
細野正少子化対策局長、西村朗福祉政策課長、和泉芳広社会福祉課長、
縄田敬子地域包括ケア課長、金子直史高齢者福祉課長、村瀬泰彦障害者福祉推進課長、
黛昭則障害者支援課長、渡辺千津子福祉監査課長、岸田京子少子政策課長、
岩崎寿美子こども安全課長

【発言】

逢澤委員

- 1 行政報告書148ページの(3)の「ア 保育所等の整備促進」について、民間保育所と幼保連携型認定こども園の整備を進めているとのことだが、私立幼稚園が認定こども園に移行した割合はどれくらいか。
- 2 行政報告書148ページの(3)の「イ 保育人材の確保・定着支援」について、多様な保育人材を確保するため770人の就職を支援したとあるが、一方で、平成30年度の保育士の離職者数はどれくらいか。
- 3 行政報告書160ページの(2)の「ケ 高次脳機能障害者支援体制の整備」について、平成30年度の相談件数が6,000件を超えているが、どのような相談があったのか。また、市町村によってはこの障害への理解にばらつきがあると聞いているが、市町村への働き掛けはどのようなことを行ってきたのか。
- 4 行政報告書161ページの(2)の「コ 発達障害者支援体制の整備」について伺う。保育所や幼稚園の関係者からは、早期発見、親の認識、適切な対応が障害の度合いを軽減できるというような話を聞いたことがある。平成30年度は、保育所・幼稚園等での発達支援サポーターの養成実績が868人となっているが、保育士、幼稚園教諭全体に対して、現在どれくらいのサポーターがいるのか。
- 5 行政報告書167ページの「(3) 社会福祉施設等の指導監査」について、指摘件数が4,000件を超えているが、主にどのような指摘内容であったのか。また、どのように改善させたのか。

少子政策課長

- 1 平成30年の認定こども園は93か所であった。平成27年度の私立幼稚園は496園あり、平成30年度の学校法人立の認定こども園が76園あるので、496園のうち学校法人立の幼稚園が認定こども園に移行したと仮定すると、約15パーセント程度となる。
- 2 保育士の就職を支援した770人のうち、離職率がどれくらいかは把握していない。全体の離職率については、平成29年10月1日から平成30年9月30日の1年間に県内の保育所に勤務していた正規職員の保育士において、14.3パーセント、2,503人が離職していると県の調査で把握している。

障害者福祉推進課長

- 3 平成30年度の相談件数は6,367件であるが、相談内容で一番多いのが「訓練」に関する事で2,048件、2番目は「生活の仕方や生き方への対応」に関する事

で1, 654件、3番目は「医療機関の紹介」に関することで886件となっている。市町村に対する働き掛けについては、県総合リハビリテーションセンターで関係機関の職員に対する研修を行っている。平成30年度は、市町村等の職員を対象とした研修を9月4日と9月11日の2日間実施し、155人が参加した。

- 4 平成30年度は、保育士、幼稚園教諭等868人を発達支援サポーターとして養成した。これまでの累計では8, 589人養成している。全体に対する比率は手元に数字がないが、県内の各保育所、幼稚園において発達支援サポーターを3人確保できるように、退職者の補充も含めて養成を行っている。

福祉監査課長

- 5 老人福祉施設については、日常生活費を一律徴収するなど取扱いが不適切であるもの、職員に対する給与や手当の支給が法人の定める規定と一致していないものなどである。障害福祉サービス事業所については、用途を変更した部屋の届出がなされていないもの、給付費の加算に係る要件が満たされていないものなどである。介護事業所については、利用契約書や重要事項説明書の内容が不十分なもの、個別支援計画に必要な記載がないものなどである。改善状況の確認は、改善事項を文書で通知し、おおむね1か月後に改善の内容が分かる資料を添付させた報告を求めて行っている。指摘事項が多いなど改善事項を実地で確認する必要がある場合には、実地で追指導を行っている。また、指導事項に対する改善に積極的に取り組んでいただけるよう、必要に応じて法人の理事長等を呼び出して指導を行っている。

逢澤委員

- 1 保育士については、770人を確保した一方で2, 503人が離職したとのことだが、離職が多い理由は何か。また、離職率を下げするため、賃金面を含め、どのような取組を実施していくのか。
- 2 社会福祉施設等への指導監査について、指摘が多いところには、1回だけではなく何回か改善状況を確認していくことが必要だと考えるがどうか。

少子政策課長

- 1 離職する理由としては、賃金面の問題があり、公定価格が一番の問題である。特に、地域区分に大きな差があることが問題であり、適切な水準を設定するようあらゆる機会を通じて国に見直しを働き掛けていく。また、宿舎借上補助事業においては、県も負担して保育士の処遇改善に取り組んでいる。さらに、保育士の負担軽減のため、保育補助者や子育て経験者などを活用していく取組への支援を進めていくほか、トップの意識も重要であることから、意識を変えていくために管理者向けセミナーも実施していく。

福祉監査課長

- 2 県が所管する施設・事業所は約9, 000か所あり、実地指導はおおむね3年に1回実施している。実地指導の際にはしっかり確認し指導している。指摘事項が多い施設・事業所については、毎年度、実地指導を行ったり、年度内の追指導を行うこともある。また、県民から苦情や相談があれば、随時に現場を確認し、指導を行っている。

渡辺委員

- 1 行政報告書142ページの「4 子供の保護と自立支援のための環境づくり」の表に

ある里親等委託率については、国が目標に3分の1を掲げている一方で、県の目標値は令和3年度までに23.0パーセントとなっているが、このかい離の理由は何か。

- 2 行政報告書142ページの「5 ひとり親家庭に対する支援の推進」について伺う。ひとり親家庭になる前段階での経済的な困窮の程度を抑制するような取組については、どのように考えているのか。
- 3 行政報告書149ページの(3)の「エ 保育需要多様化への対応」について、シッター利用に対する助成は行っているのか。
- 4 行政報告書152ページの「(3) 里親制度の普及・充実」について伺う。普及のための広報を行うに当たってはターゲティングが重要であると考えますが、里親になる人の属性的な特徴や、不妊治療歴の有無などは把握しているのか。また、それを踏まえてどのように制度の普及啓発を行っているのか。
- 5 行政報告書の157ページの「(9) 介護人材確保対策の推進」について伺う。介護人材の確保及び定着のため、どのような取組を行い、どのような成果が得られたのか。

こども安全課長

- 1 要保護児童については、虐待経験のある児童等が6割を超えるなどケアニーズの高い児童が多く、里親委託を進めることが難しい状況である。また、里親委託は実親の同意が必要となるが、その同意を得ることも難しい状況である。こうしたことから、里親委託を急速に増やすことは困難である。
- 4 登録している里親の約7割の方が、不妊治療を経て里親登録している。そのため、妊娠検査薬を販売しているドラッグストアを中心にリーフレットを配布するなど、属性に合わせたPRを行っている。

少子政策課長

- 2 ひとり親家庭が経済的に困窮する要因として、養育費がしっかりもらえていないということがある。養育費というのは経済的、社会的に自立していない子供を養育する費用であるため、書面で残すことが重要である。そこで、国が作成した養育費に関するリーフレットを市町村の窓口を通じて配布し、活用していただくよう市町村へ周知している。
- 3 シッターの利用については、直接的に助成しているものはないが、10月から始まった保育無償化の中で、ベビーシッター代は無償化の対象となっている。また、県の事業の多子世帯応援クーポンでベビーシッターを利用することも可能である。

高齢者福祉課長

- 5 県では、平成25年度から関係団体と連携し、「介護職員しっかり応援プロジェクト」を立ち上げ、介護人材の確保、定着及びイメージアップを推進してきた。例えば、確保については、介護の仕事に従事していない方を対象に研修を受けていただくとともに、施設等とのマッチングを行っており、平成30年度は約300名が就労した。定着については、介護福祉士の合格者に対して、受験要件となる実務者研修の受講料の一部を助成して介護職員のスキルアップを図っており、平成30年度は約200名の方を支援した。イメージアップについては、現場の第一線で働いている介護職員を高校や大学へ派遣し、介護の魅力を伝えていただいている。平成30年度は、介護職員30名で編成して132回派遣し、延べ5,254名に対して介護の仕事の魅力をPRした。参加者からは、「介護のイメージが変わった」、「自分も福祉の仕事に就きたいと思った」などの声を頂いている。

山根委員

- 1 行政報告書148ページの(2)の「ウ 多子世帯応援クーポン事業」について、9,030世帯に配布し、7,994世帯が利用したとあるが、金額ベースでの利用率はどのくらいか。
- 2 行政報告書148ページの(3)の「イ 保育人材の確保・定着支援」について、県内保育士7,251名を対象としたキャリアアップ研修の実施などで質の向上を図ったとあるが、その中で処遇改善につながった人数はどれくらいなのか。
- 3 行政報告書150ページの(5)の「ア 児童相談所業務の推進」の表に相談内容ごとの件数が記載されているが、性的虐待に関する相談はどこに分類されるのか。また、何件あるのか。
- 4 行政報告書151ページの(6)の「ア 児童虐待防止のための相談体制の強化」について伺う。表に児童相談所への通告や休日夜間通報ダイヤルによる通報の受付件数が記載されているが、このうち性的虐待は何件あるのか。また、どこからの通告や通報なのか。
- 5 行政報告書151ページから152ページの「(1) 児童自立支援施設における自立支援」の埼玉学園の退所状況の表において、措置変更及びその他とは、それぞれどのような状態なのか。
- 6 行政報告書161ページの(2)の「コ 発達障害者支援体制の整備」について、相談や関係機関に対する研修、情報提供等を行う発達障害者支援センターの運営を社会福祉法人けやきの郷へ委託したとのことだが、平成30年度に受けた2,367件の相談の主な内容は何か。また、どのように対応したのか。さらに、同センターは、今月の台風第19号で決壊した越辺川に隣接しており、大きな被害を受けている。相談体制の継続についてどう考えているのか。あわせて、県としてどのように支援していくのか。

少子政策課長

- 1 平成30年度にクーポンを利用した7,994世帯の平均利用額は1万9,434円であり、2万円分のクーポンを配付しているため、かなり使用されている状況である。
- 2 平成30年度に処遇改善等加算Ⅱを受けた人数は1万483人である。前年度と比較して2,690人の増加となっている。

こども安全課長

- 3 表の養護相談に児童虐待に関する相談が含まれており、この児童虐待の中に性的虐待が含まれる。
- 4 児童相談所への通告件数の中で性的虐待に関するものは110件である。休日夜間ダイヤルへの通報件数の中で性的虐待に関するものは20件である。どこからの通告、通報なのかは分からないが、虐待を受けた児童から相談を受けた家族や学校によるものと推測できる。
- 5 措置変更の8名は、埼玉学園を退所し、児童養護施設やファミリーホームに変更した児童の人数である。その他の1名は障害者グループホームに入所した児童の人数である。

委員長

発達障害者支援センターの台風被害に関する質疑は、平成30年度決算審査の範囲外であるため、執行部においては山根委員に個別に回答願う。

障害者福祉推進課長

- 6 発達障害者支援センターへの相談件数は2,367件であるが、内容別にすると全部で3,494件の相談があった。このうち、子育て・家庭生活に関する悩みごとの相談が1,270件、就労に関する相談が500件、各種情報、例えば医療機関の紹介などが465件、発達障害の心配や疑いに関する相談が426件などとなっている。対応状況については、電話等の相談を受けてその場で情報提供や内容を聞いてアドバイスすることで対応が終わったものが6割程度、地域の相談支援事業所や医療機関など他機関を紹介したものが2割程度、残りの2割程度はその後引き続き相談対応したものである。相談の中には非常に複雑、困難な案件もあり、関係機関と密接に連携を取りながら、課題を整理して最終的に解決に向かうよう関係機関につないでいくという対応を行っている。

山根委員

- 1 児童は、性的虐待についてどこに相談してよいか分からないと思う。本人は家族には相談できないので、相談できる場所を見つけられるように広報はどのように工夫しているのか。
- 2 埼玉学園では、自立に向けてどのような支援を行っているのか。また平均的な入所期間は何年程度なのか。

こども安全課長

- 1 性的虐待を受けた子供が相談しやすいように、性的虐待に関するリーフレットを作成し、学校へ配布して周知を図ってきた。また、全国児童相談所共通ダイヤルの189や虐待禁止条例に基づく#7171を周知している。子供の様々な悩みについて電話相談を受ける子どもスマイルネットのチラシやカードを配布し、子供一人一人に相談窓口が分かるよう工夫している。
- 2 自立に向けた支援で一番大切なことは生活指導である。埼玉学園では夫婦の職員が住み込みで勤務し、児童と寝食を共にしながら生活指導をしている。また、学園内に上尾市立の小中学校の分教室・分校を設置しており学習面できめ細かな指導を行っている。就職を希望する児童に対しては、職員が企業を訪問し、実習先や就職先の確保を図っている。また、昨年度退所した児童の平均入所期間は約2年である。

柿沼委員

- 1 行政報告書142ページの「4 子供の保護と自立支援のための環境づくり」の表にある児童養護施設退所児童の大学等進学率について伺う。令和3年度の目標が27.0パーセントであるのに対して、平成30年度の実績は24.3パーセントであり、順調に進んでいると評価できるが、具体的な施策の内容及びその効果はどうなっているのか。また、養護を必要とする子供が急増していることを踏まえ、最終的な目標値についてはどのように捉えているのか。
- 2 行政報告書144ページから145ページの2の「(1)生活保護の適正実施」の「埼玉県の保護人員数及び保護率の推移」の表を見ると、平成30年度の生活保護人員数及び保護率はほぼ横ばいである。生活保護の実態においては、働けるのに働かず不正受給をする者もいるが、本当に保護を受けなければならない方とどのように区別して適正な実施を図っているのか。
- 3 行政報告書145ページの「(2)生活困窮者対策の推進」について、県が実施する町

村部の自立相談支援、就労支援及び学習支援の具体策及び成果はどうなっているのか。また、それらの支援について市にはどのように指導しているのか。

こども安全課長

- 1 児童養護施設退所児童の大学等進学率は、毎年、児童数が変わることから上下するが、傾向としては徐々に伸びており順調と考えている。進学者については、退所後の生活支援に取り組んでいる。具体的には、アパートを低額で提供し、生活支援を行っている。県内4か所でアパートを借り上げ、県社会福祉士会に委託し、週末に悩みを聞いたり、携帯のメールやLINEなどで社会福祉士会の支援員とつながり、日常の悩みや不安を聞いている。また、経済的な支援として貸付制度を行っている。家賃相当額、生活費の支援、資格取得の支援を行っている。家賃支援については月約4万5,000円、生活支援については月約5万円の支援をしている。貸付けは、大学卒業後5年間就業すれば返還が免除になる。これらの取組を通して退所者の大学進学率を上げていく。一般家庭と最もかい離しているのが大学等進学率であるため、この進学率を上げていくことが子供たちの公平な生活のスタートにつながるため、今後も進学率向上の取組に力を入れていく。

社会福祉課長

- 2 生活保護の要件として、働く能力がある方は、その能力を最低限度の生活の維持のために活用してもらうことになる。働く能力があるかどうかは、本人の生活歴や病状調査などから福祉事務所が判断する。働く能力があると判断された方には、その方の経歴や能力に応じてケースワーカーや就労支援員が就労指導や支援を行う。働く能力があるにもかかわらず、求職活動を行わない場合には懇切丁寧に指導や支援を行い、その上でなお求職活動などを行わない場合は、生活保護法に基づき文書指導を行い、場合によっては生活保護の停止や廃止を行う。県としては、適正な保護の実施が確保されるよう、研修会や監査などを通じて福祉事務所を指導及び支援していく。
- 3 具体策としては、住宅への入居支援や、障害基礎年金など他の法律や施策の活用などの相談支援を行っている。また、働くことが可能であれば就労支援も行う。例えば、求人情報の見方や履歴書の書き方、面接の受け方などのアドバイス、ハローワークへの同行などを行う。直ちに就職することが困難な方については、就労に向けた技能講習の受講による職業能力の獲得や就労体験、セミナーへの参加による生活習慣改善など、必要なアドバイスを行う。学習支援では、学習教室を開設するとともに、教室に通えない子供に対しては家庭訪問などの支援を行っている。成果として、県が実施している町村部の実績は、就労支援については平成30年度に329人を支援して169人が就職、困窮世帯では159人を支援して68人が就職している。また、学習支援については、町村部の中学生教室11教室で参加者数は260人、うち中学3年生が108人で進学率は100パーセントとなっている。さらに、市への指導としては、例えば研修会などを開催し、事例の紹介、困難事例の検討、専門研修として発達障害者支援研修や法テラスと連携した研修を行い、レベルアップを図っている。

柿沼委員

- 1 貸付けについて、5年間の就業の確認はどのように行っているのか。また、就業できなかった場合はどうなるのか。事例はあるのか。
- 2 平成30年度において、就労指導に従わずに生活保護の停止や廃止を行った件数は何

件か。

こども安全課長

- 1 貸付事業の運営は県社会福祉協議会が行っている。就職先からの勤務証明により就業の確認を行っている。平成28年から開始した事業なので、就職後5年を経過した例はまだない。大学を中退しても就職をすれば免除となるので、就業できなかった場合の対応方法について考えていきたい。

社会福祉課長

- 2 さいたま市を除く県全体で、停止が7件、廃止が11件であった。

橋詰委員

- 1 行政報告書151ページの(6)の「ウ 虐待の通告、通報、届出及び相談を行いやすい環境の整備」について、児童・高齢者・障害者の各虐待ごとの「虐待通報ダイヤル#7171」の通報件数は何件か。
- 2 行政報告書152ページの「(3) 里親制度の普及・充実」について、里親入門講座の参加者が前年度から32パーセント増加したとあるが、どのような取組を行ったのか。
- 3 行政報告書157ページの(6)の「ア 認知症ケアの支援」によると、認知症サポーターの養成を行ったとある。この制度の普及事業は各市町村で進めていると思うが、平成30年度は県全体で認知症サポーターはどのくらい増えたのか。また、ここ2、3年の人数のトレンドはどうなっているのか。
- 4 行政報告書165ページの(1)の「イ 手話講習会等の開催」について伺う。県では手話言語条例をいち早く制定し、各市町村でも条例の制定が広まっている。このような状況の中、平成30年度においては県内4地域を巡る手話普及リレーキャンペーンを開催したほか、職員向けなどの講習会を開催していると思うが、手話普及リレーキャンペーンでは何人の受講があったのか。

福祉政策課長

- 1 #7171を開設した昨年10月1日から今年8月末までに、児童154件、高齢者177件、障害者160件の合計491件の通報があった。

こども安全課長

- 2 従来から里親入門講座の周知に取り組んできたが、新たな取組として、駅周辺への里親入門講座のポスター掲示や、地域の福祉まつり等のイベントでリーフレットを配布してPRを行った。また、地域の自治会へ入門講座のチラシを配布し、回覧版により周知を行った。

地域包括ケア課長

- 3 平成30年度に新たに認知症サポーター養成講座を受けた方は6万4,784人である。累計の受講者数は、平成30年度末で46万6,216人である。最近のトレンドであるが、平成27年度から毎年6万人を超える養成を進めており、令和2年度末に累計で56万人にすることを目標に養成を進めているところである。

障害者福祉推進課長

- 4 手話普及リレーキャンペーンは県内4市で開催し、合計1,278人の受講があった。このほか、県内4市において、県民向けの手話講習会を開催している。また、県職員や新規採用職員向けの手話講習会も開催している。

橋詰委員

- 1 #7171についてはまだまだこれからだと思うが、児相共通ダイヤル189と比べても件数が少ない。どのような形で周知やPRを行ってきたのか。
- 2 認知症サポーター養成講座については、更に進んで実践講座を行っている市町村もあるかと思うが、県としてはどのようなサポートを行っていくのか。

福祉政策課長

- 1 #7171は始まったばかりなので、県民への周知が重要と考えている。本年度は7月を虐待ゼロ推進月間として、主要駅でチラシやリーフレットを配布するとともに、駅等でのポスターの掲示、彩の国だよりでの周知など、様々なツールを活用して周知に取り組んでいる。

地域包括ケア課長

- 2 現在、市町村でフォローアップ講座を実施しているところは44市町村となっている。まだ全市町村で実施できていないので、未実施の市町村には働き掛けていきたい。また、県でもサポーターの活動支援として、平成30年度は、回想法という活動のツールに関する研修を実施し、実際に施設等でボランティア活動をしていただく取組をしている。さらに、県のインターネットサイトである「オレンジ広場」には、ボランティア情報なども載せており、実際に講習を受けて活躍したい方の活動につなげていければと考えている。

水村委員

行政報告書149ページの(3)の「キ 放課後児童対策事業の推進」について伺う。放課後児童クラブ数は増えてきているが、いまだ大規模クラブがあるように聞く。現在の県内の大規模クラブの施設数と全体に占める割合はどうなっているのか。また、大規模クラブ数の多寡には地域差があると聞くが、資料13「学童保育所（放課後児童クラブ）について」7ページの「④放課後児童クラブ運営基準適合状況」を見ても、100パーセントの市町村から10パーセント台の市町村まで幅広くなっている。なぜ地域差が発生しているのか。さらに、大規模クラブの是正及び待機児童解消に向けてどのような取組を行ってきたのか。

少子政策課長

登録児童71人以上の放課後児童クラブを大規模クラブとしてカウントしている。本年5月時点で、クラブ数1,774か所のうち大規模クラブは13市2町4か所であるが、昨年度に比べ7か所減少している。待機児童を多く発生させることより少しでも多くの児童を受け入れたいことから、待機児童の多い地域で大規模クラブが多くなる傾向にある。国では、適正規模とされる40人のクラブの補助単価が一番高くなる仕組みを設けているが、県でも大規模クラブがある市町村を個別に訪問して大規模クラブの解消を働き掛けたり、解消計画を提出してもらうなど、解消に向けて取り組んでいる。

平松委員

- 1 行政報告書141ページの「2 安全で安心して暮らせる社会保障の推進」の生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率の表を見ると、平成30年度の実績が47.8パーセントとなっているが、平成30年度のKPIはどうか。また、そもそも60パーセントという目標値はどのような根拠で定めたのか。
- 2 資料11「生活保護について」の6ページの「⑥ 生活保護受給者チャレンジ支援事業の実施状況と実績」の学習支援によると、学習教室を114か所設置して高校進学支援を行っているが、地域的に偏りなく配置できているのか。また、対象となる生徒の参加率はどのくらいなのか。
- 3 行政報告書141ページの「3 子供を安心して生み育てる希望の実現」について、利用者支援事業基本型の設置の現状はどうなっているのか。
- 4 行政報告書144ページの「2 安全で安心して暮らせる社会保障の実現」について伺う。平成30年度は、子供の貧困についての実態調査を県立大学と協力して実施しているが、どのような傾向があったのか。
- 5 行政報告書148ページの(3)の「イ 保育人材の確保・定着支援」について伺う。保育士の充足状況について、どのような認識を持っているのか。
- 6 行政報告書の157ページの「(6) 認知症施策の推進」について、軽度認知障害、MCI段階での取組が有効という話があるが、その観点での取組を進めているのか。
- 7 資料14「児童相談所の業務について」の3ページの「③一時保護所の状況」について、一時保護が必要な児童に対する一時保護所の充足状況はどうなっているのか。

社会福祉課長

- 1 平成30年度のKPIは48パーセントという目標を設定している。実績が47.8パーセントであるので、ほぼ目標を達成していると考えている。この目標値の根拠は、文部科学省の調査において、一般家庭の中学3年生の通塾率が約6割であったことによる。年度ごとに4パーセントずつ上げて、目標値の60パーセントを達成しようという考えから、KPIを定めたものである。
- 2 中学生教室は全市で開催されているため、全県的に偏りなく配置できている。県が実施している町村部では、教室設置場所については、例えば、比企郡でいうと坂戸市、東松山市、小川町など交通の便が良く、他町村からも通いやすい場所となっている。また、通えない子供に対しては、学習支援員が家庭訪問を行い支援している。対象生徒の参加率について、生活保護世帯の人数は算出できるが、生活困窮者世帯の人数は算出できていない。生活困窮世帯については、特に収入要件、所得要件が明確に決まっておらず、また、経済的困窮だけではなく様々な生活上の課題を複合的に抱える人なども含まれ、定義が非常に抽象的であるため、全体の対象者数は算出できない現状である。

少子政策課長

- 3 利用者支援事業は、地域子育て支援拠点など子育て世帯に身近な場所で相談を受け、利用者が必要とする地域の様々な事業や施設を紹介し、円滑な利用につなげている。例えば、虐待リスクを抱えた家庭からの相談については児童相談所などの関係機関につなぐほか、一時預かりなど育児負担の軽減や経済的な支援など個別ニーズに応じて関係機関につないでおり、リスク軽減に貢献できると考えている。基本型は県内35市町55か所で実施している。
- 4 昨年度、県が県立大学と連携し「子供の生活に関する実態調査」を実施した。OEC

Dが示す貧困線を軸に、一定の所得水準を下回る層と、公共料金が支払えない経験がある世帯などを生活困難層と位置付けて調査した。その結果、県内では9.3パーセントが生活困難層に該当している。国が示す基準とは異なるので一概には比較できないが、県内では約1割の世帯が厳しい状況にあることが明らかになった。世帯類型別では母子世帯で39.4パーセントとなっており、一般を大きく上回っている。

- 5 保育団体や市町村などから保育士の確保が難しいとの話を頂いているが、保育士が確保できずに新しく保育所を開所することができなかったといったところはない。一方、保育サービスの受入枠を増やしているところであり、保育士確保に努めていきたい。今年度、新たに7,000人分の保育サービス受入枠を拡大すると、約1,600人の保育士が必要になると考えている。引き続き、定着支援も含め、新卒保育士の確保や潜在保育士の掘り起こしなど粘り強く取り組んでいきたい。

地域包括ケア課長

- 6 軽度認知症であるMCIと診断された方がアルツハイマー型認知症へ進む確率は、一般の方より高いと言われており、早期に取組を進めることが重要であるが、現在のところエビデンスのある対処方法は確立されていない。運動不足や生活習慣病の悪化、社会参加が減って社会的な孤立になると認知症に進む割合が高いと言われていたので、生活支援や介護予防の場に積極的に参加してもらえるような取組を進め、MCIになられた方も進行が緩やかになるような取組を進めていきたいと考えている。また、御自身や御家族の認知機能に心配がある方が早期に診断を受けられるよう、相談体制についても周知を進め、早期に発見できるような取組も進めていきたい。

こども安全課長

- 7 児童虐待通告件数が増えている中で、一時保護が必要な児童も増えてきている。現在、一時保護所は県内4か所で定員120名であるが、平成30年度の入所率は98.7パーセントと満員に近い状況である。その中で、保護者が虐待を認めない、子供を職員に会わせないなどリスクが高いと判断した事案は、ちゅうちょなく一時保護を実施しており、今後の一時保護所の状況は大変厳しい状況が続くと考えている。今後、児童虐待通告件数の伸びや一時保護の状況を踏まえ、新たな一時保護所の整備について検討していきたい。

平松委員

- 1 生活困窮者の定義が難しく参加率が算出できないという中で、今後何らかの方法で対象者を定義して参加率を把握していく考えはあるのか。
- 2 利用者支援事業の実施主体は市町村であるが、国と県もそれぞれ3分の1を補助しているほか、平成27年度には国から適正かつ円滑な実施に期されたいとの通知も発出されている。そのような中で、63市町村のうち35市町村で実施している現状をどのように考えているのか。また増やしていくことについてどのような認識を持っているのか。
- 3 子供の貧困について実態調査と分析を実施したとの説明であったが、こうした取組は高く評価したい。調査結果を受けて、どのようなことに取り組んでいるのか。
- 4 国は、保育士配置に係る特例を平成28年4月から認めており、本県と石川県以外は実施している。保育士の確保に苦勞している状況にありながら、なぜ本県は実施していないのか。

社会福祉課長

- 1 生活困窮者世帯の母数の関係であるが、生活困窮者自立支援制度が作られた背景は、基準を設けて対象者を狭めるのではなく、定義自体は抽象的でもなるべく多くの人を支援していこうという趣旨であることから、対象者数を算出するのは困難である。例えば、目安になる数字として、教育委員会で就学援助制度を設けているが、これは経済的な理由で就学が困難な子供に対して学用品や給食費などを支援する制度であり、中学生は県内約2万5,000人いる。これに生活保護世帯の中学生約2,000人を合わせると約2万7,000人程度となり、県の学力・学習状況調査の中でより支援を必要とする下位の者の割合10パーセントを基に対象者数を算出すると、全県で2,700人程度の推計となる。これと比べるとまだ参加人数は少ないので、今後もケースワーカーや学習支援員を通じて、また、市町村とも連携しながら参加者数の増加に努めていきたい。

少子政策課長

- 2 利用者支援事業について、実施主体は市町村であるが63市町村全てで実施していただくことが望ましいと考えている。担当課長会議で事業説明や働きか掛けを行うほか、情報交換会を開催して県内の好事例を紹介し、事業の進め方が分からない市町村にも情報提供している。
- 3 子供の貧困調査は、庁内連絡会議を開催し庁内全体で結果を共有している。今年度策定予定の子供の貧困対策計画にも反映させていきたい。また、市町村向けの説明会も実施し、市町村における取組も促している。貧困の連鎖を断ち切るという点から、子供が生まれた環境に左右されずにしっかりと育っていく環境を整える必要があるため、県では子供の居場所づくりに取り組んでいる。具体的には、子供の居場所づくりを行いたい方の中には、始め方が分からないという方もいるため、今年度からアドバイザーを派遣している。さらに、始めたいが場所がないという方と、自分ではできないが場所を提供できるという方をうまくマッチングさせる「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ、取組を促している。
- 4 厳しい人材不足から、保育士配置を有資格者に限定せずに緩和する特例を求める声があることは承知しているが、県内の保育関係団体の多くは保育の質の低下を招くおそれがあるとの強い反対を示しており、県では特例を設けていない。一番大切なことは子供の安全・安心であるため、保育の質の低下を招かないことを第一に、様々な保育士確保の支援策を実施していく。

武内委員

- 1 行政報告書148ページの(2)の「イ 結婚支援の取組」について、SAITAMA出会いサポートセンターの登録者数が1,731人とあるが、月々の推移では増加傾向なのか。また、登録料を支払う仕組みになっているが、登録料である程度の運営費が賄えるのかどうか。さらに、交際を始めた、成婚したなどの成果はどうなっているのか。最後に、協議会に参加している市町村や企業の数はどうくらいか。
- 2 行政報告書148ページの(2)の「ウ 多子世帯応援クーポン事業」について、多子世帯応援クーポンの利用者は増えているとのことだが、配布した世帯の一割以上に当たる約1,000世帯が利用していない状況である。対象店舗がないことや場所的な問題などがあると思うが、主な理由は何か。また、市町村が独自に実施している給付事業に対し、県が上乘せ助成する意味合いは何か。

少子政策課長

- 1 令和元年9月末時点で2,718人に登録を頂いており、着実に増加している。例えば、女性会員を増やすため、広報のチラシについて課内の若手女性職員による確認を行い、女性目線で見入りたくなるような取組を進めている。そのほか、関係企業に働き掛け、登録者数を増やす取組を行っている。現時点でセンターの運営費には国庫補助や県の補助が入っているが、3年くらいを目途に完全に協議会に運営を移譲することを検討しており、それに向けて協議会の収支バランスを検討していく。次に、成果については、昨日1組増え、現在20組が成婚退会している。県によっては男女いずれか片方が会員であればカウントするところもあるが、本県では双方ともセンターの会員であり、センターでマッチングされて成婚退会に至った場合のみをカウントしている。そのため、他県と成果の比較をすることはできない。成婚退会の組数は、昨年度末で3組であったが、その後急増して20組となっている。1年経過して段々と成果が表れている。協議会の現在の会員は、市町村会員が37市町村、企業会員が28企業であり、着実に増えている。
- 2 クーポンを利用できない理由については、直接利用できる場所がなく、換金するのも難しいということもあるかと思う。また、3人目の子が生まれてバタバタしている状況で、利用機会がないということもあるかと思う。市町村の上乗せについては、5万円を上限として、例えば、市町村が県のクーポンに5万円のクーポンを上乗せするといった場合、その5万円の半額を県で更に補助するという取組である。市町村の少子化対策を支援するといった観点から、重要な取組であると考えている。

秋山委員

- 1 行政報告書144ページの2の「(1)生活保護の適正実施」について、生活保護関係職員向けの研修ではどのような点を重視して実施しているのか。また、自治体によって生活保護の申請に必要な書類にばらつきがあるが、申請書類の簡素化について研修で指導しているのか。
- 2 資料11「生活保護について」の4ページの「④平成31年度 現業員(CW)の配置状況及び担当件数」について伺う。生活保護のケースワーカー数が不足している市に対して県はどのような支援を行っているのか。
- 3 行政報告書の149ページの(3)の「ケ 子供の居場所づくりの支援」について、非常に力を入れているとのことだが、実際に取り組んでみて、効果はどうであったのか。また、県として目標はあるのか。
- 4 資料14「児童相談所の業務について」の2ページの「②児童相談所職員・専門職員の推移」の「精神科医の配置状況」について伺う。中央と越谷の児童相談所を合わせた定数で医師の配置2名となっているが、児童精神科医を配置することになっているのか。また、児童精神科医を配置することによる効果はどのようなものか。さらに、実数では中央児童相談所に1名配置しているのみであることについて課題はないのか。
- 5 行政報告書159ページの「(2)障害者福祉の推進」について伺う。総合リハビリテーションセンターについては、非常に重要なセンターであると認識しているが、医師や専門医の確保は十分であったのか。また、相談業務や支援に支障は生じていなかったのか。
- 6 行政報告書163ページから164ページの(3)の「サ 障害者施設等の整備促進」については、グループホームなども含め、障害のある方が暮らすことのできる場をつくる必要がある。平成30年度において、施設への入所希望者は何人であったのか。

また、そのうち医療的ケアが必要な人は何人であったのか。さらに、県ではどのような支援を行ったのか。

- 7 行政報告書160ページの(2)の「カ 手話通訳者等の養成・派遣」について、平成30年度の手話通訳者の養成人数は6人、要約筆記者の養成人数は7人とのことであるが、養成者数を増やすためにどのような工夫をしているのか。また、手話言語条例の制定以降、手話通訳者数は大幅に増えたのか。

社会福祉課長

- 1 研修については、毎年度、管理職員、査察指導員、新任ケースワーカーなど階層別の研修を行っている。書類の簡素化について具体的な研修は行っていないが、書類を多く求めることで申請権を侵害することがないように研修している。
- 2 ケースワーカー数が2人以上不足している市に対しては、県幹部職員を派遣して、市の生活保護担当部門と人事担当部門にケースワーカーの適正な配置を強く要請している。また、ケースワーカーが標準数を満たさない市に対しては、監査で増員を要請している。

少子政策課長

- 3 県では、子供の居場所について各小学校区に1つ、約800か所とするのを目標としている。2年前の平成29年の8月には76か所であったのが、今年の2月には230か所に増えており、現時点でもかなり増えている印象である。効果として、子ども食堂の担い手の方から、子供たちの自己肯定感が高まっているという話を聞く。子ども食堂では学生が担い手となっていることもあり、身近なお兄さんやお姉さんと触れ合うことで、近い将来の自分もこうなりたいという人生の目標ができてくる。それによって、子供が頑張っているのであれば自分もしっかりしなくてはと、親も就労に向けた意欲が湧いてくると聞いている。また、子ども食堂には、地域に溶け込みたいがきっかけがない方や仕事を退職したシニア男性が数多く参加しており、大人の居場所にもなっている。子ども食堂は、子供の問題だけではなく、孤立やひきこもり、高齢化など地域の様々な課題を解決するための場所、地域共生社会の実現のためのキーステーションのような場所にもなっており、県として活動を支援していきたいと考えている。

こども安全課長

- 4 医師の配置基準については、現行法では医師又は保健師を配置することになっている。保健師は、保健所と兼務し各児童相談所に配置しており、児童精神科医の配置は本県独自の取組となる。児童精神科医を配置したことにより、虐待を受けた子供に対する精神的な治療や保護者に対する助言につながるなどの効果がある。児童精神科医は、週2日中央児童相談所にいるほかは、その他の児童相談所を巡回している。児童精神科医は全国的に少なく、また児童相談所を希望する方も少ない状況であるが、1名欠員となっているので、確保に努めていきたい。

福祉政策課長

- 5 総合リハビリテーションセンターの医師については、歯科医も含めて定数が20名のところ現在17名であり、整形外科医を中心に3名欠員となっている。この欠員を埋めるため、関係する大学病院や民間の医師紹介事業者も活用しながら、医師確保に努めている。

障害者福祉推進課長

- 5 医師の欠員に伴う相談業務や支援への影響がないよう、更生相談等の業務に関しては曜日や時間帯を決めて行うなど対応している。
- 7 手話通訳者の養成は大変時間を要するものであり、短期間で大幅に増やすことは難しい。そのため、条例制定以降に手話通訳者数は大きく増加していない。将来的に手話通訳者を増やしていけるよう、一つには、手話の裾野拡大を図るため手話講習会等を県内各地で開催している。より多くの方に手話通訳者の養成講習を受講いただけるよう、開講時間を夜間に設定したり、さいたま市内だけでなく県内各地で開催するなど工夫をしている。なお、派遣に対応できる手話通訳者を確保するため、県の手話通訳者登録試験の二次試験不合格者のうち面接で適当と認められた者については、准手話通訳者として活用できるようにしている。

障害者支援課長

- 6 入所施設への入所希望者は、令和元年5月1日時点で1,663人であり、昨年と比べ94人増加している。その内訳は知的障害者1,299人、身体障害者364人である。障害児の入所希望者は10人であり、そのうち医療的ケアを要する人は6人である。障害者の暮らしの場であるグループホームの定員は、平成31年3月末時点で4,907人を確保しており、整備を推進することによって障害者が地域で安心して生活を送れるようにしていきたい。

秋山委員

生活保護を申請するために、複数の書類に記名押印しなければならない現状があるが、例えば複写式の用紙にするなど、利用者が申請しやすくするための書類の簡素化についてどのように考えているのか。

社会福祉課長

委員御指摘の内容について、省略や簡素化により処理の迅速化へつながることもあるかと思うので、市町村など現場の意見を聞いてみたい。

塩野委員

- 1 行政報告書142ページの「4 子供の保護と自立支援のための環境づくり」の表にある児童養護施設退所児童の大学等進学率について伺う。児童養護施設の退所者は、18歳で高校を卒業して、住む場所の確保、生活など様々なことを全て一人でやらなければならない。一方、一般の子供は、就職又は結婚するまでの間、親に守られて生活をし、学業などに取り組んでいる。については、退所者が常時何でも相談できるような体制を作らなければならないと考えているが、そうした相談体制はできているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書190ページの「歳出」の第3款の第1項の第3目の「高齢者福祉課」の2の(2)によると、不用額を生じた理由として、介護人材確保・定着促進事業費において所要額が見込みを下回ったためとあるが、それらの金額は幾らか。また、下回った理由は何か。
- 3 行政報告書168ページの「(3)社会福祉施設職員等の養成・人材確保」について伺う。福祉人材センターにおける無料職業紹介事業については、求人数が約1万9,000人であるのに対して、求職者数は3,000人不足となっている。就職者数が1,400人を超えていることは評価できるが、求職者を増やすためにどのような努力をし

ているのか。

- 4 行政報告書164ページの(3)の「在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業の実施」について、訪問看護ステーションに働き掛けて平成30年度に新たに1か所実施することとなったと聞いている。さらに、夜間でも看護師が常駐している介護老人保健施設で受け入れていただければスムーズかと思うが、働き掛けは行っているのか。

こども安全課長

- 1 児童退所後に円滑な生活へ移行するには大変な苦勞があり、県では平成29年度から退所者の居場所づくりに取り組んでいる。退所者が気軽に立ち寄り、仕事や生活の悩みを気軽に打ち明けられる場、同じ退所者や仲間と交流ができる場となっている。昨年度は、来所による相談が123人、電話相談が53人からあった。そのほか月1回程度開催している、お金の管理や料理、生活の管理を学ぶことができるセミナーには158人の参加があり、合計で300人以上の方が集っている状況である。昨年度は土日のみの開催であったが、今年度は金、土、日で開催し、上半期で200名以上が参加している。また、退所者による同窓会の開催を支援するとともに、施設の行事の案内を送り、施設との関わり合いが切れぬよう取り組んでいる。これらを通じて社会の中での孤立を防止できるよう取り組んでいる。

高齢者福祉課長

- 2 介護人材確保・定着促進事業費については、5億1,000万円の予算現額に対し、4億3,800万円の支出、約7,300万円の不用額となった。その要因としては、介護職員が資格取得する際に、研修に参加した方の代替職員に係る費用に対して助成する介護職員資格取得支援事業において、30名の予算見込みに対し実績が1名であったことと、資格取得の際の研修受講料に対する補助事業である介護支援専門員研修受講支援事業において、4,680名の予算見込みに対し2,671名の実績となったことが挙げられる。不用額は、介護職員資格取得支援事業で3,500万円、介護支援専門員研修受講支援事業で1,700万円であり、その他と合わせた全体で約7,300万円となっている。なお、全体の執行率は約85パーセントとなっている。

社会福祉課長

- 3 福祉人材センターについては、県社会福祉協議会に委託し運営している。求職者確保のため、大宮ソニックシティなどで全県を対象とした大規模な総合就職フェアを開催している。また、川越市や熊谷市などで地域密着フェアを開催するとともに、市町村の社会福祉協議会と連携した共同面接会なども行っている。それに加え、県内の福祉系大学を訪問し、学内就職相談会等でもPRしている。今後も様々な取組を通じて求職者確保に努めていく。

障害者支援課長

- 4 受入先の拡大に向けて、職員が直接市町村や事業所を訪問して働き掛けを行っている。訪問看護ステーションの団体に働き掛けを行い、今年度は更に1か所の受入先が増える予定である。また、看護師が夜間も常駐している介護老人保健施設に直接職員が訪問して働き掛けを行った。その結果、今年4月から寄居町にある介護老人保健施設で受入れを開始した。

塩野委員

社会福祉課が福祉人材センターを所管していることは承知していなかった。シニアの活用などで関係課と連携を図っているのか。

社会福祉課長

高齢者福祉課が所管している介護人材確保・定着のための検討委員会には、社会福祉課や福祉人材センターを運営している県社会福祉協議会も参加し、連携しながら取組を進めている。

高齢者福祉課長

福祉人材センター長には、平成25年度から介護職員しっかり応援プロジェクトのメンバーになっていただいております、連携しながら介護人材の確保を進めている。

【説明者】

加藤和男産業労働部長、新里英男産業労働部副部長、勝村直久雇用労働局長、野尻一敏産業労働政策課長、碓井誠一商業・サービス産業支援課長、藤田努産業支援課長、高橋利男参事兼先端産業課長、斉藤豊次世代産業幹、堀口幸生企業立地課長、大森明紀金融課長、島田邦弘観光課長、田中健雇用労働課長、堀光美知子シニア活躍推進課長、山野隆子ウーマノミクス課長、田口修産業人材育成課長

奥山秀労働委員会事務局長、吉田雄一労働委員会副事務局長兼審査調整課長

【発言】

千葉委員

- 1 行政報告書208ページの2の(1)の「エ 現役からシニア活躍への橋渡し」について、シニアライフ案内士とシニア応援カードとはどのようなものか。また、ライフプランセミナーを実施したとあるが、その実績及び効果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書216ページの「(3) 企業誘致活動の実施」について、平成30年度の企業立地件数が71件、令和3年度までの目標は累計250件となっているが、せっかく立地した企業が県外に流出してしまえば、目標達成が難しくなる。立地後のフォローをどのように行っているのか。また、今後の見通しはどうか。
- 3 行政報告書222ページの(4)の「イ 女性向け創業支援」について、実績はどうであったのか。
- 4 資料21「県制度融資貸付状況(平成26年度～平成30年度)」について、県制度融資の平成30年度の実行額は876億円であったが、融資枠の3,600億円を大幅に下回っている理由は何か。また、中小企業が金融機関から低い利率で融資を受けられるよう支援しているとのことであるが、現在、民間金融機関のプロパー資金の融資利率も低くなっている。県制度融資では、融資利率の見直しを行っているのか。
- 5 行政報告書225ページの(2)の「ア NEXT商店街プロジェクトの実施」について、県内8地域を対象に事業に取り組んだ結果、空き店舗はどれくらい解消されたのか。

シニア活躍推進課長

- 1 充実したシニアライフを送るためのきっかけづくりとして、「シニアライフの過ごし方」、充実したシニアライフを送るための基本である「健康管理」、「マネープラン」の3つをテーマとするライフプランセミナーを開催し、セミナー受講者をシニアライフ案内士として認定している。シニア応援カードは仕事やボランティアなどの相談窓口を記載したものである。定年を迎える方にシニアライフを充実したものにいただくための働き掛けとして、企業等を退職した方などが国民健康保険への切替えのために市町村窓口を訪れる機会を捉え配布している。平成30年度は個人向け土日セミナー14回、企業との連携セミナー21回、金融機関との連携セミナー5回の計40回のセミナーを開催した。案内士には周囲にも情報を伝えていただく役割を担ってもらっている。アンケート調査では、回答者の約8割が「セミナーで学んだことを周囲に伝えた」と回答し、1人当たり5人に情報を拡散している。シニアライフに関心がある方を中心に、啓発の

効果があったと考えている。

企業立地課長

2 企業が県外に流出するきっかけとしては、操業上の課題がある場合と事業拡張に伴う新規立地が必要な場合の2種類があり、その兆候をいち早く把握し、対策を講じることが重要である。年間200件から300件の企業訪問を行っているが、操業上の課題で最も多いのは人材の確保で、雇用労働部門とも連携して効果的な求人方法のアドバイスや合同面接会への参加などの提案を行っている。事業拡張等で新たな用地を探している場合には、企業のニーズを把握した上で県内の適地の情報を提供し、県内再投資に結び付けている。新規立地の拡大と流出防止は企業誘致の要であると考えており、これらの取組を徹底することで県外流出をしっかりと防いでいきたい。

産業支援課長

3 平成30年度に創業・ベンチャー支援センター埼玉で支援した創業は、全体で207件中女性が93件で44.9パーセント、相談件数では全体で2,934件中女性が1,667名であり、56.8パーセントである。

金融課長

4 県制度融資では、年度途中の急激な社会経済環境の変化や大規模な災害が起きた場合にも、中小企業の資金繰りに支障や不安が生じないように、ここ数年3,600億円という十分な融資枠を確保している。一方、実行額はリーマンショックの翌年の平成21年度に、4,144億円と過去最高を記録したが、その後は減少傾向にある。理由としては、リーマンショック後の資金需要が一巡したことや、近年の低金利傾向の中で、民間金融機関のプロパー資金の金利が低くなっていることもあり、信用力の高い企業については、信用保証の付いていない民間金融機関のプロパー資金を借りる傾向があると見受けられる。逆に、県内の民間金融機関の貸出残高は、県制度融資とは反比例するように毎年増えており、昨年度末の時点では19兆1,000億円程度であった。あくまで制度融資は民間金融の補完であり、県内中小企業の資金繰りについては、民間金融機関のプロパー資金を中心に順調に推移していると考えられる。県制度融資の融資利率については、長期プライムレートを参考に、内容を年2回検討している。4月1日及び10月1日以降の適用金利を決めるに当たり、その2か月前の長期プライムレートを参考に、金融機関と協議をしながら利率の検討をしている。他県と比べて本県制度融資の金利は低く設定されているが、定期的に見直しを進めていきたいと考えている。日銀の金融政策の動向や他県の状況、金融機関の意見を聴きながら、今後も検討していきたい。

商業・サービス産業支援課長

5 NEX T商店街プロジェクトは意欲の高い8地域を対象に実施している。平成30年度は新規出店希望者と空き店舗物件のマッチングを実施した結果、32件の新規出店につながった。

千葉委員

女性向け創業支援について、セミナーを受けて創業した人が93名という認識でよいか。

産業支援課長

創業・ベンチャー支援センター埼玉で支援した方で、創業に結び付いた方が93名という意味である。

松井委員

- 1 行政報告書201ページの「8 産業人材の確保、育成について」によると、企業ニーズに対応した在職者訓練を実施したとあるが、具体的にはどのような訓練を実施しているのか。
- 2 行政報告書208ページの(1)の「イ シニアへの就業支援」について、実施に当たってはどのようなことが課題となっているのか。
- 3 行政報告書212ページの(1)の「ア 先端産業への参入支援」について、先端産業創造プロジェクトは平成26年度にスタートし、今年度で6年目を迎えているが、これまで具体的にどのような成果が出ているのか。
- 4 行政報告書229ページの「(3) 外国人観光客の来訪促進と受入体制の整備」について、具体的にはどのような取組を行っているのか。

産業人材育成課長

- 1 高等技術専門校6校1分校の施設・設備を活用し、在職者の実務に役立つ2日間から10日間の講習を実施している。あらかじめ日程とカリキュラムを定めて受講者を募集するメニュー型、企業の希望する日程とカリキュラムを調整して講習を実施するオーダーメイド型、また、講師を企業に派遣する講師派遣型、この3つの型で実施している。

シニア活躍推進課長

- 2 シニアは「これまでの知識や経験を生かしたい」、「同様の職種で働きたい」という方が多いが、それだけでは就職しにくいのが現状である。様々な選択肢があることをセミナー等を通じて理解していただく必要がある。職歴を棚卸しするなどして、自分のやりたいことと求人をつなぎ付け、新たな職場で働くイメージをもっていただいている。今年度からは、シニアの希望と企業の需要を解消するため、シニア向けのインターンシップも実施している。今後もシニアの雇用環境を踏まえ、きめ細かな支援を行うことで一人でも多くのシニアの就職に結び付けていきたい。

参事兼先端産業課長

- 3 プロジェクトの主な取組である企業向け補助金の実績として、平成29年度までに支援した93件のうち58件が製品化している。製品化の割合は62.4パーセントであり、関東近県の同種の補助金と比べて比較的高く、着実に製品化が進んできていると言える。販売実績は、補助金交付企業等を対象に毎年実施している調査の結果、平成30年度末までの売上高は累積で約38億3,000万円に達している。例えば、産業用iPS細胞分化誘導培養装置やAIによる清掃ロボットの遠隔制御システムの開発などは売上げが拡大してきている。また、産学連携で開発した地中熱ヒートポンプシステムなど、東京オリンピックのアクアティクスセンターやモンゴルでのソーラーファームなどの大型案件につながっているものもあり、今後の売上げが期待できる案件が増加してきている。

観光課長

4 台湾、タイ及び香港を重点市場とし、現地メディア等を活用した埼玉観光の情報発信や現地旅行博への出展等のプロモーションを行っている。また、特に台湾、タイには埼玉観光のセールス拠点を設置し、現地との関係強化を意識した旅行会社への働き掛けやSNS等での情報発信などの取組を行っている。これに加え、旅行関係の専門職員2名を配置し、国内外の旅行会社に県内旅行商品の企画・販売に向けた働き掛けを行い、平成30年度は約9万7,000人分の旅行商品の造成に結び付いた。

細田委員

平成30年度の予算特別委員会の附帯決議において、多額の減額補正を行っている場合は適切な予算の執行管理に努めることとしている。資料2「歳入歳出決算附属資料（その1）」の77ページを見ると、第7款「商工費」の第1項の第2目「商工振興費」が約200億円の予算に対して約38億円の減額となっているが、その理由は何か。

産業労働政策課長

約38億円の減額のうち、1番減額が多い事業は農大跡地活用推進事業であり、約29億円の減額になっている。これは用地の取得として当初予算を計上していたが、用地の調整ができなかったためである。2番目に減額が多いのは、産業文化センターの外壁工事で約4億6,000万円の減額である。これは詳細な検討の結果、工期がかかるということで、令和3年度以降に行われる大規模改修と一体的に外壁工事を行うこととしたためである。3番目に多いのは、県内立地企業への補助金である産業立地促進助成費で約1億9,000万円の減額である。これは補助金の執行が当初の見込みを下回ったためである。

山根委員

- 1 行政報告書202ページの「9 観光の振興・郷土の魅力の創造発信」について伺う。
外国人観光客の受入環境の整備については、どのように進めているのか。
- 2 外国人観光客数について、平成30年実績から県独自調査による推計に変更したことだが、それ以前はどのように数値を把握していたのか、また、なぜ変更したのか。
- 3 本県で観光・レジャーなどを楽しむ人の数について、達成するための課題をどう考えているか。
- 4 行政報告書204ページの（1）の「イ 県内中小企業の人材確保の支援」について伺う。企業人材サポートデスクにおける合同面接会への参加企業が564社、来場者数が3,025人であるのに対し、就職確認者数は78人となっている。就職確認者数は来場者数の2.5パーセントであり、非常に厳しい結果だと思うが、この原因についてはどのように考えているのか。また、この面接会の対象は新卒だけなのか。その対象者層はどうなっているのか。さらに、就職に結び付いた方々の年齢層はどうなっているのか。
- 5 行政報告書204ページの（2）の「ア ヤングキャリアセンター埼玉による支援」について伺う。ヤングキャリアセンター埼玉による若年者の就業支援については、就職氷河期世代の方など、最初の就職で思うようにいかなかった方にとっては非常に期待されている事業であると思う。しかし、ここでも相談者が1万1,532人であるのに対し、就職確認者数は1,718人であり、計算すると就職確認者数は相談者数の14パーセントという厳しい状況である。私も同世代であるが、就職氷河期世代の方が再就職や就職をしようとすると、最初の書類審査で切られてしまい、それが何回も続く。それ

を乗り越えたらうまくいくのではないかという声がたくさんある。企業にも課題があると思うが、県として次に進むための支援をしているのか。また、就職氷河期世代と同世代を求めている会社をうまくマッチングできないのか。

- 6 行政報告書222ページの(4)の「イ 女性向け創業支援」について伺う。COC Oオフィスについては、使いやすいような変更をしていると思うが、平成30年度の改正点や利用者数の状況は怎么样了のか。

観光課長

- 1 外国人観光客の受入れに特に関心のある36市町村や県物産観光協会と共に外国人観光客誘致推進協議会を設置し、意見交換を行うとともに、多言語ホームページによる情報発信や多言語表記の促進等に取り組んでいる。
- 2 平成29年実績までは国のアンケート調査等に基づく推計を行っていた。しかし、平成27年以降、アンケート地点のうち首都圏の割合が減り、地方の割合が増加したことにより、本県の実態が反映されない状況となった。そのため、平成30年からは携帯電話の通信電波を解析する県独自調査による推計に変更したものである。
- 3 本県により多くの方に来ていただくためには、これまで埋もれていた様々な観光資源や今まで単独の市町村で情報発信していたものを、更に広域的に情報発信することが重要と考えている。そのため、今年4月に県内全ての市町村・観光協会で構成する「埼玉みどころ旬感協議会」を埼玉県物産観光協会内に立ち上げ、県内のあらゆる観光資源・観光情報を集約し、情報発信・旅行商品の造成に生かして目標達成に向け取り組んでいる。

雇用労働課長

- 4 合同面接会の一つの就職の契機と考えており、これだけで全て決定するというのではなく、多種多様な業種を見てもらい、この後の企業を選ぶための比較の場でもあると考えている。就職率の低さについては、人材不足と雇用情勢の改善により、自力で就職できる方も多くなっていることが原因と考えられる。また、他の就職面接会と比較してもそれほど低くなっているわけではない。合同面接会の対象者は全ての年齢層としている。就職者については年齢層までは把握していない。
- 5 ヤングキャリアセンターについては、就職状況が良く、多くの方の就職が進んでいることから、就職の難しい方の来所が増えてきている。最初に面談を行うが、就職まで6か月以上はかかるとされる方が非常に多いのが現状である。就職者数は、そういう中でヤングキャリアセンターが就職に結び付けた結果である。就職氷河期世代への対策としては、今年度事業であるが、正社員化を目指す就職説明会を予定している。書類選考だけの選考は行わず、必ず面接をすることを前提に、就職氷河期世代の採用を希望する企業約100社にエントリーいただいている。

産業支援課長

- 6 従来、利用時間は9時から17時であったが、9時から20時までに延長した。利用者数は、令和元年8月末現在で25名である。

平松委員

- 1 行政報告書216ページの(3)の「ア 企業ニーズに対応した企業誘致活動の実施」について、雇用や投資の効果が高い分野の企業を重点的に誘致するとあるが、どのよう

- な企業が該当しているのか。また、誘致した企業のうちどれくらいが該当しているのか。
- 2 行政報告書220ページの(2)の「イ 試験研究機関などとの連携による支援」について伺う。インキュベーション支援に係る事業について、支援した結果が新事業創出や雇用拡大につながっているかどうかを把握するため、支援した企業の後追い調査を行っているのか。
 - 3 行政報告書228ページの(1)の「ウ 伝統的手工芸品産業の振興」に関するマーケティング支援について、現状の取組とそれに対する見解はどうなっているのか。

企業立地課長

- 1 誘致の重点ターゲットは大きく3つあり、航空宇宙分野などの先端産業、本県の地域特性を生かせる食料品製造業や流通加工業、県内産業の競争力強化に寄与しうる研究所などである。平成30年度立地件数のうちこれに該当する企業は件数ベースで45パーセント、雇用人数ベースで約70パーセント、投資規模ベースで約73パーセントであり、このことから重点分野の企業は雇用や投資の効果が大きい企業と言えると考えている。

産業支援課長

- 2 産業技術総合センターのインキュベーション施設では、年に1度、現況調査を実施し、売上げの状況、雇用の状況などについて調査している。平成30年度の調査結果では、売上げが増加した企業は約43パーセントであり、減少した企業26パーセントを上回っている。雇用についても、増加した企業が約50パーセントなどの結果となっている。

観光課長

- 3 ユーザーの嗜好に合うようにアピールしていくことは大事である。県では伝統的手工芸品をブラッシュアップしていく意欲のある人員を支援するための取組として、平成30年度はイオンレイクタウンでブースの展示・販売やステージイベントを実施し、東京丸の内でも同様の取組を実施した。また、小川町の埼玉伝統工芸会館で伝統的手工芸品の製作過程などの公開や体験教室を実施した。こうした取組を通じて、製作過程を見ていただいたり手に取っていただくことにより、伝統的手工芸品産業に対する人々の理解を深めるとともに、消費者の生の声を職人が直接聴くことで、より新しい工芸品の魅力アップにつなげていきたい。

平松委員

- 1 企業誘致について、件数ベースで45パーセントという数字は、県の目指す方向の中で十分なものなのか。
- 2 伝統的手工芸品について、更に踏み込んだマーケティング支援を考えているのか。

企業立地課長

- 1 企業立地件数には上限という概念はなく、立地が増えるほど雇用のバリエーションが増え、働き方の選択肢が広がると考えている。このため、重点分野の割合にとらわれることなく、企業誘致の件数を増やすことに集中し、実績を上げるよう努力したい。

観光課長

- 2 先ほどの取組を実施する中で、職人の方に国外も含め新しいマーケットを広げていく

意向があるか伺ったところ、人数が限られており新しく展開するのは難しいという声が多数であった。そこで、まずは国内向けの新商品開発の相談に乗るとともに、国から伝統産業をPRするようなブース出展の依頼があった際のつなぎ役をしている。その中でもマーケティング支援については、まず職人や産地組合の声を聴きながら、研究していきたいと考えている。

渡辺委員

- 1 行政報告書210ページの(2)の「イ 埼玉県女性キャリアセンターなどによる支援」について、女性キャリアセンターでは、子育て中の女性の就業を支援しているが、子育てで忙しい女性が多い中で、テレビ電話などリモートで相談できる体制はあるのか。
- 2 行政報告書217ページの「(4) 農業大学校跡地活用の推進」について、LPWA通信環境の整備等を実施したとのことだが、LPWAの活用状況と成果はどうなっているのか。

ウーマノミクス課長

- 1 小さな子供がいるなど来所して相談することが難しい方のために、昨年度からスカイプによる相談を始めたところである。平成30年度の実績は26件である。

次世代産業幹

- 2 鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画の13市町を対象にLPWA通信を可能とする環境を整え、IoTの利用促進に取り組んだ。具体的には、13市町において、子供の見守り、温室等の温度管理、バスの位置情報など地域課題の解決につながる実証実験を進め、今年度も継続して実証実験を行っている。なお、飯能市については、LPWAを活用した獣害対策を今年度から市の施策として実施している。また、入間市の福祉施設においても来年度から高齢者の見守りを導入したいとの報告があり、LPWAを活用した事業については、一定の成果が表れている。

水村委員

- 1 行政報告書206ページの(5)の「エ 労働相談の実施」について、労働相談件数は5,477件であり、ここ数年高止まりしているようであるが、その理由は何か。また、相談を受けた中で、どれくらいが解決に結び付いたのか。さらに、関係機関との連携をどのように行っているのか。
- 2 行政報告書207ページの(1)の「ア 企業におけるシニアの『働く場』の拡大」について、シニア活躍推進宣言企業が増えているが、具体的にはどのような取組を行い認定企業数を増やしているのか。また、認定のメリットは何か。さらに、進捗の状況を県としてどのように評価しているのか。
- 3 行政報告書208ページの2の(1)の「ウ シルバー人材センターに対する支援」について伺う。実際に働いている人に話を聞くと、もっと働きたいと希望してもほかの会員との兼ね合いで週2日程度に抑えてほしいと言われているとのことであった。県は、もっと働きたいなどのニーズを把握しているのか。また、それに対してどのような見解を持っているのか。

雇用労働課長

- 1 労働相談件数の高止まりの原因については、昨今の働き方改革関連法やパワハラ関連

の法律の施行などにより、労働者の意識がかなり高くなっているためと考えている。内容別の件数を見ても、パワハラ、セクハラの相談を含めた職場の人間関係の相談が一番多くなっている。どれくらいが解決に結び付いたのかについては、労働相談センターは相談の機関であり解決する機関ではない。相談を受けて、労働基準監督署や弁護士による相談などのふさわしいところを紹介するなどして、解決に結び付けている。連携については、関係する機関を集めた連携会議を毎年開催しており、そこで情報交換を行い、問題解決にできるだけ近付けるよう努力している。

シニア活躍推進課長

- 2 企業を訪問し、好事例や認定のメリットを紹介し、シニア活躍に取り組んでもらえるよう働き掛けている。なお、認定を受けた企業は、社会保険労務士や中小企業診断士などによる専門的なアドバイスを無料で受けられる。認定に際しては、認定証やステッカーを送付しており、企業イメージの向上に役立てていただいているほか、県ポータルサイトでも広報・PRを行っている。また、企業の人材確保の支援を行うため、県主催の合同企業面接会の参加について案内している。宣言企業の認定数については、訪問企業数に対する認定の割合は、平成28年度は38.9パーセント、平成29年度は41.0パーセント、平成30年度は67.1パーセントとなっており、認定制度が認知されてきていることで認定企業数も増えてきている。5か年計画には、令和3年度末に2,500社という数値目標があり、順調に推移している。令和元年度の認定企業数は、直近で2,179社となっている。
- 3 シルバー・ワークステーションを設置して、派遣事業の拡大を進めてきた。もっと働きたい、収入を増やしたいという会員のニーズを踏まえ、令和元年7月から派遣の就業時間の拡大について、指定を行ったところである。この指定により、これまでシルバー人材センターでは最大週20時間程度までしか働けなかったが、小売・介護・保育の分野に限り週40時間まで働くことが可能となった。引き続き、働きたい意欲のある方が働ける環境を整備していきたい。

水村委員

シニアの働きたい方がどの程度働きたいのか、数値として把握しているのか。

シニア活躍推進課長

シルバー人材センターの会員は、もともと生きがい就労が基本ということもあり、1日当たり数時間程度の就業からもっと生活費を稼ぎたいという方まで様々である。平成30年度に会員の就業ニーズについてのアンケート調査を行い、半数以上の方が週20時間を超えて働くことを希望されていることが分かった。シニアの就業ニーズは様々なものがあるので、派遣先の職域の拡大だけでなく就業時間の拡大と併せて取り組んでいるところであり、今後もいろいろな希望に応えられるよう努めていきたい。

柿沼委員

行政報告書207ページの(1)の「ア 企業におけるシニアの『働く場』の拡大」について、シニア活躍推進宣言企業の認定に際し、県として特に力を入れている業種はあるのか。また、企業での働く場の拡大と就労を希望するシニアとのマッチングをどのように行っているのか。さらに、シニア活躍推進宣言企業と生涯現役実践企業の具体的な違いは何か。

シニア活躍推進課長

業種に偏りなく企業訪問している。認定されている企業のうち、製造業と医療・福祉の割合が高くなっている。マッチングについては、企業訪問の際、シニア向けの仕事の切出し、シニアの知識や経験を生かす仕組みの導入などをアドバイスし、シニアの受皿を作るよう企業に働き掛けている。企業の違いについては、認定企業を県ポータルサイトに掲載する際、生涯現役実践企業の場合は会社名をトップページに掲載するなどである。

橋詰委員

- 1 行政報告書204ページの(2)の「イ 若者自立支援センター埼玉による就業支援」について、相談の利用者数が4,682人、就職等に移行した人数が167人とあるが、その成果をどう評価しているのか。
- 2 行政報告書215ページの(1)の「ウ 次世代自動車支援センター埼玉による支援」について、平成30年度の成果はどのようなものであったのか。

雇用労働課長

- 1 若者自立支援センター埼玉は、ヤングキャリアセンターに行けない、引きこもりから脱したばかりの方などが対象となる。そのような方は、その人のペースに合わせた就職支援が必要であり、どうしても時間がかかってしまう。まずは、当センターに通うことを習慣づけるなど徐々に就労に向けて準備を進めていく。就職等の人数は、その結果の数字であると捉えている。

産業支援課長

- 2 販路開拓支援により平成30年度は10件6,066万円の成約があった。また、技術開発支援では2件の試作品開発を支援した。

橋詰委員

ひきこもりの方の就職支援については、丁寧な対応が必要となるが、福祉部門との連携は図っているのか。

雇用労働課長

ひきこもりの支援は、保健医療部が担当している。若者自立支援センター埼玉ではひきこもりから脱した人を対象としている。連携については、関係課と必要な情報交換を行っている。

秋山委員

- 1 行政報告書206ページの(5)の「エ 労働相談の実施」について、外国人労働者からの労働相談はどのように扱われているのか。また、相談件数に外国人労働者からの相談は含まれているのか。さらに、含まれていれば何件なのか。
- 2 行政報告書211ページの(1)の「ア 雇用開拓」について、障害者雇用開拓員を配置し、努力しているということであるが、雇用開拓の効果と障害者雇用を増やしていく上での課題をどう分析しているのか。
- 3 行政報告書217ページの(3)の「イ 立地企業に対する支援」について、産業立地促進助成を行った39件のうち、県外からの移転件数は何件あるのか。また、この助成による雇用創出数は何人であり、そのうち正規雇用は何人だったのか。さらに、正規

雇用数が一番多かった企業は何人採用したのか。あわせて、県内移転のうち移転前の事業所で雇用がなくなった企業は何社あり、何人が雇用を失ったのか。

- 4 行政報告書217ページの「(4) 農業大学校跡地活用の推進」について、売却収入は幾らか。また、売却収入はどのように使われたのか。
- 5 資料27「下請代金支払遅延等防止法(下請法)違反の状況、苦情処理状況」について、違反や相談の件数が増えている理由は何か。また、相談の内容はどのようなものか。さらに、建設業関係の件数が増加しているが、その理由は何か。
- 6 中小企業の支援、特に小規模商店への支援について、平成30年度に特に重視した点は何か。また、支援の中で効果を上げたものは何か。
- 7 行政報告書225ページの(29)の「ア NEX T商店街プロジェクトの実施」について、事業期間は何年間なのか。また、この事業について他地域へ波及させていくとのことだが、具体的にはどのように行うのか。

雇用労働課長

- 1 労働相談には外国人からの相談もあるが、対応が日本語のため件数の把握はできていない状況である。多言語による相談は、国際課が設置している外国人総合相談センターにおいて、労働に関する相談も含めて対応している。
- 2 障害者雇用総合サポートセンターに6人の障害者雇用開拓員を配置している。昨年度は988社を訪問し、センター全体で710人の雇用を生み出している。その結果、県内の民間企業の雇用率は過去最高の2.15パーセント、雇用障害者数は1万4,504.5人となっている。都道府県順位は25位で首都圏では最も高くなっている。課題についてであるが、特に100人未満の企業では、未達成企業のうち94.3パーセントが1人も雇用していない状況にある。規模の小さな企業は人手も仕事の量も少ないため、障害者向けに仕事を切り出すのが困難である。そうした中で雇用に意欲を示す企業に対しては、サポートセンターがアドバイザーを派遣し、他社の事例を含めて仕事の切り出しなどのアドバイスを行い、障害者雇用の促進に努めている。

企業立地課長

- 3 県外から移転した企業は5件である。この助成による雇用創出数は951人で、うち常勤採用は582人である。正規雇用が最も多かった企業は280人である。移転前の事業所で雇用がなくなった企業とは、従前の事業所を閉めて新たな事業所に移転したケースを指すと思われるが、これは15社である。失われた雇用の数については、仮に移転のタイミングで離職した人がいたとしても、辞めた理由が通勤事情なのか、それ以外の理由なのかを判定することが難しいため、人数の把握は困難である。また、人手不足が進む中、移転前の事業所で人員を整理し、新たな事業所で新規採用を行うことは現実的に困難であり、移転企業の多くは従業員を継続雇用できるよう通勤可能な範囲で立地先を探している。平成30年度の県内移転の立地先の半分は同一市町村内であり、それ以外も隣接市町村など通勤可能な範囲に収まっている。したがって、通勤事情を理由とした離職は想定しにくいと考えている。

次世代産業幹

- 4 農大跡地の北側産業用地の売却収入は71億500万円である。この売却収入については、土地区画整理事業の造成工事に約12億7,000万円を活用し、残余については産業振興・雇用機会創出基金に積み立てた。

産業支援課長

- 5 増加している理由は、支払遅延が平成29年度にはなかったものが7件と増加していることが一因と考えられる。相談事例としては、例えば、親企業の指示で先行して部品を製造していたが、納品の見込みがないと言われたため、納品と代金回収をしたいというものや、取引先の倒産に伴う売掛金の回収をしたいというものなどがある。建設業関係についても同様な理由で伸びているが、建設業関係については下請代金支払遅延等防止法ではなく建設業法の適用を受けるため、別枠で計上している。

商業・サービス産業支援課長

- 6 小さな商店などの支援のためには、まず、商店街に客を引き込む必要がある。平成30年度は埼玉県商店街連合会に補助をし、商店街来店者増進キャンペーンを行った。これは商店街のお店のお気に入りの逸品や名物店主をアンケートに記載し、景品が当たるイベントであり、6つの商店街連合会が参加し、517件の応募があった。また、商工団体や金融機関、専門家等による地域連携支援チームを構築しており、事業計画や資金計画を支援し、融資に結び付けた。平成30年度は20地域で28件の支援を行った。
- 7 事業期間は3年間である。ほかの地域への波及の取組としては、各地域の取組や成果を発表する報告会の開催、ホームページやSNSを通じた情報発信を行っている。また、商工団体等が実施している研修会に職員が出向き、取組内容などについてPRしている。

金融課長

- 6 従業員数20名以下、サービス業では5名以下の小規模事業者を対象とした小規模事業資金について、平成30年度は、融資限度額を1,250万円から2,000万円に引き上げた。その効果もあり、融資件数及び実行額は大幅に伸びた。平成29年度比で、件数は、4,384件から5,331件へと947件、21.6パーセントの増加となった。実行額は、155億3,600万円から221億3,300万円へと66億円、42.5パーセントの増加となった。今後とも、こうした資金を活用して、県内中小企業の大部分を占める小規模事業者をしっかりと支援していきたい。

秋山委員

- 1 産業立地促進助成について、正規雇用280人は、1社のみ的人数か。
- 2 助成件数39件のうち県外からの立地が5件ということは、ほとんどが県内移転への助成ということである。この実態についてどう考えているのか。
- 3 県内移転においてきちんと雇用が引き継がれているかどうかの情報は、雇用創出を把握する上でも重要と考えるが、見解を伺う。
- 4 下請代金支払遅延等防止法違反の相談があった場合、どのような対応を行っているのか。

企業立地課長

- 1 1社のみを採用人数である。
- 2 企業誘致の要諦は新規立地と定着であり、定着促進の観点からいえば、県内に立地した企業が事業拡張等により県内に新たな立地先を求めることは望ましいことである。
- 3 雇用に関する情報はデリケートな部分を伴うため、あくまで企業の協力を得られる範囲でという前提ではあるが、立地後のフォローアップで企業を訪問する機会を捉えて状況を把握し、何らかの課題があれば対策を講じることは可能と考える。

産業支援課長

- 4 埼玉県産業振興公社内に「下請かけこみ寺」が設置されており、全国中小企業振興機関協会の相談員が公社に週5日在勤し、相談に対応している。取引に関する紛争解決の手段としては、全国中小企業振興機関協会の登録弁護士が裁判外紛争解決手続であるADRを用いて、調停手続を行っている。

塩野委員

- 1 行政報告書211ページの「(1) 障害者雇用総合サポートセンターによる支援」について伺う。障害者雇用の経験が少ない企業における短期雇用体験について、実施企業数が537社、体験者数が650人とあるが、そのうち雇用につながったのは何人なのか。また、職場定着支援は重要であるが、ジョブコーチは何人配置されているのか。さらに、企業の要請に応じてジョブコーチを派遣しているのか。あわせて、更に拡大する余地はあるのか。
- 2 行政報告書205ページの(3)の「ア 中高年齢者向け職業訓練の実施」における民間教育訓練機関を活用した職業訓練の実績と、同報告書227ページの(2)の「ア 人手不足分野や成長分野の職業訓練の実施」における民間委託訓練の実績は同じものか。
- 3 行政報告書227ページの(2)の「ア 人手不足分野や成長分野の職業訓練の実施」における民間委託訓練の介護分野、IT関連分野及び建設分野の修了者について、それぞれの就職者数はどうなっているのか。また、建設分野の訓練内容はどのようなものか。

雇用労働課長

- 1 短期間での就労体験については、体験者数650人のうち338人が就職に結び付いている。また、職場定着部門のジョブコーチについては5人を配置している。派遣については、原則として企業の希望に応じて派遣している。ジョブコーチについては、県事業だけではなく国事業でも派遣されているが、必ずしも全ての企業に周知されているとは言えないため、拡大の余地はある。

産業人材育成課長

- 2 同じである。
- 3 介護分野は修了者930人のうち就職者781人、IT関連分野は修了者1,631人のうち就職者1,096人、建設分野は修了者101人のうち就職者55人である。また、建設分野の訓練内容は、建築CADと造園である。

武内委員

行政報告書229ページの(2)の「イ 観光人材育成講座の実施」について、育成する地域の観光リーダーとはどのような人材であり、期待する役割は何か。また、講座の期間及び内容はどうなっているのか。

観光課長

市町村の観光担当者や観光協会の職員をメインターゲットとして実施している。講座は4回あり、座学のほか、実際に観光地に行くなどして、現在の業務の一層のレベルアップを目指している。

武内委員

民間の方ではなく、行政関係者がレベルアップということか。

観光課長

主な参加者は行政関係者だが、旅館の職員など民間の方も希望があれば参加いただいている。

【説明者】

北島通次総務部長、岩田英久税務局長、澁澤陽平人財政策局長、秋山栄一契約局長、表久仁和参事兼人事課長、原口誠治参事兼税務課長、穴戸佳子職員健康支援課長、若林裕樹個人県民税対策課長、大久保修次学事課長、影沢政司管財課長、辻幸二入札課長、中村哲哉文書課長、小山和彦行政監察幹、三橋亨県営競技事務所長、黒坂和実統計課長、豊野和美総務事務センター所長、小高巖入札審査課長兼技術評価幹

岡精一秘書課長

武藤彰人事委員会事務局長、諸角文人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

【発言】

渡辺委員

- 1 行政報告書47ページの「(3)人事異動」について、ジョブローテーションと専門性の確保の反比例的な関係をどう考えているのか。また、異動年数はどうなっているのか。
- 2 行政報告書63ページの(2)の「ア 法規事務」について、本県にインハウスロイヤーはいるのか。
- 3 資料16「女性幹部の管理職への登用状況の推移」について、職員全体の女性割合と、副課長級に該当する相当年齢の45歳以上の女性職員の割合はどうなっているのか。
- 4 資料17「病気休暇、育児休業、出産休暇及び介護休暇の取得数」について、病気休暇のうち精神疾患で休職している職員は、特定部署での発症頻度が高いということはあるのか。

参事兼人事課長

- 1 人事異動方針では、原則、役付職員は3年、一般職員は4年で異動としている。同じ所属に長期間在籍すると、専門性が高くなるが、風通しが悪くなるなどの弊害がある。このため、バランスを取ることが大切と考えている。例えば、職位を変えて再度同じ所属に配置するなどし、長い年月をかけて専門性の確保に努めている。
- 3 職員全体における女性職員の割合は約4割、45歳以上では約3割である。

文書課長

- 2 インハウスロイヤーはいない。

職員健康支援課長

- 4 特定の部署で精神疾患の発症頻度が高いということは、一概には言えない。例えば、新年度が始まって業務に不慣れな状態で業務量が多いといったときに、私生活において親の介護等の問題が発生するなど、複数の要因が重なった場合に発症するという傾向は見受けられる。

平松委員

- 1 行政報告書47ページの「(1) 職員の採用」及び50ページの(10)の「イ 職員採用試験及び選考」について、職員採用の最近の傾向はどのようなものか。
- 2 資料5「埼玉県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の2ページの「2 留意又は改善を要する事項」には、中堅職員の比率が低いなどの年齢構成に伴う諸問題の解消に努められたいとの記載がある。資料28「H30 県職員の人数」を見ても、中堅職員が少ない年齢構成であることが確認できるが、こういった状況についてどのような認識を持っているのか。
- 3 資料13「平成30年度 部局別総労働時間・時間外勤務の状況」について、危機管理防災部や県土整備部などにおいては災害対策で時間外勤務が増えていると見受けられるが、災害や一時的に発生する要因以外での時間外勤務の状況はどうなっているのか。例えば、課ごとに差があるのか。
- 4 資料17について、病気休暇のうち精神疾患による長期療養者の人数は横ばいだが、この状況をどのように捉えているのか。また、ストレスチェックの結果、部署別、年齢別、職位別などの傾向はあるのか。
- 5 行政報告書56ページの「(1) 公有財産の統括管理」について伺う。「県有資産総合管理方針」及び「庁舎・公の施設マネジメント方針」に基づき、施設の長寿命化とコスト縮減、既存施設の有効活用、施設のスリム化を行っている。そして、ライフサイクルコストも勘案して最適な建替え等を計画的に実施に当たり、長期保全計画の中でコストを算出し、年度ごとの平準化を図っていると思うが、状況はどうなっているのか。また、計画を実行するための裏付けとなる財源が重要と考えるが、財政当局との連携状況はどうなっているのか。

任用審査課長

- 1 職員採用の状況に関する最近の傾向は、民間の採用意欲の高まりなどにより、近年は売り手市場が続いている。その影響による受験者数の減少に伴い、合格倍率は低下傾向にある。上級試験で見ると、平成30年度の受験者数は1,885人であり、5年前の平成26年度の2,424人と比較すると、人数で539人減少し、率では約22パーセント低下している。また、合格倍率は、5.5倍から4.8倍と0.7ポイント低下している。受験者の確保が課題となっている。

参事兼人事課長

- 2 中堅職員である主幹級や主査級の職員に余裕がない状況であり、今後、その上位職の候補者が少なくなるとの課題があると認識している。対策として、若い層に上位職への意識付けを行う、早く活躍するよう教育する、再任用職員の活用を行うなどして、県政の運営に支障のないようにしたい。
- 3 時間外勤務は、台風第24号などの災害対応により危機管理防災部が多くなっている。課ごとに差があり、昨年度、職員1人当たりで一番時間外が多かったのは財政課であり、月平均で約40時間となっている。財政課は業務の繁閑の差があり、これからの季節が忙しい。年間を通して人員を多くすることは難しいため、昨年度も10月に1人増員して対応したところである。業務の効率化等により時間外縮減を図っていく。

職員健康支援課長

- 4 精神疾患による長期療養者は、全国的には右肩上がりとなっているが、本県ではほぼ

横ばい傾向である。精神疾患による長期の療養者を増やさないためには、まず、職員がメンタルヘルス不調にならないように、心のエネルギーが切れかかっていることを本人あるいは上司が気づき、早期に対応できるよう職場のラインケア研修やセルフケア研修等を実施している。併せて、ストレスチェックを実施し、職場環境改善やメンタルヘルス不調の未然防止等を図っている。また、ストレスチェックによる高ストレス者の傾向としては、20代の職員が他の年代と比べ増加傾向にある。職位別では主任・主査級職員に少し増加傾向がみられる。

管財課長

- 5 長期保全計画は、庁舎・公の施設で延床面積1,000平方メートル以上の建物の134施設を対象として、個別の施設ごとに、いつ、どのような修繕が、どの程度の費用が必要かについて平成27年度から平成30年度の間に策定したものである。全ての長期保全計画を策定した段階で並べ、費用の多い年度を少ない年度に前後させるなどして費用の平準化を図っている。計画は財政課とも共有されており、これまで、予定されていた計画は全て実施されている。今後も財政当局との連携を密にしていきたい。

平松委員

- 1 採用試験の受験者数が減少傾向とのことだが、受験者数や質の確保についてどのような取組をしているのか。また、技術系の職員の確保の状況と対策はどうなっているのか。
- 2 再任用や民間経験者採用も行っているとのことだが、年齢構成の薄い層への更なる取組をどのように行うのか。
- 3 職員定数が限られている中で難しいと思うが、人員配置を増やしたり、ITの活用や仕事の効率化など、時間外勤務削減の取組や考え方はどうなっているのか。
- 4 セルフケア研修の参加状況はどうなっているのか。また、20代の職員において高ストレス者が増加傾向にあるとのことだが、その要因と対策はどうなっているのか。さらに、主任・主査など人数が少ない職位でストレスが高い傾向があることに對し、どう考えているのか。

任用審査課長

- 1 職員採用試験の受験者数の確保のため、仕事紹介セミナーの開催や大学説明会などの情報発信に取り組んでいる。今後は、ツイッターを活用するなど学生等に訴求力のある新たな広報手段も検討しており、受験者数の確保に向け取り組んでいきたい。採用する職員の質の確保については、筆記試験、論文試験、面接試験などにより総合的に人物評価をしている。評価が期待される水準に達しない場合には、採用予定枠に関わらず不合格とし、一定の質を確保している。技術系の職員は、民間との取り合いとなっており、厳しい状況である。対策として、教養試験を実施しない新方式試験や、民間での経験者を対象とした採用試験を実施して、幅広い方に受験していただけるよう、人材の確保を図っている。

参事兼人事課長

- 2 民間経験者採用では、層の薄い30代の採用数が最も多くなっている。若手職員の引上げ、再任用職員の活用及び経験者採用の3本柱により、県政に支障がないよう取り組んでいきたい。
- 3 定数については企画財政部で所掌しているが、財政課など年度の後半に業務が多忙

になることが分かる所属は、人事課が今年度も10月に人を配置した。そういった取組のほか、時間外勤務の事前命令の徹底や上司と担当者の時間外勤務縮減の意識付けを図るため、庁内放送を流すなどを行った。

職員健康支援課長

4 セルフケア研修は、基礎研修1回、応用研修4回の計5回開催しており、参加者は合計300人弱である。20代の職員については、新年度が始まって業務に不慣れな状態で業務量が多いといったときに私生活においても問題が発生するなど、複数の要因が重なった場合にストレスが高くなる傾向は見受けられる。対策については、セルフケア研修への参加を所属長にも勧奨してもらい、研修でストレス対処力の向上を図っている。主任・主査級については、35歳の全職員を対象に、臨床心理士・保健師の個別面談や、臨床心理士・健康運動指導士等により集団方式で実践的なストレス対処方法の指導を行い、セルフケア能力の向上を図っている。

平松委員

セルフケア研修の参加人数300名については、多いと捉えているのか、少ないと捉えているのか。

職員健康支援課長

多い少ないは一概には言えないが、セルフケアを必要としている方には研修に参加してもらっている。出席率もよく、アンケートでも研修は高い評価となっており、効果が上がっていると感じている。

千葉委員

- 1 行政報告書56ページの「(2) 公有財産の管理・処分・調査」について、公有財産の有効活用や財源確保に寄与するため未利用地を処分したとあり、昨年度は未利用地を8件処分したとのことだが、具体的にどういったものであったのか。また、資料24「未利用財産一覧(平成31年3月31日)」によると、未利用地は27件、約18.3ヘクタールとなっているが、処分が進まない理由はどういったものか。
- 2 行政報告書60ページの「(1) 入札・契約制度の企画調整」について、平成30年度は建設業の働き方改革の推進に係る工程表を策定したとあるが、働き方改革については、どのような内容を実施したのか。また、働き方改革で長時間労働の是正や就労環境の向上に向けた取組を定めたとあるが、工事の価格や工期についても併せて検討したのか。
- 3 行政報告書61ページの(2)の「ア 建設工事等入札参加資格」について、県内業者と県外業者の推移も含めた最近の傾向と効果はどうなっているのか。
- 4 行政報告書64ページの「(3) 総務事務の電子化・集中化」について、問合せ対応業務にチャット形式で自動応答するヘルプデスクAI及び給与諸手当等の事務の一部にロボットによる業務自動化、いわゆるRPAを導入したとあるが、どのような効果があったのか。また、どのように行ったのか。

管財課長

- 1 処分地であるが、具体的には旧川越地方庁舎跡地、旧鴻巣重量測定所、旧交通機動隊春日部分駐所跡地などである。いずれも用途廃止をして事業で不用となった土地である。また、未利用地については、まず、公共事業を優先するとのことで、県での利用を考え

たのち、地元市町村での利用を検討いただくものである。売却が進まない理由としては、地元市町村からの利用希望はあるが、財政的理由や建物撤去の要望があり、調整の時間を要する場合が挙げられる。また、民間に売却しようとしても、市街化調整区域内にあり、法令等により利用が著しく制限される土地であったり、市街化区域内であっても、当該地が路地状敷地になっているなど、一般的に処分が困難になっている土地の場合がある。

入札課長

2 建設業は他の産業に比べて、労働時間が長く休日が少ないという現状がある。また、年齢構成も高齢化するとともに若手人材の確保が課題となっており、県内建設業では、約8割の企業が将来の担い手不足を感じているという状況の中、働き方改革関連法の公布や担い手3法改正などの法改正の動きに適切に対応することや、あるいは、業界の処遇改善の動きを捉えた施策を打ち出していくことが求められている。そこで、総務部が全発注部局を取りまとめて、働き方改革を計画的に進める工程表を平成30年度に策定し、令和3年度までに取組を進めることとしている。具体的には、週休2日工事を設定することや、ICTを活用した工事を行うこと、あるいは、施工時期の平準化対策において、先行している部局の取組を全発注部局に浸透させることなどを実施している。さらに、工期の設定については、債務負担行為を適切に活用することや、余裕工期の設定などを位置付けて適切な工期の確保に努めている。適切な価格による工事契約については、最新の労務や資材の単価、必要な諸経費などを反映した予定価格を算定することを位置付けている。

入札審査課長

3 建設工事に関わる入札参加資格の傾向については、過去5年間の推移では、県内業者は3,144社から3,093社に51社減少、県外業者は1,384社から1,366社に18社減少しているが、年ごとに業者数の増減があり、実際には、ほぼ横ばい傾向にあると考えている。入札参加資格の効果については、まず、資格審査として、建設工事については建設業の許可を得ることが基本にある。社会保険等に加入していること、税を納めていることなどの条件をクリアしていただくということで、不良不適格業者を入札に参加させないという効果があると考えている。また、技術力や経営力などを踏まえて各業者のランク付けをしている。発注する側は、建設工事の金額に応じて、相応のランクの業者に発注しており、一定の工事のレベルに応じて品質を確保するという効果があると考えている。

総務事務センター所長

4 ヘルプデスクAIは、昨年10月に、情報システム課と共同で導入し運用している職員向け自動応答システムである。総務事務センター所管の総務事務システム、財務会計システムや、情報システム課所管の県庁LANなどに関する質問を職員が入力すると、5つまで回答候補が表示される。昨日からは、出納総務課の所管業務が対象に加わった。職員は、簡単な操作ですぐに回答が得られ、勤務時間外でも利用できるようになり、利便性・効率性が向上した。ヘルプデスクAIの運用開始後、令和元年9月末までのヘルプデスクへの電話問い合わせ件数は、前年同期に比べ6パーセント減少しており、少しずつシフトが進んでいると思われる。また、RPAはソフトウェアロボットがパソコンのマウスやキーボードの操作を記録して、定型的で単純な業務を自動化するものである。

昨年度、改革推進課が県全体のRPA推進のために契約したライセンスの一部を、総務事務センターで使用し、通勤手当の自宅位置確認などの6業務に導入している。6業務平均で作業時間が約8割削減される見込みである。また、RPAは入力誤りをしないため、ヒューマンエラーが防止され、正確性の向上などの効果があった。RPAを導入した業務の大半は委託業者が行っているが、委託業者や担当者が変わっても業務の水準を維持することができる。

千葉委員

市町村から利用希望があった未利用財産である土地について、過去にはどのような利用方法があったのか。

管財課長

昨年度売却した旧川越地方庁舎跡地については、川越市においてオリンピック・パラリンピックの際のバス待機所として利用することになっており、その後は、市の防災公園として利用すると聞いている。現在においても、市町村からの利用希望が複数あるが、主に公園での利用希望が多くなっている。

細田委員

- 1 行政報告書50ページの(10)の「イ 職員採用試験及び選考」の職員採用試験実施結果の表に記載されている最終合格者数と、同報告書47ページの「(1) 職員の採用」に記載のある採用者数にギャップがあり、内定辞退者がいることを示しているが、どのように捉えているのか。
- 2 以前の指摘に基づき、内定辞退の原因究明の調査を行っていると思うが、その調査結果と改善事項はどうなっているのか。
- 3 統計業務が複雑化している中で、データサイエンティストの育成の取組はどうなっているのか。

任用審査課長

- 1 採用辞退者の割合は、平成30年度は上級試験で32.9パーセントであり、ここ数年は30パーセント前半で横ばいとなっており、特に増加してはいない。採用辞退者には可能な範囲で理由を聞いており、他の自治体又は国家公務員に合格したという者が多い。首都圏にある埼玉県では併願して受験する者が多いため、辞退率を見込んだ上で採用数を確保できるように試験を実施している。

参事兼人事課長

- 2 平成29年度及び平成30年度において、辞退者に任意回答のアンケートを実施したところ、就職先を選ぶ際には、業務内容や通勤距離などを含めた執務環境を挙げる者が多かった。対策として、合格が決まり次第、業務説明や先輩の話聞く機会を設けている。この中で、県庁を見てもらうとともに、仕事の内容を詳しく説明することにより、県庁での仕事がやりがいのあるものだとして理解してもらえよう努めている。
- 3 統計は専門性が高いと認識しており、総務省主催の専門的な研修に職員を参加させて育成している。また、再任用職員を含め、その分野で長い経験を持つ職員を配置して専門性の確保に努めている。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書71ページの「歳出」の第2款の第1項の第2目の「職員健康支援課」の1の「(4)生活習慣病予防対策費」について、県職員の生活習慣病の対策と取組はどうなっているのか。
- 2 行政報告書61ページの「(3)電子入札共同システムの運用」について、平成30年度の利用は市町村や一部事務組合等も入れて2万5,390件との説明であった。平成26年度との比較では全体的に若干増えている程度であるが、どう評価しているのか。また、ヘルプデスクにおいて、電子入札の利用者から電話やメールで質問を受け付けた件数は何件なのか。

職員健康支援課長

- 1 生活習慣病は増加傾向にある。まず、100パーセントの職員に健診診断を受診させ、要精検などの結果となった場合に、精密検査の受診を勧奨している。数値の悪い職員については、生活習慣改善セミナーを開催するほか、35歳から39歳であってメタボ又はメタボ予備群のリスクの高い職員に対しては、栄養士や保健師が、食事の内容や生活習慣の改善に向け、継続的に面接やメール等でアドバイスを行う保健指導を実施している。

入札審査課長

- 2 県の工事が5,000件程度、県の物品も5,000件程度、市町村が1万5,000件程度で、過去10年を見てもおおむねこの水準で推移している。行政規模からみて、この程度ではないかと考えている。なお、市町村の物品購入の件数が少ないが、参加団体がまだ8団体であり、今後、団体数が増えていけば、利用も増えていくものと理解している。また、電子入札のヘルプデスクへの問合せ件数については、平成30年度は1万5,200件であり、おおむねこの水準で過去も推移している状況である。

橋詰委員

- 1 現在、健康診断受診率は100パーセントでよいか。また、そのうちメタボで指導を受けている割合はどれくらいか。
- 2 電子入札の利便性をもう少し高めていく必要があると考えている。システム自体が日本建設情報総合センターのコアシステムに依存しており、本県で自由に利便性を高めることが難しいのは分かるが、例えば、ブラウザをIEだけではなく他のものも使えるようにするなど、同センターに対して利便性を高めていくよう働き掛けを行ったのか。

職員健康支援課長

- 1 定期健康診断は100パーセントの受診となっている。職員の14パーセントから15パーセントがメタボ又はメタボ予備群である。その中でも特に指導が必要な35歳から39歳の50人程度を対象に、早めの保健指導等の対策を取っている。

入札審査課長

- 2 電子入札システムには、コアシステムというものがあり、それを利用している自治体が多いのが実態である。そうした中で、コアシステムの利用者の会議においては、利便性等も含めた意見交換を行い、改善を図っている。コアシステムは基本的なものであり、それをカスタマイズした埼玉県バージョンについては、自治体からの意見を吸い上げ、

できるところを少しずつ改善して利便性の良いものにしていく作業を行っている。

水村委員

- 1 行政報告書57ページの「(4) 庁舎等の営繕及び改修」について、古い施設の図面が残っていないケースがあり、業界団体から施設の修繕や工事を請け負った際に大変苦勞したと聞いたが、そうした状況を把握しているのか。また、特に古い施設の図面管理はどうなっているのか。
- 2 行政報告書60ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の推進」について、施工時期の平準化は、以前に比べてかなり進んできたとは思いますが、まだ4月から6月の工事量が少ないように感じている。これまで平準化にはどのように取り組んできたのか。また、工事量が一番多い月は何月であり、それを100パーセントとした場合、4月から6月は何パーセントになるのか。さらに、適正な施工時期の確保について、どのように取り組んでいるのか。

管財課長

- 1 本県では、工事の完成時に、施工業者から完成図面を発注者が受け取り、施設管理者に引き渡すことになっている。紙ベースの図面ということであれば、施設管理者が保存・保管をしている状況である。現在はデータ化しており、平成7年度に図面情報システムを管財課で整備し、過去の図面も含めてデータを登録した。業者からは、紙とデータで図面を提出させて、システムに登録している。古い施設の場合、施設管理者で保存している図面が見当たらないことは実際に聞いたことがあるが、管財課のデータベースに図面があった事例もある。図面が100パーセントあるかまでは把握できていないが、古い紙ベースの図面は施設管理者の方で、データについては図面情報システムで対応することでカバーしている。

入札課長

- 2 公共工事は、年度当初の発注量が少なく年度末に工期が集中するという傾向がある。この状況を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、施工時期の平準化対策が発注者の責務として位置付けられている。本県においても、施工時期の平準化対策として4月から6月期の工事件数を増やし、年度末の工事件数を減らす取組を行っている。工事発注が少ない時期は4月から6月期で、多い時期は1月から3月期という状況である。これまでに、債務負担行為を活用して4月に契約済の状態にするような取組や、早期繰越により適正な工期を確保する取組を行っている。具体的には、県土整備部のデータによると、年度の工事件数の平均に比べて、4月から6月期は、平成28年度が75パーセント、平成29年度が85パーセント、平成30年度が86パーセントと推移しており、4月から6月の落ち込みは徐々に改善してきている。また、適正な工期の確保については、12月定例会で繰越を設定して適正な工期を早期に確保する取組や、余裕期間を設定することで対応している。

水村委員

平成7年度以降は図面がデータ化されているということだが、それ以前の古い建物の図面についても全部あるのか。あるいは、不備になっているケースもあるのか。

管財課長

平成7年度に図面情報システムを整備した後、平成8年度から平成16年度にかけて、昭和42年以降に建設された施設のうちマイクロフィルムで納入された完成図面があるものについてはデータ化し、システムに登録している状況である。

武内委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書73ページの「歳出」の第2款の第1項の第7目の「管財課」の1の「(1) 県有財産管理事業費」について、施設防災力アップ事業として保健所などの電気室の浸水対策を行っていたが、事業の進捗はどうなっているのか。また、対策を行った施設には、さきの台風第19号を含めて、これまで浸水被害はなかったのか。
- 2 文書の管理について、水害により被害が発生することもあると考えるが、その対策はどうなっているのか。

管財課長

- 1 防災拠点となる地方庁舎、合同庁舎、県土整備事務所及び保健所を対象に実施したライフラインの途絶対策や電気室の浸水対策などを行った。平成28年度に地方庁舎、平成29年度に県土整備事務所、平成30年度に保健所の対策が必要な施設の電気室の浸水対策等を完了した。各施設の具体的な状況は不明だが、台風第19号を含めて、これまでに被害は受けていない。

文書課長

- 2 今回の台風災害では、保管している文書に被害は発生していない。現在の文書の保管状況について問題がないかどうかは、調査していきたい。

武内委員

これまでに、水害が発生した際、施設防災力アップ事業の効果により浸水被害を防いだという事例はあるのか。

管財課長

各地域の浸水被害状況や個々の施設の状況等は把握していないが、電気室に被害はなかったことを踏まえると、事業の効果があったと考えている。

武内委員

大規模な災害があった場合、事業のフォローアップとして状況を把握する必要があるのではないか。

管財課長

今後、各施設の状況を確認したい。

塩野委員

行政報告書60ページの「6 建設工事等の適正な入札・契約の推進」について伺う。建設工事における最低制限価格については、ここ数年来、順次上げてきているが、平成30年度においては、更なる引上げの実施や新しい取組の検討を行ったのか。

入札課長

最低制限価格は随時引上げを行っており、平成28年度及び平成29年度に続き、今年度も5月1日付けで引上げを実施した。最低制限価格設定率については、年々上昇してきている状況である。

塩野委員

本県の落札率は、それほど高くないと認識している。最低制限価格の引上げが、資料26「建設工事発注標準別最低制限価格率(平成26年度～平成30年度)」及び資料27「建設工事発注標準別落札率(平成26年度～平成30年度)」の最低制限価格率及び落札率に反映されていないように見受けられる。建設業界の高齢化や極端に若い人が少ないという現状において、建設業の働き方改革に取り組む上では、落札率の向上を目指した更なる最低制限価格の引上げが必要と考えるがどうか。

入札課長

落札率については、最低制限価格で政策誘導しても、建築や土木などの業種、発注時期、業種別の人気の有無などにより異なる状況である。建築は落札率が高く、応札者が多い舗装は競争性が働いて落札率が低い傾向にある。今後も、最低制限価格について中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルを参考にしながら、国及び本県の入札状況なども踏まえて改正を検討していく。

塩野委員

最低制限価格を更に引き上げようとする、国の動向だけではなく、県独自の判断が求められる。より積極的に検討すべきだと考えるがどうか。

入札課長

埼玉県の実況が、国のモデルあるいは他県の実況と著しく異なるような状況が生じた場合には、対応を検討する。

秋山委員

- 資料14「年間における時間外勤務手当支給の最高額とその時間数(平成30年度)」について、最高支給額が約272万円、時間数は704時間とあるが、職員一人の例なのか。また、部署はどこか。さらに、働き方改革の様々な改善策の説明があったが、ほかにも改善策があるのか。
- 資料29「所属別臨時職員数」について、一番多いのは総合リハビリテーションセンターの25人であり、うち10人はパートタイマーとなっている。以降、農業技術研究センターが21人、環境科学国際センターが16人となっているが、これらのセンターの臨時職員数が突出して多くなっている理由は何か。また、そのことにより業務に支障は生じていないのか。さらに、正規職員ではない理由は何か。
- 行政報告書53ページから54ページの「(2)私立学校に対する助成」の私立学校運営費補助金について、資料11「私学助成について」の3ページの「(2)生徒一人当たり単価(交付税、県単別)の推移」を見ると、本県の補助単価は全国平均よりかなり低い。その原因は何か。また、私学の運営状況と県の認識はどうなっているのか。
- 行政報告書53ページから54ページの「(2)私立学校に対する助成」の父母負担軽減事業補助金及び高等学校等就学支援金について伺う。私立学校等振興費の不用額が約

22億6,000万円であり、その理由は私立学校父母負担軽減事業補助等の交付額が当初の見込みを下回ったとの説明であったが、実際の支給の効果はどうなっているのか。また、他県に通う県内在住の高校生的人数とその支援状況はどうなっているのか。

- 5 資料12「県内の外国人学校の状況」について伺う。県内には、県の認可を受けている外国人学校が朝鮮人学校とブラジル人学校の2校あるが、県が助成を行っているブラジル人学校への補助について、その効果はどうなっているのか。

参事兼人事課長

- 1 職員一人の例であり、部署は財政課である。改善策については、先ほど御説明したとおりである。所属を挙げて時間外縮減に取り組んでおり、引き続き、職員の健康管理に留意していきたい。
- 2 総合リハビリテーションセンター等は、定数が多く、全体の業務量も多い所属である。例えば、総合リハビリテーションセンターでは、食事の配膳といった短時間だけ人手が必要となる業務などに臨時職員を配置している。また、農業技術研究センターと環境科学国際センターは研究を行っているが、臨時職員は実験器具の洗浄などの補助業務を行っている。このため、業務に支障が生じることはなく、補助業務を臨時職員が行うことで、職員が研究等の本来の業務により専念することができている。正規職員ではない理由も同様である。

学事課長

- 3 県では、学校への運営費補助と保護者への父母負担軽減事業補助を私学助成の2本柱として、私学教育の振興を図ってきた。平成15年12月の県議会の議決を踏まえ、父母負担軽減事業補助の充実を進めたため、運営費補助金の生徒1人当たり単価の全国順位は低くなっているが、運営費と父母負担を合計した生徒1人当たりの補助単価は全国第8位の403,784円であり、全国平均の377,683円を26,000円ほど上回っている。運営状況については、県内の私立高校は、1校当たりの生徒数が全国第2位であり、規模のメリットにより、生徒1人当たりの学校教育経費が他県より安く済む面がある。また、充実した父母負担軽減事業補助により、生徒を募集しやすく、平成30年度の全日制私立高校の入学定員充足率は、全国1位の105.7パーセントで、他県と比べても生徒が集まっている。学校の経営状況を示す事業活動支出比率は、100パーセントを超えると赤字であるが、県内全日制私立高校の平均は、10年前の平成20年度の99.1パーセントから年々改善し、平成30年度は93.0パーセントである。こうしたことから、比較的、安定した運営状況であると考えている。
- 4 低所得世帯を中心に年々充実を図ってきた結果、経済的理由により、生徒が私立高校への進学や通学を諦めなくてもよい環境が整いつつある。例えば、経済的理由で退学した生徒は、平成24年は19人、平成25年は5人、平成27年度以降はいないことから、父母負担軽減事業の補助効果が表れている。私立高校全体の入学定員の充足率は、平成30年度では105.7パーセントとなっており、生徒の進路選択の幅が広がっている。また、県外生については、教育局の行う進路状況調査及び近隣都県への聞き取りにより、1年生から3年生まで合わせておおむね2万人程度と推計している。これらの生徒には、国から就学支援金が支給されている。
- 5 県では、ブラジル人学校に対し、教育条件の維持向上、父母負担の軽減、経営の健全性の確保を目的に、県単独で運営費補助金を交付している。交付対象経費は、教職員の人件費、教育研究費・管理費、備品・図書等購入費である。平成30年度の補助

額は171万1,000円である。補助の効果としては、学園の人件費、管理費などに充てられ、生徒数の維持や赤字運営の回避など、学校運営の安定化に寄与していると考えている。

秋山委員

県外に通う生徒への県独自の補助について、今後、行うつもりはあるのか。

学事課長

県外の私立高校に通学する生徒、いわゆる県外生については、国の就学支援金制度により一定の支援が受けられる仕組みとなっている。県外生への支援は、全国共通の課題であり、ナショナルミニマムの問題と考える。財政力が豊かであり、県外への流出も少ない東京都を除けば、関東各県でも、それぞれの県内私学の振興のため県内校の優先度を高くし、県外生への補助は行っていない。まずは本県にある私学をいかに振興するか、そして、そこに通う生徒・父母の負担をどう減らすのかが基本だと考える。

【説明者】

関本建二保健医療部長、三田一夫保健医療部参与、
本多麻夫保健医療部参事兼衛生研究所長、山崎達也地域包括ケア局長、
阿部隆保健医療部副部長、河原塚聡保健医療部副部長、根岸章王食品安全局長、
唐橋竜一保健医療政策課長、田中良明保健医療政策課感染症対策幹、井部徹国保医療課長、
武井裕之医療整備課長、梶ヶ谷信之医療人材課長、横田淳一健康長寿課長、
番場宏疾病対策課長、橋谷田元生活衛生課長、吉永光宏食品安全課長、
芦村達哉薬務課長

【発言】

山根委員

- 1 行政報告書183ページの「(4) 予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」について、相談者はどの年齢層が多いのか。中絶手術が不可能となる22週を超えている方からの相談はどのくらいあるのか。また、広報としてカード配布やポスター掲示等を行っているが、その効果はどうか。
- 2 行政報告書194ページの「(5) 県民と動物の安全確保」の中で、「災害発生時の避難所でペットの管理に協力いただけるボランティアを対象とした研修を実施した」とあるが、このボランティアはどのような方で、どのように募集をかけているのか。また、県内でペットの受入れ可能な避難所を開設できる市町村はあるのか。

健康長寿課長

- 1 行政報告書記載の1,095件は相談の延べ件数であり、実人数は298名である。このうち10代が約4割で、次いで20代が約3割である。22週を超えた方からの相談は、データとして把握はしていないが、最も多い相談内容は妊娠、避妊、次いで予期せぬ妊娠で、中絶に関する相談は19件あった。また、広報については、まずは相談窓口があるということを知ってもらうことに重点を置いている。名刺大の啓発カードを県内高校生に配布しているほか、成人式で配布をしたり、専用のホームページも開設して情報を提供している。

生活衛生課長

- 2 ボランティアは2種類で、1つは災害時に特化して支援いただく災害時動物救護活動ボランティアで、こちらは広く人材を確保する観点からインターネットで応募が可能なものとしており、直近で210人に登録を頂いている。もう1つは、知事が委嘱する動物愛護推進員の中でペット防災関係を得意とする方である。昨年度は、両ボランティア合わせて64名の方に研修会に参加いただいた。また、実際にペットの同行避難ができる避難所は、避難所が開設された中で結果として出てくるもので、現時点で幾つかとは申し上げられない。各市町村に対しては、同行避難を推奨するという県の考え方を市民に啓発していただくとともに、市町村に理解を深めていただくための研修会を開催している。

山根委員

熊本県の赤ちゃんポストのように匿名というのは重要だと考えるが、予期せぬ妊娠救出プロジェクトは、匿名でも相談はできるのか。

健康長寿課長

匿名でも相談可能である。実際に匿名の相談実績もある。

細田委員

- 1 行政報告書179ページから180ページの(1)の「ア 救急医療の体制整備」について伺う。AI救急相談の開発については、救急電話相談がひっ迫しているためAIに誘導して対応するという機能かと思うが、これによりどれだけ救急電話相談の負担が軽減されたのか。
- 2 AI救急相談はまだ初期段階で、精度についても向上の余地があると思うが、改善状況はどうか。
- 3 行政報告書197ページの「(5) 献血の推進」では、ユーチューバーを活用した献血PRを実施したが、献血者数の面での効果はどうであったか。

医療整備課長

- 1 AI救急相談は、平成30年度に開発を行い、運用開始は今年の7月からである。運用開始後、1日約70件の利用がある一方、救急電話での相談件数は前年同月より増えている状況にある。緊急電話の負担軽減というより、電話になじみがない若い世代などにもチャット形式によりこの相談を活用してもらい、救急相談利用者の裾野を広げようとする目的で導入したものである。
- 2 AIの精度については、自己学習を進めていくと危険なので、自己学習をしない仕組みになっている。医療の中身についてAIが判断するのではなく、緊急度判定を行う症状別テーブルへ誘導する部分にAIを活用している。AIを活用している部分について、今まで判別できなかった用語等を拾えるようにするなどのカスタマイズを行い、改善を図っていく。

薬務課長

- 3 平成30年7月30日の動画配信後、3か月間にわたり、県内7か所の献血ルームで献血者を対象にアンケート調査を実施した。その間の献血件数6,663件中、「動画を見た」という回答が130件で全体の2.0パーセント、「動画は知っていたが見ていない」という回答が322件で全体の4.8パーセントであった。動画の認知度が高いとは言えないが、「動画を見た」と回答した方からは、「動画視聴が献血に協力するきっかけとなった」という御意見も頂いた。

細田委員

AI救急相談を試しに使ってみたが、入力してみるとAI救急相談だけで解決するケースが少なく、119番や#7119へ誘導するケースが多いように感じた。AI救急相談が救急電話相談の負担を軽減するという、当初の事業イメージと異なっているようであるが、どう考えているのか。

医療整備課長

行政報告書181ページの(1)のアの「(イ)小児救急医療体制」にあるとおり、小児救急電話相談については、平成30年度、夕方からの時間帯の相談員を4人から6人に増やしたことにより、おおむね対応できる状態になっている。また、AI救急相談の緊急度判定は、有識者とも相談の上、かなりオーバートリアージ、すなわち、優先度を高めに判定する形になっている。そのため、電話に比べて緊急度が高く判定され、119番などへの誘導が増えていることにつながっているかもしれない。これは、県民の安全安心を最優先としているためであり、御理解いただきたい。

逢澤委員

- 1 行政報告書174ページの「(1)国民健康保険制度運営安定化の推進」について、平成30年度から国民健康保険制度が都道府県化されたが、初年度を終了して、どのような課題があると認識しているのか。
- 2 資料12「国民健康保険について」の12ページの「⑧国民健康保険会計の一般会計からの繰り入れ状況(法定繰入含む)」を見ると、市町村ごとの繰入額にばらつきがあるが、その要因をどのように分析しているか。また、今後の見通しはどうか。
- 3 行政報告書178ページの「(2)看護職員確保対策の推進」では、看護職員の養成、離職防止、職場復帰の支援をしているが、看護職員は確保できているのか。また、埼玉県ナースセンターの確保実績はどうか。
- 4 行政報告書182ページの(3)の「ア 在宅医療連携拠点等の整備」に記載のある、アドバンス・ケア・プランニングの内容を収録したDVDについては、どこでどのように啓発を図り、その効果はどうであったのか。また、埼玉県医師会の反応はどうであったか。
- 5 行政報告書194ページの「(5)県民と動物の安全確保」について伺う。避難所のペットの受入れについては、避難者の中にはアレルギーを持つ方がいるなど、しっかりとルール作りが必要になると思う。一義的には、各避難所の運営委員会がマニュアルづくりを進めなければならないと考える。被災ペット受入れ可能な避難所の開設を促していく上で、市町村を対象とした研修会を開催したとのことだが、その研修会の内容と市町村の反応はどうだったのか。

国保医療課長

- 1 都道府県化された際の目的を検証することが重要であると考えており、3つの課題を認識している。1つ目は、翌年度における全県の医療費の見通しを的確に見積もることが非常に難しいことである。2つ目は、医療費適正化に全県を挙げて取り組むとともに、市町村とも連携しながら実施していくことである。3つ目は、事務の標準化や共同化によりしっかりと市町村事務の効率化を図っていかなければならないことである。これら3つの課題について、市町村と丁寧に議論し、今後ともしっかりと運営していきたい。
- 2 平成29年度から平成30年度にかけて制度改正があったことから、市町村でも従来からやり方を変えており、法定外繰入を削減した市町村では基金等を活用したところもある。法定外繰入を行うことは望ましいとは言えず、今後、徐々に減少していくものと認識している。

医療人材課長

- 3 看護職員数は、平成30年末で6万8,722人であり、平成20年からの10年間

で1万8,971人増加している。増加率は38.1パーセントであり、全国1位となっており、総数は着実に増えている。しかし、病院では、経営の観点から配置基準は満たしているものの、現場での不足感が生じていることはあると認識している。今後、時間外の短縮や有給休暇の取得など働き方改革が進む上で、看護職員のより一層の確保に努めたい。また、埼玉県ナースセンターでは、平成30年度に617人の復職を支援した。看護職員数は10年間で年平均約1,900人増加したことから、一定の効果があったと考えている。

医療整備課長

4 アドバンス・ケア・プランニング、いわゆるACPの内容を収録したDVDの企画制作は、埼玉県と埼玉県医師会となっているが、実質的には、埼玉県医師会に依頼して制作したものである。ACPの概念はまだまだ医療従事者に広がっていない面があるので、まずは医療機関や看護協会などの研修で活用いただいている。また、地域包括支援センターなどでも活用されている。問題は、住民の方々にどのように広げていくかである。人生の最終段階の意思決定なので、元気な方々には、なかなか伝わっていかない。こうした方々にACPを伝えていくタイミングが難しい。大規模な講演会では伝わりにくいので、地域の会合があれば医師が出向き、膝を突き合わせ、DVDを活用しながら丁寧に直接語りかけるやり方でじっくり広げていく取組をしていく。こうしたやり方でなければ、住民の方々にはなかなか広がっていかないと思われる。そのため、効果が出るには、まだまだ時間がかかる。

生活衛生課長

5 避難所のペットの受入れには他の避難者への配慮も必要である。県の考え方としては、飼い主が避難所までペットと共に避難し、理想としては避難所においてもペットと飼い主が一緒にいることであるが、他の避難者に配慮した上で、避難所の状況に応じて可能な範囲でペットを管理することである。今回の台風第19号の際には、避難所まではペットと避難したが、避難所ではペット専用のスペースを設けて、人間とは別の場所で管理するという扱いが散見された。県の考え方を周知するためにも、市町村担当者を対象とした研修会を定期的に開催しており、昨年度は東日本大震災の際に現場でペット救護活動に携わった福島県庁の現役職員を招いて、災害時の動物救護活動について市町村担当者、政令・中核市担当者など79人にレクチャーを頂いた。参加者からは「実体験に基づく経験談として参考になった」との御意見が多かった。

逢澤委員

資料12の12ページの「⑧国民健康保険会計の一般会計からの繰り入れ状況（法定繰り入れ含む）」を見ると、所沢市及び戸田市において一般会計繰り入れの減少額が大きいが、その要因をどのように分析しているか。

国保医療課長

要因は1つではなく、先ほど御説明したようなことが考えられる。所沢市では収納率が一定程度向上しており、また、戸田市・所沢市ともに平成30年度に税率改正を行っていることも要因と考える。医療費適正化の取組などの効果も考えられる。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書233ページの「歳出」の第4款の第1項の第5目の「疾病対策課」の1の「(2) ひきこもり対策事業費」で実施した事業の内容はどのようなものか。
- 2 行政報告書186ページの「(3) 糖尿病の重症化予防対策の推進」について、受診勧奨を実施した件数と成果はどうなっているのか。
- 3 行政報告書179ページから180ページの(1)のアの「(ア) 救急医療体制」について伺う。救急電話相談については2回線増やし、AI救急相談も開発するなど様々な対策を行ったと思う。従前は、つながらないとの苦情を多く聞いていたが、そうした苦情はおおむね減ってきて相談に対応できているのか。
- 4 行政報告書198ページの「(6) AED(自動体外式除細動器)の普及推進」について伺う。市町村への働き掛けでAEDの設置は進んできているようだが、実際にAEDが使用された実績と救命に至った件数はどうなっているのか。

疾病対策課長

- 1 2つの事業から構成されている。1つは「ひきこもり対策事業」である。この事業では、ひきこもり相談支援体制として、各保健所や精神保健福祉センターにおいて、ひきこもり相談窓口を設置しているほか、家族教室や講演会などを実施している。そのほか、ひきこもり訪問サポート事業として、KHJ家族会に委託し、直接当事者やその家族のところに向いての支援を行っている。また、集いの場整備事業として、4団体のNPO法人に補助を行っている。もう1つは、「ひきこもり地域支援センター運営事業」である。国の補助を活用し、ひきこもり地域支援センターを運営しており、30年度は795万1,000円を執行した。

健康長寿課長

- 2 糖尿病のハイリスク者を抽出し、様々な形で直接アプローチすることにより、効果的な受診やその後の生活改善につながっている。受診勧奨は4,773人に実施した。勧奨前に受診した方もいるものの、勧奨後3か月の間に受診していない方のうち484人が医療機関を受診した。また、保健指導を748人に実施した。糖尿病を判断する検査値であるHbA1cの平均値が、保健指導参加者は、参加前の7.1パーセントから参加後は6.9パーセントに改善した。保健指導に参加しなかった方は7.1パーセントのままであった。

医療整備課長

- 3 救急電話相談について、昨年のはつながないとの苦情を頂いていたが、回線増後には苦情はなくなった。回線数を4から6に1.5倍にしているが、件数の増加は1.2倍から1.3倍というところであり、回線のキャパシティの範囲内に収まっている。現時点においては需要に対応できているものと考えているが、今後の需要も注視をしながら、AI救急相談も含めしっかり取り組んでいく。

薬務課長

- 4 平成18年度から県独自にAED普及推進を行っており、任意ではあるが各消防機関からAEDの使用実績の報告を頂いている。平成18年9月から平成31年3月までに835件使用され、そのうち救命に至ったのは248件である。

橋詰委員

- 1 ひきこもり訪問サポート事業での支援は十分なのか。
- 2 糖尿病重症化予防の効果分析については、レセプトデータも活用していると思うが、過去5年分遡って活用しているのか。
- 3 24時間使用可能なAEDは何台あるのか。

疾病対策課長

- 1 ひきこもり訪問サポート事業として、平成30年度は287回の訪問を行った。KHJ家族会は、もともと当事者やその家族などからの依頼を受け、有料で訪問を実施していた団体である。県としてはその一部を補助しているという形であり、問題はないと認識している。

健康長寿課長

- 2 レセプトデータと健診データ共に前年度のデータを活用している。

薬務課長

- 3 令和元年9月末の数字となるが、1万3,568台中1,799台が24時間使用可能である。

渡辺委員

行政報告書171ページの「10 医薬品などの適正使用と献血の推進」について、ジェネリック医薬品の使用促進に関しては、指標として数量シェアを使用している。しかし、ジェネリック医薬品は、先発薬の90パーセントの薬価のもあれば、30パーセント程度のものもあるなど、それらの中での薬価差が大きいものである。ついては、医療費を低減させるという目標からすると、金額にフォーカスを当て、価格低減率を指標とすべきと考えるが、そうしたデータを把握しているのか。

薬務課長

価格による低減率は把握できていない。

松井委員

- 1 行政報告書181ページの(1)の「ウ 災害に対応できる医療体制の整備」について、平成30年度末のDMAT隊数が39隊とある。このDMATの養成はどのように行っているのか。また、毎年、隊は増えているのか。さらに、現状で足りているのか。
- 2 行政報告書190ページから191ページの(1)の「エ 重大感染症早期探知体制の構築」の主な取組実績を見ると、感染症発生状況の監視体制の強化として熊谷市においてプレテストを実施したとのことだが、具体的にはどのような取組であったのか。
- 3 行政報告書192ページの「(3)生活衛生関係営業施設の衛生確保」について、生活衛生関係営業の衛生水準の向上のため、理美容所などの施設を定期的に監視しているとのことだが、どのような頻度で監視を行っているのか。また、昨年度の監視実績はどうだったのか。

医療整備課長

- 1 DMATの隊員になるためには、国が実施する4日間の研修と都道府県が行う0.5日

の研修を受けることが要件となっている。埼玉県では近年40人程度の研修枠を国から頂いている。DMAT自体は、ドクター1名、ナース2名、業務調整員1名の4人一組の体制で編成することとなっている。この編成可能数について、平成30年度末は39隊であった。なお、平成28年度は32隊、平成29年度は35隊であり、毎年度、編成可能数は2隊から3隊ほど増えている状況である。また、首都直下地震の想定される本県としては、現状の隊数では不足であり、まだまだ養成する必要があると考えている。国の研修だけでは枠が足りないと思われるので、平成30年度から埼玉県独自で養成研修を行っており、更に隊員を増やそうと取り組んでいる。

感染症対策幹

- 2 国際的スポーツイベント開催期間中、重大案件となる可能性の高い感染症の発生の端緒を迅速に把握するための強化サーベイランスを実施する取組である。強化サーベイランスは、常時稼働している感染症発生動向調査に加え、埼玉県独自として、薬局の調剤情報を用いた薬局サーベイランスと、県の救急医療情報システムを活用した救急搬送サーベイランスにより情報収集体制を強化したものである。薬局サーベイランスは、例えば、特定の地域において感染症の治療などに使用する薬剤の処方が急激に増えていないかなどを確認するものである。救急搬送サーベイランスは、救急医療情報システムにより、呼吸障害や腹痛など感染症によるものと考えられる症状により救急搬送された者がいないかなどを確認するものである。これらのサーベイランスを多角的に把握・分析することにより、感染症の発生を迅速に把握するとともに、感染が拡大する前に即時対応することが可能となる。

生活衛生課長

- 3 ホテル・旅館、公衆浴場などは3年に1回、理美容所やクリーニング所は6年に1回の頻度を基準として、監視を実施している。また、平成30年度の実績は、ホテル・旅館、公衆浴場などについては、全1,081施設を3年に1回の頻度で監視をするため、1年間では340件くらいを実施するところ、591件実施した。理美容所、クリーニング所については、全1万3,465施設を6年に1回の頻度で監視をするため、1年間では2,300件くらいを実施するところ、2,702件実施した。共に、基準より少々であるが良好なスピード感を持って監視を実施した。

柿沼委員

- 1 行政報告書183ページの「(4) 予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進」について、対応する人数や相談時間などの相談体制はどうなっているのか。また、相談を受けた際のつなぎ先は、子育て世代包括支援センター以外にどのような機関があるのか。さらに、予期せぬ妊娠救出プロジェクトの推進により、どのような効果及び実績があったのか。
- 2 行政報告書190ページの(1)の「エ 重大感染症早期探知体制の構築」の主な取組として、ラグビーワールドカップ2019熊谷開催におけるプレテスト以外にはどのような感染症対策を実施したのか。また、周知はどのように行ったのか。さらに、感染症等の事例はあったのか。あわせて、今後は2020年のオリンピックに向けた感染症対策が必要となってくるが、重篤な感染症に関しては国によって様々な種類がある中、開催地やキャンプ地等への周知はどのように行っているのか。

健康長寿課長

1 相談事業はNPO法人に委託して運営をしている。相談は、保健師や助産師などの専門職員が常時2名で対応している。電話相談は16時から24時、メール相談は24時間体制で受け付けており、365日対応する体制である。また、子育て世代包括支援センター以外のつなぎ先としては、市町村の福祉担当部門が中心である。相談によっては、医療機関や特別養子縁組の支援団体、性犯罪被害者の相談窓口であるアイリスホットライン等につなぐことも考えられる。この事業は昨年7月から始めた事業であり、相談件数の実績は1,095件である。これまで相談できなかった人に相談先ができたと知ってもらえたことが、一定の効果と考えているものの、効果については今後検証が必要だと認識している。更に周知し、多くの方に知っていただき、必要な方にとっていつでも相談できるような環境を整えていくことが重要だと考えている。

感染症対策幹

2 ラグビーワールドカップにおける感染症対策の取組及び事前の周知としては、本県で試合を行う国の感染症発生状況を事前に分析するリスク評価を行い、その結果を踏まえ、注意すべき感染症について、ホームページに掲載するとともに、医師会等を通じて県内の医療機関等に情報提供し周知を図った。また、ボランティアや大会関係者など感染のリスクが高い方については、予防接種により感染の予防ができる麻しんや風しん、髄膜炎菌感染症などについて予防接種を勧奨するチラシを作成・配布した。また、強化サーベイランス期間中に特に注意すべき感染症の発生はなかった。重篤な感染症については、ラグビーワールドカップ同様、来日する国々に関するリスク評価の実施及び医療機関等への情報提供を行う予定である。また大会期間中、強化サーベイランスを実施することとしている。

柿沼委員

予期せぬ妊娠救出プロジェクトの相談において、男性からの相談はあるのか。

健康長寿課長

相談者298人中、男性と分かっているのは62人である。

水村委員

- 1 行政報告書184ページの「(1)健康長寿埼玉プロジェクトの推進」について、健康長寿埼玉モデルの推奨プログラムは、県内にどの程度展開されているのか。また、同モデルの成功の方程式とは何か。さらに、とことんモデル及び埼玉モデルの実施内容と効果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書170ページの「6 生涯を通じた健康の確保」について、がん検診の受診率等の記載があるが、がん対策の中では肝がん予防も大事だと考えている。市町村による肝炎ウイルス検診については、所沢市だけがいまだに実施していないと聞かすが、その理由は何か。また、県から実施について働き掛けているのか。

健康長寿課長

1 健康長寿埼玉モデルとは、平成24年度から平成26年度まで7市が先行して取り組み、そのうち身体状況の改善と医療費抑制効果が高かった東松山市の毎日1万歩運動と加須市の筋力アップトレーニングを推奨プログラムとして推進しているものである。加

えて、食事にも配慮した取組になっている。平成27年度から補助を開始し、令和元年度が最終年度である。これまでに33市町村に補助を行った。先行7市と併せて40市町村が取り組んでいる。成功の方程式とは、推奨プログラムの成果を上げるための「みんなで参加する」、「みんなで続ける」、「みんなでコラボする」というものである。また、とことんモデルは、埼玉モデルの内容を大規模にして1,000人規模で実施するものであり、基本的には同じものである。例えば、平成27年度から補助を行った美里町では、歩くことを中心にポイントを付与する事業を実施し、医療費抑制額が年間1万6,000円のほか、参加者の運動機能の向上が図られる効果があった。平成29年度から補助を行った本庄市では、筋力アップトレーニングを中心に事業を実施し、医療費抑制額が年間6万5,100円のほか、参加者の体力年齢の若返り、血液検査結果の改善等の効果があった。平成28年度から補助を行った所沢市では、マイレージ事業を実施し、医療費抑制額が年間5万1,960円のほか、参加者の平均歩数が参加前より2,000歩程度増えたといった結果が出ている。

疾病対策課長

2 所沢市の肝炎ウイルス検診の未実施の理由は、県が同様の検査を無料で実施しているからと聞いている。働き掛けは、以前から粘り強く行っている。県が行う肝炎ウイルス検査は、ウイルス感染の自覚のある人が受けるもので感染症の蔓延を防ぐ目的である。一方、市町村で行う検診は、通常の検診の中で付随的に実施するため自覚のない人も受けることができる機会であるので、市民の健康を守るためにも実施していただくようお願いしている。所沢市からは、改めて検討していくと回答いただいている。

水村委員

健康長寿埼玉モデルの普及に関する補助金は、令和元年度が最終年度ということであるが、その理由は事業が定着したからということか。また、とことんモデルと埼玉モデルの成果について、今後どのように普及・展開し、フィードバックを行うように考えているのか。

委員長

執行部においては、平成30年度の決算の範囲内で答弁願う。

健康長寿課長

補助金は令和元年度で終了するが、成功モデルを全県に周知することで、普及ができればと考えている。ノウハウの提供や交付金のインセンティブの仕組み、知事表彰制度を活用して、市町村に取り組んでいただけるように努めていく。

水村委員

とことんモデルと埼玉モデルの成果に関する質問の答弁がないが。

委員長

水村委員に申し上げる。今後の方向性については、個別に確認願いたい。

秋山委員

- 1 資料15「保健所について」の2ページの「②各保健所職員の定数推移」を見ると、平成30年度は南部保健所の職員が大幅に減っている。この理由は中核市としての川口市保健所が独立したからと承知しているが、川口市保健所が円滑にスタートするため、人的支援など県はどのような支援を行ってきたのか。
- 2 行政報告書174ページの「(1)国民健康保険制度運営安定化の推進」について、平成30年度から県が国民健康保険の保険者となっているが、保険者として重視したことや市町村に対して具体的にいった支援は何か。また、県内市町村の国民健康保険税の引上げ状況はどうであったか。あわせて、引き下げた市町村は幾つあったのか。
- 3 資料6「平成30年度埼玉県歳入歳出決算の概要」の15ページについて、埼玉県国民健康保険特別会計の実質収支額が104億円の黒字となった理由は何か。また、この104億円の取扱いはどうなるのか。
- 4 国民健康保険制度に関して、保険者努力支援制度による国からの交付額、埼玉県の獲得点及び全国の順位並びに一人当たりの交付額及び全国順位はどうなっているのか。
- 5 行政報告書175ページの「(3)医療費の公費負担制度の促進」によると、乳幼児医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度ともに、受給対象者及び県補助額が減少している。医療費助成の効果をどう捉えているか。
- 6 行政報告書175ページの(3)の「イ 重度心身障害者の医療費助成」について、平成30年度において、65歳以上の新規手帳取得者及び所得制限により対象とならなかった人数はどうなっているのか。
- 7 行政報告書177ページの「(1)医師確保対策の推進」について、平成22年度から始めた医学生への奨学金制度により卒業後の県内への誘導・定着を図っているが、既に県内病院で勤務している人数はどうなっているのか。また、医師確保対策の効果はどうなっているのか。医師不足はどこまで解消したのか。
- 8 資料32「県立大学への医学部設置に向けた取組について」によると、国に対して設置規制の緩和要望をしたとあるが、どのような形で要望し、どのような手応えだったのか。
- 9 行政報告書181ページの(1)のアの「(イ)小児救急医療体制」及び資料17「小児救急医療体制について」の2ページの「②小児二次救急医療の曜日ごとの担当病院名(医療圏別)」を見ると、小児二次救急の輪番実施曜日の穴が埋まっていない地区が「中央地区」と「所沢地区」の2つあるが、これらの地区では平成30年度をどう乗り切ったのか。なぜ穴が埋まらないのか。また、県はどのような努力をしてきたのか。
- 10 行政報告書192ページから193ページの「(2)殺処分数の削減」について伺う。飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の助成事業を行う市町村への補助について、まだ補助をしていない市町村数はどうなっているのか。また、38人の動物愛護推進員に対する補助事業は、県が推進員に対して直接補助を行う事業なのか。さらに、補助に対する実績・効果はどうだったのか。あわせて、殺処分数を減らしていく上での課題をどう捉えているのか。

保健医療政策課長

- 1 県から川口市に対しては、平成28年度と平成29年度に開設準備のための事務職1名を、開設した平成30年度からは保健師や獣医師など17名を派遣し、円滑なスタートを支援している。また、川口市から県への研修派遣として、平成28年度に12人、平成29年度に25人を受け入れ、市の人材育成を支援した。ハード面の支援としては、

川口市が保健所施設を整備するまでの間、南部保健所の一部を市に貸与している。この際、平成30年度は庁舎使用料約360万円を免除した。

- 平成30年度は6月及び11月に厚生労働省を訪問して、医師数が著しく少ない地域については、県立に限定するものでないが、医学部新設の対策を講じるよう要望した。しかし、国は、医師需給の検討会において、将来的に医学部定員の減員に向けた議論が必要との暫定的方針を示しており、手応えとしては厳しさを増しているを受け止めている。

国保医療課長

- 国民健康保険制度の安定的な財政運営を行うためには、市町村との信頼関係の構築が最も重要であると考えている。そのため、丁寧に議論を重ねる会議の場を多々設けている。取組が遅れている市町村には、例えば税の専門家を市町村の現場に派遣して実態に即したアドバイスをしているほか、市町村の良い取組に対して財政支援も行っている。また、平成30年度に税率を改正した市町村数は31であったが、保険税の増減は世帯構成や所得状況によって異なるため、引上げになるか引下げになるかは一概には言えない。昨年度実施した調査では、市町村の認識としては引上げが22市町村、引下げが3市町村、据置きが6市町村であった。
- 埼玉県国民健康保険特別会計の歳出は医療費の支払い等のために約6,204億円、歳入は市町村からの納付金や公費などで約6,308億円となっており、収支差が約104億円となった。国は例年、年度末に医療費の支払いが足りなくならないよう予算の範囲で多めに交付するため、約104億円のうち約90億円は令和元年度に国等に精算という形で返還することになっている。残りの約14億円は国保事業費納付金の剰余分であり、これも令和2年度分の市町村からの納付金算定において、必要額から差し引くことになっている。
- 保険者努力支援制度は、平成30年度から本格的に始まり、努力をした自治体へ傾斜配分される制度だが、本県への交付額は33億4,351万円、獲得点数は149点で全国7位である。また、1人当たりの交付額は約1,860円で全国10位であった。
- 乳幼児医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度ともに、受給対象者の経済的負担の軽減という目的に対し、一定の効果があつたと考えている。
- 65歳以上の新規手帳取得により対象とならなかった人数は6,068人、所得制限により対象とならなかった人数は85人である。

医療人材課長

- 今年の4月においては、地域枠奨学金による方が27名、県外医学生奨学金による方が3名の合計30名が県内勤務中である。現在は30名だが、2025年には260名、2035年には400名の規模になると見込んでいる。次に、人口10万対で医師不足と言われている本県であるが、本県の課題は地域偏在と診療科偏在の解消であると考えている。この解消についてはいまだ難しい状況だが、医師不足の課題は今後の医療需要の変化により変わっていくものと考えている。時間はかかるが、奨学金や研修資金制度により着実に医師を確保・誘導していきたい。

医療整備課長

- 資料の下に記載があるように、埼玉医科大学総合医療センターが広域的に救急患者受入を行う小児救急医療拠点病院の役割を担っており、穴が埋まっていない隣接する2地

区からの患者を受け入れている。さらに、中央地区については、隣接するさいたま医療圏にある県立小児医療センターが、三次医療機関でありながら二次救急にも対応している。所沢地区においては、この地区の輪番病院である西埼玉中央病院が輪番日以外も柔軟に対応している。周りが連携してカバーし、穴を埋めているという状況にある。穴が埋まらない理由については、本県に限ったことではなく、全国的に小児科医の確保が難しいということが挙げられる。医師の確保は一義的には各病院が取り組むが、県としても医師派遣元の大学への依頼を行っている。昨年も埼玉医科大学や群馬大学に伺ったところである。この2地区に限らず、いずれも小児二次救急輪番の維持確保は大変な状況であるが、県としても取り組んでいく。

生活衛生課長

10 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助事業は、平成29年度から始まったため、まだ2年しか経過していない。そのため、この事業を活用していない市町村の数は57である。動物愛護推進員への補助は、推進員への直接補助である。推進員への補助の実績・効果について、昨年度は38人の推進員が645頭の野良猫に手術を実施した。推進員への補助事業も開始後2年だが、この2年間で961頭の野良猫の手術を実施し、この制度が始まる直前の数字と比較すると、野良猫等の県への収容数は約26パーセント減少している。また、今後の課題としては、処分される犬猫の約6割以上を野良猫が産んだ子猫が占めており、野良猫の繁殖抑制事業を今後も注力していくことが肝要と考えている。

秋山委員

国民健康保険制度に関して、市町村の良い取組については交付金を配分しているとのことだが、具体的にはどのようなものか。

国保医療課長

県は法定で医療費の9パーセントについて財政負担することになっている。このうち8パーセントはそのまま医療費に充てられるが、残りの1パーセントについて保険者としての取組や実績に対して傾斜配分している。具体的には、収納率向上のためオートコールシステムを導入する際の初期費用など経費に対する支援のほか、収納率が高い市町村など保険者としての取組評価に対して傾斜配分して交付している。

平松委員

- 1 行政報告書184ページから185ページの「(1)健康長寿埼玉プロジェクトの推進」の埼玉県コバトン健康マイレージの運用について、登録していても実際には利用していない人の状況はどうなっているのか。また、この事業の評価基準と定量的な検証結果はどうなっているのか。さらに、事業自体の評価についてはどう考えているのか。
- 2 行政報告書187ページの(7)の「エ がん検診の受診率及び質の向上」について、がん検診の受診率の現状と評価をどう捉えているのか。
- 3 行政報告書192ページから193ページの「(2)殺処分数の削減」の表に犬猫の殺処分数の推移が示されているが、各年度のKPI、つまり削減目標と達成状況はどうであったのか。

健康長寿課長

- 1 歩いた結果を1か月間全く送信していない人の割合は約50パーセントである。また、評価基準としてKPIは設定していない。平成30年度末の参加者数は5万3,500人であるが、これを今年度末までに10万人にすることを目指して取り組んでいる。事業自体の評価としては、健康や運動に関心のない人にも運動をしていただくことから、必要性がある事業だと考えている。今後は参加者増加を加速させるために、幅広いPRの実施やウォーキング以外の健康づくりにも取り組めるような仕組みを検討している。

疾病対策課長

- 2 現状は、行政報告書170ページに記載されている実績値のとおりである。この平成28年度の実績値は、3年に1回行われている国民生活基礎調査の数値であり、最新値である。目標値の50パーセントは国の目標と同じ値を掲げているが、目標値に対して低い数値となっている。評価としては、どこが受診率が低いのかを分析したところ、40歳代男性の受診率が低いという課題が明らかとなったため、この課題に対する取組を始めたところである。

生活衛生課長

- 3 犬猫殺処分数の各年度の削減目標と達成状況に関しては、5か年計画の最終年度に殺処分数を600頭とすることを目標とし、前年度数値等を勘案して年度ごとの目標を立てている。平成29年度は1,000頭の目標値に対して達成状況は913頭、平成30年度は830頭の目標値に対して804頭、本年度は730頭を目指す中で9月末現在で470頭となっている。

平松委員

- 1 40歳代男性のがん検診受診率が低いとのことであったが、どのような改善策を考えているのか。保険者ごとにインセンティブが働く仕組みが違ったり、市町村ごとにがん検診無料化など取組が異なる中でどのように連携し、受診率向上にインセンティブが働く仕掛けを考えているのか。
- 2 犬猫殺処分数の削減については目標値を上回る状況であり、この点は評価したい。ただ、取組を進める中で殺処分の削減数も年々鈍化している。どのような手立てが必要だと認識しているのか。

疾病対策課長

- 1 ほとんどの40代男性が仕事をしているが、職域でのがん検診の実施状況は把握できる仕組みがない。勤務先にとっては、職員にがん検診を受けさせるのは義務ではなく任意となっているのが現状である。今年度からインセンティブを設けて、40歳代に絞って、今までがん検診を受けていなかった方の受診を促す取組を始めた。具体的には、協会けんぽ埼玉支部をはじめとする県内の健康保険組合と連携し、がん検診を受けた方が1人増えたら2,000円の補助金を交付する制度を創設した。この事業に着手して、がん検診に対する理解が不十分な事業所が多いことがよく分かったため、長い取組が必要であると実感している。また、市町村ではがん検診の無料化や特定健診とがん検診の同時実施や女性限定のレディースデーを設けたり、乳がん・子宮頸がん検診では託児サービスの導入などを実施し、受診率を上げている市町村がある。こうした良い取組を調査し、受診率向上との関係を分析しているところである。多くの県民にがん検診を受け

てもらえるようしっかりと取り組んでいきたい。

生活衛生課長

2 猫の殺処分数がなかなか減らず、野良猫への繁殖抑制対策が肝要と考えている。平成29年度から開始した市町村とボランティアに対する補助事業をしっかりと継続しながら、子猫の殺処分を減らしていきたい。

塩野委員

行政報告書179ページから180ページの(1)の「ア 緊急医療の体制整備」について、従前からタブレットやスマホによる救急医療情報システムなど様々な対策を導入しているが、その結果として、救急搬送時間は短縮しているのか。また、県内平均の数字は、前年と比べてどうなっているのか。さらに、地域的なばらつきはあるのか。あわせて、搬送困難事案受入医療機関支援事業では、空床確保等の経費を補助しているが、この事業の効果をどのように捉えているのか。同様に、搬送調整体制強化事業についての成果はどうなっているのか。

医療整備課長

平成29年の平均搬送時間は43.8分、平成28年は43.6分で、タブレット端末導入時点の平成25年と比較すると短くなっている。対策の効果が出ており、現状はほぼ横ばいというところである。なお、手元に細かいデータはないが地域差はあるのが現状である。また、搬送困難事案受入医療機関支援事業では、救急隊からの受入要請の回数が減っているという効果が出ている。搬送調整体制強化事業では、受入要請の回数が10回を超える事案について、埼玉医科大学総合医療センターの医師が各地域での受入先を調整するほか、最後は自ら患者を受け入れる役割を担っており、同様に受入要請の回数が減っているという成果がある。

塩野委員

搬送困難事案受入医療機関支援事業は、重症患者が2回受入要請を断られた場合に受け入れる事業だと思うが、実際にはそこで終わらずに、搬送調整が必要になる事案もあると理解している。なぜ2回でとどまらないのか。

医療整備課長

要因は様々であるが、いち早い処置が必要な重篤な患者は、ほとんどが2回までの受入要請により受け入れられている。一方、中等症又は軽症で病気かどうかというような患者について、病院はほかの重症患者などを優先し、結果として受入れ先がなかなか決まらない面がある。軽症であっても救急隊は要請があれば出動しないわけにはいかないのか、搬送調整が必要となる。

塩野委員

軽症や中等症は時間を要してしまうかもしれないということは分かった。重症患者をいち早く搬送することが重要だと思うが、搬送困難事案受入医療機関の12病院を見ると北部は少なくなっている。このことが、搬送時間の地域ごとのばらつきにつながってはいないのか。

医療整備課長

北部や秩父地域などは救急医療機関の数が限られる一方、どこに救急搬送するか役割分担が明確で受入要請回数が少ないなど搬送困難事案が生じにくい。東京都の平均搬送時間が全国ワーストでもあるように、必ずしも医療体制が薄いから搬送困難事案が生じるというわけではない。

塩野委員

搬送困難事案受入医療機関については、いまの体制で完結なのか。

医療整備課長

地域においてこうした役割を担っていただける医療機関が出てくれば検討するが、北部や秩父地域で新たな医療機関を加えるのは難しいと思われる。

【説明者】

小島康雄県民生活部長、山野均スポーツ局長、大浜厚夫県民生活部副部長、
矢島謙司県民生活部副部長、谷川裕保県民生活部参事兼防犯・交通安全課長、
田沢純一広聴広報課長、谷澤正行共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
浅見健二郎文化振興課長、和田公雄国際課長、岸田正寿青少年課長、
小谷野幸也スポーツ振興課長、都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、
斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、藤岡麻里男女共同参画課長、
関口修宏消費生活課長

【発言】

千葉委員

- 1 行政報告書71ページの「(3) 埼玉の魅力発信」について伺う。ブランド総合研究所による地域ブランド調査の都道府県魅力度ランキングで、本県は2017年が第44位、2018年が第43位、2019年が第41位と、徐々にランキングは上がっているものの下位に位置付けられている。県民に誇りと愛着を持ってもらうため、県内外に本県の魅力をどのように発信してきたのか。また、魅力発信に係る広報をどのように心掛けているのか。
- 2 行政報告書81ページの「(4) 青少年非行防止対策の推進」について、非行という概念はいろいろと考え方があろうと思うが、本県の非行の現況は昨年と比較してどのように推移しているのか。また、非行防止対策として様々な取組をしているとは思いますが、その課題と対応についてはどうなっているのか。
- 3 行政報告書84ページの(1)の「キ 競技力の向上」について、埼玉アスリート就職サポートセンターの具体的な取組状況と成果はどうか。
- 4 行政報告書92ページから93ページの「(4) 相談・苦情処理体制の充実」について、「相談・苦情の受付件数の推移」の表にあるように、平成26年度から平成30年度にかけて件数は減少しているものの、平成30年度の件数は1万3,764件もある。相談者の年代別の件数や相談内容はどうなっているのか。また、高齢者の相談の件数や内容はどうなっているのか。

広聴広報課長

- 1 地域ブランド調査は今年で14回を数えているが、魅力度ランキングは観光地ランキングの要素を反映しているとも言われている。また、近年は大きな順位の変動も見られていない。埼玉県は秩父や川越といった人気の観光地が複数ある一方、全国の誰もが思い浮かぶような観光資源には乏しいことから、なかなか順位が上がってこないと分析している。一方で、別の調査である住みたい街ランキングでは大宮や浦和が順位を上げている。また、川越が「散策したい歴史ある街並み」ランキングで第3位となったり、「荒川自転車道」が「おすすめのサイクリングコース」で第4位となったりするなど、県の魅力が取り上げられている。このような新たな切り口に注目しながら、埼玉のブランドイメージを確立していけるよう情報発信に努めている。例えば、平成28年12月に県内の「まつり」の一部がユネスコの無形文化遺産に登録されたのを機に、「まつり」を新たな切り口として本県の魅力を発信している。広報に当たっては、県広報紙彩の国だ

よりを始め、県政広報テレビ番組、県政広報ラジオ番組、公式SNSなど様々な媒体により、埼玉の魅力を県内外に向けて情報発信している。

青少年課長

2 青少年の非行の現状だが、平成30年中に検挙された刑法犯少年は、1,602人であり、前年より205人減少している。また、飲酒や喫煙といった不良行為によって補導された少年は2万6,476人であり、約9パーセント程度減少している。これは、各地域の青少年育成団体を中心として行っている非行防止パトロールやキャンペーン活動等の成果ではないかと受け止めている。一方で、非行を犯した少年のうち約35パーセントが再犯であり、その防止が課題であると認識している。再犯理由としては、子供たちに居場所や仕事がないことで、悪い友人と関係を持ってしまうということがあるので、自分の進路や居場所を作ることが大事だと考えている。その立ち直り支援として、県内の企業や団体の協力を得て、社会体験や就労体験の機会を提供している。昨年度は延べ841人の非行少年等が参加している。このような立ち直りの機会を通じて自立を支援していきたいと考えている。

スポーツ振興課長

3 埼玉アスリート就職サポートセンターは、県内で就職し、競技の継続を希望するアスリートと、そういった人材を採用したいという企業をマッチングするという目的で、平成30年10月に開設した。アスリートと企業に登録していただき、それぞれの希望を調査し、条件が合えばマッチングをして就職につなげていく取組をしている。アスリートサポートということを広く周知していくため、県内の大学生や県内企業を対象とした就職説明会も平成30年度末に実施しており、今年度も2回ほど予定している。また、県内の経済団体や大学等に広報活動を行い、サポートセンターの知名度や認知度を上げる取組をしている。現在、6名のアスリートと7つの会社・団体が登録している。成果としては、今年度採用があったアスリートも含め2件のマッチング実績がある。

消費生活課長

4 相談件数の1万3,764件のうち、問合せ等を除いた相談・苦情件数は1万2,965件である。年代別では、やはり高齢者が多く、65歳以上の件数が4,089件で割合としては31.5パーセントである。60歳から64歳の件数は1,006件で7.8パーセントとなり、65歳以上の件数と合わせた「60歳以上の高齢者」では39.3パーセントと約4割になる。次いで、50歳代、40歳代と続いている。平成30年度は、法務省や民事訴訟管理センターなどをかたったはがきによる架空請求に関する相談が多く寄せられた。また、インターネットサイトの利用に関する相談も多かった。

千葉委員

埼玉アスリート就職サポートセンターを通じて採用があった、2名のアスリートの実施競技種目は何か。

スポーツ振興課長

アイスホッケーと陸上競技である。

山根委員

資料23「LGBTに関する啓発について」を見ると、理解促進や啓発を目的として県民講座を開催しているが、その効果と検証はどうなっているのか。また、講師については、県外の講師が多いように思われるが、どのように講師を選定しているのか。県内にも専門的知識を有する方がいるが、候補者として挙がらなかったのか。

人権推進課長

県民講座は平成28年度から実施している。平成30年度は3回実施して183人が参加したが、参加者アンケートでは90.7パーセントから性的少数者への理解が深まったとの回答があった。講師の選定については、県内には啓発ができる団体や講師が少ないため、県外を含めて講師を選定している。今後、啓発を行う上で参考となるような講師がいれば、県内外の有識者の中から選定していきたい。

山根委員

県民講座に参加したことがあるが、当事者や関係者が多く参加しており、素晴らしいと思った。当事者だけでなく、広く県民に対して、という意味での県民講座の効果はどうなっているのか。

人権推進課長

一般県民の認識を把握するために、平成29年度に県政世論調査を実施した。性的少数者に関する言葉の理解などを見ると、トランスジェンダーやアライという言葉に対する理解は必ずしも十分ではないということが分かった。また、身近な方がLGBTだった場合、友人や職場の同僚などに比較して自分の子供には抵抗感が強く、回答者との関係が近い人ほど心理的な抵抗感が強い傾向があることが分かった。現状ではまだ県民講座の参加者数が少ないため、参加者を増やす取組を今後も行っていきたい。

松井委員

- 1 行政報告書75ページの「(6) アクティブシニアの社会参加支援」については、具体的にどのような支援を行ったのか。
- 2 行政報告書77ページの(3)の「ア 埼玉伝統芸能フェスティバルの開催」について、県内の伝統芸能を広く県民に紹介したとあるが、具体的にどのような取組を行ったのか。
- 3 行政報告書89ページの「(4) 埼玉県版ホームステイの準備」について、テストホームステイで見えてきた課題は何か。また、そのような課題に今後どのように対応していくのか。

共助社会づくり課長

- 1 アクティブシニアの地域デビューを後押しする講演会や、居場所づくりとしての常設サロン、ボランティアネットワークの運営等を行う17市町に対し、助成を行った。また、シニアが興味を持ち、きっかけ作りを行うことが大切と考え、広報戦略として、総監督に市村正親氏、隊長に林家たい平氏に就任いただき、その他県民の有志の構成による「地域デビュー楽しみ隊」を活用して、SNSやメディアを通じて地域活動の魅力や効能等を発信し、機運醸成を図った。昨年度は新聞等メディアに87件取り上げられた。今年3月には、「地域デビュー楽しみ隊」によるイベントを県内大型商業施設で開催し、

来場者約2,200名の県民に対して働き掛けを行った。そのほか、ボランティアの養成を目的に、各市町村の市民活動サポートセンター等と連携し、ボランティアの心構え等を学んで活動先へのマッチングを行う「シニアボランティア養成講座」を行った。

文化振興課長

2 埼玉伝統芸能フェスティバルは、県内の伝統芸能を広く紹介するために、平成22年度から実施している。地域の伝統芸能の継承団体については、発表の機会が地域のお祭りなどの小さなところに限られている実態がある。そのため、県全域を対象とした大舞台での発表の場を提供して、活性化を図っている。平成30年度は、秩父市吉田の貴布祢神社の神楽、三芳町の竹間沢車人形の人形芝居、坂戸市の塚越ばやしの3つを実演した。特に、竹間沢車人形は、長い台詞がある1時間程度の上演になるが、この台詞が歌舞伎で使うような古い言葉であり、一般や外国人のお客さんに分かりづらい面があるため、会場に日本語と英語表記のパンフレットを用意したり、舞台の上部とそでに英語と日本語の字幕を用意したりするなど、分かりやすい工夫をして上演した。来場者の多くから「分かりやすく面白かった」など、好評をいただいた。県内には多くの伝統芸能団体が存在するので、国内外にPRできるように、引き続き伝統芸能を上演する機会を提供していきたい。

オリンピック・パラリンピック課長

3 テストホームステイは、主に県内の留学生を対象に実施した。見えてきた課題としては、まずは宗教上の配慮、次いで病気や災害など緊急時の対応、さらには言葉の通じないゲストとのコミュニケーションをどうするかなどである。これを受けて、平成30年度はホストファミリーに対し、まずは食事提供におけるハラル対応について学ぶ研修を実施した。残る課題については、今年度の研修に緊急時の対応や外国人講師とのロールプレイングを取り入れるなどして、ホストファミリーの不安解消につなげていきたい。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書106ページの「歳入」の第14款の第7項の第3目の「広聴広報課」の1の「(1)雑入」のうち、「イ 彩の国だより広告収入」と「エ ホームページの広告収入」について、広告が取りにくい状況があると思うが、前年度との収入額の比較はどうなっているのか。
- 2 行政報告書82ページの「(8)いじめ問題対策の推進」について、いじめ撲滅強調月間である11月に行われたキャンペーンの具体的な内容と成果はどうなっているのか。
- 3 行政報告書84ページの(1)の「キ 競技力の向上」について、平成30年度の彩の国プラチナキッズの応募者は1,257人とあるが、ここ数年の応募者数の推移はどうなっているのか。また、合格者は毎年30人とのことだが、それを決定するに当たって地域等の配慮はしているのか。
- 4 行政報告書94ページの「(6)消費者啓発の推進」について、消費生活講座を262回開催したとあるが、参加者の年代別の内訳はどうなっているのか。また、特に、若年者の参加状況はどうであったのか。

広聴広報課長

- 1 彩の国だよりの広告収入は、平成30年度は3,750万円、平成29年度は3,596万円であり、154万円の増となった。ホームページの広告収入は、平成30年度

は810万円、平成29年度は858万6千円であり、48万6千円の減となった。

青少年課長

2 キャンペーンの内容は、大きく分けて3点ある。1つ目は広報で、彩の国だよりや市町村の広報紙、ミニコミ誌、FMラジオ等を通じて取組についてPRを行った。2つ目はシンポジウムで、教育や行政、民間団体を対象に、いじめ問題についてどのように連携して取り組んでいくかを考える内容で実施した。3つ目はキャンペーンで、駅前にて高校生や警察関係団体のボランティア、民間団体と共に普及啓発の内容で実施した。成果としては、このような活動を通じて、いじめ防止に対する社会的機運が高まったのではないかと考えている。

スポーツ振興課長

3 彩の国プラチナキッズの応募者は、ここ5、6年は約1,200人から1,300人程度で推移しており、倍率は約40倍となっている。また、合格者を決めるに当たって地域等の配慮はしていない。

消費生活課長

4 消費生活講座については、年代別では整理していないが、6つの区分で整理している。具体的には、一般の県民の方を対象とした「初級」、介護事業所や民生委員など消費者教育の知識をある程度持っている人を対象とした「上級」、「若年者」、「中高年者」、「教職員」、「講演会」の6区分である。その中で、小中高校や大学生を対象とした「若年者」の回数は、68回で8,834人の参加があった。また、「中高年者」向け講座の回数が多く、108回で6,162人の参加があった。

橋詰委員

ホームページの広告収入が減少しているが、企業へアプローチするなど広告収入確保のためにどのように取り組んだのか。

広聴広報課長

広告については、かつては、彩の国だよりとホームページを別々に入札していた。企業が広告に費やす額は年々減少傾向にあり、入札しても不落となることもあったため、別々ではなく、彩の国だよりとホームページを合わせて入札することとした。この結果、想定を上回る入札額となり、収入を確保できた。近年、広告収入は厳しいが、こういった取組を通じて歳入の確保に努めている。

渡辺委員

行政報告書91ページの(4)の「アドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援体制の充実」について、DV被害者の相談や保護などの支援体制の充実を図ったとのことだが、本県は、相談件数に比して保護件数が他県に比べて相対的に少ないと思う。その理由は何か。

男女共同参画課長

相談件数は、市町村も含めて全県で1万1,000件を超えており、高止まりの状況である。保護件数は、婦人相談センターの一時保護件数が65件で、そのうちDV被害者は

58件である。確かに他県と比べると保護件数は少ないが、埼玉県内には市町村設置の18か所、県設置の2か所を合わせて20か所の配偶者暴力相談支援センターがあり、全国で一番多くなっている。市町村の相談・支援体制が整備されてきて、身近な市町村で継続的に相談しながら準備をすることにより、一時保護を利用しなくても自力で避難する人も出てきている。こうしたことから、県による保護件数が少なくなっているのではないかと考える。

柿沼委員

- 1 行政報告書82ページの「(9) 困難を抱える若者の支援」として、埼玉県若者支援協議会が平成30年11月に設置された。設置要綱には社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者とあるが、具体的にはどのような方々を指すのか。また、支援を効果的かつ円滑に実施するとあるが、具体的にどういうことなのか。さらに、平成31年2月6日に開催した研修会については、支援者を対象にした基調講演、事例発表などの内容であり、講師を招いて100名の定員で開催されたが、どこに周知を図り、当日の出席者の人数、年齢層及び団体はどうであったのか。あわせて、研修会で出た意見や問題はどのようなものだったのか。最後に、この協議会の設置については、具体的にどのような形で困難を抱える若者の支援につながるのか。
- 2 行政報告書67ページの「8 スポーツの振興」について、埼玉県5か年計画における週に1回以上スポーツをする県民の割合の実績値を見ると、策定時の値より2.2ポイント低い50.8パーセントとなっているが、原因をどう捉えているのか。また、目標値の65パーセントまでは大きく差があるが、対策はどうなっているのか。
- 3 行政報告書84ページの(1)の「コ 各種スポーツ団体の育成・支援」について、各種スポーツ団体とはどこなのか。また、どのような指導を行い、どのような効果があったのか。

青少年課長

- 1 この協議会で対象としているのは、ひきこもりやニート、非行等何らかの困難を抱えていて、関係者が複数で支援していかなければ難しい方々を想定している。支援の実施に当たっては、複数の要因を抱えており、単一の支援機関での対応は難しいため、雇用や教育、福祉といった様々な関係機関が連携していくことで効果的な支援ができると考えている。研修会については、各市町村や県の関係機関、学校、県警本部、民間団体等に周知を行った。県のホームページ掲載やチラシ等を配布して参加者を募集したところ出席者の人数は、民間の方々が43名、行政関係者が35名の計78名の参加があった。年齢層について把握できてはいないが、若手から中堅、ベテランとバランス良く参加があったと認識している。研修会で出た意見についてであるが、研修会自体は「大変参考になった」や「参考になった」という意見が99パーセントだった。その一方で、「連携不足である」や「支援機関につながっていない若者が多数いるのではないか」という意見もあった。最後に、この協議会の効果としては、福祉や教育、労働、警察といった他分野の関係機関の連携や年齢階層で支援が途切れないような連携体制を構築し、縦と横の連携を十分に機能させ、困難を抱えている方々に対して支援ができることであり、そうした仕組みづくりを進めていきたいと考えている。

スポーツ振興課長

- 2 週1回以上スポーツをする県民の割合は、策定時に比べ2ポイント程度減少している

が、10年くらいの傾向で見ると上下を繰り返しながらも上昇している状況である。策定時の平成27年度には、イングランドでラグビーワールドカップがあったが、大きな大会があるとその時期には数値が上がる傾向にあり、そうしたことも理由の1つかと考えている。目標値の65パーセントを目指した対策だが、これまでも様々なスポーツやレクリエーションの大会を開催したり、開催の支援をしてきている。また、様々な競技の競技力向上を図り、スポーツの盛り上げに取り組むなど、県民の方々がスポーツをするきっかけづくりに努めている。今年度はラグビーワールドカップがあり、来年度はオリンピックがある。そういった盛り上がりなども契機にして、県内のプロチーム等とも連携をしながらスポーツの実施率の向上に努めていきたい。

- 3 育成・支援の対象となるスポーツ団体とは、本年度からは埼玉県スポーツ協会と名称が変更になったが、旧称の埼玉県体育協会とその加盟団体である陸上や水泳などの各種競技団体である。具体的な指導としては、県とスポーツ協会が連携して、年間6回会議等を開催し、競技力の強化やスポーツ団体のガバナンスやコンプライアンスの確保など様々な指導や支援を行っている。また、それぞれの競技団体に対し、個別にヒアリングも実施している。成果としては、国体の成績を1つの指標としている。昨年度に続き、今年度についても国体の成績結果は総合4位で、上位の成績を収めており、日頃から行っている支援の成果として捉えている。

柿沼委員

- 1 若者の支援者を対象とした研修会での意見として、99パーセントが「参考になった」という一方で、「連携不足である」という実感があるとのことだが、どういう部分が連携不足と考えているのか。
- 2 週に1回以上スポーツをする県民の割合については、10年間で見れば上昇していて、大きな大会があれば数値も上がるということだが、過去において一番高い数値でも52.9パーセントである。目標値を65パーセントと定めているのは、これからスポーツで健康寿命を延ばしていかなければいけないという認識であると思うが、実績値と目標値にはまだ差がある。この差を埋めるために考えていることについて、もう少し具体的に示してほしい。

青少年課長

- 1 参加者に聞いたところ、「情報が不足している」や「調整役がない」という意見のほか、「支援対象者を他機関へ連れて行くときに壁を感じる」という意見があった。そこで、このような意見を踏まえ、協議会の後に支援者同士の顔が見えるような意見交換の場を設けることで、連携を深めていきたいと考えている。

スポーツ振興課長

- 2 週1回のスポーツ実施率の65パーセントは高い目標であり、まだ差があることは認識している。実施率を年代別にみると30代、40代の働き盛り世代や子育て世代の忙しい世代が低い傾向にある。そうした世代に加えて、実施率はある程度高いが60代以上である高齢者に対しても、健康で豊かな人生を送るという観点から健康寿命を更に上げていくため、効果的な対策をこれから行っていかなければならないと考えている。

武内委員

- 1 行政報告書74ページの(2)の「クラウドファンディング」について、平成3

- 0年度に実施したプロジェクト3件の内容、県の役割及び予算額はどうか。
- 2 行政報告書80ページの(4)の「ア グローバル人材育成センター埼玉の運営」について伺う。サポートを行った就職相談等740件及びインターンシップ32人について、日本人と外国人の内訳はどうか。

共助社会づくり課長

- 1 クラウドファンディングは、NPOや団体がインターネットを通じて活動に対する資金を募る仕組みである。3件の内容としては、1件目が西川材を活用した福祉レストランづくりのためのプロジェクト、2件目が岡部の隕石の記念碑制作やイベントを開催する費用を集めるもの、3件目がハンドメイド作家を集めて商店街の空き店舗を活用するために必要な費用を集めるものである。予算は182万1,000円であり、平成30年度は、クラウドファンディングを運営するFAAVO埼玉から講師を招き、基礎講座も実施した。

国際課長

- 2 就職相談等740件の内訳は、企業が317件、学生が423件であり、学生の内訳としては、日本人が187人、外国人が236人である。インターンシップの内訳としては、日本人が18人、外国人が14人である。

武内委員

県がクラウドファンディングに関わる目的は何か。

共助社会づくり課長

NPO法人は、資金や人集め、情報発信が苦手なところもある。県としては、NPO法人が自ら資金を集めることができ、助成金を使わなくても自立して活動できるようになることを念頭に、資金調達の手法であるクラウドファンディングの支援を行っている。

武内委員

- 1 クラウドファンディングの事業は今後も継続的に行っていくのか。
- 2 グローバル人材育成センターによる就職支援については、産業労働部でやればよいという見方もできると思うが、県民生活部でやらなければならない理由は何か。

共助社会づくり課長

- 1 県としては、NPO自らの資金集めへの支援が必要と考えており、今後も継続していく予定で、今年度も継続して実施中である。

国際課長

- 2 日本人は、留学したことで就職活動が遅れるという事情がある。また、外国人留学生は、専門知識を持ち日本語も母国語も話せる高度人材として県内企業から注目されているが、県内の大学での留学生への就職支援が追い付いていない状況にある。そのため、県としては平成23年度からグローバル人材の育成に力を入れてきており、留学前から留学後まで県民生活部がトータルでサポートしている。

平松委員

- 1 行政報告書74ページの(2)の「イ NPOとの協働の推進」について、これまでの取組状況はどうなっているのか。
- 2 資料18「埼玉県特定非営利活動促進基金(NPO基金)の状況」について、寄附金受入状況の団体からと個人からの割合はどうなっているのか。

共助社会づくり課長

- 1 NPO活動は、子育て支援や高齢者の生活支援等多岐に渡っている。県内各地の地域課題の解決に取り組んでいるNPO活動を支援すべきという認識でいる。その活動においては、ヒト・カネ・情報の不足が課題として挙げられており、この3点を県として支援している。
- 2 平成30年度寄附金額の総額は522万3,000円で、金額ベースでは、団体87パーセント、個人11パーセント、募金箱2パーセントである。件数ベースでは、団体16パーセント、個人78パーセント、募金箱6パーセントである。

平松委員

- 1 NPOとの協働の推進について、現況をどのように評価しているのか。
- 2 NPO基金を運用していく上では、いかに寄附金を獲得していくかが重要であるが、そのための取組はどうしているのか。

共助社会づくり課長

- 1 NPOは柔軟な発想を持ち、機動性に富んでいることから、県内各地の地域課題の解決に向け、NPOのみならず企業や行政等多様な主体同士で協働していただきたいと考える。
- 2 寄附金を募るために、チラシやパンフレット、ホームページ、彩の国だよりやWEBサイト「ふるさとチョイス」等を活用し、広報をしているほか、遺贈のための広報チラシを県内金融機関の協力を得て配布している。また、県内企業へのCSR調査結果を基にした企業訪問を13社行った。こうしたことにより、今年度に新たに2件の大口の寄附が得られた。企業訪問は今年度にも既に11社行っている。その他、関係者が一堂に会するイベントにおいて、各企業ブースを訪問しているほか、当課主催のフォーラム等で基金や寄附についての周知や依頼をしている。

平松委員

寄附金がなければNPO基金は運用できないため、企業訪問などの足で稼いだ努力を評価する。その上で、協働を更に進めていくために、NPOを戦略的に育成していくという観点も必要かと考えるがどうか。

共助社会づくり課長

助成金以外にも、NPO、企業、行政等をつなげるコーディネーターである共助仕掛人を配置する等のマンパワーによる支援も行っている。共助仕掛人は、NPO活動における相談対応や企業等との協働が生まれるようマッチングを行っている。本県は東京のように全国規模のNPOがなく、それぞれの地域に根ざした地域課題を解決しているNPOが多いのが実情である。クラウドファンディング等によって個別の支援を行っており、今後も継続していく。

秋山委員

- 1 行政報告書72ページの「(1) 平和資料館の管理運営」について伺う。資料11「平和資料館の運営について」の2ページにもあるとおり、平和資料館の来館者数が増えているが、平成30年度に多くの県民に来場してもらうために努力したことは何か。また、コスト縮減の内容は何か。
- 2 行政報告書75ページの「(4) 県民活動総合センターの管理運営」について、利用者の推移はどうなっているのか。また、体育館のアリーナについても利用者の推移はどうなっているのか。さらに、アリーナの雨漏りへの対応はどうしたのか。
- 3 行政報告書78ページの(1)の「ウ 多文化共生の推進」について、高校進学ガイダンスを実施したとあるが、対象者、周知の方法、参加者及び事業効果はどうなっているのか。
- 4 行政報告書90ページの「(3) 男女共同参画推進センター(With You さいたま)の運営」について、相談状況を見ると電話相談の件数がかなり多いが、職員の体制とブース数はどうなっているのか。また、その体制で十分なのか。さらに、相談の中でLGBTQに関するものの件数と内容はどうなっているのか。
- 5 行政報告書92ページの「12 消費者対策の推進」について、消費者相談を行っている県消費生活支援センターは県内に4か所しかない状況である。この4か所で十分に相談に応えられているのか。また、4か所それぞれの効果についてはどうなっているのか。さらに、架空請求などの解決に相談対応が大いに力を発揮していると聞いているが、その具体的事例があれば内容はどのようなものか。
- 6 行政報告書97ページの15の「(1) 性犯罪被害者支援の推進」について伺う。資料24「性犯罪被害について」を見ると、アイリスホットラインの相談件数がかなり増えているが、相談時間の拡大を図った効果なのか。また、ほかにも改善したところがあるのか。さらに、病院との連携の課題は何か。

広聴広報課長

- 1 平和資料館では、平成25年度から指定管理者制度を導入しており、館の運営に当たっては、県と指定管理者が相談しながら行っている。平成30年度については、県では、展示として収蔵品展の開催日数を前年度に比べ73日増やし、来館者増を図った。指定管理者では、各種イベントを実施している。これはリピーターを増やすためであり、様々なイベントを誘因として来館かつ収蔵物を見もらうためである。平成30年度は、開館25周年の節目に当たる年であったため、ピースコンサートを開催し、新たな取組として弦楽4重奏を行ったほか、近隣施設であるこども動物自然公園と連携し、動物園内に平和資料館のリーフレットを配架したり、動物園の入園券の半券を持って来館した場合、ミニ消しゴムをプレゼントするイベントの通年化などの取組を行った。これらの取組により、平成30年度は約3,000人の増加となった。また、コスト縮減に関しては、決算額で比べると、県が直営で実施していた平成24年度は約1億1,000万円であったが、平成30年度は約7,700万円であり、差引き約3,400万円の縮減となっている。この内容を見ると、人事配置による人件費の減が大きい。館の管理運営やイベントの実施を指定管理者に委ねたことにより、経費節減が図れた。

共助社会づくり課長

- 2 県民活動総合センターの利用者は、平成28年度74万1,432人、平成29年度74万4,825人、平成30年度78万8,387人となっている。体育館のアリー

ナの利用者は、平成28年度3万2,009人、平成29年度3万6,311人、平成30年度4万4,512人となっている。また、平成30年度の経年劣化によるアリーナの小規模な雨漏りについては、指定管理者である「いきいき埼玉」が部分的に修繕を実施した。

国際課長

3 対象者として、日本語指導が必要な生徒とその保護者、日本語教室に通っている親子などを想定し、高校進学ガイダンスを実施した。対象者が何人なのか正確に把握することは難しいが、教育局で把握している日本語指導が必要な生徒数は県内に536人いる。周知の方法としては、チラシ2,000部を市町村の教育委員会や多文化共生担当課を通じて公立中学校や日本語教室に配布するほか、県や県国際交流協会のホームページでの周知も行った。同ガイダンスは、平成30年8月4日・土曜日に大宮ソニックシティで開催し、参加者は生徒・保護者等合わせて138人であった。効果としては、当日はガイダンスだけでなく高校へ入学した生徒の体験談のほか、入試を体験した生徒とこれから受験する生徒との交流も行われ、参加者からは「参考になった」、「励みになった」との声が寄せられている。また、外国人親子が高校進学について具体的に話し合うことで本人の高校進学につながり、外国人の子供たちが日本社会で経済的に自立して生活していくきっかけになると考えている。

男女共同参画課長

4 職員の体制としては、8人の相談員が交代で勤務して対応している。ブースの数は3ブースである。相談業務について、電話相談は、原則、月曜日から土曜日まで、10時から20時30分までの間、交代により対応をしている。相談内容を見てみると、平成30年度については、家族・親族関係が全体の約20パーセント、人間関係や夫婦関係等が全体の約30パーセントとなっている。中身としては、割と身近な方に関する、それも緊急性を伴わないような相談内容が全体的に多くなっている。相談体制は十分かということについては、時間帯や日によってはどうしても電話が重なることがあり、お待たせすることがあるが、留守番電話で「時間を置いてからまたお掛けください」と周知し、掛け直してもらおう対応を取っている。これに対する苦情の電話は、男女共同参画推進センター代表電話宛てに、月に1件あるくらいという状況であった。男女共同参画課に掛かってきたものは、昨年度は3、4件あったが、適宜別の相談窓口を案内するなど対応した。相談窓口は男女共同参画推進センター以外にも、各市町村の窓口や法テラスなどいろいろある。そういったところを「相談窓口ガイド」としてまとめて、住民に配布したり、ホームページに掲載するなどして、悩みや相談内容に応じた相談窓口の周知も行っている。今後とも各種相談機関と協力して相談者の利便性の向上に努めていく。

人権推進課長

4 男女共同参画推進センターでは、平成28年8月から性的少数者からの相談件数について集計を始めた。平成28年度は9件、平成29年度は29件、平成30年度は27件、令和元年度の8月までで12件、平成28年度からの累計は77件である。相談内容の内訳は性自認に関することが全体の4割、性的指向に関することが全体の1割という状況である。相談内容の主なものは「女性ではなく男性で生きたい」、「手術をして自分が何者なのか分からなくなった」などがあると聞いている。

消費生活課長

5 行政報告書93ページの上段の表にあるように、平成26年度の1万6,657件から平成30年度の1万3,764件と減ってきているが、これは県消費生活支援センターで受け付けた件数であり、これに市町村相談窓口で受け付けた件数を含めると平成26年度以来、約5万件の相談を受け付けている状況である。身近なところで相談が受けられる状況になってきて、市町村窓口で相談を受け付ける割合が高まってきている。そのような中で、県消費生活支援センターでもしっかり対応できていると認識している。資料12「消費生活相談について」では、4つの県消費生活支援センターごとの受付件数を示したが、それぞれ役割分担を行いしっかりと対応している。平成30年度は、県と市町村の相談受付件数を合わせると5万8,683件であり、例年の約5万件から大幅に増えている。これは、はがきによる架空請求に関する相談が大幅に増えたためである。また、電気の自由化等の影響により、インターネット関連の事業者から電話等で勧誘されてトラブルが発生したという事例も多くあった。こうした広域的な相談について、県消費生活支援センターの職員や主任消費生活相談員、弁護士らで構成される問題解決プロジェクトチームを作り、この中で統一的な対応方法を検討し、問題解決プロジェクト通信として、各市町村相談窓口にも月2回メール配信し、広域的な事案の処理を徹底している。なお、消費生活相談に対する処理状況については、自主交渉の助言、情報提供及び消費生活支援センターが仲介したあっせんなどがあり、県の相談件数の1万3,764件に対し、助言、情報提供及びあっせんにより、1万2,973件、約95パーセントが解決しているという状況である。

参事兼防犯・交通安全課長

6 アイリスホットラインの相談件数は、平成30年度は552件で、前年度比プラス430件、約4.5倍と大幅に増加している。その理由としては、相談時間の拡大が大きく影響しているのではないかと考えている。それ以外の点としては、改善した点とも重なるが、1つ目はアイリスホットラインの啓発カードを作成し、県内全ての高等学校1年生の女子生徒に配布したことである。それ以外にも、駅や市町村庁舎、イベント、キャンペーン、例えばさいたま新都心で行われたガールズコレクション会場の周辺でもカードを配布するなどし、普及を図った。もう1つの改善点として、平成30年度から医療費や弁護士相談費用の支援を導入しており、そういったことも相談件数の増につながったと考えている。また、病院との連携の課題であるが、これまで性暴力被害者の方の医療機関と連携した、警察届出前の証拠採取・証拠確保が課題であった。そこで、平成30年度から、24時間365日体制で被害者を受け入れていただいている基幹6病院に性犯罪証拠採取キットを配備して、連携を図っている。

秋山委員

高校進学ガイダンスは対象者が多いが、参加者が少ない印象である。もっと回数を増やす検討はしたのか。

国際課長

県が主催するガイダンスは1回だけだが、平成30年度は県以外が主体となったガイダンスをほかに6か所で開催している。県では、これらのガイダンスの開催をホームページで周知したり、名義後援をしたりして支援をしている。また、進学相談に関しては教育委員会の役割でもあることから、今後とも連携して効果的に取り組んでいく。

齊藤委員

決算特別委員会は、平成30年度の予算が無駄なく県民の為に有効的に使われているかをチェックするのが大きな役割である。さらに、これを踏まえて、翌年度の予算にどれだけ反映させられるかが重要である。行政報告書72ページの「2 平和行政の推進」について、来年度は戦後75年の節目となる。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、福祉部や教育局等、部局を超えた取組が大切である。平和資料館に関して、平成30年度決算を踏まえた来年度事業への反映状況はどうなっているのか。

広聴広報課長

来年度は戦後75年の節目となるが、現在、戦争を知らない世代が8割を超えている。大事なことは、若い世代に平和の重要性を感じてもらうことである。こうした視点で展示やイベントを考えていきたい。そして再来年は、渋沢栄一を題材とした大河ドラマが予定されている。渋沢栄一は、平和資料館で定時上映しているアニメ映画「青い目の人形物語」にも登場して描かれているように、昭和初期の日米両国間の親善を進めるなど、平和との関わりが深い。また、渋沢栄一は、新紙幣にも起用されるなど、全国的にも注目されている。こういったことを踏まえて、総合的に検討していきたい。

齊藤委員

一つの例を挙げて平和を取り上げたが、全てのことにつながる話である。将来により期待が持てるような具体的な施策を作り上げて、これからの時代に生かしてほしい。(意見)

【説明者】

小松弥生教育長、萩原由浩副教育長、佐藤裕之教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、
関口睦市町村支援部長、古垣玲教育総務部副部長、日吉亨県立学校部副部長、
芋川修県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、依田英樹市町村支援部副部長、
金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、岡部年男総務課長、加藤健次教育政策課長、
島村克己財務課長、橋本強教職員課長、塩崎豊福利課長、青木孝夫県立学校人事課長、
石川薫高校教育指導課長、浪江治魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、
伊藤治也保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、
豊田清明県立学校人事課学校評価幹兼管理主幹、
下野戸陽子市町村支援部参事兼小中学校人事課長、八田聡史義務教育指導課長、
栗原正則教職員採用課長、横松伸二生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、
阿部仁人権教育課長

【発言】

逢澤委員

- 1 行政報告書298ページの「4 家庭・地域の教育力の向上」について、小・中学校の学校応援団の活動を支える人材の育成に努めているとあるが、取組の詳細はどのようなものか。
- 2 行政報告書298ページの「4 家庭・地域の教育力の向上」について、小・中学校のコミュニティ・スクールに係る理解促進に努め、目標値の300校を大きく超える434校に設置した実績になっているが、設置校数が伸びた要因は何か。また、コミュニティ・スクールの詳細はどのようなものか。さらに、設置が進んでいる地域はどこか。あわせて、設置の効果はどのようなものか。
- 3 行政報告書302ページの(4)の「イ プログラミング教育推進事業」について伺う。小学校8校をモデル校に指定し、実践事例の作成や検証を行ったとのことだが、実践事例についてはどの程度作成したのか。また、各教科で作成しているのか。さらに、実践例がしっかりと活用できるような支援を行っているのか。あわせて、ICT技術などを創出できるような人材育成を図る研究を実施しているとのことだが、具体的には何を行っているのか。
- 4 行政報告書318ページの(1)の「セ スクール・サポート・スタッフの配置」について、配置した自治体の数と人数はどれくらいか。また、平成30年度から今年度にかけて何人くらい増加したのか。

生涯学習推進課長

- 1 県では、学校応援団を支える事業として、各種会議での情報の共有や研修、活用事例の普及を行っている。平成30年度は、県内4か所で2回の合計8回の会議を開催し、保護者や地域の代表者、各市町村教育委員会の代表者等が集まり、実態や今後の取組について協議した。また、県内4か所で地区別の実践発表会を行い、情報の共有化を図っており、参加者は1,100人である。さらに、学校応援団の活動の中核を担うコーディネーターを対象として、研修を年3回行っており、約200人程度が参加している。活用事例の普及については、年度末に実践事例集を3,100部作成し、

全ての小・中学校に配布し、広報を図っている。

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

- 2 コミュニティ・スクールの設置校数が伸びた要因は、設置に向けた補助金を交付したことや、市町村担当者、教職員、地域の方を対象として、コミュニティ・スクールの有用性を学ぶ研修会を開催したことと捉えている。コミュニティ・スクールについては、学校運営協議会を設置することで、学校と地域が課題を共有して解決していく有効な取組と捉えている。学校運営協議会では、自治会長、あるいはPTA会長等の地域や保護者の代表が校長等と運営方針の承認を行い、様々な課題について解決策を協議することになっている。また、設置については、全県的に進んでいると捉えている。昨年度、各市町村内の全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを導入している市町村は10市町であったが、今年度は、21市町に増加している。コミュニティ・スクールの設置効果は、学校と地域が一緒になって課題を共有しながら話し合いを行っていくことで、地域に根差した学校づくり、あるいは学校に根差した地域づくりができることだと考えている。
- 4 平成30年度は、19市町が県から補助を受け、144校に179名を配置している。令和元年度は、34市町の200校に配置する202名分を予算として確保している。

義務教育指導課長

- 3 実践事例として合計で23の事例を、算数、理科、生活、音楽、家庭科、外国語、総合及び特別支援の各教科で作成した。市町村教育委員会の指導主事を集めた会議をはじめとして、様々な場で実践事例を周知するとともに、今年の5月には4つの会場で実施した小学校プログラミング教育研究協議会で、モデル校による模範授業を実施し、周知を図っている。ICT技術を創出できるような人材育成を図る研究としては、小・中学校各1校のモデル校で取組を実施している。具体的には、小学校のモデル校では、近隣の工業高校や大学の支援も受けて、プログラミング体験教室を開催している。また、中学校のモデル校では、高校の情報科教員と連携してプログラミングテキストというものを開発し、授業に取り入れるなど、中・高等学校で連携した取組などを行っている。

逢澤委員

以前、三鷹市のコミュニティ・スクールを拝見したが、小・中一貫教育を推進している中で、中学校区での取組を行っていた。本県におけるコミュニティ・スクールの設置は、小学校単位と中学校単位のどちらで行っているのか。また、コミュニティ・スクールの効果として学校の課題を共有するということが、学校の問題はなかなか外に見えづらいことが多く、地域の方と共有しづらいこともあるかと思う。そういった中で、課題を学校外の人にしっかりと共有してもらい、課題が重くなる前に解決していくことが大事かと思うが、どのように考えているのか。

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

三鷹市のような中学校区でのコミュニティ・スクールというものは、義務教育9年間を見通すことができる素晴らしい取組だと考えている。しかし、市町村によっては、通学区域の関係で1つの小学校から2つの中学校に進学するというような実情もあるため、

コミュニティ・スクールの設置については、それぞれの市町村教育委員会が実情に配慮し、判断していくものと考えている。一例として、久喜市では、中学校区で全ての学校がコミュニティ・スクールを立ち上げている。また、コミュニティ・スクールでの見えづらい・見せづらい学校の課題については、地域との信頼関係なしには学校運営はできないことから、その信頼関係の中で、地域の方々に良いところも悪いところも含めて共有してもらい、取り組むことが重要だと考えている。有効な事例については、県でも随時情報提供しながら市町村教育委員会に働き掛けている。

水村委員

- 1 行政報告書307ページの(1)の「ア 自立心をはぐくみ絆を深める道德教育推進事業」について、6市の特色ある道德教育の取組を支援し、道德教育研究推進モデル校12校及び研究協力校8校を指定したとの記載があるが、具体的な研究の成果、課題はどのようなものであったのか。また、成果の発表はどのように行ったのか。
- 2 行政報告書311ページの(3)の「ア 生徒指導研究推進モデル校事業」について伺う。課題解決のために対応を必要とする学校として、小学校13校及び中学校99校をモデル校に指定したとのことだが、生徒指導・教育相談体制の充実というのは、具体的にどのようなことを行ったのか。また、その結果、暴力行為・不登校・いじめなどについて改善が図られたのか。
- 3 行政報告書320ページの(3)の「オ 学校防災体制の整備と防災教育の推進」について、春日部市、草加市及び松伏町を研究モデル地区に指定したとのことだが、その理由は何か。また、地域の防災関係機関との連携体制の構築・強化などに取り組んだとのことだが、具体的にはどのような連携体制の強化が図られたのか。
- 4 行政報告書322ページの(4)の「キ 高等学校等奨学金の貸与」について、返済状況はどうなっているのか。また、制度の改正等もあるかと思うが、滞納額については、どのような増減傾向になっているのか。
- 5 行政報告書322ページの(4)の「ケ 中学校夜間学級の設置支援事業」について、設置に当たっての課題やその解決策の整理などを行うため、検討会議や市町村との連絡協議会の開催、先進自治体への視察などを行ったとあるが、こうしたことを通じてどのような進展があったのか。また、設置に向けての課題は何であると把握しているのか。

義務教育指導課長

- 1 成果や課題は学校によって多岐にわたっているが、例えば、成果としては、「道德の授業づくりに教員全体で関わることができた」、「一人の教員だけではなくチームとして道德教育に関わることができた」といった校内体制の整備が挙げられる。課題としては、「話し合いを重視した授業を展開したとしても、話し合うこと自体が目的化してしまい、道德的価値の自覚を十分深められなかった」との声を聞いている。道德が教科化された趣旨としては、答えが一つではない道德的な課題を、一人一人の児童生徒が自分自身の課題として捉えて考え、議論することが重要だと認識しているので、課題を踏まえながら、好事例の周知を行っていく。成果の発表については、県では、道德教育推進協議会を開催しており、この会議において、モデル校の取組成果を発表してもらっている。また、モデル校や研究協力校の取組をまとめた冊子を作成し、県内全小・中・高等学校に配布している。

生徒指導課長

2 暴力行為・不登校・いじめなどの生徒指導上の困難を抱える学校に対して、教員又は養護教諭の加配を行うものである。具体的な取組は、配置をされた学校の中での生徒指導における体制整備であり、中学校が同じ学区である小学校との連携体制を構築するほか、学校だけではなく、家庭や地域、関係機関等とも連携した体制を作り、生徒指導の課題に当たっていくものである。また、年に3回、生徒指導の中心となる教員が一堂に会する場を設定して、生徒指導の質を高めるための研修や、学校でどのような課題に対してどのように取り組んでいるのかについての情報交換の場を設けている。こういった取組を通して、いじめの認知件数の増加や暴力行為の減少という一定の効果があった。

保健体育課長

3 この事業は、文部科学省から受託して実施しているものであり、申出があった3市町について指定をしている。地域との連携・強化の具体的な内容としては、事業を実施した小学校あるいは中学校の学校間の連携が強化された。また、地域の消防署や熊谷地方気象台の職員を、学校安全アドバイザーという形でモデル地区に派遣し、新しい防災教育の考え方、防災体制の強化についての指導・助言を行ったことにより、地域との連携体制の構築・強化につながったと考えている。

財務課長

4 現在の奨学金制度は金融機関連携方式をとっており、金融機関が貸付けを行って債権管理を行っている。決算上では、平成14年度から平成18年度まで、県が直接貸付けを行っていた年度の滞納額が計上されており、現在、4,442万3,187円である。徴収が困難な滞納者については、専門の業者に督促を委託するなどの工夫を行い、滞納額が一番多かった平成27年度の5,836万3,800円から年々減少させ、現在の額となっている。

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

5 夜間中学は、本県では今年度当初に川口市内に設置されたが、一番の課題はどれぐらいの人数が入学してくるのかを把握することであった。県としては、リーフレットを作成し、全市町村に配布することにより夜間中学について周知を図った。また、局内にワーキンググループを立ち上げ、課題を検討するとともに、関係する市町村教育委員会を集めての連絡協議会や民間団体との連絡会等を行った。他県への視察については、横浜市、川崎市、荒川区などの夜間中学の視察を行った。今年度4月16日に川口市の夜間中学の開校式及び入学式が行われ、学び直したい10代から80代の77名が入学している。

水村委員

課題解決のための主な対応としては教員の加配であり、成果としていじめの認知件数が増加したとのことであった。いじめを認知してどのくらいが解決に結びついているのか。また、不登校に対する効果はどうなっているのか。

生徒指導課長

いじめの認知件数と解決した件数の関係について、モデル校のデータは持ち合わせて

いないが、全県で確認した場合には、9割以上が解決に向かっているという状況であるため、モデル校においても同様に解決に向かっているものと認識している。なお、不登校の解決については、いじめの認知件数や暴力行為の件数と比較して、効果は低かったと認識している。

渡辺委員

- 1 行政報告書299ページの(1)の「イ 『チーム埼玉』学力向上パワーアップ事業」について、県が学力向上プロジェクトチームを派遣し、支援を行ったとあるが、具体的な内容と成果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書299ページの(2)の「ア 埼玉県学力・学習状況調査のデータ活用事業」について伺う。指導方法などについて、データを専門的研究機関に提供して分析を行ったとあるが、有効な指導方法であると考えられるものなどは明らかになっているのか。また、それは具体的にはどのようなものか。
- 3 行政報告書296ページの「1 確かな学力と自立する力の育成」には、自立する力の育成ということが記載されている。一方、資料13「教員採用試験受験者数、合格者数、採用者数の推移」における採用者の年齢層を見ると、35歳から45歳までの合格者は余り多くない状況である。自立する力の育成を行うためには、実社会で経験を10年積んだような人を採用することが非常に有効だと思うが、どのように考えているのか。
- 4 資料23「少人数指導加配の状況」の6ページ以降の「習熟度別指導 導入校数」について、平成30年度に大きく割合が低下している。個々の児童生徒の能力を伸ばすことにおいて習熟度別指導は有効な手法であり、ICTが進展する中で重要な施策だと考えるが、低下している理由は何か。

義務教育指導課長

- 1 県の教育委員会が9の市町教育委員会及び重点校を訪問して、例えば、授業研究会で助言を行ったり、研修会で講演をし、埼玉県の学力・学習状況調査や全国学力・学習状況調査を活用して、どのようにすれば学力向上が図れるかなどを伝えているところである。成果としては、埼玉県学力・学習状況調査結果において該当9市町の学力を伸ばした児童生徒の割合について、学年別、教科別で見ると、平成30年度では41.4パーセント、令和元年度では54.5パーセントが県平均を上回っており、着実に学力を伸ばした割合が増えている。
- 2 研究機関の分析で明らかになったことは、例えば、主体的、対話的で深い学び、いわゆるアクティブ・ラーニングというものが、非認知能力や学び方のような学習方略といったものの向上を通じて学力向上に資していることである。また、その背景として、良好な学級経営というものも同様に学力向上に資しているといった可能性が、毎年約30万人の結果分析から見えてきている。
- 4 習熟度別指導の割合が低下している理由の精緻な分析はできていないが、地域的に見ても特定の地域が大きく減ったわけではなく、平均的に減っているという状況であった。一つの理由として考えられるのは、新学習指導要領の浸透である。習熟度別指導やティーム・ティーチングのような指導方法の工夫改善は、計画を立てた上で行っている。このような計画は、多くの学校において、継続して取り組むために2年度単位で作成している。新学習指導要領が平成28年度末に告示されたので、平成30年度は、初めてのターニングポイントであった。今回の新学習指導要領の一つの目玉と

なっているのが、主体的、対話的で深い学びであり、学級を習熟度別に編成するのではなく、様々な考えや能力を持った児童生徒が集う学習空間であることが望ましいとした研究成果も、国から発表されている。そうした考え方の下で、昨年度は習熟度別学級としなかった学校が増加したのではないかと推測している。

教職員採用課長

- 3 昨年度の採用実績は、新規学卒者で採用となった者が全体の約4割となっている。この4割という数字は、昨年度に限らず例年ほぼ同水準で推移している。残りの6割については、教員経験、あるいは民間企業等で経験がある者となる。質問のような10年程度のキャリアがある者という限定した選考は行っていないが、人物重視の選考で面談等を行うと、おのずとそのようなキャリアを持っている者が一定程度合格する実情になっている。いろいろなキャリアを持つ者が採用され、教壇に立つということは、子供も多様化している状況の中で、一人一人の教員のキャリアを教育に生かすことができ、大変よいことであると考えます。

平松委員

- 1 資料25「県公立高校の中途退学者の推移と退学理由」について、中途退学者の退学後の状況を把握しているのか。
- 2 行政報告書298ページ「3 質の高い学校教育を推進するための環境の充実」について、授業中にICTを活用して指導する能力がある高校教員の割合が80.4パーセントとあるが、評価基準はどのようなものなのか。また、高校のICT環境整備において、先端技術を活用した教育環境の整備計画では、2025年度を目途に生徒が1人1台端末を使える環境の実現を目指しているが、現在、どのような状況にあるのか。さらに、インターネットの接続状況はどうなっているのか。
- 3 行政報告書302ページの(4)の「ア 『教育の情報化』基盤整備事業」に関して伺う。2025年に向けて1人1台の端末という状況が言われているが、現状、高校を含む実績ベースの教育用PC整備に係る都道府県別の比較では、全国平均が5.6人に1台、1位の佐賀県が1.8人に1台なのに対し、本県は7.9人に1台と最下位の47位である。あわせて、普通教室の無線LANの整備率や超高速インターネット接続率も共に全国平均を下回っている状況である。小・中学校のICT環境の整備や教員の質の向上について、どのように捉えているのか。
- 4 行政報告書302ページの(4)の「イ プログラミング教育推進事業」について、23の事例を作ることができたと説明があったが、この事業を通じて見えてきた課題は何か。また、教える側のリテラシーや環境の整備についてはどうなっているのか。
- 5 行政報告書308ページの「(2) いじめ・不登校・高校中途退学の防止」について、不登校が増加傾向にある中で、対応はケースバイケースと考えるが、対象児童生徒に対してどのようなアプローチが行われているのか。

生徒指導課長

- 1 県では、独自の追跡調査を5年に1度実施しており、直近では、平成27年度に調査している。調査結果によると、回答者の約5割はアルバイトを含め仕事についていることが分かっている。また、回答者の4人に1人は、再度、広域通信制を含めた高校や専門学校などに入学している。そして、回答者の2割弱は無職であることが分かった。

5 平成28年度に教育機会確保法が成立し、その基本指針では、不登校は問題行動ではなく、登校という結果のみを目標としないということが含まれている。こうした背景も増加傾向の一因となっているのではないかと考えているが、増加傾向にあることについては、憂慮すべきことと認識している。一般的な不登校への対応は、体調不良等による欠席もあるが、2日、3日と欠席が続くようであれば、担任、又は校長や教頭が家庭を訪問し、なぜ休んでいるのかを確認している。また、連続して登校することができない児童生徒に対しては、各市町村で設置している教育支援センター、いわゆる、適応指導教室などの相談の場・学習の場につないでいる。そうした適応指導教室による相談・指導を受ける中で、自ら、民間施設やフリースクールなどにつながる場合もあると認識している。

高校教育指導課長

2 文部科学省が毎年「ICTを活用した教員の実態・意向等調査」を実施しており、80.4パーセントは、この調査結果に基づいた数値である。具体的には、「学習に対する生徒の興味・関心を高めるために、コンピュータや提示装置などを活用できる」等の設問に対して、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合である。次に、ICTの整備状況については、現在、平成30年度から令和2年度までの3年計画で県立学校140校に対して、タブレット端末やプロジェクターの整備を進めているところである。生徒1人1台の端末を使える環境の実現に向けては、国が今年度中に示すとしている学校教育情報化推進計画を踏まえ、県としても計画を策定の上、検討していきたい。次に、インターネットへの接続状況については、国が示している超高速インターネットを実現できていると認識している。また、現在整備を進めているタブレット端末を同時に接続した場合でも、充分に対応できていると考えている。しかしながら、今後、国が目指している1人1台環境を実現した場合には、現在の回線だけでは十分な速度が出ない可能性があるため、今後の整備方法については、しっかりとした検討が必要だと考えている。

義務教育指導課長

3 機器整備のハード面と、教える側の人材育成のソフト面の双方でまだ課題があると考えている。具体的には、ハード面については、小・中学校の教育用PCの本県の整備率は指摘のとおり、かなり低くなっている。超高速インターネットの導入や無線LANの整備率は、全国平均と同等かやや下回るぐらいとなっており、先端技術の活用を進める上で障壁となっているのではないかと考えている。ソフト面の課題については、国の調査を基にした民間のデータによると、本県の小学校で79.9パーセント、中学校で72.2パーセントの教員が、しっかりICTを活用できると回答していることから、ICT活用能力は一定程度の向上が図られているものと考えている。一方で、県としてもこれまで様々な研修を開催してきたが、参加者の層や数が限られていることから、引き続き研修の充実を図ることが必要だと考えている。こうしたハード、ソフト両面の課題については、市町村に対して、なぜ技術革新に対応した教育が必要かということや、実際に整備を進めている自治体の予算獲得プロセスの紹介等の好事例の周知を図るとともに、ICT機器がこれからマストアイテムになるという国のメッセージを伝えることなどにより、環境整備をしっかりと促していきたいと考えている。

4 成果物としては、23の実践事例を県ホームページに公開した。また、小学校プログラミング教育研究協議会などを通じて、各学校においてモデル校の事例を共有して

いる。その研究協議会の中では、プログラミングに対する理解についてアンケートを行い、参加者の9割以上がプログラミング教育の理解が深まったという結果が得られた。課題としては、同じアンケートの自由記述で、「各学校で校内の体制づくりが大変である」、「教員間の意識差がある」、「知識や能力の差がある」、「担当教員の負担感がある」などが挙げられている。こうした課題については、学校全体でカリキュラム・マネジメントをしっかりと行っていきことや、公開している授業の事例の活用を進め、負担感の軽減を促していきたいと考えている。また、ハード面については、アンプラグドを使っている事例もあるが、しっかりと市町村の環境整備を促していきたい。

平松委員

- 1 中途退学者の2割程度が無職である状況を踏まえ、社会からのドロップアウトを防ぐための福祉、医療、警察など他部局との連携について、現状はどうなっているのか。
- 2 高校のICT環境の整備における教員の更なる育成について、どう認識しているのか。また、BYOD、いわゆる、個人保有端末の業務利用についても検討しているのか。
- 3 本県の7.9人に1台という状況について、アンプラグドによる対応では限界があると思う。ナショナルミニマムを考慮すると、自治体ごとに整備状況に差があってはならない。決算の数値を踏まえ、更なる取組が必要と考えるが、どのように認識しているのか。
- 4 発展的プログラミング教育とプログラミング的思考の育成については、プログラミング教育の取組を進めているところであるが、各市町村において理解が深まっているのか。また、各市町村における取組は、どのような状況になっているのか。
- 5 不登校児童生徒への対応について、担任の先生や校長先生、教頭先生が対応されている、あるいは、適応指導教室や相談センターに通学している児童生徒もいるとの答弁であったが、その中には、障害があったり、医療的なケアが必要な児童生徒がいて、学校だけでの対応では難しいと認識している。また、保護者のベクトルがそろっていない家庭もあると思うが、そのように学校だけでは対応が難しい場合、総合的な取組をどのように行っていくのか。また、中退の問題にもつながるが、学校に行けないことで社会からドロップアウトしてしまうことを防止するため、学力面でのフォローアップも必要である。そうした観点から、タブレットを使用して対応している自治体もあると聞いているが、どのような認識を持っているのか。

生徒指導課長

- 1 退学してしばらく時間が経ってしまうと、学校からアプローチするのは難しい状況であると考えている。そのため、在学中から、例えば、福祉的な支援が必要な場合や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な支援につなげている。中退防止の事業の中で、厚生労働省所管の地域若者サポートステーションと連携した取組を進めている。その取組の中で、生徒一人一人に対し面談を実施しており、万一退学をしても当該機関へつなげるきっかけを作っている。在学中における問題行動や非行行動などについては、地域の警察署と連携し、情報共有を行いながら非行防止に努めている。また、中退防止を中心に取り組んでいる教員を集めた会議を実施しており、その中で、福祉部や産業労働部の関係部署から支援策を紹介してもらい、万一中退になってしまっても関係機関につなげていけるよう連携を図っている。

5 教員だけでは解決できない場合もあり、専門性のある対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、問題の解決に取り組んでいる。また、学力面も含めて、不登校になった児童生徒の教育機会を確保することは、大変重要であると考えている。教室には入れないが、学校には行ける児童生徒については、相談室の中で学力面のフォローをしたり、心に寄り添ったりしている。それ以外にも、市町村が設置している教育支援センターや適応指導教室などでの学習支援において、教職経験のある相談員が学力面や学習面をフォローしているという事案もある。また、民間の施設やフリースクールなどで、ケアにつながっている事案もある。ICTの活用については、幾つかの手段の中の有効な一つ的手段と考えている。様々な手段を使い、教育機会の確保につながるよう事例を集め、市町村に周知していきたい。

高校教育指導課長

2 教員の更なる育成についてであるが、プロジェクターで教材を投影して説明を行うなど基礎的なICTの活用力は、多くの教員が身に付けているものと考えている。しかしながら、今後はICTを日常的に授業で活用したり、効果的に使用することが必要となってくる。そのためにも、教員のICT活用能力の更なる向上に向け、研修の充実などをしっかりと行っていく。次に、BYODも含めたICTの整備は、現在進めている整備だけでは、国が基準としている整備水準に至らないことは確かである。また、1人1台端末の整備までには、更にかい離が出てしまうという状況にある。今後は、公費以外の整備、BYODによる端末の整備等の視点も踏まえて、整備方法の検討を進めていくことが必要であると考えている。

義務教育指導課長

3 昨年6月に、国からEdTechという言葉が初めて出てきたと考えるが、県としても環境整備は大きな課題であると捉えている。今年の5月には、各市町村での環境整備を促すために、市町村教育委員会の担当指導主事を集めた協議会を開催し、国の考え方などの背景を説明するとともに、県内外の自治体から予算獲得のプロセスを説明いただいた。今後とも、好事例を共有しながら県内市町村を後押ししていく必要があると考えている。例えば、予算の確保に至る前に事業者から意見を十分に聴取するとともに、ICT環境整備計画を独自に策定している鴻巣市の事例など、好事例を共有していきたい。

4 市町村の理解度に関する調査は行っていないが、各学校に対して調査を行った。その結果、6割程度の学校が県がホームページに掲載している指導案を印刷し、校内で共有していることや、4割程度の学校が研修会などで活用していることが明らかになっている。

千葉委員

行政報告書304ページの(5)の「オ 高校生の『農力』育成強化プロジェクト」について、全ての農業高校でGAP教育を実施したとのことだが、これまでの農業教育とGAP教育はどのように違うのか。また、埼玉県版GAPである「S-GAP実践農場2020」について、熊谷農業高校と杉戸農業高校が評価を得たとあるが、「S-GAP実践農場2020」とは、どのようなものであるのか。さらに、他の農業高校の状況はどのようなになっているのか。

高校教育指導課長

これまでも農業高校では、生産物や生産者・消費者、環境に対する安心・安全を心掛けて実習を行ってきたが、これらの行動一つ一つを記録したり、点検、評価したりすることは行っていなかった。GAP教育では、GAPの実践を年間指導計画に位置付けた上で、その行動一つ一つを点検項目に従って、記録、点検、評価して、必要に応じて改善を行うものである。さらに、GAPの実践が正しく行われているかどうかを自己点検するだけでなく、第三者にも確認してもらうことになるため、農業高校の取組が一層客観的に評価されることにつながると考えている。「S-GAP実践農場2020」の評価については、羽生実業高校が平成31年4月、いずみ高校が令和元年7月に既に受けている。その他の農業高校についても、今年度中に、全ての学校で「S-GAP実践農場2020」の評価を受けることを目指して取り組んでいる。

橋詰委員

- 1 行政報告書310ページの(2)の「エ 電話教育相談事業」について、24時間365日体制で実施しているとあるが、ここ数年度の相談件数のトレンドはどうなっているのか。また、その相談内容はどのようなものか。
- 2 行政報告書318ページの(1)「コ 教職員の健康管理の充実」について、教員は全員ストレスチェックを受けているのか。また、精神的なことで休んでいる教員は全体で何人いるのか。さらに、病気になる前の段階での相談窓口は、教育委員会にあるのか。
- 3 行政報告書320ページの(3)の「エ 高校生自転車交通事故防止対策事業」について伺う。ここ数年来、自転車については、ながら運転だけではなく、大きな事故にはならなかったが危険であったという事例が頻繁に起きている。中には、高齢者と接触してしまった事故もある。自転車は本当に凶器になり得るものであり、本県では条例を定めて安全運転の促進を図っている。そうした状況の中で、この事業は、高校生による自転車の交通事故を防止するため、県内4地区において、各校の代表の生徒をルールやマナーアップについて学ぶ講習会に参加させ、代表の生徒が講習内容を各校に持ち帰り、校内の生徒に伝達するものであるが、実際にどこまで伝達できているのか。更に裾野を広げていく必要があると思うが、昨年度の成果と課題は何か。
- 4 行政報告書323ページの(2)の「イ 放課後子供教室推進事業」について、中学生に対する学力支援を実施する市町村を支援したとあるが、実際に市町村において実施された内容とその効果は何か。また、塾に行きたくても行けない子供がいるが、単純にアスポート事業、いわゆる、子どもの学習支援事業だけでなく、例えば、こども食堂などいろいろな放課後の学びの場を利用し、地域でも学びたい子供が学んでいける仕組みづくりが必要であると考えているが、どのように認識しているのか。

生徒指導課長

- 1 相談件数は、平成29年度と比較して平成30年度は増加している。また、令和元年8月末時点の集計では、対前年比で1.3倍増と、非常に相談が増えている状況にある。電話相談は、県内の小学生・中学生・高校生及びその保護者を対象に、幅広く学校生活や家庭環境など不登校やいじめ等を含む全般の相談を受け付ける窓口としていいる。相談内容で一番多いものは、学校生活に関することで全体の約20パーセントとなっている。ほかには、不登校に関することで約8パーセント、いじめに関することで約7パーセントとなっている。

福利課長

2 県教育委員会、県立学校、県立教育機関の職員に対するストレスチェックは、対象となる職員の99.9パーセントが受けている。そのうちストレスが高いという結果が出た職員の割合は、平成30年度では10.5パーセントになっている。平成30年度に精神疾患で休職まで至った教員は、小・中・高等学校及び特別支援学校を合わせて202人おり、職員数に対する割合としては0.5パーセントである。メンタル面で悩む教職員の相談窓口は2つあり、1つは、精神科医が相談を受ける窓口で、平成30年度に26件の相談を受けている。もう1つは、教育委員会にいる保健師が相談を受けるものであり、心だけではなく、体の相談も含め、平成30年度に2,270件の相談を受けている。

保健体育課長

3 講習会の内容は、スタントマンによる模擬交通事故の実演をはじめ、交通事故の発生状況やルール・マナーの講習を行っている。その後、学校に戻り、講習を受講した生徒が講習の内容を、全ての生徒に伝達するというものである。全ての学校で同様に伝達が行われるよう、県教育委員会が共通のスライド資料を作成し、それに生徒が自ら考えたことを付け加えた上で学校に持ち帰る。そのことで、生徒から生徒へ語りかける講習となり、心のこもった伝達ができていると考えている。成果については、この事業は、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、平成24年度から実施しているが、この講習実施前の平成23年1月から12月の高校生の交通事故件数は、1,405件であった。それが、平成30年1月から12月は885件に減少しており、これが成果と言えると考えている。課題は、高校生だけではなく、多くの県民、大人を含めてこうしたことを伝えていかなければならないという点だと考えている。そのため、まずは子供たちの保護者を参加させることを、現在、検討している。

義務教育指導課長

4 中学生学力アップ教室について、平成30年度は県内11の市町で実施した。具体的には放課後や週末、長期休業日に学校内の空き教室や公民館を使用して、教員OBや大学生などの人材を活用して学習支援を行うという事業である。具体的にどのような方に御協力を頂くかなどは、市町村がそれぞれの環境に応じて判断し、実施する仕組みになっている。効果については、県全体の定量的なデータというわけではないが、複数の市町が、対象生徒の学力が向上したこと、学習意欲が高まったこと、学習習慣が定着したことなどを挙げている。例えば、事業を実施している熊谷市の取組では、経済的な理由等の限定を掛けずに、個々に応じたきめ細やかな指導を行ったことで、市内の中学生全体の学力の底上げにつながったという意見があった。また、数値で把握できる効果については、参加した生徒の保護者に上里町が平成30年度に行ったアンケートの結果がある。子供の学力が向上したかとの質問に対し、86パーセントの保護者が子供の学力が向上したと回答している。さらに、学習意欲が高まったかという質問に対しても、93パーセントの保護者が高まったと回答しており、一定の事業効果が得られたものと考えている。

橋詰委員

電話教育相談に関連して伺う。SNSを使った相談体制を構築する検討は行っていく

のか。

生徒指導課長

児童生徒を中心に、昨今の若者のコミュニケーションツールとしてのSNSの有効性は十分にあるものと認識している。その上で、今年度は、新たに県立高校の一部を対象として、SNS相談の試行を7月から開始している。この試行の実績と効果を踏まえて、全県に広げていくかどうかも含めて検討していきたい。

柿沼委員

- 1 行政報告書296ページの「1 確かな学力と自立する力の育成」について伺う。特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率について、平成27年度は83.8パーセント、平成29年度は83.2パーセント、平成30年度は80.2パーセントと年々低下している理由は何か。また、目標の90パーセントに近づけるための方策は何か。
- 2 行政報告書306ページの(7)の「ウ 特別支援学校就労支援総合推進事業」について、チームぴかぴかの事業内容は何か。また、チームぴかぴかの参加者に対する就職後のフォローアップはどうしているのか。
- 3 行政報告書297ページの「2 豊かな心と健やかな体の育成」について伺う。埼玉県5か年計画に定める指標として、「体力の目標達成状況」の体力テストの5段階絶対評価で目標を達成した学校の割合については、平成27年度の策定の時点での数値は小学校が66.4パーセント、中学校が54.2パーセントであった。目標値については、それぞれ小学校が70パーセント、中学校が60パーセントとなっているが、平成30年度の実績値は小学校が75.9パーセント、中学校が66.6パーセントであり、それぞれ既に目標値を超えている。平成29年度を確認すると、目標値は平成30年度時点と同じであるが、実績値は小学校で75.1パーセント、中学校で63.8パーセントとやはり既に目標値を上回っていた。今年度も目標値は同じ数値のままであるが、目標設定を変えなかった理由は何か。
- 4 行政報告書300ページの「(3) 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」について伺う。伝統文化に関する優れた授業や、地域の歴史や自然に関わる内容を教材として取り上げた事例について、研修会等で周知を図ったとあるが、具体的な事例と研修の内容はどうなっているのか。
- 5 行政報告書315ページの(6)の「ウ 運動部活動の充実」について、中学校の運動部活動の指導者講習会の開催や中学校スポーツエキスパート活用事業など様々な事業が記載されている。一方、生徒数が減少している中で、そもそも団体競技ができなくなってきている状況にあるが、どのような対策を取っているのか。

特別支援教育課長

- 1 就職率については、高等部1年生の段階で就労を希望した者が、高等部3年生の時にどれだけ就労できたかを示す割合となっている。就職率としては下がっているが、就職者数を見ると、平成29年度は341人、平成30年度は385人と確実に増えている状況である。目標の90パーセントに近づけるための方策としては、特別支援学校で学ぶ子供の状況を会社側に知ってもらうことがとても大事な取組だと考えていることから、学校公開を進めている。また、子供たちを教える教員の研修を充実させることで、職業教育あるいはキャリア教育の充実を図ることを考えている。

2 チームぴかぴかの事業は、高等部を卒業した段階で就労できなかった子供たちを県庁の非常勤職員として採用して、働きながら一般就労を目指すという取組である。就職後のフォローアップについては、地域の支援センターと積極的に連携を図りながら特別支援学校の卒業生と同じようなアフターケアに努めている。

保健体育課長

3 全国における本県の小・中学生の体力の状況として、平成24年度と平成30年度を比較すると、小学校の5年生については、男子が14位から7位、女子が7位から6位、中学校の男子では12位から5位、女子が4位から2位となっており、大変高い状況にある。一方で、運動が好きな児童生徒の割合という視点からは、全国平均をかなり下回っている状況である。従って、目標水準の見直しについては、計画に位置付けられた取組や指標の進捗状況のほか、取組の過程における課題、あるいは取組の結果として現れた状況の変化などを踏まえて検討する必要があると考えている。

5 生徒数が減少する中で部の活動の推進に資するため、現在、中学校体育連盟では、県内の支部ごとに単独の学校では部員数の足りない学校同士を集めて、合同部活動という形での大会参加を認めている。平成30年度の実績について、新人大会を例に挙げると、サッカー、軟式野球、バスケットボールなどの競技で、合計37チームの参加実績があった。

教育政策課長

3 体力の指標以外にも、既に目標値を達成している指標がある。毎年度、数値が変動する指標もあるため、個別の事情を見極めながら検証する必要があると考えている。既に目標値を達成している指標の取扱いも含めて、5か年計画の見直し、ローリングについては、計画を所管する企画財政部でどのようにすべきかを現在検討しているところであり、教育局としてもその状況を踏まえて、しっかりと対応していく。

義務教育指導課長

4 中学校の家庭科でおせち料理や雑煮などの日本の食文化について、そのすばらしさを改めて考えた事例がある。また、地域の歴史や自然に関わる教材を用いた授業事例としては、小学校社会科で調べた地域の獅子舞を総合的な学習の時間に体験し、自分の住む地域の伝統行事への理解を深めた事例がある。こうした事例については、授業映像やリーフレットを県のホームページに掲載するとともに、例えば小・中学校の初任者研修の場で映像を見せて、活用方法を含めて周知しているところである。

高校教育指導課長

4 高等学校における伝統文化に関する優れた授業としては、例えば寄居城北高校で「郷土の音楽」という授業を実施している。具体的には、伝統文化を継承している指導者を学校に招き、和太鼓やお囃子等の体験を通じて、伝統音楽の成り立ちや背景を学んでいる。また、地域の歴史や自然に関わる内容を教材として取り上げた事例については、小鹿野高校で「秩父の歴史」という授業を実施している。学校が独自に作成した教材を用いて、秩父の文化の発展を日本史と関連付けて学ぶことで、秩父に対する理解と関心を深めている。これらの事例については、各学校の教育課程など教務全般を担当する教員が集まる研修会での紹介や、実際に授業を行った教員による実践報告などを通じて、各学校に周知している。

柿沼委員

- 1 特別支援学校高等部の就職者については、平成29年度は341人で、平成30年度は385人と増えているとの説明であったが、就職希望者は何名であったのか。
- 2 伝統文化に関する具体的な事例と研修の内容については理解したが、「伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進」と記載されているうち、グローバル化に対応する教育はどうなっているのか。海外に出たときに、例えば、おせちや獅子舞、音楽、和太鼓などの自国の文化の知識も重要だと考えるが、そもそも、自国の成り立ちや国旗・国歌の意味合いなど、国を愛する心が根本にあることが必要である。そのような教育については、どのように考えているのか。

特別支援教育課長

- 1 就職希望者は、平成29年度が410名、平成30年度が480名である。

義務教育指導課長

- 2 グローバル化と言っても海外に目を向けるだけではなく、自国の文化や成り立ちについて、しっかり学んでいくことは非常に重要であると考えている。小・中学校においても、社会科や音楽、道徳の授業等、我が国の郷土の偉人・歴史、渋沢栄一や、塙保己一など、あるいは風土に関する教育を行うとともに、総合的な学習の時間で、地域の人々の暮らしや文化、伝統に関する学習活動を学校の実態に応じて行っているところである。また、地域の伝統文化を伝承するため、クラブ活動や部活動においても、地域の保存会などから指導者を招いて伝統音楽などの教育活動に取り組んでいる学校も複数ある。

高校教育指導課長

- 2 高等学校においても同様に、学習指導要領に基づいて、教科や総合的な探究の時間を通じて、国の成り立ちや文化などについて指導している。

塩野委員

- 1 行政報告書296ページの「1 確かな学力と自立する力の育成」について伺う。特別支援学校高等部を卒業する生徒の就職率について、希望者も多くいる中で実際に一般就労ができる人は限られている。一般就労を希望しながら就労に結び付かないのはどこに原因があるのか。就職先として確保できている企業が限られているからなのか、本人が希望していても障害者を雇用しようとする企業とのマッチングの不都合があり就労に結び付かないのか、具体的な原因は何か。
- 2 県立高校でも就職を希望する生徒は多くいると思うが、県立高校の就職内定率はどのくらいか。

特別支援教育課長

- 1 企業とのマッチングなどの問題もあると考えている。あるいは、卒業時に即就職するのではなく、就労移行支援等を使って、より長く就職できるようなところを求めている保護者も多くなっているということもあると考えている。

高校教育指導課長

- 2 平成31年3月に卒業した生徒の就職内定状況だが、全日制と定時制を合わせて、

97. 8パーセントである。

塩野委員

- 1 就労移行支援等を利用する生徒は除くとして、4月から就職したくてもできない生徒がいると思うが、その原因は何か。
- 2 今は、売り手市場であり、川口工業高校を訪問した時も多くの求人があった。生徒は、その中から選んでいくことになるが、待遇面で、給与や休暇の多さなどが目について選択している。確実に就職させていることは評価しているが、一方で、就職して3年程度で職場を離れてしまう人も多い。求人が多くあることから、マッチングがうまくいかなかった場合は、再度、高校を通じて仕事を得ることは可能なのか。また、就職のエントリーをする際に1人の生徒は1社しか選べないが、それを複数社選べる制度にすることについての検討は行われたのか。

特別支援教育課長

- 1 就職を希望する生徒については、現場実習等でかなり実習を積み重ねる現状がある。しかしながら、本人が一番就職したい企業において何度も実習を行っていたが、断られてしまい就職できない状況は当然にある。そうした際には、新たな企業を探すが、その企業がその生徒のことを完全には理解できない場合があることも、背景として考えられる。生徒の就職希望をかなえられるように、更なる作業学習や職業教育の充実を学校としても図っていく必要があると考えている。

高校教育指導課長

- 2 卒業した後も各学校において、教員が相談に乗るなど対応している。さらに、学校がハローワークにつなげることも行っている。また、1人1社制とすることについては、埼玉県高等学校就職問題検討会議において、毎年度協議して決定している。昨年度の会議でも話題に出たが、今年度は1人1社制で行うという確認がされている。

塩野委員

その会議は、どのようなものか。

高校教育指導課長

埼玉県高等学校就職問題検討会議は、埼玉労働局や埼玉県教育局、関係部局、高等学校長、関係者等による会議で、主催は、埼玉労働局と埼玉県教育局である。

塩野委員

全ての都道府県が1人1社制としているわけではなく、例えば、秋田県や沖縄県などは1人1社制ではないと聞いている。どこまで深く検討したか分からないが、しっかりと協議してもらいたい。(意見)

武内委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書458ページの「歳入」の第14款の第3項の第7目「教育費貸付金元利収入」について、予算現額が約740万円、調定額が約3,400万円、収入未済額が約2,800万円となっている。調定額に対する収入未済額の割合が約8割となっているが、件数はどのくらいあるのか。また、「高校教育指導

課」及び「人権教育課」共に2の(1)に記載のある収入未済額を生じた理由について、再三督促を行ったが経済的理由等により返還されなかったとしているが、これは制度的に問題があるのか、それとも徴収努力不足なのか。

- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書483ページの「埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計」の「歳入」の第4款の第1項の第1目「貸付金元利収入」について、調定額に対する収入未済額の割合が約5割となっているが、先ほどの質問と同様に、こちらも制度的に問題があるのか、それとも徴収努力不足なのか。

高校教育指導課長

- 1 収入未済額2,815万8,400円のうち、「高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費」の返還金に関する収入未済額については、11万1,000円が該当している。この奨励費は、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在籍する生徒のうち、就職しているが、経済的理由で修学が著しく困難な者に対して、修学を奨励するために貸与しているものである。この貸付金は、卒業すれば返還が免除されるが、中途退学者については返還義務が生じる。現在、返還されていない1名に対し、電話や文書、自宅訪問による督促を行っているところである。

人権教育課長

- 1 収入未済額2,815万8,400円のうち、「地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金」の返還金の収入未済額については、先ほど高校教育指導課長から説明した11万1,000円を引いた、2,804万7,400円が該当している。この貸付金は、同和対策事業の一つとして昭和57年度に始まったもので、法律に規定する地域に居住する子弟に対し、奨学金を貸与する事業であった。平成16年度をもって貸与は終了しており、現在は、返還のみの取扱いである。調定件数は744件で54人分となっている。

財務課長

- 2 現在の奨学金制度については、金融機関連携方式になっており、金融機関が貸与及び債権回収を行っている。しかし、平成14年度から平成18年度までは、県が直接奨学金の貸与を行っており、収入未済額4,442万3,187円はその時に発生したものである。なお、収入未済額が一番多かった年度は、平成27年度で5,836万3,800円であった。徴収が困難な滞納者については、サービサー等も活用しながら収入未済額が減少するように努めている。

武内委員

調定額に対して、これだけの収入未済額が生じるのは制度的な問題なのか。再三督促を行っても、経済的理由等により返還されないと最初から見込んでいたということなのか。調定額が約3,400万円なのに対し、予算現額が約740万円ということは、平成30年度に返還されるのは約740万円であると見込みを立て、実際に返還されたのは、それを下回る約596万円であったということなのか。

人権教育課長

予算現額は平成30年度のものであるが、調定額は過年度分を含めたものになっている。収入未済額が多いが、同和対策事業の一つとして行っているものであることから、

電話連絡や家庭訪問などで丁寧な対応を行い、収入の増加に努めている。

武内委員

再三の督促とは、具体的にどの程度、どのような方法で行ったのか。

人権教育課長

督促については、電話連絡や家庭訪問などで丁寧に行っている。

秋山委員

- 1 行政報告書299ページの(1)の「ア 学力・学習状況調査実施事業」について、県独自で行っている当該調査の内容と効果はどのようなものか。
- 2 資料12「学校種別 児童・生徒1人当たりの教育費の推移」を見ると、本県の小学校の児童1人当たりの教育費は全国最下位となっているが、この理由は何か。
- 3 資料22「小・中学校に独自の取組としての少人数学級編制基準を導入している市町村とその内容、導入年度」について、導入している市町村に対し、県はどのような支援を行っているのか。
- 4 資料27「県公立特別支援学校 幼児児童生徒数推移」の3ページの「県立特別支援学校不足教室の状況」について、平成30年度は243教室が不足しており、「今後の見通し」には、具体的な対応方法について検討を進めているとあるが、どのような検討を進めているのか。また、教室が不足している現場では、どのような困難が生じていると認識しているのか。
- 5 資料50「小中学校における特別支援学級の設置状況」について、市町村ごとの設置率に非常にばらつきがあるが、市町村が設置を進めるようどのような助言あるいは支援を行ったのか。
- 6 行政報告書306ページの(7)の「カ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業」について、平成30年度に医療的ケアが必要な児童生徒は何人いたのか。また、人工呼吸器の児童生徒については、通学に保護者が同伴しているが、同伴しなくてもよくするためには、どのような課題があるのか。さらに、全国的には、同伴なしの通学としている自治体はあるのか。
- 7 資料15「臨時的任用教諭採用数と教職員数に占める割合の推移」について、小・中学校共に1割を超えており、特別支援学校においては2割近い状況であるが、これだけ多い原因は何か。また、実際に現場で支障は出ていないのか。さらに、臨時的任用率が最も高い学校とその率はどうなっているのか。
- 8 行政報告書318ページの(1)の「セ スクール・サポート・スタッフの配置」について、効果は何か。また、現場からはどのような声があるのか。さらに、配置を増やしていく上での課題は何か。

義務教育指導課長

- 1 さいたま市を除く県内公立小・中学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒に実施している。調査の内容は学力を問うものであり、小学校は国語及び算数、中学校1年生は国語及び数学、2年生と3年生は国語、数学及び英語について実施するとともに、質問紙調査として、いわゆる非認知能力や学習方略、学び方に関する調査も行っている。この調査以前の調査は、学力の高さ、低さだけが評価の基軸であったが、そこに学力の伸びという概念を新しく加えたことが、本県独自の調査の一つの

特徴である。全体的な学力は低いが、学力は伸ばしている学校、あるいは学力は高いが、学力を伸ばしきれていない学校、それぞれ課題があるが、そうしたの見えるようになっていることが成果であると考えている。また、全国の学力・学習状況調査と県独自の学力・学習状況調査を活用しながら、いわゆるPDCAサイクルを機能させている学校の割合については、本県は全国を上回り、平成27年度以降、その割合は上昇している。学校と市町村のPDCAがしっかり回るようになったことも、成果の一つであると考えている。

- 5 特別支援学級は、市町村の意向により設置をすることができる一方で、市町村からは、専門性のある教員が足りないという声も聞かれる。そのため、市町村に対しては、担当者を集めた会議や市町村教育委員会への訪問の際に、特別支援学級の設置について働き掛けや助言を行ってきた。また、特別支援教育を担当する教員を対象とした研修会や研究協議会を実施して、資質・能力の向上を図ってきた。

教育政策課長

- 2 資料12のデータの出典である文部科学省の「地方教育費調査」の結果によると、小学校の学校教育費の約7割を人件費が占めている。教員の定数は、法令によって、主に学級数などの学校規模によって決められている。したがって、児童・生徒数が少ない県、あるいは小規模な学校が多い県では、基準未達の児童・生徒数の学級編成が多くなり、相対的に教員数が多くなるため、児童・生徒1人当たりの経費も多くなる。本県は、首都圏に位置し、都市部を中心に人口がまとまっている。そのため、学校規模も大きくなっており、教員1人当たりの児童・生徒数が多いため、児童・生徒1人当たりという観点からは、人件費や管理費などを含めた教育に係る経費は少なくなり、どうしても全国順位が低くなる状況である。

市町村支援部参事兼小中学校人事課長

- 3 学級編制については、国の標準を超える県独自の取組として、学校生活のスタートを円滑に進められるよう、小学校2年生と中学校1年生を対象に少人数学級を支援する取組を行っている。具体的には、小学校2年生では35人、中学校1年生では38人を超える場合は教員1人を配置している。なお、市町村が独自で実施している取組に対しては、県として特段の支援は行っていない。
- 7 小・中学校の教員数については、児童生徒数に基づく学級数に応じて決まっているが、児童生徒の転出入があるため、年度が始まるまで学級数の確定が困難な場合もある。近年では、特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にある。特別支援学級は、市町村教育委員会からの申請に基づき、対象児童生徒が一人でも学級を設置することができるので、年度当初に急きょ教員が必要となることもある。一方、今後、児童生徒数は減少することが見込まれているので、教員定数が減り、教員が過員となることが予想される。本採用教員を辞めさせるわけにはいかないため、臨時的任用教員を必要に応じて任用している。現在、教員の大量退職や児童生徒数の減少を考慮しながら、長期的展望に立って計画的に教員を採用しており、平成24年度をピークに臨時的任用率は減少の傾向にある。また、臨時的任用教員が多いことによる支障としては、児童生徒に対して継続して指導を行うことが難しくなることが挙げられるが、学校全体で児童生徒の指導に当たるようにすることにより、対応している。なお、小・中学校の学級数や児童生徒数の推移などによって、各市町村における臨時的任用率の割合はその都度異なっていることから、どこの市町村が高いか低いかは、一概に申し

上げることはできない。

- 8 平成30年10月にスクール・サポート・スタッフを配置している市町へ調査を行った結果、調査期間の週における教員1人当たりの在校時間が、前年度同時期と比較して約54分減少したことが分かった。また、現場の声の聴き取りのためにアンケートを実施しており、スクール・サポート・スタッフの配置については、「負担軽減の効果がある」と約9割が回答している。スクール・サポート・スタッフを増やしていく上での課題は、市町村における予算や人材の確保である。

特別支援教育課長

- 4 平成31年3月に、「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を策定し、県南部地域特別支援学校、県東部地域特別支援学校及び県東部地域高校内分校の設置の準備を現在進めている。また、それ以外についても検討をしている。教室が不足している現場での困難については、作業教室等を教室に転用しており、作業学習の際、道具の持ち出し等に不便が生じている状況がある。
- 6 平成30年度の医療的ケアが必要な児童生徒は197名である。保護者が同伴しなくてもよくするためには、人工呼吸器が外れた場合など、万が一の際のバックアップ体制が大きな課題だと考えている。同伴なしでの通学としている自治体については、一概に申し上げることにはできない。人工呼吸器を付けている子供には、自発的な呼吸があるかないかという状況の違いがある。また、学校付近の病院の有無などの環境にもよるところがある。なお、関東近県においては、千葉県と神奈川県で呼吸がある子供については同伴なしで行っている事例がある。

県立学校人事課長

- 7 近年、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にあることが、大きな要因となっている。児童生徒数の増加に伴う教員定数の増加に対応するため、新採用の教員の計画的な採用を行っており、臨時的任用率は低くなっている。さらに、臨時的任用教員が多いことにより教育活動に支障が生じないように、現状では、1学級に教員2人程度を配置し、本採用の教員と臨時的任用の教員を組み合わせるなど、学校において工夫を行っている。また、臨時的任用率が最も高い学校は川口特別支援学校であり、平成30年度は25.9パーセントであった。なお、同校の平成29年度の臨時的任用率は27.7パーセントであり、1.8ポイント減となっている。今後も引き続き臨時的任用率の減少に努めていく。

秋山委員

県独自の学力調査は、伸びを見える化していくものとの説明であったが、当該調査を行わなければ学力の伸びを把握できないのか。

義務教育指導課長

全児童生徒を対象にしている調査は、例えば、全国学力・学習状況調査があるが、当該調査は、各年度の小6と中3を対象に実施されている。そのため、ある年度に受けた児童生徒と次の年度に受けた児童生徒は別人になってしまうことから、当該調査は学力の伸びを把握できる調査にはなっていない。一方、県独自の学力・学習状況調査は、IRTというテスト理論やパネルデータという統計上の手法を用いることで、児童生徒一人一人の学力の伸びを把握できる設計となっている。そのような設計でなければ、学力

の伸びは把握できないと考えている。

【説明者】

牧千瑞農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、根岸章王食品安全局長、前田幸永農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、片桐徹也農産物安全課長、丸山盛司畜産安全課長、佐藤正行農業支援課長、山岸典夫生産振興課長、荒木恭志森づくり課長、林淳一農村整備課長

【発言】

千葉委員

- 1 行政報告書239ページの(2)の「ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」について伺う。新規就農者310人のうち、農外や農家子弟の区別はどうなっているのか。また、年齢別や経営類型別については把握しているのか。さらに、新規就農者確保について、今まで取り組んできた課題や支援策はどうなっているのか。
- 2 行政報告書242ページの(2)の「イ 農地中間管理機構運営事業」について、公益社団法人埼玉県農林公社を農地中間管理機構に指定し、1,478ヘクタールの農地を担い手に集積・集約したとあるが、具体的にどのように取り組んだ成果なのか。また、この数字で全体的に進捗していると言えるのか。さらに、農地中間管理事業を進める上での課題は何か。
- 3 行政報告書242ページの「(3) 農業生産を支える基盤の整備」について、埼玉型ほ場整備と従来型のほ場整備はどう違うのか。また、これからも埼玉型ほ場整備を推進するのか。
- 4 行政報告書247ページの(2)の「ウ 種苗センター管理運営事業」について、埼玉県種苗センターはこれまで、主要農作物種子法に基づき、米・麦・大豆の原種生産を行ってきたが、実績の内訳はどうなっているのか。また、埼玉県主要農作物種子条例を制定したが、その後の対応はどうなっているのか。

農業支援課長

- 1 310人のうち、農家子弟が137人で44パーセント、農家以外の方が173人で56パーセントである。年齢別にみると、19歳以下が14人で5パーセント、20代が109人で35パーセント、30代が95人で31パーセント、40代が50人で16パーセント、50代が22人で7パーセント、60歳から64歳が20人で6パーセントとなっている。経営類型別は、野菜が一番多く205人で66パーセント、次に米・麦・大豆等の主穀作が34人で11パーセント、次に果樹25人で8パーセントという順になっている。そのほかにも、花、畜産、植木、お茶など、多様な経営類型で新規就農者の確保がなされている。新規就農者の確保における課題と支援策としては、様々な不安に対する適切な対処が課題である。その解決のために、技術力を付けること、農地を確保すること、研修中の資金を調達することなどについて支援している。具体的には、「明日の農業担い手育成塾推進事業」において、就農希望者に対して、地域の指導的農家による技術指導や農業委員会等との連携による農地の確保などを行っている。資金面では、所得を確保するために国の事業を活用し、新規就農総合支援事業により、就農前の研修期間2年間と就農直後の5年以内に年間最大150万円を交付している。

農業ビジネス支援課長

2 平成30年度は、県、農地中間管理機構、農業会議などの関係機関が連携して組織的に事業を推進した。具体的には、農地の広がりや担い手の状況などを踏まえて、農林振興センターごとに重点推進地区を106地区設定し、地域的な推進を行った。また、土地改良区などとの連携により、基盤整備事業と組み合わせた取組を進め、担い手への農地の集積・集約化も併せて進めた。地域的な取組が困難な地域においては、担い手に着目し、大規模農家の農地を機構が借り受け、担い手間の農地の交換を行うなど、農地の集約化を推進した。この結果、39市町で1,478ヘクタールの農地を担い手に集積・集約することができた。平成30年度の農地中間管理事業の実績については、全耕地面積に占めるこの事業で機構が借り入れた面積の割合は、埼玉県は関東で1位であるという実績を挙げている。一方で、取組が遅れている市町村もあるため、引き続き関係機関と連携して推進していく。なお、高齢化などにより担い手が不足している地域や、農地の区画が10アール区画であるなど基盤整備が遅れている地域では、担い手への農地集積が進んでいない状況にある。このような地域において農地中間管理事業を推進するためには、地域の農地を集積していく担い手を明確にしていくこと、畦畔除去による区画拡大などの基盤整備と一体的に事業を推進していくことが課題となっている。これらの課題を踏まえて、今年度は取り組んでいる。

農村整備課長

3 埼玉型ほ場整備は、10アール区画の水田を対象としており、従来の換地を伴うほ場整備は道路や水路を再配置して区画を拡大するが、埼玉型は現在の道水路を生かして畦畔を撤去して区画を拡大し、その際に換地をせず所有権も動かさずに農地の貸し借りにより集積を行うという整備手法である。このため、従来型に比べて約7割のコストで、期間も約半分で整備することができる。水田の整備に関してはこの手法が有効と考えられるため、今後も積極的に推進していく。

生産振興課長

4 埼玉県種苗センターにおける平成30年度の原種生産の実績は、水稻が4,958キログラム、麦類9,719キログラム、大豆194キログラムとなっており、計画どおりの必要量を供給することができた。次に、主要農作物種子法が廃止になった今後については、米・麦・大豆の生産は地域の気候や風土に左右されるため、本県における安定生産を確保するためには、地域の営農環境に合った優良種子を安定的に供給する必要がある。そこで、埼玉県主要農作物種子条例及び要綱等を平成30年4月1日に施行し、これまでと変わりなく種子の生産、品質検査などを県が引き続き行い、安定供給に努めていく。

千葉委員

平成30年度の農地中間管理事業の実績が関東で1位であったということであるが、取組が遅れている市町村について、その理由は先ほど説明のあった課題のようなことなのか。

農業ビジネス支援課長

それもあがるが、中山間地域や県南の都市部などの地域的な課題で遅れているところもある。

橋詰委員

- 1 行政報告書236ページの「10 県民の農林業・農山村を大切に作る意識を醸成する」について、本県のグリーン・ツーリズムの取組や支援の状況はどうなっているのか。
- 2 行政報告書246ページの「(2) 産地を支える戦略的試験研究の推進」について、農業技術研究センターの平成30年度の主な取組はどのようなものか。また、どのような成果があったのか。
- 3 行政報告書247ページの(2)の「イ 埼玉スマート農業推進事業」について伺う。農業を始める際には、トラクターの運転ができる人が少ない、力仕事であるなどの課題がある。スマート農業の推進策として、例えば、ロボットを使ったアシストなど様々な技術があると思うが、平成30年度に新たな取組はあったのか。
- 4 行政報告書250ページの(3)の「イ 埼玉農産物輸出総合サポート事業」について、イチゴの観光農園において越境ECによる輸出の取組を3農園で実施したとあるが、その内容はどうなっているのか。また、3農園とはどこか。

農業ビジネス支援課長

- 1 東京に隣接している本県の強みを生かして、国内外の観光客を呼び込み、農山村の活性化を図るためには、農業体験施設や直売所、観光農園などのグリーン・ツーリズムの情報を発信していくことが重要である。そのため、本県では、グリーン・ツーリズムのポータルサイトを開設し、情報を収集及び発信している。平成30年度は、旬のイベント情報168件、農林業体験施設などの施設情報458件の情報を発信した。そのほかにも、観光農園に対して更なる集客力等を向上させるためのレベルアップ研修を実施するなどの支援を行っている。
- 4 訪日外国人が、県内の観光農園で購入したお土産用の農産物を気軽に海外に持ち帰れるように、多言語化されたインターネットサイトに本県の特設ページを設け、訪日外国人の観光農園への来場予約受付やイチゴのネット販売をモデル的に実施したところである。具体的には、訪日外国人向けに、観光農園でのイチゴ狩りの予約を英語、中国語など4か国語によりインターネット上で行った。さらに、訪問した観光農園で購入したイチゴを帰国日に空港まで配送するサービスを英語、中国語及びタイ語の3か国語で提供した。また、帰国後に、インターネットで訪問した観光農園からイチゴを取り寄せられるサービスを英語及び中国語の2か国語で提供した。平成30年度に実施した農園は、秩父市の「和銅農園」、越谷市の「いちご工房」及び所沢市の「北田農園」の3農園である。訪日外国人が来場しやすいよう、公共交通機関の便の良い農園を設定した。

農業政策課長

- 2 試験研究の内容については、大きく6つの柱に分けている。県の主な取組としては、本県のオリジナルの品種の育成としてのイチゴの品種の研究や、暑さに対応できる米の生産技術の開発などがあり、本県農林業の強化や農家の経営力の向上に寄与している。
- 3 本県においても農家が高齢化しており、今後も埼玉農業を強くしていくためには、新しい技術を導入することは有効だと考えている。県の取組としては、熟練のナシ農家が引退して技術が継承されない問題などがあることを受け、摘果作業の際にどのナシの実を残すか、それを熟練農家の技術の見える化によって伝承していけるような、摘果判断アプリの開発を昨年度から行っている。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書305ページの「歳入」の第10款の第2項の第2目の「農業政策課」について伺う。収入済額が予算現額に比して増加した理由について、「農業技術研究センターにおいて、物品売払収入が見込みを上回ったため」とあるが、具体的にはどのようなことなのか。
- 2 観光農園の越境ECについて、平成30年度はモデル的に実施したと思うが、その成果をどう捉えているのか。また、今後、農園を増やしては行かないのか。

農業政策課長

- 1 農業技術研究センターでは、畜産分野の研究も行っており、研究での役割を終えたウシを売却する場合がある。このようなケースを、物品売払い収入として計上している。

農業ビジネス支援課長

- 2 平成30年度は、モデル的に民間のサイトに県が委託して、平成31年1月から3月までの3か月間掲載した。来場予約は30件、国内受け取りが2件、海外配送は0件であった。来場にはつながったが、お土産の購入にはつながらなかったのが課題だと考えている。その理由の一つは、観光農園の入場料が1,700円から2,000円程度であるのに対し、空港での受け取りは2パックで4,800円という価格差であったと考えている。訪日外国人はこれからも増えていくことが考えられるため、農産物をお土産として購入してもらいたいという思いは持っている。そのため、少し取組を変える。関西国際空港の制限区域内に国内農産物を販売するコーナーがあり、売上げが伸びているという情報もあることから、今年度はそこでイチゴをお土産として販売する。そこで販売するイチゴは高価だが、購入した人が国に帰っても同じものを通販で買えるようになっている。高価なものを買った人がまた高価なものを買う、という良い流れができればと考えている。

橋詰委員

農業技術研究センターと民間企業が共同開発したアライグマ専用捕獲器の売上げ収入も、物品売払い収入に含まれているのか。

農業政策課長

歳入歳出決算事項別明細書説明調書303ページの「歳入」の第10款の第1項の第1目の「農業政策課」の1の「(1) その他の普通財産等貸付収入」に含まれている。アライグマ専用捕獲器については、県と民間企業でそれぞれの権利の持ち分があり、売上げのうち、県の持ち分に相当する額が収入となっている。

松井委員

- 1 行政報告書244ページから245ページの(1)の「オ 畜産」について、「高病原性鳥インフルエンザの発生を想定した防疫演習を開催した」とあるが、防疫演習は具体的にどのような内容のものなのか。
- 2 行政報告書246ページの(1)の「カ 花・植木」について、都市緑化に関わる設計・施工業者などを花や植木の生産現場に招き、現地見学と意見交換会を2回実施したとあるが、具体的にはいつ、どのような業者が来て、どのような見学を行ったのか。また、その成果はどうなっているのか。

- 3 行政報告書253ページの(2)の「イ 林業・木材産業構造改革事業」について、高性能林業機械とは具体的にどのような機械なのか。また、これまでどのくらい導入されているのか。さらに、高性能林業機械を使って、今後どのように木材生産を進めていくのか。

畜産安全課長

- 1 防疫演習は、農家、畜産関係団体、県職員、市町村、国、県警本部、自衛隊、消毒や掘削に協力いただく団体などに参加いただき、毎年開催している。内容は、発生した場合の農場の隔離・消毒・殺処分・埋却・焼却、周辺農場の移動規制、消毒ポイントの設置などの防疫体制や農場に入るまでの準備、農場での作業などを説明するものである。また、実地演習として、防護服、マスク、ゴーグルの着脱、特に農場で作業終了後にウイルスを外部に持ち出さないよう手順の確認、ケージからの鶏の取り出し、殺処分の模擬作業、消毒などを実施している。

生産振興課長

- 2 実施時期は7月26日と12月5日である。参加いただいた業者等は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関係の実需者を中心に、建設業者の造園部門設計担当者、オリンピック競技開催市、東京港埠頭株式会社、流通業者、装飾業者などであり、66名に出席いただいた。1回目の7月26日の見学会は、熊谷スポーツ文化公園内に設置した夏の暑さと乾燥に強いモデル花壇と、鴻巣市のシクラメン、パンジー、宿根ガザニア、カラコエなど鉢物・花壇用苗物の生産現場で行った。2回目の12月5日の見学会は、川口市のイヌツゲ、ドウダンツツジ、コニファー類などの生産現場で行った。見学会の成果としては、アンケートにおいて、参加者の約9割以上の方から県産花植木の利用について前向きな回答を頂いた。具体的には、産地見学会に参加した設計デザイン会社では、新たに茨城県に建設した大型商業施設の植栽帯に花壇を取り入れ、鴻巣市の花を利用いただいている。また、オリンピック競技を開催する市では、シティドレッシングとして、県産の花を使用して装飾することになったと伺っている。

森づくり課長

- 3 高性能林業機械とは、木材生産を行うための複数の作業が1台でできる機械のことであり、具体的には、木を切り倒して一定の長さに切りそろえる玉切りを行う「ハーベスタ」、移動式であり切った木を集材する「スイングヤーダ」、切った木を集めて運搬する「フォワーダ」といった機械がある。本県では、平成2年度以降に導入が始まり、平成30年度末現在で、53台の高性能林業機械が14の森林組合や民間事業者において導入されている。これらの高性能林業機械を組み合わせることによって、効率的な作業とコストの低減が図られ、木材生産量を増加させることができる。「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を進めることができるので、今後も、林業事業者への高性能林業機械の更なる導入を図るとともに、操作に当たるオペレーターの育成を支援して、木材生産の拡大を図っていく。

松井委員

防疫演習は、今回の豚コレラの防疫対応に生かされたのか。

畜産安全課長

豚コレラも鳥インフルエンザもウイルスによる病気なので、防疫体制や防護服の着脱、消毒、殺処分の一部作業については共通であり、演習内容が生かされていると考える。

水村委員

- 1 行政報告書249ページの(2)の「ア 農業の6次産業化支援事業」について伺う。儲かる農業を実現するためには、農産物をそのまま販売するだけではなく、6次産業化など付加価値を高める取組を推進していくことが重要であると考えているが、売れる商品づくりをするためにどのような支援を行っているのか。また、支援した結果、どのような成果があったのか。
- 2 行政報告書250ページの(3)の「埼玉ブランド農産物推進事業」について伺う。ブランド化戦略会議を開催するとともに、様々なイベントを実施したとあるが、これまでの取組におけるブランド化についての課題と具体的な成果は何か。
- 3 行政報告書251ページの(3)の「ウ 狭山茶魅力発信型輸出促進事業」について、パリで開催された日本博へ狭山茶を出展したとのことだが、契約には結び付いたのか。また、パリでの市場調査の結果はどうであったのか。さらに、この事業に茶業協会はどのように関わっているのか。

農業ビジネス支援課長

- 1 売れる商品づくりを進めるために、県では経営ビジョンの作成や商品開発などの支援を行うとともに、高度な知識を持つ専門家を派遣し、農産物の加工技術やパッケージデザイン、商談会ディスプレイ、マーケティングなどの支援を行っている。また、異業種交流会を開催し、農業者が食品加工業者や流通・販売業者と連携し、それぞれの得意分野を生かすことにより、商品コンセプトやターゲットを明確にした売れる商品づくりに取り組むことを支援している。その結果、平成30年度に県の支援により開発された6次産業化商品は、「まるごとやきいもアイス」や「ねぎドレッシング」、「彩玉梨サイダー」など77品目に上る。成果として、これまでに開発された商品のうち、「ねぎドレッシング」については、道の駅や関越自動車道の上里サービスエリア、地元の百貨店などでの販売に結びつき、半年程度で約184万円の売上となっている。また、「莓スムージー」については、自社の観光農園を中心に移動販売車による販売を行っており、約120万円の売上げとなっている。
- 2 本県は、県産農産物の認知度向上を目指してブランド化に取り組んでいる。特に、認知度向上のために、県のホームページや量販店などでのキャンペーンを実施している。しかし、本県の農産物は、一般的な主要野菜であるネギ、ホウレンソウ、コマツナが産出額の上位であり、他の産地との差別化が難しい品目が多いという特徴の中、認知度を向上させるのが最も大きな課題である。ナシの「彩玉」や、米の「彩のかがやき」及び「彩のきずな」、あるいは「狭山茶」など本県の独自のものについては、認知度が高い。一方、一般的な主要野菜については、なかなか認知度向上ができていない。しかしながら、様々なキャンペーンを実施しており、特に「彩玉」については、前年度の認知度に比べ8ポイントほど向上しているため、全体的にも少しずつ認知度の向上は進んでいるところである。
- 3 昨年、フランスのパリで開催された日本博「ジャポニズム2018」に出展し、狭山茶の紹介や手もみ茶の実演を行い、フランスの方々に狭山茶の魅力を伝えることができた。また、併せてパリ市内の日本茶の喫茶店を会場として商談会を実施したところ、2

3社のバイヤーに来場いただいた。バイヤーからは狭山茶の味が高く評価されたが、商談会の場では残念ながら契約まで至らなかった。海外での販路を開拓するためには、継続的なプロモーションによる認知向上などの取組を行っていくことが重要であると考えている。そのため、今年度の渡仏の際にバイヤーや飲食店を改めて訪問し、契約に向けた働き掛けを継続している。なお、昨年度は商談会を開催した日本茶喫茶店において5生産者の11商品の狭山茶を販売し、ほぼ完売している。市場調査については、食品卸や高級茶専門店、お茶を提供するカフェなど12軒を訪問し調査を実施した。フランスでの日本食や日本茶への関心は高く、茶専門店でも複数の日本茶が販売されているほか、急須や茶筒なども販売されていた。販売されている煎茶は鹿児島や静岡、京都などのもので、価格帯は100グラム当たり日本円で700円程度から3,000円を超えるものまであった。また、有機栽培のお茶も多く販売されていたが、有機栽培でなくてもEUの残留農薬の基準をクリアできれば問題ないとの見解をバイヤーから頂いたところである。さらに、蒸時間の短い浅蒸しより、蒸時間の長い深蒸しの方が、味や色、香りなどのバランスが良く、飲みやすいとの評価が高いこと、苦味や渋みはあまり好まれないこと、おいしい煎茶の淹れ方が認知されていないことなどが確認できた。その後は、EUの残留農薬基準に適合するための生産管理の徹底を生産者をお願いしているところである。また、フランス人のし好に合う苦味や渋みの少ないお茶をつくること、フランス市場では高級茶に位置する価格帯にすることとして輸出に取り組んでいく。今回の狭山茶の輸出については、生産者団体が構成する「狭山茶輸出促進協議会」が中心となって取り組んでいる。その中で、今年は輸出をするための生産者部会を立ち上げ、その参加者が残留農薬基準をクリアできる生産を行い、今年のフランス輸出に結び付けているところである。今後も産地と一体となって狭山茶の輸出に取り組んでいく。なお、茶業協会は「狭山茶輸出促進協議会」のメンバーの一員であり一緒に取り組んでいる。

山根委員

- 1 行政報告書240ページの(3)の「イ 農業版ウーマノミクス事業」における新商品開発とはどのようなものか。また、その後、事業にどのようにつながったのか。
- 2 行政報告書257ページの(2)の「ア 多面的機能支援事業」について、「地域資源である農地・農業用水路などの保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで行う共同活動等に対し助成した」とあるが、助成の実績と今後の目標はどうなっているのか。

農業支援課長

- 1 農業版ウーマノミクス事業は、平成28年度から実施している事業であるが、平成30年度は、農業女子ビジネススクールでキャリアアップのための講座を開催し、23人が受講した。また、女性のしなやかさや視点を生かした商品開発及び販路開拓に取り組む21人の女性農業者を支援した。その結果、商品開発では、例えば、蓮田市の農業者は、直売店舗の新たな商品として2種類のソフトクリームを開発し、順調に販売している。このほかにも、トマトジュース、ナシのパウンドケーキ、蜂蜜リキュールなどの商品が開発されている。また、これまでの農業女子ビジネススクールの受講生の中からは、「Go!Go!彩農ガールズ」という組織が生まれ、テレビでも話題となった製菓会社と連携して、ポテトチップスを商品化した。さらに、この組織のメンバーである行田市の農業者が開発した「なしサイダー」、越生町の農業者の「ゆずサイダー」、長瀬町の農業者の「いちごサイダー」を、3者が持ち寄って3種セットとして商品化し、県内の百貨店のお中元商品として取り扱ってもらうなどして、販路が拡大している。

農村整備課長

- 平成30年度は、47市町村、350組織、1万6,427ヘクタールの農地において、農道や水路の草刈りや補修、水路の泥上げなど農地の保全活動に対して助成した。また、今後の活動目標は、農林部の施策である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」の最終年である令和2年度末で、2万2,000ヘクタールとすることを目標としている。

渡辺委員

- 行政報告書239ページの(2)の「ア 明日の農業担い手育成塾推進事業」は、全国的に見てもモデルとなるすばらしい事業と考えるが、いつまで継続するのか。
- 行政報告書251ページの(1)の「ア 埼玉スマートGAP推進事業」について、GAPに取り組むことにより農家が受けるメリットは何か。また、グローバルGAPとS-GAPとは何が違うのか。

農業支援課長

- 当該事業は本県独自の取組である。事業終期は令和2年度となっている。

農産物安全課長

- 良い農業に取り組むことで、肥料・農薬の適正使用ができるようになるほか、資材の効率的な利用、無駄な農作業の削減、食品事故や農作業事故の防止などのメリットがあると考えている。また、安全な農産物の生産により、消費者や取引先への信頼性向上につながるため、農業経営の改善にも役立つものと考えている。グローバルGAPとS-GAPは、GAPの3本柱と言われている食品安全、環境保全及び農作業の安全は共通である。大きな違いとしては、グローバルGAPは審査項目が200項目以上と多いこと、認証にかかる費用が100万円程度と非常に高額なことである。一方、S-GAPは、約50項目程度に取組項目を分かりやすくまとめ、評価及び指導を県職員が無料で行っており、生産者が取り組みやすいGAPとなっているところが大きな違いである。

武内委員

行政報告書251ページの(1)の「ア 埼玉スマートGAP推進事業」について、S-GAPのメリットを数値で表せるものはあるのか。また、S-GAP実践農場2020は、既存のS-GAP実践農場の中から選んだものなのか、それとも新たに選んだものなのか。さらに、認定されると東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の納入条件に適合していると認められるのか。あわせて、他都道府県でも同じような都道府県GAPがあるのか。それらと差別化を図るとなると、例えば、本県以外の機関から認定を受けることなどが必要になるのではないか。

農産物安全課長

数値でメリットを表すものは持っていないが、農場評価を受けた農家からは、「危険な作業について家族で認識が共有できた」、「取引先に安全性をPRするツールとして役立った」、「整理整頓ができて作業が効率化した」などの声を頂いている。また、S-GAP実践農場とS-GAP実践農場2020の取組自体は基本的に全く共通であるが、通常のS-GAP実践農場は有効期間を3年間としているのに対し、S-GAP実践農場2020はオリンピックの食材調達基準に合わせるために1年ごとの評価としているところが異なる。S-GAP実践農場2020の評価を受けたものは、オリンピックの食材調達基準に合致

したものである。なお、他都道府県でも国のGAPガイドラインに準拠して都道府県GAPがあるところがあり、本県と同じような農場評価をしているところは5県、農産物を認証しているところは6県あるなど、GAPに関する制度がある都道府県は全体で27と把握している。

武内委員

27都道府県とは何に基づく数なのか。また、S-GAPに取り組むことで農家の売上げは上がるのか。

農産物安全課長

27都道府県とは、令和元年5月末時点で国のガイドラインに準拠したGAP認証制度がある県である。また、S-GAPは、正しい農業のやり方であるので、直ちに農産物の価格に転嫁させることは難しいが、安全性を社会が評価して優先的に選ばれることで販路が拡大するなど効果が上がっていくと考えている。実際には、販売先への営業のしやすさ、無駄な在庫の減少によるコスト削減、従業員の意識向上などの効果が見られる。

柿沼委員

- 1 行政報告書243ページの(3)の「ウ 農業水利施設の整備」について伺う。見沼代用水が今年9月に世界かんがい施設遺産となったが、このような施設をかんがい排水事業でどのように整備し、事業を推進していくのか。
- 2 行政報告書248ページの(3)の「イ 病虫害防除対策事業」について伺う。サクラが被害に遭うことで知られているクビアカツヤカミキリだが、農作物に影響する事例はあるのか。また、あるとすればどのような対策を講じているのか。

農村整備課長

- 1 県内には基幹的農業水利施設が490施設あるが、その大半で老朽化が進み施設の更新が課題となっている。そのうち、県で造成した施設は83か所ある。更新には多大な事業費がかかるので、現在は、施設を全て更新するのではなく、使えるところは使い、部分的に補修して長寿命化を図る、ストックマネジメント事業で施設整備を行っている。今後もストックマネジメント事業を推進し、適切な保全・維持管理に努めていく。

農産物安全課長

- 2 クビアカツヤカミキリは、サクラの街路樹等で多く発生しているが、モモ、スモモ、ウメ等の果樹でも発生が確認されている。平成29年から年に数件、農作物で発生が確認されている。対策として、まず、果樹での発生を確認した際に特殊報を発表し、被害の特徴や防除対策を周知している。また、県内の直売所、JA、市町村等にチラシを配布し、注意喚起の通知を出している。生産者向けには、関係者団体を通じて注意喚起のリーフレットを配布している。あわせて、県で農薬登録拡大のための試験を行っている。実際にクビアカツヤカミキリの発生情報があった場合には、病虫害防除所の職員が現地確認を行い、生産者に対し防除指導を行っている。

柿沼委員

- 1 県造成施設の83か所について、更新する場所と箇所数はどうなっているのか。
- 2 果樹への防除対策としてワクチン等の助成はあるのか。

委員長

県造成施設の更新箇所に関する質疑は、平成30年度決算審査の範囲外であるため、執行部においては柿沼委員に個別に回答願う。

農産物安全課長

- 2 現在のところクビアカツヤカミキリのワクチン等はない。果樹の穴に、スプレーで農薬を注入したり、樹木に網を巻き、成虫が拡散しないよう防除指導を行っている。

逢澤委員

- 1 行政報告書246ページの(1)の「キ 水産」について、平成30年度はどれくらいのブラックバスを駆除したのか。
- 2 行政報告書250ページの(3)の「イ 埼玉農産物輸出総合サポート事業」について、これまでどこの国にどんな農産物や加工品が輸出されているのか。また、シンガポール及びタイにおける取組について、商談会を実施してバイヤー68人が参加したとあるが、その成果はどうなっているのか。

生産振興課長

- 1 平成30年度は、寄居町の荒川、飯能市の入間川、小川町の槻川において、県水産研究所が漁業協同組合員に対して外来魚の産卵床のを見つけ方や破壊方法、捕獲方法の技術講習及び実演を各1日で計3日間行った。この講習会で、コクチバス、オオクチバスなど合計320尾の外来魚を駆除した。このほか、県では、漁業協同組合連合会への委託による駆除と水産研究所の研究の一環としての駆除を行っており、平成30年度は2,644尾駆除している。

農業ビジネス支援課長

- 2 平成30年度は、20か国に20品目が輸出されている。主な品目は、農産物ではナシ、イチゴ、米、サツマイモ、牛肉、彩の国黒豚、鶏卵、トマト、イチジク、その他様々な野菜がある。加工品については、干しシイタケ、お茶、たくあん等の大根加工品、しょう油、うどんがある。そのほかには盆栽がある。輸出先については、香港、台湾、タイ、EU、アメリカ、オーストラリアなどである。また、平成30年度は、タイ及びシンガポールで県産農産物のプロモーション販売や市場調査を実施した。シンガポールについては、伊勢丹でナシの「彩玉」と「豊水」のプロモーションを行った。また、県内の企業が出店している香港の店舗でのナシのフェア等も行ったところである。現地では「彩玉」が日本円で約1,060円で販売できたということで成果が出ていると考えている。タイにおいては、ショッピングセンターで吉見町の「あまりん」などのイチゴ、三芳町のサツマイモ、ハウレンソウなどのプロモーション販売を行った。価格が高くてもおいしいと評価され、仕入れたものが全て販売できたということで成果が上がっているところである。なお、農商工連携フェアにおいて輸出バイヤーを招へいた事業であるが、平成30年度の成果については半年後にアンケート調査を実施し、輸出に結び付いたか確認したところ、残念ながら結び付いたという事例はなかった。

逢澤委員

- 1 ブラックバスはリリースしないように啓発しているのか。
- 2 埼玉県農産物の輸出金額は増えているという認識でよいのか。

生産振興課長

- 1 遊漁券を販売している方々がチラシを持って配布したり、釣具店にポスター等を貼って啓発している。

農業ビジネス支援課長

- 2 輸出額については都道府県別の正式な統計がないため、本県では輸出に関係する団体やこれまで支援してきた生産者に対して毎年調査を行い、その結果を踏まえて輸出額を推計している。その推計では、平成30年度は約2億1,500万円であり、前年度より大幅に増えている。

平松委員

- 1 行政報告書239ページの「(2) 埼玉農業を担う新規就農者の確保」について、農業を更に魅力ある産業とするためには、稼げる農業にすることが重要だと考えるが、どのような就農支援を行っているのか。
- 2 行政報告書249ページの「(2) 付加価値を高める農業の6次産業化及び農商工連携の促進」について、県が介在しない形でも6次産業化や農商工連携の取組は行われていると思うが、そうした取組の捕捉状況はどうなっているのか。また、目指す方向に対して、取組の成果がどの程度出ているのか捕捉するために様々な評価基準を作り、それぞれにKPIを設定することも考えられるが、実施しているのか。さらに、そのような取組についてどのように認識しているのか。

農業支援課長

- 1 新規就農者が制度資金など国の支援措置を受けるために必要な青年等就農計画の作成に当たり、農業所得250万円を就農5年後の目標として、作成を支援している。この計画策定に当たっては、農林振興センターの普及指導員が実現可能な計画となるよう支援を行うとともに、新規就農者の就農後も、目標が達成できるよう重点的に技術指導等を行っている。

農業ビジネス支援課長

- 2 県が支援している取組については、6次産業化の商品開発数を成果としてその効果を検証している。それ以外の取組については、6次産業化商品の販売額を国の6次産業化総合調査の結果を活用して捕捉し、取組の成果を確認している。当該調査の結果において、本県の6次産業化商品の1事業者当たりの販売額は、ここ数年横ばい傾向で推移している。そういったことから、できるだけ個々の販売額を伸ばし、ひいては全体額を伸ばすため、売れる商品づくりの支援を行っている。KPIの設定については、これまで、6次産業化の商品開発数と1事業者当たりの販売額を確認しているが、それ以外は確認していない。KPIは、目標達成に向けてそのプロセスが順調に進んでいるか検証していくために大変重要な指標であり、今後は6次産業化の取組の検証方法について、KPIも含めて検討していく。

秋山委員

- 1 行政報告書243ページから244ページの(1)の「イ 野菜」について、ICTなど高度先端技術を活用した次世代施設園芸技術の普及を図ったとあるが、具体的にはどのようなものなのか。また、電源喪失など、ICTが使えない時でも対応できる確か

な技術が必要だと考えるが、その支援はどうなっているのか。

- 2 行政報告書244ページの(1)の「ウ 果樹」について伺う。果樹園を新たな担い手へ継承する仕組みづくりを行うため、講習会による技術習得支援を15人に行ったとのことだが、一度の講習会では身に付かないため、何年にもわたっての受講を希望する方もいる。そうした要望には応えられたのか。また、応えるためにはどのような課題があるのか。
- 3 資料22「畜産・養鶏農家の戸数、飼育頭羽数、生産実績の推移」を見ると、畜産・養鶏農家がどんどん減ってきている。また、資料23「県産茶について」を見ると、県産茶の栽培面積も年々少なくなっている。これを維持又は増加に転換させていくため、どのように支援してきたのか。また、何が課題となっているのか。
- 4 行政報告書246ページの(1)の「カ 花・植木」について伺う。資料21「県花植木農家の戸数と生産実績」を見ると、植木等の農家戸数が平成29年から激減している。この原因は何か。また、どのように支援しているのか。さらに、「埼玉の花植木大商談会」の開催を支援し、販路拡大が図られたとあるが、どの程度の効果があったのか。
- 5 行政報告書254ページの(1)の「ア 木材の供給」について、木材の生産コストの縮減と県産木材の利用拡大は、どのような方法で進めて来たのか。また、資料24「木材の流通状況について」の3ページの④の「(1) 公共施設整備等における県産木材の利用量の推移」の表について、平成30年度の備考欄に木造化・木質化の指針改正とあるが、その内容は何か。
- 6 資料37「農林部所管の山林危険箇所の対策について」の3ページを見ると、山地災害危険地区の着手率が48.2パーセントと低い状況であるが、対策については、どのように計画的に着手しているのか。
- 7 資料38「農林部の職員数について」を見ると、農林部の職員数はここ3年ほど横ばいであるが、4年前と比べると10名減らされている。農林振興センターや農業技術研究センターの職員体制について、平成30年度は十分であったのか。また、支障や困難な問題は出ていないのか。

生産振興課長

- 1 ICTなど高度先端技術を活用した施設園芸技術については、複数の環境制御機器を統合環境制御装置により動作させ、ハウス内環境を自動的に制御するものである。具体的には、日射量、CO₂濃度、湿度などのハウス内の複数の環境データをセンサーでモニタリングし、CO₂発生装置や細霧冷房システム、天窓・カーテンの開閉などを同時にコントロールすることで、植物の生産力を最大限に高めるものである。県では、平成30年度において、キュウリ、トマト、イチゴの生産者計6戸の機械の整備に要する経費を支援した。また、ICTに頼れない状況になった時でも対応できるよう、基本技術の習得は重要である。このため、県では、農林振興センターや農業技術研究センターが埼玉県野菜園芸技術研究会などの関係団体と連携して、研修会や現地検討会を通じて基本技術の励行を図っている。
- 2 平成30年度は希望者全員15人を受け入れているが、令和元年度は受講希望者が多いため、受講者の選定に当たっては初めての方を優先し、定員を19人に拡大して実施した。受講希望者受入れの課題については、枝のせん定など技術的な講習に使える果樹に限られること、講師の目が十分に行き届かないため、余り多く開催できないことなどである。受講希望に沿うことができなかった、既に受講済みで更に技術の向上を求める方については、農林振興センターに情報提供を行い、日頃の巡回指導などでフォローす

るようにしている。

畜産安全課長

- 3 本県の畜産農家数は平成26年の657戸から約500戸へと減少しているものの、畜産全体の年間産出額は、ここ数年、290億円程度で推移している。1戸当たりの年間産出額は、5年間で約5,000万円から約6,000万円へと増加しており、規模拡大が着実に進んでいる。一方、飼料価格が上昇しており、更なる生産性の向上が必要である。畜産経営は、家畜を健康に飼育し着実に子供を産ませ、育てることが基本である。このため、下痢や呼吸器病、繁殖障害などを起こさないよう、家畜保健衛生所が血液や飼料の検査などを通じて、家畜疾病対策や飼養管理の技術指導を実施している。また、規模拡大や新技術を導入する際は、国の補助事業などを活用して畜舎、哺乳ロボット、自動給餌器などの整備を支援している。さらに、経営を続ける上で、悪臭等の発生をできるだけ抑えることも重要なことから、良質な堆肥を生産するための技術指導や堆肥流通を促進するための野菜・米農家等とのマッチングなどを支援している。

生産振興課長

- 3 県産茶の栽培面積の減少については、生葉生産農家の高齢化が大きな要因と考えられる。生葉生産農家は、人間くみあい製茶や新規参入した法人に出荷しているため、こうした組合や法人の経営を安定させることが、生葉生産農家の経営の安定につながると考えており、病害虫の防除や肥培管理等の支援を行っている。また、お茶の販売が更に発展するように各種イベントで啓発を行うとともに、各市町村が行う新茶まつり等において販売促進に努めている。課題としては、ペットボトルのお茶の需要は増加しているが、急須で入れるリーフ茶の需要が減少している。県としては、狭山茶を振興するためにも、急須で入れたおいしいお茶を飲んでいただくようにして、リーフ茶の消費拡大に努めていく。
- 4 農家戸数が減少しているのは、長引く景気の低迷と公共事業の減少に加え、住宅敷地が狭くなり、庭が十分に確保できないことなどにより、大物を中心とする植木の需要が減少していることによるものと思われる。一部の植木農家は、景気に左右されない安定した野菜等への作目転換を行っている。このため、県では、新たな取引のマッチングを行う花植木大商談会や植木の消費拡大の啓発を図るさいたま花の祭典などの開催を支援している。また、ラグビーワールドカップ2019の会場において、植木団体が装飾展示を行い、県産植木のPRを行ったり、緑化資材を使用する実需者を植木産地に招き、県産植木の品質の高さや充実した生産状況等を直接見ていただいたりしている。こうした取組の成果として、大商談会では、11戸の植木生産者の商談が成立している。また、川口市役所新庁舎のテラスの緑化に県産植木が使用される予定となっているなど、利用拡大が進んでいる。

森づくり課長

- 5 木材の生産コストを縮減するためには、施業の集約化を図り効率的な作業を行うことが必要である。このため、伐採箇所までの時間を短縮する作業路網の整備と、作業を効率化する高性能林業機械を導入することによって、木材生産コストの低減を図ってきた。また、県産木材の利用拡大については、PR効果の高い公共施設の木造化・木質化を推進するとともに、県産木材を使用した民間住宅への補助も行っている。木造化・木質化に関する指針は、平成15年に2階建て以下かつ延べ床面積3,000平方メートル以

下の施設は原則木造とする指針を県として策定したもので、平成30年度の改正は、県産木材の利用をより拡大するため、「県内で一般に流通している製材品を最大限に使用する」、「木質耐火部材等の新たな木質部材、例えばCLT等の活用に努める」との文言を加えた。

- 6 山地災害危険地区は、地形や保全対象などの状況から指定をしており、危険地区が直ちに崩れて危険というわけではない。治山事業実施に当たっては、山地災害危険地区であるか否かにかかわらず、豪雨等の災害により崩壊した箇所等や、人的被害や崩壊の拡大のおそれのある箇所を最優先に対策に着手している。これまでに山地災害危険地区1,875地区のうち、904地区に着手している。

農業政策課長

- 7 委員の御指摘どおり、職員数については、平成27年度と令和元年度を比べると10名減となっている。他方で、普及指導員や農業技術研究センターの研究員については、職員数を減らしていない。こういったことにも配慮しながら業務を進めている。今後とも支障が出ないよう必要な体制づくりに努めていく。

【説明者】

和栗肇都市整備部長、柳田英樹都市整備部副部長、柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、山科昭宏都市計画課長、長嶺俊広市街地整備課長、細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、知久裕之建築安全課長、関根昌己住宅課長、檜原徹宮繕課長、岡安裕之設備課長

【発言】

渡辺委員

- 1 行政報告書278ページの(1)の「イ 都市施設の変更」について、都市計画道路の検証・見直し指針に基づいて見直し路線を選定したとあるが、どのような基準で選定されたのか、また、対象となる路線はどれくらいあるのか。
- 2 行政報告書292ページの「(9) サービス付き高齢者向け住宅の登録」について、当該住宅を549戸登録したとあるが、登録の目的は何か。また、具体的な審査内容とこれまでの登録戸数の推移はどのようになっているのか。さらに、登録後の住宅にどのような方が入居しているかを把握しているのか。把握している場合、どのような傾向があるのか。あわせて、それを踏まえたサービス付き高齢者向け住宅の課題は何か。
- 3 歳入歳出決算事項別明細書説明調書419ページの「歳出」の第8款の第5項の第1目の「住宅課」の「(7) 中古住宅流通・住み替え促進事業費」について、約2,464万円をかけて県が広域的に広報活動をしている意義は何か。

都市計画課長

- 1 第2回目の都市計画道路の検証・見直しについて、平成25年度から着手している。県決定の未整備路線及び事業中の路線を対象に、必要性、立体交差から平面交差にするなどの構造の適正さ、道路機能の観点などから検証を行い、26路線、約35キロメートルを選定している。

住宅課長

- 2 サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、原則60歳以上の高齢者を対象とした賃貸住宅である。登録は、賃貸住宅としての品質を確保することを目的としている。県が住宅を登録し、住宅の稼働後には実地検査を行っている。審査内容は、ハード面では手すりの設置等がなされたバリアフリー構造であるか、居室面積が基準を満たしているか、トイレ、洗面設備が完備されているかなどであり、提出された図面で審査している。ソフト面では、状況把握と生活相談が必須サービスとなっていることから、それらのサービスが住宅に付帯されているかを入居契約書で確認している。登録戸数の推移については、近年は棟数で15棟前後、戸数だと600戸前後で推移している。県では、住宅経営の自己点検を行う自主点検表の作成及び提出を事業者には義務付けており、これによると、入居者の傾向として、75歳以上が8割、要介護3以上が4割を占めており、高齢で要介護度の高い方の入居が増加している。また、今後の課題としては、住宅の供給量は順調に増加しており、質の向上が重要と考えている。高齢者が安心して居住できるような生活支援サービスが提供される環境づくりが特に重要である。そこで、県では今年初めて、住宅の事業者が一堂に会した情報交流

の場となる会議を開催し、事業者の先進的な取組発表や有識者講義を共に聴講し、交流を深めたところである。こうした取組を通じて、サービス付き高齢者向け住宅の更なる質の向上を図っていきたい。

- 3 県の魅力を広く発信し、県外の方々に県内各地へ移住してほしいと考えている。中古流通や住み替え促進がなされることにより、空き家対策やストックの活用になり、県内企業のビジネスチャンスを広げる意味でも、県が取り組むことは重要だと考えている。

山根委員

- 1 行政報告書282ページの(3)の「ア 住宅密集地の改善促進」について、「1町において延焼危険性調査を実施した」とあるが、どのような経緯でその地域が選ばれたのか。また、どのような目的で実施されたのか。
- 2 行政報告書287ページの「(9)人にやさしいまちづくり推進事業」について、内容が事務的と思われるが、事業としてはどのようなものなのか。

市街地整備課長

- 1 延焼危険性調査の目的は、密集市街地改善のために地域特性ごとに住宅密集地の問題点や危険性を調査し、「住宅密集地改善の手引」に反映することである。調査を実施した1町は寄居町であるが、その選定理由は、市町村が定めている都市計画マスタープランに住宅が密集した地区が具体的に位置付けられていること、住宅が密集した地区の地震被害想定で火災被害が想定されていること、調査に当たり庁内調整等の体制が整っていることの3点である。

建築安全課長

- 2 福祉のまちづくり条例の届出の審査をしている。また、福祉政策課が幹事をしている「埼玉県福祉のまちづくり条例推進協議会」において、当該条例の普及を進めている。

逢澤委員

- 1 行政報告書278ページの(1)の「ア 区域区分の見直し」について、市街化区域に編入した4地区はどこか。また、市街化区域への編入はどのような考えで進めているのか。さらに、7回目の見直し全体の実績はどうなっているのか。
- 2 行政報告書287ページの(10)の「ウ 応急危険度判定体制の整備」について、応急危険度判定士は、一級建築士、二級建築士及び木造建築士のいずれかの資格を有する方が認定対象となると思われるが、登録者の割合はどうであったのか。

都市計画課長

- 1 4地区は、草加市の草加柿木地区、鶴ヶ島市の圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区、狭山市の狭山工業団地拡張地区、嵐山町の花見台工業団地拡張地区で、いずれも工業系である。住居系の場合は、人口増加が見込まれる県南のような地域で、駅周辺など地域の拠点性を生かして多様な都市機能の集積を図る場所で、例えば土地区画整理事業などの計画的な市街地整備が確実となった地区を市街化区域に編入している。工業系の場合は、高速道路のインターチェンジや幹線道路周辺、既存の産業団地の拡張などを中心に、企業局の開発事業や土地区画整理事業など計画的な市街地整備が確実である地区について、市街化区域に編入することとしている。7回目の見直しについては、平成27年9月に区域区分の見直し要領を策定し、まちづくりの主体である市町と連携して見直し

を進めた。これまでに新座市など18市町20地区で区域区分の変更を行っており、このうち17市町18地区で約346ヘクタールの市街化区域への編入を行った。

建築安全課長

2 応急危険度判定士は建築士がほとんどであるが、それ以外に建築関係の職歴がある行政職員も認定対象になっている。平成30年度末時点で、一級建築士が約5割、二級建築士が約3割、木造建築士が若干名おり、行政職員が約2割となっている。

逢澤委員

応急危険度判定士の高齢化もあると思うが、若い方が判定士になるような投げ掛けはしているのか。

建築安全課長

毎年度新しい判定士を養成している。また、建築士制度が改正になり、若年世代でも建築士の資格が取れるようになったので、若い世代の判定士も増えてくると期待している。

秋山委員

- 1 行政報告書283ページの「(5)公園の整備」について、県営公園トイレの洋式化改修に着手したとあるが、平成30年度はどこまで進んだのか。また、残りはどれだけあるのか。
- 2 資料12「県営公園について」の2ページの「②有料駐車場の現状とその収支(平成30年度実績)」について、収入が支出を大きく上回っているが、各公園の料金設定はどうなっているのか。また、設定の根拠は何か。さらに、こども自然動物園においては入場料も徴収しているが、料金の二重取りとなっているのではないのか。
- 3 行政報告書284ページの(6)の「イ 有料施設の利用者及び稼働率」を見ると、各公園のテニスコートの稼働率にかなりの差がある。稼働率が低い公園については、雨天時等に使用できなくなる土のコートであることが理由と思われるが、稼働率が5割を切る要因は何であると考えているのか。また、人工芝化の計画はあるのか。
- 4 行政報告書289ページの(2)の「ア 管理代行等」について、県営住宅と特別県営住宅の違いは何か。また、特別県営住宅の上尾シラコバト住宅は入居要件がほかの団地とは異なっていると聞いているが、入居要件の改善についてどのように考えているのか。
- 5 県営住宅の入居者募集に対する応募が3倍近くある状況の中、県営住宅への需要に応えるため、平成30年度はどのように努めてきたのか。
- 6 資料13「公営住宅について」の14ページの「⑬県営住宅の空室戸数と率」について、年々県営住宅の空室が増え、直近では11.2パーセントが空室となっている。これだけ空室があるのになぜ入居できないのか。
- 7 県営住宅の中には室内が非常に老朽化しているところもあるが、平成30年度はどのような補修を行ったのか。
- 8 団地内の草木のメンテナンスについて、自治会や住民が高齢化し困難という実情があるが、平成30年度はどのような支援を行ったのか。
- 9 行政報告書292ページ「(10)共助による高齢化団地活性化モデル事業」について伺う。特別県営住宅について、団地の今後の在り方の検討を行ったとあるが、どのような検討を行ったのか。

公園スタジアム課長

- 1 平成30年度から3か年で約1,000基のトイレを洋式化する計画で進めている。ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック競技大会の会場、有料公園施設のトイレを優先して洋式化していく。平成30年度は、熊谷スポーツ文化公園など約180基の洋式化を実施した。令和元年度以降は残る810基から820基程度の洋式化を実施していく。
- 2 各公園の駐車場料金は、所沢航空記念公園は1時間100円、ただし最初の2時間は無料、和光樹林公園は1時間200円、以降30分ごとに100円、みさと公園は1時間200円、以降30分ごとに100円、こども動物自然公園は1日600円、各水上公園はプール期間中のみ1日820円である。この料金の額は、近隣の公共施設や有料駐車場の料金を見て決定している。周辺施設の利用者による駐車や、駅から近い公園などでの通勤・通学での利用といった公園利用者以外の駐車を抑止するため、また、県有財産の有効活用や電車等の公共交通機関の利用を促進するため、公共交通機関の便のよい公園については有料化している。いずれも、受益者負担の考えに基づき、駐車場を利用する方から相応の料金を頂くものである。なお、こども動物自然公園は、駐車場を利用しない方にも負担を強いることがないよう、入場料と駐車場料金を分けており、二重取りとはなっていない。
- 3 県営公園のうち8公園にテニスコートが設置されている。この中で稼働率が5割を切っている公園は、上尾運動公園、秋ヶ瀬公園及び吉見総合運動公園の3公園である。各県営公園については、河川敷公園であるなどの立地状況やコートの面数、周辺の競合施設の状況など公園ごとの差がある。加えて、土のコートは降雨時等にコートコンディションが悪くなり使用できない期間が生じることが、稼働率が低くなる要因の一つと考えられる。しかしながら、テニスコート利用者の中には土のコートを好む方もいるため、現時点で人工芝化の計画は立てていないが、降雨時の利用停止期間が短くなるよう、適切なメンテナンスを実施していきたい。

住宅課長

- 4 県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、安い家賃で県が提供する賃貸住宅であり、公営住宅法に基づき整備している。特別県営住宅は2種類あり、1つは上尾シラコバト住宅で、国体選手村を有効活用して、県営住宅よりやや高い所得者に賃貸することを目的とした住宅である。もう1つは、中堅ファミリー世帯向けに供給していた特定公共賃貸住宅を廃止し、低額所得者向けに転用したものである。県営住宅と特定公共賃貸住宅から転用した特別県営住宅は、低額所得者を対象とし、収入に応じた家賃が設定され、毎年収入を申告してもらう必要がある。上尾シラコバト住宅は、収入状況に関わらず定額の家賃である。上尾シラコバト住宅の入居要件については、見直しが必要という認識は持っている。
- 5 定期募集として募集する戸数をできる限り増やす努力をしており、平成25年度に供給した戸数が1,755戸であったところ、平成30年度は2,280戸になり、応募倍率は5.2倍から2.9倍になった。県営住宅の応募倍率を引き上げている要因としては、単身高齢者の応募が非常に多い一方で、単身高齢者向けの住宅が非常に少ないことが挙げられる。平成30年度の単身者向け住宅の応募倍率は20倍を超えており、県営住宅全体の平均応募倍率2.9倍と比べても高い。そこで、県営住宅の建替えに当たって、建替え戸数の約3割を単身者向けとして整備している。また、これまで2人用として提供していた住宅を単身者に提供して、募集戸数を増やす努力をしている。こうし

た取組の結果、応募倍率が低下している。

- 6 県では期限付き入居制度を導入している。制度開始から10年が経過し、退去する方が増加してきている。また、県北・秩父地域では、世帯数に対する県営住宅の住戸数の割合が高く人口も減少しているため、県北地域の募集に対する応募が低調になっているという実情がある。さらに、エレベーターのない団地の上層階については非常に人気がなく、応募が減っている。このような状況を踏まえ、今年度からファミリー向けの3DK住戸等の一部を、人気の高い単身高齢者向けに提供したり、ひとり親世帯向けの枠を設けるなどの取組を始めたところである。この取組を通じて、少しでも入居者が増えように対策を講じている。
- 7 入居者が退去した部屋の補修は、入居者の故意や過失により損傷した場合以外は、県が補修を行っている。入居中の部屋の補修は、県が行う部分と、入居者が行う部分が明確に規定されている。例えば、経年劣化に伴う軽微な補修については、入居者の負担で実施することとなっているが、入居者だけで進めることが困難な場合は、修繕方法や業者への依頼方法などについて、相談に応じながら進めている。
- 8 平成30年度は、高齢化した県営住宅において、自治会活動の負担を少しでも軽くすることを目的として、「自治会活動の手引き」を作成し、各自治会へ配布した。手引では、自治会活動の中でも負担が大きい草刈りや清掃活動の負担軽減策について紹介している。草刈り活動などの開催案内や実施方法を改善することで参加者を増やす工夫や、シルバー人材センターなどに外部委託する方法、機械を導入する方法なども紹介している。
- 9 上尾シラコバト住宅の入居率は減少傾向にあり、現状、66パーセントとなっている。また、高齢化率も45パーセントと他の県営住宅と比較して高くなっている。建物も昭和40年代に建設されたもので、建設から50年が経過し老朽化が進んでいる状況である。上尾シラコバト住宅の今後の在り方については、平成29年度から庁内関係各課や上尾市などを構成員とする庁内会議を開催し、有識者からも意見を頂いた。検討内容としては、上尾シラコバト住宅の現状と課題を整理し、再生に向けた具体的な方向性として、若い世代をどのように巻き込みコミュニティを形成するのか、高齢者が外に出て集う空間形成などについて意見を頂いた。また、財政的な課題として、民間活力の導入といった方法についても検討いただいた。今後は、入居要件の見直しも含め、共助による高齢化団地活性化モデルの具体的な計画を進めていきたい。

秋山委員

公園のトイレの洋式化について、残りの公園数は示せるか。

公園スタジアム課長

公園数では答えられないが、今年度約410基、来年度約400基の洋式化を行い、全公園のトイレの約9割が洋式となる。和式がよいという方もいるため、一部は和式として残すこととしている。

橋詰委員

- 1 行政報告書291ページの「(5)住宅相談事業」について、県では平成22年度に県内の分譲マンションの実態調査を行ったと思うが、現在の実態を把握しているのか。
- 2 平成30年度のマンションアドバイザー派遣制度の利用状況はどうであったのか。
- 3 行政報告書292ページの「(11)若年世帯向け子育て支援住宅供給事業」につい

て、目標として子育てハッピー県営住宅を今年度までに2,000戸供給するとし、平成30年度には691戸の供給をしているとのことだが、どのように評価をしているのか。

住宅課長

- 1 実態調査については、住民に身近で、地域の実情を熟知している市町村が、その必要性や効果を含めて主体的に判断すべきものと考えている。県では、平成22年度に行った調査を基に市町の協力を得て、分譲マンションの団地数等のデータを毎年度更新している。平成31年1月時点で、県内の分譲マンション数は6,490団地、約44万3,000戸となっている。
- 2 平成30年度は、54管理組合でアドバイザーを利用している。
- 3 子育てハッピー県営住宅に入居した世帯のうち、入居期間が1年以上の世帯の492世帯中、148世帯で子供が産まれており、子供が産まれた世帯の比率が30パーセントを超える状況である。これを全県の比率と比べると、なかなか良好な数値であるため、成果が表れていると評価している。

橋詰委員

- 1 自治体によっては独自に実態を把握しているようだが、平成30年度において、県としての実態調査の実施を検討したのか。
- 2 マンション戸数約44万戸に対して、マンションアドバイザーの派遣実績が54管理組合というのは少ないと思う。平成30年度において、マンションアドバイザーについてのPRは行ったのか。

住宅課長

- 1 基本的には、市町村と協力して実態把握はしっかりと行っていきたい。
- 2 マンションにおける市町村との連絡会議やマンション管理基礎セミナー、相談会等でマンションアドバイザーについてのPRを図っている。

平松委員

行政報告書283ページの(6)の「ア 管理体制」について伺う。県営公園の指定管理者制度について、選定は公募で行っているようだが、応募状況はどうなっているのか。

公園スタジアム課長

平成30年度は、熊谷スポーツ文化公園とこども動物自然公園の2公園で公募した。7月から公募を開始し、結果としては2公園とも応募者は1者であった。

平松委員

指定管理者制度については、応募者が増えるような取組も必要と思うが、どう考えているのか。

公園スタジアム課長

県営公園への指定管理者制度の導入により、民間事業者等の機動力やノウハウなどを活用した、指定管理者による様々な自主事業の実施などで公園利用者が増加し、公園の利活用が図れてきていると認識している。現在の指定管理者は、公益財団法人公園緑地協会や

民間事業者だけではなく、生態系保護協会や地元で活動しているNPO法人、造園業協会などの業界団体、地元地方公共団体など、様々な主体に携わっていただいている。各公園の特徴を踏まえ、それぞれの主体の持ち味を生かして管理運営していただきたいと考えている。引き続き、多くの提案を頂けるよう、公募に当たっては、公園の集客力などを分かりやすく示す等、指定管理者のメリットをしっかりと募集要項に記載するなどの工夫を行っていく。公募に当たっても、県ホームページでの広報はもとより、一般社団法人指定管理者協会をはじめとした関係機関の協力を頂くなど積極的な広報に努めていく。

柿沼委員

行政報告書283ページの(5)の「ア さきたま古墳公園の整備」について伺う。同公園は、埼玉県名発祥の地ともされる本県にとって重要な公園であるが、具体的にどのような整備を行ったのか。また、今後、どのような取組を行っていくのか。

公園スタジアム課長

さきたま古墳公園は、古墳群の保護などを目的に順次整備してきた。日本最大級の円墳を有する大型古墳群や展示施設を生かし、史跡の鑑賞、保護及び散策を通じ、県民が古墳群などのシンボルに触れられるよう整備を進めている。これまで、開設公園西側に隣接するところで広場的に整備を進め、今年度10月に整備が完了したため、約2ヘクタールの区域を供用した。今後は、同じく西側の約9ヘクタールの区域について用地買収及び施設整備を進める。その際には、史跡の保護や古代の原風景を考慮し、管理者である教育局と調整しながら整備を進める。

水村委員

行政報告書288ページの(11)の「イ 緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化促進」について、耐震化が済んでいない建物はどのくらいあるのか。また、どのようなペースで耐震化を行っていくのか。

建築安全課長

現在、この事業で耐震化を進める対象は289棟あり、うち耐震化済みが114棟である。民間建築物であるため期限を切って進めていくのは難しいが、重点的に耐震化を進める路線を設定して優先的に進めている。県と12市共同で耐震化を進めているが、重点路線の中で県が対象とするのは17棟あり、うち耐震化済みが9棟である。

【説明者】

中村一之県土整備部長、村田暁俊県土整備部副部長、北田健夫県土整備部副部長、
林雄一郎参事兼河川砂防課長、清水匠県土整備政策課長、
鳴海太郎県土整備政策課政策幹、新井哲也建設管理課長、石川護用地課長、
吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、海老原正明水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

【発言】

千葉委員

- 1 行政報告書265ページの(4)の「ウ 橋りょうの維持補修」について、耐震補強の状況と今後の見通しはどうなっているのか。
- 2 行政報告書269ページの「3 川の再生の推進」について、「川の国埼玉はつらつプロジェクト」を市町村提案を受けた28か所で進め、うち26か所で測量設計や工事を実施したとあるが、河川21か所の進捗状況はどうなっているのか。また、「川の国埼玉はつらつプロジェクト」は、整備した施設が地域でしっかり利活用されることが大切だと考えるが、利活用の状況はどうなっているのか。
- 3 行政報告書274ページの「(10) 公共事業の円滑な施工の確保」について、年間の工事量の偏りを是正して施工時期の平準化を図ったとあるが、どのような取組なのか。

道路環境課長

- 1 平成7年に阪神淡路大震災があり、昭和55年より古い基準で作られた橋りょうが大きな被害を受けた。この基準に該当する橋は県内に302橋あり、平成7年度から耐震補強に取り組んでいる。平成30年度末で84.4パーセントにあたる255橋の耐震補強が完了している。残り47橋については、埼玉県5か年計画に示している令和3年度末までの完了目標としている。また、平成28年の熊本地震では、平成8年より古い基準で作られた橋りょうが被害を受けた。これを受けて国では平成8年より古い基準で作られた橋りょうの耐震補強を令和8年度までに完了する予定としている。本県でも平成8年より古い基準で作られた橋りょうの耐震補強に今年度から着手した。

水辺再生課長

- 2 21か所の進捗状況については、現在、整備箇所ごとに整備内容等を検討する協議会を開催している。令和2年度までの完成を目指しており、具体的に整備内容が決まったところから順次、設計や工事を進めている。平成31年3月末までに設計17か所、工事18か所に着手した。このうち、3か所について工事が完成した。完成した箇所では利活用が始まっており、例えば、横瀬町の横瀬川はバーベキューでにぎわっている。また、整備中の箇所でも部分的に活用を始めている箇所もある。例えば、寄居町の荒川では、先行して完成した階段状の護岸を5月の「寄居北條まつり」、8月の「寄居玉淀水天宮祭」において観覧席として早速活用していただいた。

建設管理課長

- 3 平準化については、平成27年度から、前年度のうちに発注の準備などに取り組んでいる。第一四半期の月平均工事件数を、年間の月平均工事件数で除したものを平準化率としており、90パーセント以上を目標とした。その実現のために、前倒し発注工事を200件計画し、平成29年12月定例会において、当該年度の支出を伴わないゼロ債務負担行為設定を承認いただき、94件の契約を締結したところであり、最終的には平準化率86パーセントとなったところである。

千葉委員

平成8年より古い基準で建設された橋りょうは何橋あるのか。

道路環境課長

122橋である。

松井委員

- 1 行政報告書262ページの「(1)道路・橋りょうの整備」について、交通渋滞の解消、沿道環境の改善及び安全の確保のため、環状道路やバイパスなどの幹線道路を整備したとあるが、その成果はどうなっているのか。
- 2 行政報告書264ページの「(3)交通安全施設の整備」について、歩道の整備方針と整備状況はどうなっているのか。また、残り全ての歩道整備を行うには時間がかかることから、早期に事業効果を上げるための取組が必要と考えるが、どのように認識しているのか。
- 3 行政報告書272ページ「(2)地域建設業の振興」について、埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワークが実施する研修に係る経費の一部を補助したとあるが、どのような成果が得られたのか。

道路街路課長

- 1 環状道路やバイパスの整備に当たっては、道路街路課全体で112か所の改築事業を行っているが、早期整備に向けてその3分の1の箇所を3分の2の予算を重点的に配分し、選択と集中により事業を進めている。この結果、平成30年度は日高市内の主要地方道飯能寄居線など10か所、総延長6.8キロメートルの整備が完成した。行政報告書中段の写真が完成した飯能寄居線の写真である。飯能寄居線については2.7キロメートルを開通させたが、国道299号の圏央道入口交差点から埼玉医科大学国際医療センターまでの区間において、供用前は平均で38分かかっていた走行時間が、供用後は18分になり、20分短縮される効果があった。

道路環境課長

- 2 通学児童の安全を第一と考え、通学路を優先的に整備している。県管理道路に対する歩道整備率は、平成30年4月1日現在で72.9パーセントであり、通学路に指定されている県管理道路の歩道整備率は、同日時点で83.2パーセントである。早期に事業効果を上げるための取組については、比較的短期間に事業の効果が発現する事業を並行して進めている。歩道が一連で整備されているものの、一部の家屋が、用地取得ができずに残ってしまっている箇所、いわゆる「歯抜け歩道」の整備を進めている。また、通学児童が横断歩道を渡る際、歩道がない路肩で待っている危険な状態も見かける。こ

のため、横断歩道箇所の待機スペースを確保する「たまり空間の整備」を進めている。

建設管理課長

- 3 建設業の担い手の確保・育成を図るためには、入職後の定着を進めることが重要である。県内建設業団体が実施する新入社員の職場定着研修や、中堅社員の資格取得研修が積極的に取り組まれるよう先導するため、平成28年度から3年間、研修経費の一部を補助したものであり、平成30年度の補助金合計額は約3,600万円、3年間の総額は1億1,200万円、補助率は3分の2である。3年間の効果としては、職場定着研修は2,416人、資格取得研修は2,788人と多くの受講者の参加を得ることができ、また、3年間で資格取得研修受講者の約半分である1,416人が資格試験に合格し、開催した延べ111資格中、86資格が全国平均の合格率を上回る成果を得たものである。

平松委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書375ページの「歳出」の第8款の第2項の第1目の「県土整備政策課」の1の「(3)道路網構想推進費」について、民間データを活用した交通安全対策検討が挙げられているが、エビデンスに基づくもので評価できる。民間データの活用による交通安全対策の現状と、今後の考え方はどうなっているのか。
- 2 資料16「主要国道・県道交差点の箇所数と改良事業の推移」及び資料17「歩道・自転車歩行者道の整備キロ数の推移」について、交差点改良や歩道整備の事業が計画どおりに進まない形で終了となってしまったケースもあると思うが、そのような場合にはどのような取組が行われているのか。

県土整備政策課政策幹

- 1 ビッグデータの活用による安全対策については、平成19年のホンダとの協定締結以降、継続的に取り組んできた。この取組の効果としては、対策箇所において急ブレーキ回数の約7割という大幅な減少や発生確率の半減、交通事故の約2割の減少の効果が確認できている。直近の取組としては、平成26年度から平成30年度の5か年で、カーナビデータにより抽出した危険箇所138か所の安全対策を実施し、全箇所の対策を計画どおり終えたところである。カーナビデータの活用による安全対策については、現在、県内人身事故のうち約5割が発生している市町村道への展開を進めており、今年度は10市町でモデル対策事業を実施している。急ブレーキデータのようなビッグデータは、常に蓄積されていくことから、県管理道路においても、今後も定期的にデータの分析・評価を行い、必要な交通安全対策を実施していく考えである。

道路環境課長

- 2 交差点や歩道整備の事業を進めていく中で、地権者の方から御協力を得られず、用地取得に至らないケースはあり、粘り強く交渉を続けている。交差点改良や歩道整備事業は、現道上で行うことから土地を強制的に収用するといった手法を取るのには難しいため、未取得の箇所を除き、供用できるよう整備している。整備から数年が経過した後に、地元市や住民の方から用地取得に関する情報が寄せられた場合には、交渉を再開し、改めて事業に御協力いただける場合は、歯抜け歩道の整備として取り組んでいる。歯抜け歩道は、平成30年度に17か所で整備を行った。

柿沼委員

行政報告書269ページの「3 川の再生の推進」について、「水辺再生100プラン」、「川のまるごと再生プロジェクト」と進めてきた効果はどうなっているのか。また、市町村の維持管理はどうなっているのか。さらに、整備後の草刈りについて、時期、回数及び範囲の検討を行っているのか。

水辺再生課長

川の再生の取組の効果については、川を地域が守り育て、そこから利活用の動きが広がり、川が地域の資産になってきている。「川の再生」事業取組前に比べ、川の清掃等を行う川の国応援団美化活動団体が4.6倍、その活動実施延長が3倍に増加した。管理については、地元市町村と維持管理協定を結んで行っている。整備した河川管理施設は県が管理し、遊歩道は市町村が管理することとしている。草刈りについては、時期など地元と調整しながら実施していることもあるが、堤防点検等のために原則年2回の実施としている。

柿沼委員

管理が県の部分と市町村の部分があるとのことだが、市町村が管理する部分について、どのような指導を行っているのか。

水辺再生課長

維持管理協定を結んで管理しており、堤防上の遊歩道の舗装などの管理に当たり必要に応じて調整している。

水村委員

行政報告書267ページの「(6)水防情報システムの整備」について、河川監視カメラは何か所に設置されているのか。また、一般に公開しているカメラと非公開にしているカメラの内訳はどうなっているのか。さらに、台風第19号や大雨の時に、アクセスが集中して河川監視カメラの画像が閲覧できなくなったことは承知しているのか。そのような状況になったことを踏まえて改めて問うが、河川監視カメラの設置目的は何か。どれくらいのアクセス数を想定してシステムを構築しているのか。

参事兼河川砂防課長

水防情報システムでは、河川監視カメラを47か所に設置しており、全て県ホームページで公開している。本年10月12日14時頃から13日にかけて、河川監視カメラの画像が閲覧できなくなったことは承知している。これは、台風の接近に伴い、サーバにアクセスが集中したためである。通常時のアクセス数は1日当たり約1,000件であり、現在のシステムで耐えられるアクセス数の設計値は、1日当たり約6万件となっている。しかし、台風第19号が接近した際には、1日当たり約38万件のアクセスがあった。カメラの設置は、河川の水位について、行政が把握するだけではなく、一般の人にもいち早く知ってもらうことを目的としている。その目的に照らし、今回のような閲覧不能な状態に陥ったことは、深刻に受け止めている。対策として、アクセス数の増加に対応できるようにするため、サーバのCPUやメモリの増設を検討している。早急に対応したいと考えている。

水村委員

河川監視カメラは全て公開しているとのことだが、非公開のカメラもあったと思う。内訳はどうなっているのか。

参事兼河川砂防課長

水位計には非公開のものもあるが、河川監視カメラについては全て公開している。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書383ページの「歳出」の第8款の第3項の第2目の「河川砂防課」の1の「(9) 調節池等活用内水対策費」について、支出済額が5,530万6,440円になっているが、何か所実施したのか。
- 2 行政報告書264ページの(4)の「ア 舗装道の維持補修」について、道路下の空洞対策事業を実施していると思うが、どのような事業内容なのか。
- 3 行政報告書265ページの(4)の「エ 電線類の地中化」について、同報告書260ページの「1 道路・街路事業の推進」の実績値等を見ると、ゆっくり進捗しているように思える。昨今の災害が生じている中で、安全性の視点から、整備を推進するよう見直しを検討したのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 実施箇所は5か所である。

道路環境課長

- 2 道路下に空洞がある場合、路面が突然陥没する危険がある。特に、大規模地震の際には空洞が拡大して陥没が発生する危険性が高まる。こうしたことを踏まえ、平成30年度から路面下空洞調査に取り組んでいる。対象場所は、東京湾北部地震の震度5強以上の地域を想定し、圏央道より南側の緊急輸送道路であり、5か年で全て調査する。全体で419キロメートルの延長があり、平成30年度は62キロメートルについて実施した。
- 3 無電柱化については、予算規模に応じて実施しているところであるが、昨年度に埼玉県無電柱化推進計画を作成した。当該計画の整備方針において、防災性の向上と地域の活性化の2面から整備を行っていくことと定めており、対象路線を増やして取り組みたいと考えている。当該計画は整備方針を定めているものであり、対象路線等は明記していないが、方針に従い整備を進めていく。

橋詰委員

調節池等活用内水対策について、平成30年度に検討した結果、調整池を新設することになった場所はあるのか。

参事兼河川砂防課長

平成30年度に検討した結果では、新たな候補地の追加はなかった。

逢澤委員

行政報告書270ページの「(2) 土地収用法の施行事務」について、用地買収が捗らない場合、どのように対応しているのか。また、「知事認定」及び「大臣認定」の認定内容は

どのようなものなのか。

用地課長

用地買収が捗らない理由は様々であるが、例えば、補償金で合意に至らない方に対しては、繰り返し丁寧に説明を行っている。また、境界争いなどに対しては関係者の調整を行うことで解決を図っている。一方、近年では、道路の開通目標年度を公表するなど、用地取得のスピードアップが求められている。事業の重要性などにもよるが、合意を目指した交渉と並行して土地収用制度の活用を検討し、早く用地を確保できるように努めている。事業認定の内容であるが、知事認定の1件は、さいたま市の事業である国道122号線の改築工事について、平成30年7月に事業認定したものである。これは、難航する用地取得のケースにおいて、その用地取得を目指したものであるが、事業認定後に地権者の合意を得ることができ、さいたま市が用地の取得を完了している。大臣認定の1件は、県の事業である国道407号線の道路改築工事である。難航する用地取得を見据えて、平成31年3月に国へ事業認定申請を行い、3か月後の6月に事業認定を受けたものである。

秋山委員

- 1 行政報告書262ページの「ア 道路改築事業」について、県内には非常に狭い危険な県道が残されていると認識しているが、平成30年度は何か所の県道を拡幅したのか。また、県道拡幅計画を策定しているのか。
- 2 資料26「通学路の安全確保対策について（県管理道路）」について、通学路安全総点検に基づく対策を、平成30年度に119か所実施しているが、どのような対策を講じたのか。また、その効果はあったのか。
- 3 行政報告書263ページの「(2) 街路の整備」について伺う。街路樹のせん定や草刈りについての要望が多いと思うが、平成30年度はどのように実施したのか。また、予算の推移はどうなっているのか。
- 4 行政報告書265ページの「ウ 橋りょうの維持補修」について、歩道橋も含まれると思うが、歩道橋の老朽化が目立っている。歩道橋は通学路にあるものも含まれるが、どのように修繕を行っているのか、また、平成30年度は何橋の修繕に取り組んだのか。
- 5 資料28「ゲリラ豪雨の発生状況とその対策について」の「内水被害軽減支援事業」について、平成30年度は草加市及び越谷市の2か所で実施しているが、どのような対策であったのか。また、どのような効果があったのか。さらに、県内に内水被害が起きている箇所は幾つあるのか。あわせて、どのような対策を行っているのか。
- 6 行政報告書267ページの「(4) 河川の維持修繕」について伺う。雑草刈払いやしゅんせつを行う場所について、平成30年度はどこに力を入れたのか。また、全ての河川について適切な維持修繕を毎年度行っているのか。
- 7 行政報告書267ページの「(6) 水防情報システムの整備」について、河川監視カメラが配信している画像が動画ではない理由は何か。また、画像をどのように配信しているのか。
- 8 行政報告書268ページの「(9) 主な政策指標の進捗状況」について、河川整備とは、具体的にはどのようなことを行うものなのか。また、平成30年度はどの河川で実施し、どのような効果があったのか。さらに、整備計画はあるのか。

道路街路課長

- 1 行政報告書262ページの(1)の「ア 道路改築事業」及び「イ 社会資本整備総

合交付金（改築）事業」において、平成30年度は、県道拡幅事業を27か所実施している。また、バイパス整備についても、県道において29か所実施している。5か年計画の道路施策に基づき、計画的な道路整備を推進するため、道路の拡幅やバイパス整備を含めた「埼玉県道路整備プログラム」を作成し、県ホームページでも公表している。

道路環境課長

- 2 通学路の安全確保対策については、区画線やグリーンベルトなどの路面標示、防護柵などの交通安全施設整備、舗装修繕を実施した。対策が必要な箇所は459か所あり、平成29年度から平成30年度までに308か所で対策が完了し、子供たちの交通安全確保に寄与している。
- 3 街路樹については、樹形再生マニュアルに基づき、1年から4年に1度の頻度でせん定を実施している。また、地元要望も取り入れている。草刈りは、少なくとも年1回実施している。樹木せん定の予算推移については、平成28年度が約8億1,000万円、平成29年度が約9億5,100万円、平成30年度が約10億500万円である。また、草刈りの予算推移については、平成28年度が約6億7,000万円、平成29年度が約6億5,100万円、平成30年度が約6億5,700万円である。
- 4 県が管理する横断歩道橋は333橋あり、5年に一度のサイクルで点検を行っている。点検の結果、修繕を要すると判断した横断歩道橋については、次回の点検までに修繕を行うこととしている。前回の点検は平成26年度に実施しており、修繕が必要な横断歩道橋は64橋あった。平成30年度は8橋の修繕を実施した。残りの29橋については、令和元年度に修繕を予定している。

参事兼河川砂防課長

- 5 伝右川については、草加市松原周辺で内水被害が発生したため、内水ポンプを毎秒1.0トンものものから毎秒2.0トンものへと増強した。元荒川については、越谷市東越谷周辺で内水被害が発生したため、これまで仮設のポンプで対応していた箇所に、毎秒0.26トンの常設ポンプを設置した。いずれも、その周辺で発生していた内水被害の軽減解消に役立つ効果があると考えている。また、平成29年に発生した県内の内水被害の箇所は、水害統計によると104か所である。本県の浸水被害の実態を水害統計で分析すると、平成29年に発生した水害の約9割が内水によるものとなっている。内水対策を行う主体は、下水道を管理している市町村とすることを基本としているが、放流先である河川の水位ができるだけ低い方が内水排除に有効であるため、河川管理者である県としても、河川の整備を進めているところである。
- 7 河川監視カメラは、河川の水位変化を監視することを目的としている。県内河川の洪水時の水位上昇は、約10分で数センチであることがほとんどである。そのため、伝送システム等のコストを勘案して、河川監視カメラ画像は動画ではなく、静止画を数分間隔で取得している。画像配信については、1分ごとに1枚静止画を撮影し、直近の静止画について、5分ごとに県ホームページを更新している。
- 8 5か年計画の河川整備内容については、築堤や河道掘削の工事を予定している。平成30年度は、中川や新河岸川など12河川において、1.6キロメートルの河道の拡幅や築堤を行った。これにより、計画で目標としている時間50ミリメートル程度の降雨に対し、洪水を安全に流下できるようになり、浸水被害の軽減が期待できる。

水辺再生課長

6 河川の雑草刈払いは、堤防などの河川管理施設の点検を目的に、洪水前に異常を速やかに把握するために行う台風時期前の1回と、出水期後の定期点検のために行う1回の年2回を基本として、山間部を流れる河川などを除き、毎年度実施している。また、しゅんせつについては、年1回の点検により状況を把握し、川の断面を大きく阻害している箇所について撤去している。平成30年度は、鴨川など6河川で実施した。維持修繕については、雑草刈払いやしゅんせつのほか、点検で把握した護岸など河川管理施設の損傷箇所の応急修繕や、河道内樹木の伐採などを実施している。

秋山委員

河川監視カメラについては、1分ごとに1枚静止画を撮影し、5分ごとに県ホームページを更新しているとの説明であった。水害を把握する上で、その更新間隔で問題はないと考えてよいのか。

参事兼河川砂防課長

県内河川の洪水時の水位上昇は、約10分で数センチという傾向にある。その傾向を捉えるには、現在の撮影及び更新間隔で十分であると考えている。

塩野委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書382ページの「歳出」の第8款の第3項の第1目の「河川砂防課」の1の「(3) 排水機場等施設管理費」及び「(4) 排水機場等維持修繕費」には、樋門や樋管に関するものも含まれているのか。また、平成30年度の修繕の内容はどうなっているのか。
- 2 行政報告書274ページの(10)の「イ 建設現場における労働環境の改善」について、一斉休工などを行ったとある。週休2日制については、今年度からモデル工事に着手すると聞いているが、平成30年度 of 取組が今年度の取組につながっていくものと思う。そこで、労働環境の改善に向けた事業について、平成30年度に実施した事業の効果はどのようなものであったのか。

参事兼河川砂防課長

- 1 樋管や樋門も含まれている。定期点検や臨時点検、洪水前点検を実施している。また、老朽化した部品については、長寿命化計画に基づき、修繕を実施している。

建設管理課長

- 2 土曜日県内一斉休工、いわゆるハッピーサタデーについては、平成30年7月から11月までに5回実施したものであり、9割を超える現場で休工することができた。また、さいたま市を含む48市町が賛同し、取り組んでいただいた。重層下請改善工事については、アンケート調査において、法定福利費等を含んだ適切な請負契約となったとの回答があり、下請企業からも一定の評価を得ている。

塩野委員

水門や樋管、樋門については、操作を市町村に移管しているケースが多いと思うが、老朽化により更新が必要な施設も見受けられる。県が対応していく必要があると考えるが、長寿命化を図るだけでなく、更新すべきは積極的に更新する方針で臨んでいるのか。

委員長

答弁は平成30年度決算の範囲で行うようお願いする。

参事兼河川砂防課長

長寿命化計画に基づく部品の交換をはじめ、必要に応じて機能アップも含めて更新を実施している。単純な更新だけではない。

塩野委員

平成30年度において、例えば、ハイブリット型の樋管等の新工法を採用するなど、積極的に新技術を導入した修繕の実績はあるのか。

参事兼河川砂防課長

実績はない。

梅澤委員

- 1 加須幸手線のバイパスの平成30年度の用地交渉について、さいたま栗橋線との交差点付近の遊技場との交渉状況はどうなっているのか。また、その先の行田県土整備事務所管内においても農家との用地交渉がうまくいっていないと聞かすが、どういった対策を行ってきたのか。
- 2 植栽の維持管理が追い付いていない事例をよく目にする。歩道整備において、植栽をどのように位置付けるか、平成30年度に検討を行ったのか。また、どのような方向性を持っているのか。
- 3 平成30年度から始まった3か年の緊急対策の中で、河川の中の土砂撤去や樹木の伐採を実施したと聞いているが、具体的にはどこの河川で実施し、その効果はどうであったのか。

道路街路課長

- 1 平成30年度において、久喜市内のさいたま栗橋線から西側の店舗については用地交渉が難航しており、予算を付けていない。また、加須市内の加須幸手線バイパスは、用地買収率が約半分になっているが、用地の確定測量ができていない地権者がいる。この地権者からは、排水と道路ができた時の騒音対策の要望があるため、事務所職員と地権者が面会し、状況の打開に向け調整を進めている。

道路環境課長

- 2 歩道整備事業では植栽は設置しないが、街中での街路事業などで設置することがある。平成30年度に植栽の位置付けを改めて検討したことはない。植栽の在り方については、残してほしいという方がいる一方で、不要だとの声もあることから、課題であると認識しており、今後検討していく。

参事兼河川砂防課長

- 3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の中で、河川内の樹木伐採・土砂撤去を実施していくこととし、県内では、51河川63か所で実施する予定である。平成30年度においては、芝川など60か所で実施している。効果については、検証の途中である。

武内委員

職員体制については給与費とも関連があるが、事業費が増加している一方で、資料34「県土整備部の職員体制」のとおり職員が減っている。平成27年度から平成30年度まで予算額が約143億円増えている一方で、職員が23人減っている。平成30年度については、予算額33億円の増に対し、地域機関の技術職員が11人減っているのはなぜか。また、技術職員1人当たりの事業費は幾らなのか。さらに、全国でのその比較データはあるのか。

県土整備政策課長

平成30年度に大きく人数が減った理由は、公園業務について都市整備部に事務を移管したことによるものである。また、技術職員1人当たりの事業費データはない。

武内委員

平成30年度以外の年度にも減っている理由はそれぞれあると思うが、今の人員規模で適正に事業が遂行できるのか疑問がある。どのように考えているのか。

県土整備政策課長

県土整備部としては、組織についてはなるべく充実した方が良いと考えている。しかし、ITの活用など効率的に仕事ができる部分もあるので、そうした方法も含めて、今の体制で適正に行っていると承知している。

武内委員

事務職員の業務については、ITの活用などで対応できる部分もあるが、技術職員の業務については、事業費が増えれば現場も増えることになり、負担は非常に大きくなると考える。部長の認識を伺う。

県土整備部長

昨今、現場の職員の声を聞くと、内業を行い発注もしなければならず、外に行く回数が減りつつあるという声もある。なるべく内業が効率的にできるように、ベテラン職員と若手職員を組ませてノウハウを若い職員に伝授するなどの努力を行っている。今回の災害対応などを踏まえると、人手は非常に重要だと考えている。県土整備部とすれば、人員はもう少しいることが望ましい。しかし、本県全体の状況を考えると、様々な部局で人員が必要という状況もある中で、現場にいる職員が切磋琢磨し、一生懸命頑張っているというのが現状である。そうした現場の職員を、温かい目で見ただけであればありがたいと考えている。

渡辺委員

行政報告書267ページの「(6)水防情報システムの整備」について、河川監視カメラの画像配信のホームページにアクセスが集中した場合、市町村も閲覧できなくなるのか。それとも優先的に閲覧できる仕組みが何かあるのか。

参事兼河川砂防課長

水防情報システムには、一般向けのページとは別に管理用のページがあり、市町村は管理用ページで画像や水位情報を閲覧できるようになっている。

醍醐委員

行政報告書274ページの(10)の「ア 公共工事の計画的な執行」及び資料33「県土整備部発注公共工事 不調・不落について」について、不調・不落による年度内未契約の工事があるが、どのような状況になっているのか。

建設管理課長

平成30年度については、79件の入札不調・不落が発生している。早期に事業効果を発現するには、入札の不調・不落を縮減することが重要であり、様々な取組を行っている。まず、降雨等による不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期設定を行っている。さらに、企業の受注意欲を高めることも重要であるため、「難工事」指定を行い、当該工事の施工実績をその後の総合評価方式で加点評価する取組も行っている。

醍醐委員

不調・不落の縮減に向けた取組は評価するが、年度内未契約の工事については、どのように考えているのか。

建設管理課長

不調・不落の要因については、適正工期が確保できないことや、技術者の不足によるところが大きいと考えている。

【説明者】

小池要子環境部長、安藤宏環境部副部長、田中淑子環境部副部長、
佐藤卓史環境政策課長、松井明彦温暖化対策課長、石塚智弘エネルギー環境課長、
堀口郁子大気環境課長、酒井辰夫水環境課長、山井毅産業廃棄物指導課長、
河原塚啓史資源循環推進課長、島田厚みどり自然課長

【発言】

渡辺委員

- 1 行政報告書117ページの「5 川の再生」について、アユが棲める河川水質の割合が、策定時から現在までほぼ横ばいであるが、その理由は何か。また、どのように対策しているのか。
- 2 行政報告書123ページの「(2) 微小粒子状物質(PM2.5)の汚染実態の把握及び削減対策の実施」について、PM2.5の発生源は何か。また、PM2.5の環境基準達成率が初めて100パーセントとなった理由は何か。
- 3 行政報告書129ページの「(4) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、3S運動優秀事例3社の取組はどのようなものか。また、優秀な事例を業界に浸透させる方策はどのようなものか。
- 4 行政報告書133ページの「(4) 校庭などの芝生化」について、平成30年度に9園の園庭と10校の校庭を芝生化しているが、具体的な場所はどこになるのか。また、緑にふれあう環境を整備するための芝生化に当たって、これらの園庭・校庭が選定された基準はどのようなものか。

水環境課長

- 1 アユが棲める水質とは、BOD1リットル当たり3ミリグラム以下を言うが、雨水など様々な影響を受ける。短期的に見ると横ばいであるが、長期的に見る必要がある。平成の初めはBOD1リットル当たり4ミリグラムであったが、現在は1リットル当たり2ミリグラムとなっており、水質は着実に改善している。生活排水が全て処理されれば1リットル当たり1ミリグラムになると推定されるので、生活排水処理率100パーセントに向けて努力していく。

大気環境課長

- 2 PM2.5の発生源は、工場・事業場や自動車など多様である。平成30年度は、大気汚染防止法や条例に基づき、ばい煙発生施設など1,808施設を立入検査し、排出ガスの基準遵守状況を確認した。また、ディーゼル車規制や次世代自動車の普及を推進した。これらの対策を続けた結果、窒素酸化物などの原因物質の排出量が削減され、達成率100パーセントとなったものと考えている。

産業廃棄物指導課長

- 3 3S運動は3つのS、スマイル・セイケツ・スタイルであり、産業廃棄物業界のステージアップを図る取組である。平成30年度的最優秀賞は、次の3社である。スマイル賞は、東武商事株式会社が受賞した。自社独自の3S運動のポスターや笑顔で全

員でのお客様の見送りといった取組が評価された。セイケツ賞は、所沢市の株式会社タカヤマが受賞した。毎日の清掃活動やロードサポートへの参加といった取組が評価された。スタイル賞は、吉川市の新和環境株式会社が受賞した。建物の屋根にルーフファンを取り付けたり、蓄電池を設置して分散型電源として利用するといった取組が評価された。3S運動には平成28年度から取り組んでいるが、業界内への浸透策として、環境産業振興協会主催の講習会やホームページでの紹介のほか、冊子を作成するなどして周知を図っている。

みどり自然課長

4 園庭9園の内訳は、さいたま市が2件、草加市、八潮市、上尾市、戸田市、富士見市、所沢市及び上里町が1件ずつであった。また、校庭10件の内訳は、さいたま市、春日部市及び深谷市が2件ずつ、鴻巣市、本庄市、久喜市及び上里町が1件ずつであった。補助の決定に当たっては、申請書に添付された調書や現地調査により、芝生の生育に適した日当たりの確保の状況や散水用の水栓の配置などを調査し、芝生が継続して育成し、維持管理ができる環境であることを確認している。

渡辺委員

PM2.5の発生源は国内に限定されるのか。国外からの流入もあるのか。

大気環境課長

国外からの越境汚染については国が調査しており、東北アジアを起源とするものが日本に及んでいると聞いている。国内の発生源対策については、効果が出ていることから、今後も引き続き行っていく。

山根委員

- 1 行政報告書135ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」及び「(2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援」について、生活排水処理率は現在どれくらいなのか。また、合併処理浄化槽の整備に関する広報はどのように行っているのか。さらに、保守点検や清掃などの維持管理が義務付けられているが、その広報についてはどうなっているのか。あわせて、その効果をどのように認識しているのか。
- 2 川の国応援団への資材提供については、どのようなものが多いのか。

水環境課長

- 1 生活排水処理率は現在92.2パーセントである。整備や維持管理については、市町村広報や建築確認申請時のチラシ広報を行っている。広報の効果は、まだ受検率が低いことから課題があると考えている。そこで、清掃・保守点検・法定検査を一つの契約で行える一括契約制度の普及を図るため、シルバー人材センターが戸別訪問を実施して啓発を行っている。
- 2 軍手、ゴミ袋、環境学習で使う水質分析キットなどを提供している。

山根委員

毎年、キャップやTシャツのデザインの変更等を行い、団体に喜ばれるものを提供してはどうか。

水環境課長

団体の声を聴いて、帽子や上着など希望の多いものを提供している。

逢澤委員

- 1 行政報告書120ページの「(4) 事業活動における省エネルギー対策の促進」について、省エネナビゲーターやエネルギーマネジメント専門業者を中小企業へ70件派遣したとあるが、どのような提案が行われたのか。また、診断を受けた企業は具体的にはどのような取組を行っているのか。
- 2 長期かつ低利である環境みらい資金の融資を行ったとあるが、融資として多いのはどのような案件か。また、省エネの実現に加えて、企業にとって良い効果を生み出した事例や企業の声など、県が把握しているものはあるのか。
- 3 行政報告書124ページの(4)の「ア ディーゼル車運行規制の実施」について、405台に指導を行ったとあるが、県内車の入替えなどは進んだのか。また、県外車はどうなっているのか。

温暖化対策課長

- 1 省エネナビゲーターによる診断は、ヒアリング・目視を中心に比較的簡易な診断を行うものである。一方、エネルギーマネジメント専門業者による診断は、データ分析を根拠に精度の高い診断・提案を行うものである。費用をかけずに取り組める運用改善提案としては、空調温度の適正化やフィルター清掃などがある。投資を伴う提案としては、照明のLED化、空調・ボイラーの高効率タイプへの更新などがある。省エネ診断の提案に対して実際に取り組まれた対策として、空調温度の適正化、空調機フィルターの清掃などがある。投資の提案に対しては、県のCO₂排出削減の補助制度や融資を活用し、LED照明への交換、空調設備の更新、生産設備の高効率化などを行った例がある。
- 2 平成30年度に融資を行った主な設備は、LED照明・空調の更新や工場の生産設備などである。融資により、高効率な生産設備に更新したある中小企業からは、「省エネのほか、製造原価の圧縮、加工時間の短縮、納期短縮が実現した。また、従業員の残業削減効果もあった」との声が寄せられている。ほかには、廃業を検討していた中小企業が、融資により生産設備の更新を決断し、後継者に事業承継することにつながった例もある。

大気環境課長

- 3 車両の入替えや廃車に加え、規制値を満たすような装置の装着により、対応が確実に進んでいる。県外車については、このほか、県内を運行しないという対応方法もある。

秋山委員

- 1 行政報告書119ページの「(2) 燃料電池自動車等の普及促進」について、県内に水素ステーションは何か所あるのか。
- 2 公用車として率先導入した燃料電池自動車について、平成30年度末現在の公用車の次世代自動車導入状況はどのくらいか。
- 3 行政報告書119ページの「(3) 目標設定型排出量取引制度の実施」について、CO₂排出量を28パーセント削減したとのことだが、平成30年度はどのようなことに

力を入れて取り組んだのか。

- 4 資料13「煤煙・粉塵発生工場・事業場への立入検査数及び行政措置件数の推移」について、ばい煙・粉じんに係る立入検査数が毎年変動しているが、立入検査の対象をどのように決めているのか。また、平成30年度の粉じん関係行政措置件数2件については、どのような効果が出ているのか。
- 5 資料17「有機化合物や重金属などによる地下水汚染の現状」について伺う。地下水汚染について、どのような対策と処置がなされたのか。
- 6 資料27「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田飛行場周辺の騒音調査結果」の2ページの「航空機騒音の測定結果」について、平成30年度に基準値を超えている地点が2か所あるが、どこに対してどのような改善を求めたか。
- 7 行政報告書138ページの「(5)大規模開発事業における生態系の保全」について伺う。太陽光発電施設について、平成30年度に環境影響評価を実施した実績はあるのか。
- 8 資料24「森林・原野の滅失面積の推移」について、平成29年度から平成30年度にかけて原野が264ヘクタールも滅失しているが、その理由は何か。また、滅失による影響はどのようなものか。

エネルギー環境課長

- 1 水素ステーションは、平成30年度末で県内に8か所ある。今年11月に1か所完成し、9か所となった。さらに、今年度末までにもう1か所整備される予定があり、今年度末には10か所になる予定である。

大気環境課長

- 2 公用車の更新時には、次世代自動車など環境に配慮した自動車を優先的に配置する方針に従い、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の導入を進めている。平成30年度末で、全公用車の28パーセントに当たる375台の次世代自動車を導入した。
- 4 ばい煙発生施設では、ボイラーや廃棄物焼却炉などに、粉じんでは石綿の除去工事などに立入検査を実施している。県内の大気環境状況及び周辺への影響などを考慮し、立入検査対象を選定している。平成30年度の行政措置は2件とも、不適切な石綿除去工事に対し、法律を順守するよう行政指導を行ったものである。1件は、一部の外壁に石綿の含有が認められたが、届出をせずに除去工事を行ったものである。もう1件は、事前調査が不十分で、解体工事中に石綿が確認されたものである。共に改善がなされている。

温暖化対策課長

- 3 目標設定型排出量取引制度の平成28年度の削減実績は、全体で28パーセントと目標を大きく上回っている状況である。これは、対象事業所が設備更新や運用改善などの削減対策に努力いただいた賜物であると考えている。一方、目標削減率に達しなかった事業者が全体の約25パーセントとなっている。このため、第2削減計画期間での削減目標の達成ができるよう、専門家が事業所を訪問して省エネの余地や省エネ対策の提案を無料で行う省エネ診断と、CO₂排出削減のための設備導入補助事業を、中小企業を対象事業者向けに平成30年度に新設した。平成30年度は、削減に苦慮している事業所を中心に訪問し、CO₂削減指導やアドバイスを行った。これに加え、

無料の省エネ診断や、CO₂排出削減のための設備導入補助事業により、事業者の省エネ・省CO₂の取組を支援した。また、他の事業所の取組を把握したいという需要が多いことから、省エネなどの優良事例について対象事業所向けのセミナーで紹介し、取組の参考にしていただいた。なお、最新値である平成29年度の結果がまとまったため、令和元年11月8日に公表した。平成29年度も平成28年度と同様、全体で28パーセントの削減となっている。対象事業所に引き続き、計画的に省エネなどのCO₂排出削減の取組をしていただいている結果と考えている。

水環境課長

- 5 汚染が見つかった井戸の周辺住民に、井戸水を飲用しないようチラシを配布するとともに、周辺に原因となる事業所がないか、汚染の拡散がないかなどの調査を行った。その結果、ひ素については自然由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については農業の施肥によるものが原因であると考えられる。また、鉛については原因が究明できなかった。今後は、継続的に汚染井戸のモニタリングを行い、濃度変動などがいないか監視していく。
- 6 今年8月に埼玉県基地対策協議会を通じて、住宅に対する防音工事の拡充、航空機事故の再発防止、安全飛行及び基地の安全管理等を防衛省や環境省など9機関へ要望した。これに対して防衛省から、周辺住民の方々の負担軽減、安全の徹底と事故の再発防止、情報提供に努めてまいりたいとの回答があった。

環境政策課長

- 7 太陽光発電施設について、平成30年度に環境影響評価を実施した実績はない。

みどり自然課長

- 8 原野の面積は、市町村の固定資産税の課税の状況から把握している。平成29年度から平成30年度にかけ、原野の面積が264ヘクタール減少しているが、市町村ごとの内訳をみると、秩父市が約250ヘクタール減少している。秩父市に状況を確認したところ、大規模に原野が滅失したということではなく、現在、大滝地区において国土調査を実施しており、国土調査の成果に基づき、順次、課税の見直しを行っているとのことであった。秩父市では原野の課税面積は減少しているが、一方で森林の課税面積は増加しているということで、緑地の減少の影響はないものと考えている。

千葉委員

- 1 行政報告書135ページの「(1) 合併処理浄化槽の整備促進」について、先ほどの答弁によると生活排水処理率は92.2パーセントとのことだが、単年度の伸びはどうか。
- 2 行政報告書131ページの(2)の「イ みどりのトラスト運動」について伺う。緑のトラスト保全地について、定期的な巡視・美化活動、除草、下草刈りなどを行っているとのことだが、誰が行っているのか。

水環境課長

- 1 平成29年度は91.7パーセントであり、平成30年度にかけて0.5パーセントの伸びとなっている。

みどり自然課長

- 2 トラスト保全地の管理については、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会に委託しており、トラスト協会に所属するボランティアスタッフが日常の維持管理を行っている。

千葉委員

令和7年度に生活排水処理率を100パーセントにする目標からすると、単年度の伸びは1.2パーセント程度あるのだらうと思っていた。実際の伸びの0.5パーセントに合わせて目標を見直すよう、平成30年度に検討を行ったのか。

水環境課長

平成30年度は検討を行っていないが、今年度から見直しに着手している。

柿沼委員

- 1 行政報告書135ページの「(2)川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援」について、川底の汚泥や雑草の処理はどのように行っているのか。
- 2 行政報告書136ページの「(3)侵略的外来生物の計画的防除」について、桜などに寄生して、樹木を衰弱や枯死させてしまうクビアカツヤカミキリの県内発生状況と対応はどうなっているのか。
- 3 ムクドリ被害防止対策はどうなっているのか。

水環境課長

- 1 汚泥や雑草の処理は河川管理者の権限で行われているが、水の中の植物については、水質が浄化されたり魚の隠れ家になるように植栽を行ったと聞いている。

みどり自然課長

- 2 本県では、平成25年度に国内2例目として、草加市で初めて被害を確認し、今年9月末までに12市町で被害を確認している。市町が中心となり、成虫の捕殺や被害のあった木への殺虫剤の注入などの対策を行っている。県では、市町村に対し、情報提供や注意喚起の通知を行っている。さらに、今年8月末までに延べ30回44か所で市町と連携して現地調査を行い、環境科学国際センターを中心に、市町に対して防除に係る技術的助言を行った。
- 3 被害対策は市町村が所管しているが、状況に応じて、ムクドリが危険を感じた際の鳴き声を流したり、ねぐらとなっている木に照明を当てるなどの対策を行っている。また、県と市町村による都市鳥対策会議を毎年度開催しており、各市町村との情報共有や鳥獣保護管理員によるムクドリの生態に関する講義等を実施するなど、情報交換しながら対策を進めている。

柿沼委員

- 1 平成30年度に植栽したのはどのような植物なのか。ヨシやアシも入っているのか。
- 2 ムクドリ対策の効果は上がっているのか。ムクドリが対策に慣れてしまっているように見えるが、今の対策を継続していくのか。

水環境課長

- 1 みどりと川の再生は平成20年度から行っており、ヨシやアシ、ガマの穂、ミクリなど地元の意見を聴いた上で、地域に適したものを選んで植栽したと聞いている。

みどり自然課長

- 2 ムクドリ対策については、各市町村も非常に苦労しているところである。各市町村で事例を交換するなどして対応している。2、3年おきに開催するとしていた都市鳥対策会議については、市町村の要望を踏まえ、今年度から毎年度開催とするなど、今後も市町村との連携を強化していく。対策については、一時的には追い払いの効果があるが、ムクドリが別の市町村に移動してねぐらとするなど、いたちごっことなる面もある。繰り返しにならないように対策を行っていききたい。

武内委員

行政報告書129ページの「(4) 産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップに対する支援」について、この事業の目的は何か。また、事業の目標年度は何年度なのか。さらに、検討会メンバーに大学や研究機関を参加させないのか。あわせて、県が直接、予算をかけて支援事業を実施する理由は何か。記載されている検討会では、将来的な太陽光パネルの大量廃棄の問題を見据え、安全で効率的な処理方法の技術研究を行っていると思うが、そうであれば、県が協議会等を立ち上げて情報共有したり、経産省の新技術開発の補助金や文科省の技術研究に対する補助金等を活用した方が効率的ではないのか。

産業廃棄物指導課長

事業の目的は、大量発生する太陽光パネルの適正処理・リサイクルを推進すること、家庭用の設置が多い本県の特徴に対応した処理方法を検討すること、県内の処理業者が有利となるよう他県に先んじて処理体制を確立することの3点である。目標年度について、現在の破碎実験等の実証自体は残り3年程度であり、その中で成果を得たいと考えている。検討会では、協会に加盟する県内の処理業者と情報共有を行うとともに、リサイクルの技術開発に取り組んでいる。大学は参加していないが、研究機関として環境科学国際センターの研究員が検討に参加している。現在、国では、メガソーラーを想定した処理方法や費用担保の検討を行っているが、技術的な検討は民間任せになっている部分がある。また、東京都では有識者が参加する検討会を行っており、処理技術だけでなく有用金属の回収方法やリユースの検討も行っている。本県においても、地域の課題を解決する方策を、自治体として検討して取り組んでいく必要があると考えている。

武内委員

新技術の開発ということであれば、民間主導というか、民間が自身で行っていく必要があると考える。県が関わることで開発が促進されるのならよいが、県の役割をもう少し考えるべきではないのか。先ほどの答弁で3つの目的が示されたが、今後、どのように進展していくのかイメージがつかめない。改めて聞くが、どう考えているのか。

産業廃棄物指導課長

様々な課題がある中で、県の役割については各自治体によって状況が異なると思うが、国や他の自治体の動向を見ながら、委員の御指摘も踏まえ、より良い結果が得られるよ

う、この事業の方向性を検討していく。

細田委員

行政報告書に記載がないが、異常水質事故について、平成30年度予算において、AIやドローン、GISを活用できないか検討した事業があったと思う。どのように事業を行ったのか。委託したのであれば委託先はどこか。また、その結果はどうであったのか。

水環境課長

日本電気株式会社に委託して行った。水質やカメラのデータなどをAIを用いて活用し、水質事故対応の迅速化と原因究明ができないか、導入可能性を調査したものである。その結果、技術的には可能であるが、導入するには開発期間が4年、初期費用として1億3,000万円、維持管理費に1,300万円との試算が出たため、費用対効果を考慮して導入は難しいと判断した。

細田委員

他部局では見切り発車でAIを導入し、稼働率が低い状況もある中で、少し時間を置くとしたのは良い判断であった。(意見)

平松委員

- 1 行政報告書130ページの「4 みどりの保全と再生」について伺う。既存の緑地の保全と現況について、どのように評価しているのか。また、定量的に把握できるものであることから、取組の成果について捕捉するためにも、具体的な保全の目標設定が必要と思うが、どのように考えているのか。
- 2 資料29「県内の自然エネルギーの活用状況について」について、県有施設における太陽光発電の状況はどのようになっているのか。また、資料に記載されたもの以外の自然エネルギーの活用について、検討状況はどのようになっているのか。

みどり自然課長

- 1 県では、特別緑地保全地区、緑のトラスト保全地、緑の公有地化、ふるさとの緑の景観地などの取組を通じて、平成30年度末の時点で545.9ヘクタールを保全している。これらの面積については、埼玉県環境基本条例に基づき、環境の保全などを総合的・計画的に推進するために策定した「埼玉県環境基本計画」において、「緑の保全面積」として目標を設定している。目標は、平成27年度末の531ヘクタールから、令和元年度末までに557ヘクタールの保全を図る設定にしている。

エネルギー環境課長

- 2 平成30年度末で146施設、容量にして9156.4キロワットである。快晴日数日本一の本県としては、太陽光発電が最もポテンシャルが高い。ほかに地中熱エネルギーも比較的ポテンシャルが高いため、環境科学国際センターと共に研究を進めている。地中熱利用は費用が高額となるため、実証試験の結果を踏まえ、民間での普及拡大が進むよう検討していきたい。

平松委員

質疑の趣旨が伝わっていないと思う。緑地の創出等も含めて先ほどの数値になると思うが、既存の緑地の保全についてはどのような状況なのかを伺ったものである。

みどり自然課長

県としては、先ほど御説明したような制度で取り組んでいる。市町村においても、市町村が公有地化したり、市民緑地などの手法で保全していると考えている。県としては、そうした市町村の取組と連動して、例えば特別緑地保全地区の制度を活用するなど、今後も平地林の保全を進めていきたいと考えている。

平松委員

伺ったのは、今ある緑地、例えば雑木林などの保全についてである。先ほどの説明の数値は、環境基本計画の数値であり、531ヘクタールから557ヘクタールへと増加しているものである。既存の緑地である雑木林などは、基本的に保全されていくものであるが、相続などにより減少していく可能性がある。それを抑止するためには、究極的には公有地化する手段しかないものである。身近な緑の創出など、様々な結果を総合すれば環境基本計画の増加していく数値になるのかもしれないが、既存の緑地は減ることはあっても増えることはまずないものである。こうした既存の緑地の保全について、どのような目標設定を行い、どのように目標管理しているのかを伺う趣旨の質疑である。

みどり自然課長

説明不足であった。先ほど御説明した環境基本計画の目標数値は、緑の保全に限った数値である。創出については別になる。保全の例としては、県と市町村で公有地化していく緑のトラスト保全地があり、これまで71.9ヘクタールを保全している。そのほかには、特別緑地保全地区の指定では45.3ヘクタールなどがある。こうした平地林の保全を積み上げた結果の数値が、平成30年度末の545.9ヘクタールである。さらに、令和3年度末までに、557ヘクタールを目標として、既存の緑地の保全を市町村と連携して図っていくものである。

平松委員

既存緑地の中で保全が成功しているものが説明の数値の緑地と理解したが、その理解では違うようなので、後は個別に執行部に伺う。質疑を終える。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書151ページの「歳出」の第2款の第4項の第2目の「温暖化対策課」の1の(2)の「ア 先導的ヒートアイランド対策住宅街モデル事業費」について、事業の具体的な内容とその効果はどうなっているのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書155ページの「歳出」の第2款の第4項の第4目の「水環境課」の1の「(8) 綾瀬川・中川水質改善費」について、ワースト5脱却のためだと思うが、綾瀬川と中川のために組まれた当該事業は、どのような内容で実施したのか。

温暖化対策課長

- 1 駐車場の保水性インターロッキング舗装、植物の生育に効果がある土壌改良、中高

木の植栽といった対策に対して補助を行った。平成30年度事業の効果検証として、気温などの測定を行い、測定結果の分析を行った。過年度事業の効果検証の結果は、ヒートアイランド学会や住まいづくり協議会において周知・PRしている。事業者が、他の住宅街の開発において同様の取組を行う動きもある。

水環境課長

2 流域市町村や国機関を含めた協議会を設置している。水質汚濁の原因は生活排水が最も大きいことから、住民が関心を示すよう、軽易な排水対策グッズと共にチラシを配布するなど啓発を行っている。また、下水道が整備済みでも接続していない家庭が多く、接続を促すために、浄化槽を雨水貯留槽に転換する補助なども実施している。

橋詰委員

1 事業箇所が1か所であるが、ほかに広げる検討は行ったのか。
2 グッズの配布などの啓発を行っているとのことだが、400万円という予算が適正なのか、増額を図るべきなのか判然としない。協議会は、この地域の市町村だけなのか、他の市町村も含めたものなのか。

温暖化対策課長

1 本事業における補助は、平成28年度から平成30年度の3か年度にわたり、それぞれ1事業者の計3事業者に対して実施した。3事業を契機に、民間レベルで取組を広げてもらうことを想定している。民間事業者においても、事業者間での情報交換を行いながら、住宅におけるヒートアイランド対策の取組が広がってきていると認識している。

水環境課長

2 協議会には流域の24市町の環境担当と下水道担当課に参加いただいている。下水道接続の促進や合併浄化槽への転換を進めていきたい。

【説明者】

岩中督病院事業管理者、小野寺亘病院局長、星永進循環器・呼吸器病センター病院長、坂本裕彦がんセンター病院長、小川潔小児医療センター病院長、長尾真理子精神医療センター病院長、小松原誠経営管理課長、鈴木康之循環器・呼吸器病センター事務局長、関根章雄がんセンター事務局長、加藤孝之小児医療センター事務局長

【発言】

逢澤委員

- 1 決算書3ページの「(2) 資本的収入及び支出」の「支出」について、平成30年度の企業債償還額が約43億5,000万円であるが、償還金のピークはいつ頃になるのか。またその金額は幾らか。
- 2 資料5-4「常勤医師・看護師の採用・異動・退職の状況」について伺う。医師・看護師の確保について、平成28年度及び平成29年度は採用が退職を上回っているが、平成30年度は採用の方が少ない。また採用数も平成28年度及び平成29年度より減少している。理由は何か。

経営管理課長

- 1 令和3年度がピークである。約46億円を見込んでいる。
- 2 医師については、ローテーションの関係で転職が多い。看護師については、退職者数が見込みより多かった。今後、採用者数を増やすことで対応していきたい。

秋山委員

- 1 資料5-2「職員の定数、現員及び充足率」について、医師不足の現状は非常に厳しい状況にあるが、平成30年度の医師及び看護師不足による困難な状況は、どのようなものであったのか。
- 2 資料5-4「常勤医師・看護師の採用・異動・退職の状況」について、退職の主な理由の中で転職が一番多いが、転職する理由は何か。また、退職を食い止めるため、平成30年度にどのような努力を行ってきたのか。さらに、課題は何か。
- 3 資料7-1「医師・看護師の勤務状況、勤務形態及び勤務実績」について、医師・看護師のうち、最も多い人はどれくらいの時間外勤務を行っているのか。
- 4 資料14「県立4病院の医療事故等の件数」について、平成30年度は、医療事故のアクシデント件数が増えている。がんセンターに多いように思うが、その原因は何か。また、平成30年度はどのような対策を取ったのか。
- 5 資料15「小児医療センター利用者の要望」について、施設・設備・駐車場に関するものが多い状況にある。具体的にはどのような要望なのか。また、駐車場の入庫までの待ち時間が長いと認識しているが、平成30年度はどの程度改善されたのか。
- 6 県立4病院で収益を増やす努力をどのように行ったのか、また、支出を減らす努力をどのように行ったのか。

経営管理課長

- 1 医師について、個々の診療科で見ると、麻酔科医のように全国的にも不足し確保が難しい診療科があり、県立病院でも欠員が生じている。このような場合には、外部から応援医師を頼むなどの体制を整えることにより、支障が生じないように努めている。また、循環器・呼吸器病センターについては、地理的な要因もあり、医師の採用が困難となっている。昨年度は、病院長をはじめとして大学医局を回った結果、本年度から埼玉医科大学より脳神経外科医を派遣してもらえるようになるなど、徐々にではあるが医師の欠員解消ができています。看護師については、提出した資料の作成時点が年度末ということもあり、充足率が97.7パーセントとなっているが、年度途中で欠員が生じた際は、追加の採用試験を実施するほか、現場で育児休業代替職員の確保に努めることで、支障が生じないように努めている。
- 2 医師の配置については、大学医局によるローテーションという、医師の専門性を高めるための人事異動の仕組みがある。通常、他の病院へ転出した場合は、その後任について、他の医師を派遣してもらっている。看護師の転職については、本人のキャリア形成の中で、転職が希望されている。県立病院は専門病院であるため、がん治療や精神療法などの専門性を追求しているが、看護師の中には、特定の専門領域に限らず、総合病院などで幅広く看護をしたいと考える方がいる。その都度、看護部長や看護師長と面談を行い、本人が転職の判断をしている。一方、県立病院としても、転職する方を少なくしたいと考えており、認定看護師の資格取得を考えている方には費用の一部を助成し、育児等による退職を防止するため、院内保育を整備するなどの取組を行っている。
- 3 平成30年度において、医師で最も多い時間外勤務を行った職員は、循環器・呼吸器病センターの心臓外科医の年間1,960時間である。平成29年度の後半から、心臓外科手術に定評のある医療チームに来てもらい、手術件数が増えている。手術には長時間を要するものがあり、術後管理を含めると、多くの時間がかかっている。医師の時間外については、現在厚生労働省において上限設定について議論が行われている。特に救急医療を提供する病院については、2024年度から、時間外勤務の上限を年間1,860時間に設定する方向で検討されている。それに向けて医師の時間外勤務を管理していきたいと考えている。看護師で最も多い時間外勤務を行った職員は、がんセンターの看護師長の年間789時間である。病棟管理が忙しい中、感染管理の仕事も行っているため、時間外勤務が多くなっている。病棟の看護師長は時間外勤務が多い傾向にあるため、看護管理を補助する看護副師長などの確保に努めることで、負担を軽減していきたいと考えている。
- 4 がんセンターのアクシデントの内容を見ると、レベル2と言われる、アクシデントとしては軽度で、念のために検査を行うようなものが増えている。平成29年度から医療安全管理者が変わり、アクシデントについても報告を促し、対策を立てていくこととしたので件数が増えたと認識している。アクシデントの結果を開催している医療安全管理委員会で報告し、マニュアルを改訂して対応している。
- 6 県立病院としての役割を果たすために、例えば循環器・呼吸器病センターでは先ほど御説明した腎・透析センターを開設し、平成30年度から本格稼働したことで延べ2,570人の方に治療を行った。また、がんセンターにおいては、地域の医療機関から患者紹介を受けることが大事であるので、コンサルタントを活用するなどして、医師・看護師が地域医療機関を回る等の取組を行い、患者さんに来ていただけるように努力している。小児医療センターにおいては、土曜日に診療を行う等の取組により、患者の確保に努めている。

小児医療センター病院長

- 5 要望は施設・設備に関するものが54件、駐車場に関するものが24件寄せられた。具体的には、「家族待合室のモニターにテレビが映るようにしてほしい」、「院内における携帯電話の電波環境を改善してほしい」、「おむつ交換台を設置してほしい」、「コインランドリーを設置してほしい」、「コインロッカーを設置してほしい」、「自動販売機を病棟に設置してほしい」などがあった。要望にはできる限り対応するよう努めているが、コインランドリーの設置については、水回りの構造変更が必要となるため、現時点では対応できていない。また、自動販売機の設置については、飲み物の糖分が床に付着するなど衛生面で問題があるため、対応は考えていない。駐車場に関しては、待ち時間、車両の誘導方法、料金に関する要望が寄せられた。待ち時間の要望については、平成29年度は20件あったが平成30年度は3件まで減少している。車両の誘導方法については、入庫待ちがない場合は誘導路を通ることなく直接入庫できないかといったような要望が寄せられた。駐車料金については、外来患者が100円で面会が300円となっているが、面会が割高だという内容の要望も寄せられている。病院としては、患者さんを最優先に考えた料金設定と認識している。入庫待ち時間については、年に4回調査を実施しており、9月に行った調査では待ち時間は30分程度となっているほか、今年3月に実施した患者満足度調査では、入庫待ち時間30分未満が174件、30分から60分が33件、60分を超えたものが1件あったが、おおむね30分以内で入庫が可能な状態となっている。病院到着から入庫までに要する平均時間は、平成29年度が16分だったのに対し、平成30年度は9分まで大幅に改善している。駐車場には320台分の駐車スペースがあり、現状最大175台まで受け入れており、駐車場が不足することはないが、待ち時間が長くなる場合がある。平成29年度に待ち時間が長くなった原因としては、駐車場管理の委託業者が不慣れであったことも影響しているが、現在は業務の質も向上し待ち時間は改善している。そのほか、混雑する夏休みは、さいたま日赤や民間の駐車場を借りるなどの対策を講じている。

精神医療センター病院長

- 6 収益向上について補足する。精神医療センターでは、全職員、病院一丸となって経営改善に取り組んでいる。毎朝、全ての部門の代表者が参加してスタートアップミーティングを行っており、各病棟における現状や課題を情報共有し、効率的なベッドコントロールを実施している。また、経営改善の取組のために毎月、多職種全てが参加する経営改善戦略会議を実施し、全ての参加者に発言を求めるという工夫を行っている。

山根委員

- 1 決算事業報告書34ページの(3)の「イ 費用決算額の構成比率比較」について、循環器・呼吸器病センターの医業収支比率が平成29年度比で6.0ポイント改善した要因は何か。
- 2 決算事業報告書37ページの「1 事業概要」及び同39ページの「(2) 事業収入に関する事項」について、がんセンターの病床利用率が平成29年度比で0.6ポイント減少しているのに対し、入院収益が約2億6,000万円増加している理由は何か。

循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医業収益については、入院・外来延患者が増加したことに加え、入院患者1人当たりの単価が増加したこと、具体的には、前年度に比較して入院では7,329円、外来で

は1,793円増加したことにより、8億9,439万円の増加となっている。また、患者が増加すると、それに対して診療材料費や薬剤費がかかるが、その増加分が少なく抑えられたことにより、トータルで6.0ポイント改善した結果につながっている。経営改善に対する補足であるが、循環器・呼吸器病センターでは、各診療科の医師が各地域に出向き、「いきいき健康塾」を月に1回から2回程度開催している。そこでいろいろな病気に関する啓発活動を行い、気になる症状があった場合の受診につなげている。また、各市町村と契約を結び、肺がん検診・大腸がん検診を行っている。脳神経センター開設により脳外科の医師が充足したため、脳ドックも開始した。金額としては高くはないが、少しずつ経営改善につながっていると考える。さらに、病院局主体で全職員を対象とした勉強会を開催し、各職員の病院経営への参加意識を高めている。

がんセンター病院長

2 がんセンターでは、平成26年度からDPCを導入しており、診療報酬が包括的に評価されるシステムとなっている。これは、全国的に導入されているシステムであり、入院期間の平均値を境として、それを超えると診療報酬が1日当たり安くなっていくというものである。つまり、早くに患者さんに退院してもらうことによって収益の密度が上がるということである。がんセンターもその努力をしており、平均在院日数は短くなった。結果として、病床利用率に直結する延べ患者数は減っているが、一方で患者数自体は増加しているため、入院収益の増加につながっている。また、更に患者数を増やすために、昨年度からがんの集いの開催地を増やすなど、がんセンターを知らない人にも高いレベルの医療を周知していく努力を行っている。

橋詰委員

- 1 決算事業報告書1ページの(1)の「ウ 経営状況」について、一般会計からの繰入金の前年度と比べて約33億円増加しているが、その理由は何か。
- 2 決算事業報告書49ページの「1 事業概要」について、県立4病院の中で精神医療センターのみ、前年度と比べて病床利用率が上昇しているが、その要因は何か。また、アルコール依存症の治療や若者などの専門の児童思春期精神科の状況はどうなっているのか。
- 3 精神医療センターで行っているセカンドオピニオン外来の件数は、何件あったのか。

経営管理課長

- 1 小児医療センターがさいたま新都心に移転した際に、重症系の病床数が増加したことに伴い、不採算医療の部分が増加したことを主な要因として、繰入れが増加したものである。繰入れについては、総務省の定める繰入基準に基づいて行っている。

精神医療センター病院長

2 経営改善については、様々な会議等をもって取り組んでいる。また、平成28年度から平成30年度にかけては、和式トイレを洋式トイレに、4人部屋を2人部屋に改修するなど療養環境整備を行ってきた。なお、平成30年度に病床利用率が増えた一つの要因としては、裁判所が入院患者を決定する医療観察法病棟の病床利用率が平成29年度は83.1パーセントであったが、平成30年度は95.9パーセントに上昇したこともあり、全体の病床利用率がアップしたと分析している。依存症については、当センターは日本全国でも数少ない薬物依存症も治療している病院ということで、そのような治

療を求めている方に来ていただいている。しかし、内訳を見ると、やはり、アルコール依存症の患者が多いという傾向にあり、外来も入院も6割程度はアルコール依存症の患者で、2、3割程度が覚せい剤、残りのパーセンテージがそのほかの依存症というようになっている。児童思春期病棟は、常にほぼ病床利用率が100パーセントに近い状況になっている。

- 3 セカンドオピニオン外来については、県立病院としては平成28年から始めている。平成28年当初は4件、その後、まだ数件ずつではあるが件数を増やして、現状は7件から8件である。

橋詰委員

- 1 一般会計からの繰入金については、赤字補てんではないということでのよいのか。
- 2 アルコール依存症の治療が多いということだが、退院後などその後のケア等の取組としては、どのようなものがあるのか。

経営管理課長

- 1 総務省の定める繰入基準に基づき、能率的な経営を行っても病院の収入をもって充てることが困難な経費については、繰入金を充てるという仕組みになっているため、繰入金は赤字補てんではなく、制度に基づいたものと認識している。その結果、18億円の損失が発生しているため、その点については経営努力して収支均衡に努めたいと考えている。

精神医療センター病院長

- 2 依存症の治療は、入院治療や外来治療だけで終わるものではないため、社会復帰施設とは緊密な連携を取っている。国の施策の下、都道府県に依存症治療拠点機関を置く必要があることになっており、平成30年度より、埼玉県とさいたま市から当センターがその指定を受けている。その指定においては、県全体の中で社会復帰施設との連携を深めること、教育や普及に努力することが盛り込まれているので、引き続き行っていきたい。

武内委員

- 1 小児医療センターの駐車場については、1年間で幾らの駐車場収入があるのか。また、駐車場の利用料金は低額になっていると思われるが、利用状況や公共交通機関との兼ね合いから、適正な料金設定について検討したことはあるのか。
- 2 決算事業報告書8ページから11ページの「(1)重要契約の要旨」の「ア 委託・賃借」について伺う。各病院において、中央監視業務委託の長期継続契約を締結しているが、その契約期間は何年になっているのか。また、がんセンターと精神医療センターでは、上期と下期に分けて契約しているが、その理由は何か。さらに、精神医療センターでは、上期と下期で別の業者との契約になっているが、これはどういうことなのか。

小児医療センター病院長

- 1 病院が岩槻に所在していたときは、駐車料金を徴収していなかった。さいたま新都心に移ってから駐車場を有料化したのは、病院利用者以外の利用を制限する必要があったことと、極力、公共交通機関を利用するように呼び掛けているため、有料の交通機関を利用している方との公平性を確保するという考え方に基づくものである。

小児医療センター事務局長

- 1 予算上は1日150台の利用を想定し、年間で1,500万円の収入を見込んでいる。

がんセンター事務局長

- 2 契約期間は一年であり、長期継続契約となっているのは、年度をまたぐためである。
10月で契約が切れ、新たな契約を10月から結んだことから、上期及び下期という記載となっている。

精神医療センター事務局長

- 2 がんセンター同様、契約が10月開始で翌9月に終了する一年間の長期継続契約である。上期と下期のそれぞれにおいて一般競争入札を行っており、落札業者が変わったということである。

【説明者】

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、武澤安彦危機管理課長、
鶴見恒消防防災課長、鈴木郁夫化学保安課長、普家俊哉危機管理課危機対策幹

【発言】

千葉委員

- 1 行政報告書101ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」について伺う。
自主防災組織の資機材整備等の補助の実績について、どのような補助を行ったのか。
停電対策として発電機を追加したとあるが、その他に停電に対する対策を実施したのか。
- 2 行政報告書110ページの「(4) 消防広域化の推進」について、県内を7ブロックとすることを目標としているが、その理由は何か。また、消防広域化の取組に対し、財政支援は実施しているのか。
- 3 行政報告書111ページの「(6) 消防団の活性化」について、消防団員数が減少している原因は何か。また、学生団員の活動の内容はどのようなものか。

危機管理課長

- 1 資機材整備等補助は、自主防災組織の組織率の向上を目指し、自主防災組織の組織化を支援するために、市町村が自主防災組織に資機材の補助をした場合に、県が市町村に補助する制度である。基本的には、新たに自主防災組織を設立した場合が対象である。ただし、発電機については、新設に限らず既存の自主防災組織が整備した場合も対象としている。新設の場合は上限10万円、既存の自主防災組織が発電機を整備した場合は5万円を上限としている。平成30年度実績は、合計95組織に対して516万4,000円を補助した。発電機については、停電対策として平成30年度から開始されたもので68組織に補助した。発電機の内訳は、ガソリン37台、ガス28台、ソーラー発電機等12台で新設331万7,000円のうち一部が発電機である。そのほかに、既存資機材への補助で184万7,000円となっている。新設については、補助の上限が10万円で頭打ちとなるので、正式な補助対象経費は算出するのは困難である。推計値であるが、新設団体への補助331万7,000円、41団体中14団体が発電機を整備しており、2分の1補助として算定すると、56万6,000円となる。あくまで推計値であるが、既存団体の184万7,000円と合わせて68団体241万3,000円となる。

消防防災課長

- 2 将来にわたって盤石な消防力を確保するため、政令市程度の規模を基準とし、地理的特性などを踏まえて7ブロックとした。この市町村の組合せについては、平成20年度の計画策定時以降検討を続けているものであり、平成30年度の改定に当たって、各消防本部にアンケートを実施した結果でも、7ブロックとの意見が多かった。消防広域化に対する財政支援は全消防本部に対してではなく、これまで消防広域化に取り組んだ3地域に対して実施した。1つは、ふるさと創造資金で、平成24年度に埼玉東部消防組合消防局及び埼玉西部消防局、平成27年度に草加八潮消防局へ交付して

いる。もう1つは、広域化に関する協議会への事務的経費の補助で、平成22年度に埼玉東部消防組合消防局及び埼玉西部消防局、平成25年度に草加八潮消防局に交付している。

- 3 消防団員数は全国的に低下している。原因としては、就業構造の変化によりサラリーマンが増えたことに伴い、日中地域にいない人が増えていることや、若年者人口の減少、地縁の希薄化などがあり、入団者が減少している。学生であっても、他の団員と同様の基本団員であれば日常訓練、火災時等の災害活動を行っている。機能別団員として活動範囲を限定している消防団では、大規模災害時における避難所支援、平常時は救命講習や火災予防等の啓発などを行っている。

水村委員

- 1 行政報告書101ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」について、イツモ防災の考え方を県民に伝える講師を養成したとある。累計544人が研修を受講しているが、受講者はどのような活動をしているのか。また、例えば、家具の固定率が上がってきているなど、目に見えた成果はあるのか。
- 2 行政報告書102ページの「(4) 地域防災計画に基づく事業の推進」について、県内主要7駅に設置した帰宅困難者対策協議会において、災害時の役割分担の検討や各種訓練を実施したと記載があるが、具体的にはどのような検討が行われたのか。また、どのような課題があると認識しているのか。さらに、訓練の具体的な内容はどのようなものか。
- 3 行政報告書108ページの「(1) 国民保護の推進」について、国の基本方針が変わり、平成30年12月に県の国民保護計画が変更されたと記載されている。主に6点の変更があり、避難行動の住民への周知や情報伝達手段の多重化など、平時からの対応が必要と考えるが、具体的にはどのように取り組んでいるのか。

危機管理課長

- 1 イツモ防災講座及びイツモ防災啓発イベントの講師やインストラクターとして活動している。イツモ防災講座は、自主防災組織等を対象に講義形式で説明する際の講師として活動している。イツモ防災啓発イベントは、防災に関心がない方を対象に、いろいろなイベントの中でブースを出展し、家具転倒防止のワークショップやクイズ形式で親しみやすい形で防災を理解していただくというものであり、インストラクターにはその中で活動していただいている。平成30年度の実績として、イツモ防災講座は382回、イツモ防災啓発イベントは36回実施した。成果として、3つの自助の取組である、家具の固定、水・食料の備蓄、災害用伝言サービスの利用の直近の結果として、家具の固定率が約65パーセント、水の備蓄が約50パーセント、災害用伝言サービスの利用体験は約19パーセントとなっている。この数字は、県政サポーターアンケート調査に基づくため、県政に比較的関心が高い方が対象であり、数字は多少バイアスがあると考えられるが、一定の成果を上げていると捉えている。今後も講師を通じて、防災の行動につながるように県民にしっかりと働き掛けを行いたい。
- 3 県の国民保護計画の変更については、周知を進めているところである。例えば、事案が起きた場合、Jアラートなど様々な情報伝達手段がある。弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるように、県のホームページで漫画や動画を活用した周知を図っている。市町村に対しては、ホームページや広報紙での周知をお願いしている。また、Jアラートの全国一斉伝達試験を年4回行うことでも、県民の

関心を高めていきたい。

消防防災課長

2 課題については、例えば、外国人への対応がある。さいたま市では、駅周辺の一時滞在施設マップを多言語化した。また、今年度は、外国人にも参加してもらい実動訓練を実施予定である。また、九都県市共通の課題でもあるが、一斉帰宅を抑制する必要がある、これについて複数の協議会でチラシを作成し、駅などに設置している。また、協議会構成メンバー間で緊急時の連絡手段を確保することも重要なので、検討を行っている。訓練については、大きく分けて2つの訓練を実施している。1つ目は実動訓練で、帰宅困難者を駅から一時滞在施設に安全に誘導し、一時滞在施設を開設運営するまでの訓練である。2つ目は情報伝達訓練で、市町村、一時滞在施設、鉄道事業者等の間で、帰宅困難者の発生状況や一時滞在施設への誘導状況、一時滞在施設の開設状況等の情報を正確かつ迅速に伝達する訓練である。昨年度は、5つの協議会で訓練を実施しているが、実動訓練を2協議会、情報伝達訓練を3協議会で実施した。今年度は7つの協議会で訓練を実施予定である。実動訓練を3協議会、情報伝達訓練を2協議会、訓練方法未定が2協議会である。

水村委員

国民保護の関係について、情報伝達手段の多重化や避難施設の確保は日頃から対策が必要かと思うが、具体的にはどのように取り組んでいるのか。

危機管理課長

情報伝達手段の多重化について、Jアラートと連動している手段として一番多いのは防災無線があり、ほかには情報メールが挙げられる。これらにより、市町村から住民の方へ周知しているところである。また、国のホームページで避難施設リストが閲覧できるようになっているとともに、県のホームページでも周知を図っている。

細田委員

- 1 行政報告書102ページの「(3) 防災学習センターの管理運営」について、リニューアルにより開館以来最高の7万人の来館者となったとあるが、それでも700万人県民の1パーセント程度である。県民のどのくらいの割合に来館してもらいたい等の目標設定はあるのか。また、防災学習センターの所在地が鴻巣市である関係で、来館が困難な地域もあると思う。主に小学校がメインターゲットだと思うが、来館者の地域偏在をどのように考え、広報を行ったのか。
- 2 歳入歳出決算事項別明細書説明調書129ページの「歳出」の第2款の第8項の第2目の「消防防災課」の2の「(2) 事故繰越し」の「ア 防災ヘリコプター運航管理費」について、「(ア) 試験飛行中の部品落下事故により、その対応に不測の日数を要したため」とあるが、どのような事故だったのか。また、運航への影響はあったのか。

危機管理課長

- 1 リニューアル工事を行う前の平成28年度5万8,519人と比較しても、2割以上増えている。県民の人口と比較すると1パーセントは少ないという指摘もあるが、これまでの利用実績を踏まえると相当頑張った数字と理解している。7万人を目標に掲げて7万人を達成した。まずは7万人をしっかりと維持するよう努力したい。小学

生の社会科見学の利用が多いので、市町村の教育委員会等に継続できるよう働き掛けていきたい。利用状況については、団体利用は申込みがあるので把握できているが、個人利用については把握できていない。団体利用では、鴻巣市、上尾市、熊谷市、行田市、久喜市などの近隣地域の利用が多い。また、離れていても川口市などはほとんどの小学校が来ている。教育委員会の利用状況の影響によるものとする。全体的に距離が離れている南西部や西部地域の利用が少ない状況と考えている。防災学習センターでは、来館が少ない地域を中心に市町村や市町村教育委員会に積極的に働き掛けをしている。県内全域への広報として、県内の全小学生に対してチラシを2回配布した。この効果もあり、7万人が達成できたと考えている。

消防防災課長

- 2 事故の内容は、平成31年3月8日・金曜日に、ヘリテレカメラの改造工事に伴う試験飛行中のあらかわ3号機から、窓枠パネルが落下したものである。窓枠パネルは長辺78センチメートル、短辺60センチメートル、重量2キログラムの亚克力製で、水田に落下したため、人的・物的被害はなかった。原因は、機体の管理を行っている本田航空株式会社が、平成30年10月30日に窓枠パネルを交換した際に、定められた手順と異なる作業を行ったこと、メーカー指定の接着剤を使用していなかったことによるものである。運行への影響については、通常でも、ヘリコプターは年1回の検査が義務付けられており、3か月程度の運休期間が生じている。あらかわ3号機が運航不能となり、あらかわ2号機及び4号機の2機で運航するに当たっては、少なくとも1機は運航できるようメンテナンスの時期を調整して対応している。

渡辺委員

- 1 行政報告書106ページの「(2) 防災ヘリコプターの運航」について、先ほど説明のあった事故以外に重大なインシデントは発生していないか。
- 2 行政報告書108ページの「(2) 国民保護訓練の実施」について、実動訓練と図上訓練は、それぞれどのような成果があったのか。また、今年度はどのような訓練を実施するのか。

消防防災課長

- 1 ボルトの緩みなど運航上発生する小さな不具合はあるが、インシデントは発生していない。

危機管理課長

- 2 平成30年度の実動訓練については、ラグビーワールドカップを見据えて、熊谷スポーツ文化公園で実施した。関係機関の連携強化や爆発物・化学剤事案への対応強化を目指して実施した。訓練に至るまでの調整や、現場活動を通じた情報共有によって顔の見える関係の構築ができたと考えている。図上訓練については、消防や警察、市町村が一堂に会した検討会方式で行った。現地調整所での活動内容や調整事項について情報共有ができ、現実に即した様々な課題を検討することで、顔の見える関係を構築できたことが大きな成果と捉えている。なお、今年度の実動訓練は、10月30日に予定していたが、台風第19号の対応で、消防、警察、自衛隊等の関係機関と協議の上、今回は実施を見送った。なお、予定では埼玉スタジアムでオリンピックを見据えて実施する計画だった。また、図上訓練は、ラグビーワールドカップ直前の7月に、

熊谷ラグビー場での事案対応を念頭に関係機関と実施した。

平松委員

- 1 行政報告書101ページの「(1) 減災に向けた自助と共助の推進」について、自主防災組織に対して、研修・訓練に当たり講師を派遣したとある。平成30年度の活動実態に関する調査結果等を見ると、自主防災組織ごとに取組にばらつきがある。この点についてどのような見解を持って取り組んでいるのか。また、どのように対策を行ったのか。
- 2 行政報告書102ページの「(4) 地域防災計画に基づく事業の推進」について、県内7主要駅で協議会を設置して帰宅困難者対策に取り組んでおり、協議会の取組は重要であると考えている。7駅以外にも帰宅困難者の発生が予想されるが、7駅以外には、どのように協議会の設置について働き掛けを行うのか。
- 3 資料20「県の防災資機材の備蓄状況」について、防災拠点校の一覧の中に、浸水想定区域内に所在する県立学校が記載されている。施設はどのように選定しているのか。また、改善には教育局との調整が必要と思われるが、どのように考えているのか。

危機管理課長

- 1 自主防災組織の活動状況を確認するため、毎年度アンケート調査を行っている。調査結果によると、何らかの形で防災活動を行っている自主防災組織が85パーセント、訓練を行っていない、あるいは無回答が2割弱となっている。評価は難しいが、この数字を見ると一定の割合で活動を行っていると考えられる。ただし、このアンケートの回収率は7割強であり、多少のバイアスが掛かっていると考えている。自主防災組織の活動の活性化は重要であり、引き続き講師の派遣を行う。自主防災組織の活性化は継続的に取り組む大きな課題であるが、その指導育成は市町村が前面に立つべきものなので、市町村と意見交換をしながらしっかり進めていきたい。

消防防災課長

- 2 本県では、駅周辺の帰宅困難者対策を県内市町村に広めていくため、駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立・運営のためのマニュアルを平成26年11月に策定した。その後、市町村防災担当課長会議の場を通じて設立の働き掛けを行っている。その結果、現在7駅において協議会が設立されているが、今後も協議会の設立について市町村に働き掛けていきたい。
- 3 防災拠点校の選定を行っている教育局に確認したところ、地盤や施設が古くなっていないかということなどを考慮して選定したとのことだった。状況が変わっている可能性もあるので、地域防災計画見直しの際には教育局と連携して検討していきたい。

逢澤委員

行政報告書103ページの(5)の「ア 平成30年度7月豪雨」について、被災地に派遣された職員は、これまでに経験したことがないようなことを経験している。帰ってきた職員の声を聴いて、県の防災施策に反映させた事例はあるのか。

消防防災課長

平成30年7月豪雨では物資拠点の運営支援を行った。国から大量の物資がプッシュ型で送られてくる中で、在庫管理や配布がスムーズに行えるよう、保管や仕分けスペー

スと配布場所を明確に分ける業務を行った。これが非常にうまくいった。こういったことは本県でも生かせるものであり、研修会で発表し、事例集への掲載等を行った。また、今回の台風第19号対応においても、県の危機管理防災センターに自衛隊の方々がかなりの人数来て情報を収集し、現地に出動するよう必要に応じて指示を出していた。このようなパイプ役を担う情報収集要員が必要であり、本県でも取り入れている。台風第15号の千葉県支援において、本県は県内市町村と共に千葉県富津市に応援に入ったが、本県危機管理防災部の職員を連絡員として派遣し、情報収集を行った上で応援隊を送った。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書128ページの「歳出」の第2款の第8項の第2目の「消防防災課」の1の「(2) 災害用対策用物資備蓄費」について伺う。昨年度も改善又は検討を要する事項として発言しているが、備蓄物資の内容について見直しを行っているのか。例えば、新しく加わった物資はあるのか。
- 2 行政報告書111ページの「(6) 消防団の活性化」について、平成30年度当初予算に「若者を中心とした消防団加入促進PR事業費」を約300万円計上しているが、具体的な事業内容はどうなっているのか。
- 3 行政報告書114ページの「(6) いつでもどこでも炊出訓練応援隊」について、登録団体数が横ばいである。どのような形で拡大を図ったのか、また、どのような対策や取組を行ったのか。

消防防災課長

- 1 平成30年7月豪雨で、本県から岡山県に派遣した職員から、浸水害の被災地で砂や泥を掻き出すにはスコップではなく、「鋤簾（じょれん）」という「くわ」を小さくしたような道具が有効であるという情報があったので、今年度予算で購入する予定である。液体ミルクについては、消費期間が短いことから、備蓄するのが困難な品目であるため、流通業者と協力して流通備蓄という手法で対応できないか検討している。段ボールベッドは湿気等で傷むため備蓄にはなじまない。県では、平成28年度に東日本段ボール工業組合と協定を締結し、災害時に調達できる体制を整えている。
- 2 学生消防団員の研修会で災害図上演習、いわゆるDIG、避難所運営ゲーム、いわゆるHUGなどの図上訓練を行った。地域を越えた学生消防団員同士の横のつながりを作って情報交換をしてもらったのが効果的であった。また、PRチラシの作成を行った。

化学保安課長

- 3 炊出訓練応援隊は、LPガスボンベや米を提供することにより、後は水と野菜があれば炊出しができるようにする応援の仕組みである。応援団体のメインは、LPガスの団体及びJAであり、県内全てのLPガス協会の支部とJAに応援隊として登録いただいていることから、県内全域が網羅されている状態である。内容的には、十分に充実されている状態にある。一方で、応援隊の活用の件数が増えていないので、積極的にPRしたい。

橋詰委員

- 1 液体ミルクを備蓄していないことは了解した。粉ミルクについては、市町村と協議

して対応していると思うが、備蓄しているのか。

- 2 学生消防団について、SNSを利用したPRは行ったのか。
- 3 避難者には、冷たい食事ばかりでなく、温かい食事も提供できるとよいと考える。パッククッキングのような、ビニールとガスとお湯があれば、どんな食事もできるというもの全国的に災害対応の中で広がっているが、そういう取組も行っているのか。

消防防災課長

- 1 粉ミルクについては、流通備蓄により、約500キログラム備蓄している。
- 2 投稿数は多くないが開始している。

化学保安課長

- 3 平成30年度は実施していないが、平成29年度は、応援隊を活用した行田市内での訓練において、パック式の非常用炊飯袋を用いた炊出しが行われ、その様子を県ホームページで紹介している。

塩野委員

- 1 行政報告書103ページの(5)の「ア 平成30年度7月豪雨」について、岡山県倉敷市への人的支援を踏まえ、事例集の作成や受援計画の見直しを行ったとの説明であったが、地域防災計画自体の見直しにつながるような知見は得られたのか。あるいは見直しを検討したのか。
- 2 先日の保健医療部の決算審査において、救急医療の体制整備について質問したが、その時に関連して救急搬送時間を聞いたところ、昨年度は全体で43.8分であったとの説明があった。焦点となるのは、重症の傷病者の搬送時間が医療機関側の努力によって短縮しているかである。そうしたデータはあるのか。

消防防災課長

- 1 倉敷市への職員派遣では、本県が応援を受けるようになった場合、県としてどう動く必要があるかという部分で非常に勉強になった。今回の台風第19号でもそうだったが、各市町村がどう動こうとしているのかが非常に分かりにくい。危機管理防災センターにいただけでは情報が入ってこない。システムに情報を入力してもらうことも行っているが、各市町村の災害対策本部がどういう方向で動くのかということも含めて情報がないと、次にどう動くべきなのかが分からない。他県から応援を受けるときには、県も市町村に連絡員を派遣して情報を収集していく必要があることがよく分かった。こうした体制の見直しなど、地域防災計画を見直す際には他県で学んだことを生かしていきたい。
- 2 重症の傷病者の現場滞在時間については横ばいであり、はっきりと短くなっているとは言えない。平成26年度に保健医療部が救急医療システムを導入したことに伴い、全救急隊にタブレット端末が導入された。これにより、医療機関の受入先を確認して搬送先を選べるようになったことで、無駄な病院照会を行わなくて済むようになったが、結果としての効果はまだ出てきていないのが現状である。

塩野委員

- 1 倉敷市へ派遣された職員は、非常に暑い中での避難所運営も実地で経験している。市町村の避難所の在り方や避難者との関わりなど、本県でも生かせるところはあると

思う。先ほどの説明では、時期を待って地域防災計画を見直すと考えているように感じたが、しっかりとした知見が得られた時点で、即座に地域防災計画に反映させることが必要ではないのか。

- 2 救急搬送について、保健医療部の決算審査では、119番してから病院に運ばれるまでの時間の平均が、重症、中等症、軽症も含めて43.8分との説明であった。重症で40分を超える状況はかなり危機的であると思う。保健医療部では、軽症は長くなる傾向があるとの回答であった。しかし、様々な事業も進めており、受入れ困難事案では、特定の病院が受け入れる体制を整えているとのことであった。しかし、重症の場合の平均搬送時間は分からなかった。少なくとも危機管理防災部では把握している必要があると考えるが、データはないのか。特に、緊急性の高い重症者の救急搬送時間の平均が分からないのは疑問であり、統計の取り方を見直すべきと考える。

消防防災課長

- 1 地域防災計画は今年度見直す予定であったが、今回の台風第19号の対応で大幅に作業が遅れている。台風第19号の対応で学んだ多くの知見も反映させる必要があることを踏まえると、正直、厳しい状況である。
- 2 重症の平均搬送時間のデータはないようである。

危機管理防災部長

重症の平均搬送時間のデータはない。

秋山委員

- 1 行政報告書105ページの「(1) トップフォーラムの開催」について、トップフォーラムはいつから開催しているのか。また、平成30年度における市町村長の参加者数や、実施の効果はどうなっているのか。
- 2 資料14「避難行動要支援者名簿の作成状況と活用状況について」について、各市町村における要支援者の避難支援の方法などを記載した個別計画を、全て作成している市町村は19である一方、一部作成済み又は未作成の市町村は44であり、大部分が作成できていない状況であるが、どのような助言や指導を行っているのか。
- 3 資料11「防災費、その構成比及びそのうちの震災対策費の決算額の推移」について、震災対策費の決算額は年度間でかなりのばらつきがあり、平成30年度は直近の5年度間で最も低い額となっているが、その理由は何か。
- 4 資料19「平成30年度 住民の防災訓練等の参加状況」について、全体として参加率が低い中、日高市は39.1パーセントと高い。こうした訓練の内容は把握しているのか。また、他の市町村にどのように広めているのか。
- 5 資料20「県の防災資機材の備蓄状況」のうち「県備蓄物資一覧」について、どのような規程で種類や量を決めているのか。また、先ほど説明があった流通備蓄という用語の意味は何か。
- 6 資料23「県有建築物の耐震状況の推移（平成20年度～30年度）」について、「耐震性が十分でない建物」が平成30年度に1つ残されているが、この建物は何か。
- 7 行政報告書110ページの「(4) 消防広域化の推進」について、消防広域化の7ブロック分けは人口規模を基準にしているとのことだが、管轄面積が大きいブロックがある。現場に駆け付ける時間などは考慮しているのか。
- 8 資料12「消防車両並びに消防職員の充足率（速報値）」を見ると、職員数が充足率

100パーセントを超えているのは、27団体中2団体のみである。また、救急車や指揮車の充足率は団体によって差が大きくなっている。これらの充足率を、それぞれどのように100パーセントに近づけていくのか。さらに、平成30年度はどのような努力を行ってきたのか。

危機管理課長

- 1 トップフォーラムは平成21年度から開催しており、今年度で8回目となる。平成30年度は55市町村が出席した。うち市町村長が28名、トップを直接補佐する立場である副市町村長が8名である。参加した市町村長からは「現場で苦労された体験談は非常に参考になった」、「常日頃から危機意識を持つことが重要であると感じた」とのアンケートの回答があった。この時は遠野市長から講演を頂いたが、被災地の生の声は参考になるとの高い評価を得られたと認識しており、災害対応への理解を深める一助になったと考えている。
- 3 震災対策費は様々な項目が入っているので、年度ごとのばらつきが大きい。平成29年度に防災学習センターの大規模リニューアル工事を行い、経費が5億2,000万円かかった。また、非常用都市ガス発電設備経費が2億9,000万円かかった。これらの工事は平成29年度で完了しているため、その分が減少している。
- 6 県有建築物で1か所残っている建物は朝霞警察署である。今年の8月に建替え工事が完了し、全て耐震化された。

消防防災課長

- 2 名簿や個別計画の作成を行う市町村では、総合的な方針を担う防災部局、自力避難が困難な高齢者や障害者等に関わる福祉部局のほか、住民基本台帳や個人情報保護を所管する市民生活部局などの連携が重要である。県では、危機管理防災部は全体計画や名簿の策定支援を行い、福祉部は個別計画の作成支援を行うと役割を分担している。障害者の方などの個々の事情を把握しているのは福祉部局であるため、福祉部に個別計画の作成についてしっかりと対応してもらっている。その上で、両部局で協力しながら研修や会議の開催など市町村支援に当たっている。高齢者福祉課では、7月から8月に未策定の5市を訪問し、早期作成について改めて働き掛けを行っている。また、作成への課題等について意見交換を実施するなどの取組を実施している。
- 4 日高市では、各地区の自治会長が、避難時に配慮が必要な人がいる家を全て訪問し安否確認を行う訓練を行っている。このように住民を巻き込んだ訓練を実施している市町村は参加率が高くなる傾向がある。また、県では、市町村が実施した防災訓練の内容や事例をまとめ、市町村防災担当主幹課長会議において紹介している。
- 5 東京湾北部地震が発生した場合の最大避難者数5万4,180人を基準とし、県と市町村で食糧と生活必需品を、それぞれ1.5日分、合計3日分を備蓄している。また、県内主要駅の周辺で発生する帰宅困難者向けの備蓄も行っている。流通備蓄とは、契約により、流通業者が、県が必要とする量を備蓄しておくことである。
- 7 消防広域化のブロックについては、人口だけではなく地理的要因や生活圈、消防本部間の従前からのつながりなども考慮し、消防本部の理解を得て計画を策定している。
- 8 消防職員や消防車両の充足率は、国の「消防力の整備指針」からの指標で、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものである。管内の人口や建物数、危険物施設の数等の地域の実情を考慮して人員や台数を算出し、その数に対する実際の職員数や車両台数の比率が充足率である。充足率は、各消防本部における職員、資機材等の

整備を行うための目標値であり、県としては消防車両や施設を整備する際の国の補助金申請事務など、各消防本部の消防力充実のための支援を行っている。また、消防の広域化による本部機能の統合等の効率化による人員の確保、財政規模の拡大に伴う資機材の整備が充足率の向上、消防力の充実・強化につながるものであることから、消防広域化推進計画に基づき、広域化の取組を進めている。

秋山委員

- 1 消防広域化について、文化や歴史、つながりということではなく、駆け付ける広さについて考慮されていないように思えるが、どういう考え方に基いているのか。
- 2 現状の各消防本部の充足率について、十分であるのか足りないのか、どのように認識しているのか。

消防防災課長

- 1 消防広域化により、消防本部の規模が大きくなることで、人や車両の配置の効率化が図られる。
- 2 充足率を上げるためにも広域化が必要であると考えている。

武内委員

行政報告書107ページの「(4) 災害オペレーション支援システムの管理・運用」について、平成30年度の新規予算において、災害オペレーションシステムの機能強化として、物資支援情報の共有化、防災力強化のためのAI・IoTの活用、カメラ映像の活用による輸送ルート選定の効率化というものがあった。物資支援情報の共有化について、台風第19号の災害の際にうまく機能し、有用性が具体的にあったのか。また、SNSの情報分析システムの実証実験をするということだったが、その結果はどうなったのか。国との情報共有はこのシステムで行われていると思うが、SNSの情報をこのシステムに取り組んでいくのか。

委員長

執行部においては、平成30年度の決算の範囲内で答弁願う。

消防防災課長

物資支援情報の共有化については、台風第19号では、それほど多くの支援の要請が市町村からあったわけではないので、電話対応で足りてしまった。SNS情報の収集については、図上訓練を今年の1月15日に実施した。その際には通常よりも早く被害状況を把握でき、有用性が高いと認識した。ただし、台風第19号の際にはツイッターに有用な情報があまり多くなかった。国との情報の連携については、今後、更に進めていかなければならない課題であると改めて感じたので、今後の検討事項とさせていただきたい。

武内委員

SNSの実証実験については、図上訓練だけではなく、個人がSNSに上げている情報を収集する仕組みと理解していた。どのような仕組みになっているのか。

消防防災課長

実証実験は、図上訓練だけで行ったものではない。個人が投稿したツイッター情報の中から、有用な情報を高精度で抽出できるシステムを国が作ろうとしている。ただ、なかなか高精度で抽出するのは技術的に難しい。また、投稿内容も様々で、他人の投稿をコピーしているものも多い。正しい情報かどうかを判断する技術は完全ではないので、全てをそのまま活用できるものではないが、災害対応に有用な投稿があることは事実なので、災害対応に生かしていきたい。

【説明者】

高木紳一郎警察本部長、斎藤文彦総務部長、平山毅財務局長、
関田幸春会計課長、渋谷晃警備部長、岩元正一刑事部長、佐伯保忠生活安全部長、
森本敦司警務部長、山本淳地域部長、古賀康弘交通部長、
鈴木久生運転免許本部長、相原浩哉警備部参事官、
伊古田晴正刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、三好幸彦刑事部参事官、
林学生活安全部参事官、奥勝宏総務課長、近藤勝彦監察官室長、岩崎茂警務課長、
南雲芳夫地域部参事官、齋藤正土地域総務課長、結城弘交通部参事官、
風上正樹交通総務課長、高田志保公安第一課長、千種寿代警備課長、北啓二捜査第二課長、
大村正幸刑事総務課長、山田正広生活安全総務課長、上條浩一人身安全対策課長、
會田雄一少年課長、近藤伸子情報管理課長、近藤峰彦通信指令課長、
熊谷嘉弘運転免許課長、市川弘明交通指導課長、永谷邦夫交通規制課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、齋藤健一危機管理課長、
愛敬進組織犯罪対策課長、小柏真薬物銃器対策課長、新井智美保安課長、
山並俊彦生活経済課長、三浦孝一サイバー犯罪対策課長、山崎保之施設課長、
石山隆留置管理課長、竹内浩交通捜査課長

【発言】

渡辺委員

- 1 行政報告書335ページの「(2) 子供・女性の犯罪被害防止活動の推進」について、先制・予防的に警察活動を実施したとあるが、その実施状況はどうなっているのか。
- 2 行政報告書336ページの「(5) 児童虐待対策の実施」について、県警察から児童相談所への通告人員は9,510人であるが、児童虐待に対する県警察の取組と児童虐待防止に向けた関係機関との連携状況はどうなっているのか。

生活安全総務課長

- 1 県警察では、子供・女性を対象とする性犯罪等の未然防止のために、前兆と捉えられる声掛け、つきまとい等について被疑者を特定し、検挙、指導・警告措置を行っている。平成30年中は、921件指導・警告を行っている。前年比で言うと、プラス54件となっている。

少年課長

- 2 児童虐待は、児童の心身に重大な悪影響を及ぼす事案であり、県警察としては、児童相談所との情報共有、援助要請への確実な対応等、関係機関と連携した児童虐待の早期発見と児童の安全確保を最優先とした対応を徹底している。平成29年6月15日に、埼玉県及びさいたま市との間に「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定」を締結し、更なる連携強化を図っている。さらに、現在、県及びさいたま市の各児童相談所から集約した児童虐待に関する情報をファイルサーバで共有している。これにより、児童相談所の過去の取扱い状況を警察本部を經由して確認し、現場における児童の保護など迅速な対応に活用している。また、警察が現場において児童の安全確認を行った結果、通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所、市町

村等の関係機関に過去の取扱状況等について確認を実施し、総合的な判断を実施するとともに、当該児童に関する情報を児童相談所等に提供している。その他として、県福祉部こども安全課とさいたま市児童相談所に警部1名を出向、県が管轄する児童相談所7ヶ所に警察官OB計14人を児童相談専門員として配置し、相互連携を強化している。

松井委員

- 1 行政報告書333ページの「(1) 組織体制の整備」について、オリンピック・パラリンピック対策課を新設したとあるが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、どのように組織体制を整えてきたのか。
- 2 行政報告書333ページの「(3) 施設の整備」について、旧朝霞警察署の跡地利用計画はどうなっているのか。
- 3 行政報告書334ページの「特殊詐欺対策の推進」について、特殊詐欺の被害はどの地域が多いのか。また、その対策はどうなっているのか。

オリンピック・パラリンピック対策課長

- 1 昨年4月、警備部内にオリンピック・パラリンピック対策課を新設した。本年4月には体制を強化し、先日終了したラグビーワールドカップ2019及び来年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた県民の安全安心の確保、大会の安全かつ円滑な運営、テロ対策や交通規制対策等を推進している。

施設課長

- 2 敷地の所有権が国有地、県有地及び市有地で入り組んでいるため、各機関と協議を始めたところであり、今現在の利用計画は決まっていない。

捜査第二課

- 3 近年の特殊詐欺被害の多くは、キャッシュカードや現金等の手交型被害であり、これらの受け子等被疑者は、駅やその周辺のコンビニエンスストア等で指示役からの指示を待つため、交通の利便性の良い地域や商業施設が発達した地域での被害が多くなっている。埼玉県内では、国道16号以南を管轄する21警察署での認知件数の割合が高く、平成30年中は被害全体の約80パーセントを認知している。検挙対策については、受け子等の被疑者が駅周辺で待機する特徴を踏まえ、駅周辺等での不審者に対する先制的な職務質問や、「だまされたふり作戦」による受け子被疑者の現場検挙を推進している。

千葉委員

- 1 行政報告書333ページの「(4) 装備の充実強化」について、近年、交番が襲撃される事案が相次いでいるが、どのような対策をしているのか。
- 2 行政報告書345ページの(7)の「オ 信号機の整備」について、交差点における交通事故防止を図るため、県内に40基の信号機を新たに設置したとあるが、要望箇所はどれくらいあったのか。また、新設した40基の選定理由は何か。

財務局長

- 1 刃物に対する装備資機材は、平成13年6月の殉職事案を受け、胸部及び腹部を防護する防刃衣を緊急整備している。また、平成18年度以降は、脇腹も防護できるものに改良し、現在、街頭活動に従事する警察官全員に配れる分として約9,000着を整備

している。そのほか、防刃手袋、防護楯を整備している。拳銃に対する装備資機材は、防弾帽や防弾衣、防弾楯を整備している。現状としては、必要数を整備しているものと考えているが、装備資機材の種別を含めて、更なる検討を行い装備の充実に努めていきたい。

警務課長

- 1 平成30年6月に富山県の交番で警察官が刺殺され、拳銃を奪われた事件がある。これを受け、対応指導要領について、教養課術科指導班が全交番に巡回指導を行っているところである。これ以外にもあらゆる機会を通じて、どの交番でも起こり得る、隙を見せない緊張感を持った勤務をするよう教養指導を行っている。拳銃の使用については、警察官が襲われることを想定した、ロールプレイング式の映像射撃シュミレーターを使用した訓練を実施している。また、今年度も全交番を対象とした巡回指導を行っている。

地域総務課長

- 1 各交番・駐在所においては、防護盾や刺又等の装備資機材を直ちに取り出せるように配置するとともに、襲撃者が直ちに交番内に入れないようにカウンターなどを設置してレイアウトを変更している。また、定期的に各交番・駐在所では、実際に起きたことを想定した訓練を実施し、襲撃があれば直ちに制圧・逮捕できるように努めている。

交通規制課長

- 2 平成30年度の40基に係る県民からの要望は855件であり、そのうち、警察署から本部へ104件上申されている。なお、要望数は年度単位で統計しているが、例えば、設置の必要性は十分に認められるが、信号柱を建てる場所がなく設置できなかった場所について、設置場所が確保できた場合は、要望年度に関係なく設置する場合がある。信号機の設置については、県民からの要望を受理し、警察庁から示されている全国統一の「信号機設置の指針」に基づいて、設置しようとする場所の交通量や交通事故発生状況、道路形状、道路構造面等を調査・分析し、必要性や緊急性を踏まえて設置している。「信号機設置の指針」は、必要条件と択一条件の2つの条件がある。必要条件は、項目のいずれにも該当する必要があるが、択一条件は、項目のいずれかに該当する必要がある。必要条件は5項目あり、主なものとして、一方通行の場合を除いて、すれ違い可能な車道幅員があること、歩行者が安全に信号待ちできる場所があること、信号柱を建柱する場所があることなどである。択一条件は4項目あり、主なものとして、設置検討前の1年間に人身事故が2件以上発生している、小中学校、養護老人ホーム等の付近で、特に交通の安全を図る必要があるなどである。

橋詰委員

- 1 歳入歳出決算事項別明細書説明調書499ページの「歳出」の第9款の第2項の第1目の「警察本部会計課」の1の(1)の「ツ 効果的な交通指導取締りの推進」の「(ア) 交通法令違反者の検挙」について、38万2,450件検挙したとあるが、平成30年度中における移動式オービスによる取締りの実施回数や取締り件数はどうなっているのか。
- 2 事項別明細書説明調書499ページの「歳出」の第9款の第2項の第1目の「警察本部会計課」の1の「(4) 交通安全施設の整備等」について、信号機の高度化改良に関しては、現在、信号機のLED化を進めていると聞いているが、平成30年度中に何件

整備できたのか。

- 3 行政報告書337ページの「4 サイバー空間の脅威への的確な対処」について、平成30年度の警察官採用試験におけるサイバー犯罪捜査の合格者は0人であるが、必要な人材が確保できているのか。

交通指導課長

- 1 移動式オービスについては、可搬式装置と半可搬式装置の2種類がある。可搬式装置の特徴は、小型で持ち運びが可能であり、少人数、省スペースで運用が可能であるため、幅員の狭い道路をはじめ様々な場所における取締りが可能である。半可搬式装置の特徴は、重量が非常に重いため、強風でも運用が可能であるほか、場所によっては警察官が現場にいなくても設置できるのがメリットで、24時間運用することが可能である。移動式オービスの運用状況は、平成30年中となるが、実施箇所数は104か所、実施回数は164回、取締件数は366件であり、いずれも対前年比で大きく上回っている。

交通規制課長

- 2 平成30年度中の整備状況については、車両用灯器3,288灯、歩行者用灯器400灯の合計3,688灯を整備している。平成30年度末の信号機全体に対する整備割合は、車両用灯器約6万4,000灯のうち約3万7,000灯で58.0パーセント、歩行者用灯器約4万3,000灯のうち約1万9,000灯で43.8パーセントである。

サイバー犯罪対策課長

- 3 平成30年度の採用区分「サイバー犯罪捜査Ⅰ類」の一次試験は10人が受験し、9人が合格したが、6人が二次試験を辞退し、3人が二次試験を受験したものの、残念ながら最終合格者はいなかった。採用区分「サイバー犯罪捜査Ⅰ類」は、情報通信技術に素養のある者を採用し、サイバー捜査の牽引役として体系的に育成する目的で実施している。このほか、民間のIT企業から、専門的で高度な知識を有する人材を、原則1年の任期付きでサイバー犯罪捜査官として採用する制度を、平成29年度から実施しており、平成29年度に1人、平成30年度に1人、本年度は2人を採用している。採用区分「サイバー犯罪捜査Ⅰ類」の対象となる学生については、民間企業の採用意欲も高く、待遇面等から受験生の確保に苦労している状況にあった。そのため、本年度は、情報通信技術に素養のある者が、情報系学科を専攻している短大・専修学校の学生にも多いことに着目し、採用区分「サイバー犯罪捜査Ⅱ類」を新設した。その上で、インターンシップ等積極的な周知活動を実施した結果、サイバー犯罪捜査Ⅰ類では、受験者5人、最終合格者2人、サイバー犯罪捜査Ⅱ類では、受験者18人、最終合格者3人となった。今後も、優秀な人材を確保するため、積極的な採用活動を推進していく。

橋詰委員

- 1 移動式オービスの取締りについて、どのような基準で取締り場所を選定しているのか。
- 2 信号機の設置に頼らない、ラウンドアバウトという安全対策があるが、平成30年度において検討したのか。

交通指導課長

- 1 各警察署と協議し、生活道路や通学路などの取締りの必要性の高い場所や、住民から

の要望を踏まえて選定している。あるいは、実勢速度の高い幹線道路などを中心に取締り場所を選定している。

交通規制課長

- 2 ラウンドアバウトについては、県内で既に4か所の整備を行っている。平成30年度中の整備については、用地の確保等ができなかったことから協議を行っていない。信号機が設置できない場所の代替安全対策として、横断歩道や一時停止の設置、道路標識や道路標示の補修を行うとともに、道路管理者と協力し、交差点改良や減速マークなどの道路表示の設置を行っている。

橋詰委員

現在所持している移動式オービスの台数について伺う。

交通指導課長

可搬式装置、半可搬式装置ともに1台ずつ所持している。

水村委員

- 1 行政報告書338ページの(1)の「エ 暴力団取締り活動の推進」について、暴力団犯罪検挙数が1,770件、834人とあるが、県内の暴力団の現況と暴力団の撲滅に向けた取組はどうなっているのか。
- 2 行政報告書342ページの(1)の「イ 自転車事故抑止対策」について、自転車指導警告カードの交付件数が38万613件とあるが、具体的にどのような違反行為に対して交付したのか。また、その効果はどうであったのか。さらに、自転車利用者のマナー向上のためには、小さい年代からの交通安全教育も重要と考えるが、どのように取り組んだのか。あわせて、その効果はどうであったのか。
- 3 行政報告書345ページの(8)の「イ 運転者の態様に応じた運転者教育の実施」について、認知機能検査の結果、認知症の疑いがあると判断された人はどのくらいいるのか。
- 4 行政報告書345ページの(8)の「ウ 公安委員会の直接実施による運転免許証更新時の認知機能検査及び高齢者講習の更なる拡大」について、公安委員会による認知機能検査や高齢者講習の実施拡大についてはどうなっているのか。
- 5 行政報告書345ページの(8)の「ア 利便性に配慮した運転免許手続の実施」について、運転免許証更新時の認知機能検査を受検した後に高齢者講習を受講した75歳以上の人や、高齢者講習を受講した70歳以上75歳未満の人は、最寄りの警察署で免許更新が受けられたのか。

組織犯罪対策局長

- 1 平成30年末における県内の暴力団構成員等の合計は約1,600人で、ここ数年、横ばい状態である。また、県内では住吉会の構成員等が一番多く、約670人で全体の約41.9パーセントを占めており、次いで六代目山口組、稲川会となっている。警察としては、情報収集活動を強力に推し進め、組織の実態解明を図るとともに、埼玉県暴力団排除条例を効果的に適用するなど、戦略的な取締りを強力に推進している。さらに、官民一体となった暴力団排除対策を徹底するなど、暴力団の撲滅を目指す所存である。

交通指導課長

- 2 自転車指導警告カードは、自転車運転者の交通安全意識の高揚を図るため、交通違反を行った自転車運転者に対して交付するとともに、自転車の安全運転等について指導警告を行っている。平成30年度中の交付件数は、38万613件と前年度と比較して4,805件上回っている。主な違反行為は、多い順に、ライトを点灯した上で走行していない無灯火、2台以上の並進、イヤホーンの使用、交差点で一時停止をしない一時不停止及び携帯電話の使用となっており、これらの違反行為が全体の約82パーセントを占めている。平成30年中の統計数字となるが、自転車が第一当事者となる人身交通事故件数は964件であり、前年と比較して139件の減少、率では12.6パーセント減少しており、指導警告の効果によるものと考えている。

交通総務課長

- 2 小さい年代から自転車に関する交通ルールを学んでもらい、交通安全の習慣化を図ることは、大人になってからの自動車運転にも関わることであり、重要であると認識している。そのため、自転車に一人で乗って外出する機会が多くなる小学4年生を中心に、「子ども自転車運転免許制度」を実施している。また、小学生を対象とした交通安全子供自転車埼玉県大会を開催し、学科テスト、実技テストの競技を通じた交通事故防止を図っている。その上の年代に対しては、以前から私立高校2校において高校生自転車免許制度を実施していたところ、新たに平成30年度からは、さいたま市教育委員会と協力し、さいたま市立の全中学校及び高等学校において、中・高等学校生自転車免許制度を実施し、交通事故防止を図ったところである。その結果、平成30年中の高校生以下の自転車乗用中の死傷者数は1,657人であり、前年と比べると196人の減少、率では10.6パーセント減少している。これは、全年齢の減少率9.5パーセントを上回っており、各種対策の効果が出たものと考えている。また、今年8月に行われた交通安全子供自転車全国大会において、本県代表の本庄東小学校が、埼玉県勢として初の団体優勝と、個人優勝の栄誉に輝いた。これも、子供の自転車の安全利用に対する一つの結果が出たものと考えている。引き続き、関係機関と連携した交通安全対策を推進する。

運転免許課長

- 3 認知機能検査は、年齢75歳以上の高齢運転者が受検対象で、運転免許証の有効期間満了日前6か月以内に受検する更新時認知機能検査と、認知機能が低下した場合に行われやすい18種の違反行為をした際に受検する臨時認知機能検査に分別される。いずれも、検査の結果、記憶力や判断力が低くなっている第1分類と判定された場合、医師の診断書の提出や臨時適性検査の受検などが義務付けられている。平成30年度中に実施した認知機能検査において、第1分類に該当した方は2,630人であり、全体の約2.0パーセントであった。なお、平成29年度中に実施した認知機能検査の第1分類に該当した方は2,122人であり、平成30年度は、平成29年度と比較して508人の増加、率では23.9パーセントの増加であった。
- 4 平成29年3月の改正道路交通法の施行により、運転免許証更新時の認知機能検査と高齢者講習の待ち日数の長期化が常態化したため、受入枠の拡大が喫緊の課題となったことから、平成30年度から取組を強化した。その一つである公安委員会による認知機能検査の拡大実施については、平成29年9月から運転免許センターにおいて公安委員会による認知機能検査を実施し、更に10月からは浦和合同庁舎、12月からは大宮警察署において順次拡大実施し、月間最大1,740人の受入枠を確保した。平成30年

4月から、1日当たり8警察署及び7か所の県市施設を確保するとともに、新たに認知機能検査員30名の配置及び週5日の実施により、月間最大9,000人の受入枠まで拡大した。公安委員会による高齢者講習の拡大実施については、平成29年1月から週1回で公安委員会による高齢者講習を実施していたが、平成29年4月からは週5日を実施し、月間最大480人分の受入枠を確保した。また、平成30年度から、運転免許センターの講習室を増室し、新たに高齢者講習指導員8名を配置、9月から週7日を実施し、これまで月間最大1,320人分まで受入枠を拡大した。本取組により、本県の認知機能検査及び高齢者講習の合計待ち日数は平成29年12月末には174日と長期化したが、平成30年度末には53.9日まで短縮し、改善した。なお、公安委員会が、認知機能検査及び高齢者講習の予約を一元化することで、実施計画を総合的に管理し、受検及び受講の日時や場所を指定して通知するシステムを、令和2年4月から導入する予定である。このシステムの導入により、効率的に予約を管理することで、高齢者講習の実施率について、平成29年度の実施平均74パーセント、15万2,000人の実績に対し、予約率を95パーセントまで向上させ、19万5,000人が受講できる見込みとなっている。今後も高齢運転者の増加が見込まれることから、待ち日数の長期化に伴う受講者の負担を軽減するため、対応を図っていく。

- 5 運転免許証の有効期間満了日前6か月以内に年齢70歳以上の方の受講が義務付けられている高齢者講習を受講していただければ、更新手続については、鴻巣警察署を除く県内の警察署又は運転免許センターのどちらでも受けることができる。よって、運転免許証の有効期間満了日前2か月以内になれば、最寄りの警察署にて運転免許を更新することは可能である。

柿沼委員

- 1 行政報告書338ページ(1)の「ウ 窃盗犯罪に対する捜査活動の推進」について伺う。平成30年度の窃盗犯罪について、再犯率はどの程度なのか。また、県警の再犯に対する認識や対策はどのようなものなのか。
- 2 行政報告書339ページの(1)の「オ 覚醒剤・大麻事犯の取締りの推進」について伺う。平成30年度の検挙数について、覚醒剤事犯594件、414人、大麻事犯124件、88人とあるが、再犯率と再犯に対する認識や対策はどのようなものなのか。また、覚醒剤事犯の検挙数については、平成28年度中が745件、492人、平成29年度中が603件、417人であり、ほぼ横ばいであるが、どのように考えているのか。
- 3 行政報告書339ページの(1)の「キ 外国人犯罪に対する捜査活動の推進」について、外国人犯罪検挙数1,514件、1,003人とあるが、どのような犯罪が多く検挙されているのか。また、その対策はどのようなものなのか。さらに、外国人犯罪の検挙数については、平成28年度中が1,343件、944人、平成29年度中が1,550件、1,015人であり、ほぼ横ばいであるが、どのように考えているのか。
- 4 行政報告書343ページの「(3) 効果的な交通指導取締りの推進」について、平成30年度における飲酒運転の取締り件数が1,093件、無免許運転の取締り件数が828件とあるが、こうした悪質な違反を根絶させるための対策はどのようなものなのか。また、取締り件数については、平成28年度の飲酒運転が1,160件、無免許運転が812件、平成29年度の飲酒運転が1,082件、無免許運転が875件であり、ほぼ横ばいであるが、どのように考えているのか。
- 5 行政報告書344ページの「(7) 交通環境の整備」について、平成30年度のスクー

ルゾーンの設置状況と今後の取組はどうなっているのか。

刑事部参事官

- 1 年度の統計はないため、暦年数値での回答となることに加え、成人と少年では統計の集計方法が異なることから、成人被疑者の数値で回答させていただく。平成30年中に検挙した窃盗犯被疑者5,208人中、2,445人が窃盗罪の前歴を有する再犯者であり、再犯者率は46.9パーセントである。窃盗犯は、検挙された被疑者の約50パーセントが再犯者であるなど、常習性の高い犯罪であると認識している。また、暦年数値ではあるが、平成30年中の全刑法犯認知件数に占める窃盗犯の割合は、約75パーセントを占めていることから、県民の安全と安心を守るため、これらの者を速やかに検挙すべく、検挙対策を推進していく所存である。具体的な対策として、犯行現場に残された犯行手口の分析、質屋や古物商における盗品の発見、犯行が予測される時間帯や地域におけるよう撃捜査、容疑者を割り出しての計画的、継続的な追跡捜査といった取組を実施している。

薬物銃器対策課長

- 2 薬物事犯においては、薬物事犯で検挙された者のうち、過去に同一の薬物又は別の薬物で1回以上検挙されている者を再犯者と定義している。薬物事犯の検挙人員に占める再犯者の割合については、暦年数値となるが、平成30年中、薬物事犯全体で58.8パーセント、このうち覚醒剤事犯が68.5パーセント、大麻事犯が16.5パーセントとなっている。覚醒剤や大麻などの乱用薬物には依存性があり、一度薬物に手を出すと、自分の意思で乱用を断ち切ることが難しいものと認識している。再犯防止対策として、県警察においては、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者やその家族等に対して、再乱用防止のための公的機関や民間団体の相談窓口を紹介するなど、情報提供を実施している。覚醒剤事犯の検挙被疑者については、そのほとんどが末端乱用者の検挙で占められている状況にある。警察としては、引き続き、末端乱用者の検挙に努めていく所存である。

組織犯罪対策課長

- 3 暦年数値であるが、平成30年中の刑法犯検挙人員のうち、窃盗犯の検挙人員が最も多く、54.1パーセントを占めている。また、窃盗犯の検挙人員のうち、76.1パーセントが万引きで検挙されている。警察においては、万引き対策として、埼玉県万引き防止官民合同会議を開催し、警察や賛同事業者による連携と情報共有の促進を図るなど、官民一体の抑止対策を講じている。外国人の検挙人員が横ばいで推移し、近年、来日する外国人が増加していることから、県警として外国人犯罪対策を推進している。具体的には、外国人犯罪組織の実態解明と取締り、外国人組織犯罪を助長する犯罪インフラ事犯の検挙、他の都道府県警察との情報共有と合・共同捜査、関係機関・団体との連携等を推進している。

交通総務課長

- 4 飲酒運転や無免許運転は、重大な交通事故に直結する、悪質で危険性が高い違反である。平成30年中の、飲酒運転をしていた者が発生させた人身事故件数は143件であり、前年と比べ17件減少した。無免許運転をしていた者が発生させた人身事故件数は83件であり、同じく23件減少した。双方とも減少はしているが、いまだ後を絶たな

い状況にある。そのため、重点的に取締りを行う違反に指定しているほか、隣接署員が同一現場で取締りを行う合同取締りや、県下一斉取締り日を指定するなどして、根絶に向けた検挙活動を積極的に講じている。また、飲酒運転防止のため、各季の交通安全運動において飲酒運転の根絶を重点項目とするなど、関係機関と連携した交通安全意識の啓発活動を推進している。あわせて、本年2月からは、飲酒運転により事故を起こした場合などの行政処分事例を紹介する資料を作成の上、運転免許更新者や事業所等に配布しているほか、県警ホームページに公開するなどして、具体的事例を挙げ、実態に即した啓発活動に取り組んでいる。このほか、飲酒運転により運転免許の取消し又は停止処分を受けた者に対して、取消処分者講習や停止処分者講習を実施する場合には、飲酒運転の再発防止に特化した「飲酒学級」というカリキュラムを組み入れている。今後も、重点的な取締りを行うとともに、各種対策を推進し、飲酒運転及び無免許運転の根絶を図っていく。

交通規制課長

5 平成30年度におけるスクールゾーンの設置数は、10区間で総延長が約2,080メートルである。なお、県内にスクールゾーンは、1,876区間、総延長で約581キロメートル設置している。スクールゾーン規制の目的は、生活道路や通学路等において、車両の通行を禁止し、主に歩行者の安全な通行を確保することにある。交通規制の実施に当たっては、小学校や付近住民などからの要望を基に、通学実態などを調査した上で、原則、う回路があることを前提とし、う回路が著しく長くないのか、う回路により周辺道路に新たな交通障害が生じることがないのかなども検討した上で、道路管理者と十分調整を図りながら、今後も必要性が認められる区間について積極的に実施していく。

柿沼委員

- 1 窃盗犯の常習性が高いということだが、再犯をさせないための具体的な対策は何か。
- 2 薬物乱用者はどの程度、公的機関や民間団体の相談窓口を活用しているのか。
- 3 平成30年度中に、外国人を強制送還した人数は何人なのか。

刑事部参事官

1 事件を検挙した場合には、被疑者に対して、二度と犯罪を起こさないように注意喚起をしている。また、毎年7月に実施されている「社会を明るくする運動」に警察として参画している。少年関係は、再び非行に走る恐れのある少年を支援対象少年として指定し、その少年や保護者に対し、警察から積極的に連絡を取り、学習支援、環境美化、料理教室、農業体験、職業体験などの活動や継続相談等、個々の少年に応じた継続的な指導助言を行い、再犯防止をしている。

薬物銃器対策課長

2 警察においては、公的機関や民間団体の活用状況に関する集計数値はない。警察においては、公的機関である県立精神医療センターやダルクの所在一覧が掲載されている警察庁作成のパンフレット等を薬物事犯検挙被疑者に対して提示したり、配布したりするなどして再犯防止対策を推進している。

組織犯罪対策課長

- 3 一般的に、警察では外国人被疑者を検挙して検察庁に送致し、起訴されれば裁判の手續に移行する。警察では、これら強制送還に関する統計資料はない。

武内委員

道路標示については、どのような道路標示があるのか。また、道路標示について、平成30年度は何か所あり、そのうちどのくらい補修を行っているのか。

交通規制課長

道路標示の種類については、横断歩道や追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制の黄色のセンターライン、一時停止の停止線などがある。平成30年度は、横断歩道7,004本、黄色実線や一時停止の停止線など1,718か所の補修を実施している。より多く実施するため、摩耗部分を部分的に補修する部分補修や横断需要に応じて横断歩道の幅を4メートルから3メートルに縮小するなど効率化を図っている。道路標示については、年度内の工事契約が過ぎても申請が来るため年度内に全て補修を行うことは困難であるが、翌年度中には全て完了している。このため、平成29年度及び平成30年度に申請があったものについては、全て補修が完了している。

武内委員

補修できていない場所が多く見受けられるが、補修箇所については、どのように把握しているのか。

交通規制課長

警察署の警ら活動や各季の交通安全運動期間等において、道路交通安全施設の点検を行うほか、県民要望等により補修箇所を把握している。平成30年度における道路標示補修の決算額については、横断歩道が約3億3,350万円であり、実線については、約9,000万円である。

秋山委員

- 1 行政報告書333ページの「(5) 情報管理システムの整備」について、平成30年度中における個人情報の不適切な取扱いの件数と内容はどうなっているのか。また、どのような対策を講じたのか。さらに、職員が警察官の不適切な取扱いに気付いた場合、通報できる相談窓口はあるのか。
- 2 行政報告書334ページの「(1) 特殊詐欺対策の推進」について、犯行拠点の摘発を強かに推進したとあるが、どのように推進したのか。また、平成30年度において幾つの拠点を摘発したのか。
- 3 行政報告書335ページの「(1) 少年非行防止活動の推進」について、スクール・サポーターはどのような場合に学校から派遣要請があるのか。また、平成30年度中、スクール・サポーターはどのような活動を何校に対して行ったのか。
- 4 行政報告書342ページの(1)の「ア 高齢者事故抑止対策」について、運転免許の自主返納を促すため、シルバー・サポーター制度の拡充を図り、その事業者数は252事業所とあるが、これはどのような制度なのか。また、平成30年度はどのような状況だったのか。
- 5 行政報告書342ページの(1)の「イ 自転車事故抑止対策」について、子供自転

車免許制度を530校に実施したとあるが、学校からの求めに応じて実施しているのか、それとも警察として計画的に学校を決めて実施しているのか。また、子供とは何歳から何歳を対象としているのか。

- 6 行政報告書345ページの(7)の「オ 信号機の整備」について、信号機の設置要望が市町村から855件あり、警察署で104件に絞られ、40基設置されたとの説明であった。警察署で絞られた104件は、「信号機設置の指針」の条件に合致したものであると思うが、ついては、予算が付かずに設置されないことはないかと理解してよいのか。
- 7 道路標示については、一定数の補修箇所が集まらなかつたと実施されなかつたと認識しているが、平成30年度にその点の改善はされたのか。

情報管理課長

- 1 平成30年中においては、警察情報システムによる県民の氏名、住所等に係る不適切な取扱いはなかつた。

監察官室長

- 1 職員の法令違反行為等の通報については、監察官室の相談窓口において受けている。

捜査第二課長

- 2 これまで摘発した犯行拠点については、賃貸マンションや貸事務所、ホテルの一室、車両内、カラオケボックスなど多様化している。犯行拠点発見のために、不動産業界に情報提供を依頼したり、県警ホームページに犯行拠点の特徴に関するチラシを掲載したり、県民からの情報提供を広く募っているほか、特殊詐欺事件に限らず、検挙した犯人の取り調べや交通取締りなどの街頭活動等、部門や所属を超えたあらゆる警察活動を通じ、犯行拠点につながる情報を収集し、犯行拠点の摘発を推進している。平成30年中は、3か所の犯行拠点を摘発し、3つの特殊詐欺グループの関係被疑者13人を検挙している。

少年課長

- 3 スクール・サポーターは、学校の要請に基づき派遣している。学校からの派遣要請は、校内で発生した盗難や器物の破壊などの犯罪行為の発生、生徒間における暴力やSNSに起因するいじめなどのトラブル、一部生徒の教員に対する反抗や問題行動による授業妨害の発生など、正常な学校運営が困難と認められる又は非行化の拡大が懸念される場合に要請を受けている。また、スクール・サポーターは、2人1組で要請のあった中学校に派遣している。当該中学校に常駐しながら、校内外の巡回活動や登下校の見守り、生徒への指導・助言を行っている。平成30年度中は、のべ49校に派遣、令和元年度9月末は、のべ52校に派遣している。

交通総務課長

- 4 シルバー・サポーター制度とは、平成20年当時、高齢運転者による交通事故が増加傾向にあったことから、同年9月に同種事故防止の一方策として、高齢運転者の運転免許自主返納をしやすい環境を整備するため、開始したものである。本制度は、運転免許を自主返納した方が、運転経歴証明書を提示することにより、タクシーや飲食店・食品販売店等における代金割引等の日常生活における支援を受けられるもので、協賛する事

業所は平成30年度末で252事業所である。協賛事業所やその支援内容の周知は、運転経歴証明書交付時における一覧表の交付や、県警ホームページへの掲載のほか、ロゴマークが入った啓発ポスターを協賛事業所に配布、掲示するなどしている。今後も、協賛事業所の更なる拡充に向けた働き掛けを推進するとともに、本制度の周知を図っていく。平成30年度末の252事業所については、前年と比べて25事業所増加しており、率では11.1パーセント増加している。

- 5 実施する小学校は、基本的に警察から市町村教育委員会や市町村の交通安全担当課、各小学校に働き掛けを行い、協議の上、決定している。平成30年度は530校、県下全体の約7割の小学校で実施している。今後も全校実施に向けた働き掛けを強化する。また、原則として小学4年生を対象の子供としているが、学校によっては、3年生、5年生及び6年生を対象としている場合がある。

運転免許課長

- 4 平成30年度の運転免許の自主返納者数について、全年齢で2万2,262人、前年度比387人の減少であったところ、65歳以上の自主返納者数は2万1,509人、前年度比253人の減少であり、全年齢の96.6パーセントを占めた。

交通規制課長

- 6 県民等から受けた要望については、警察署が現場で調査を行っている。その調査の中で、非常に強い要望がある箇所や警察署では調査しきれない箇所などを含め、警察本部に上申された数が104件である。これを警察本部の技術職員等の専門的知見によって詳細に調査を行い、また、警察庁から発出されている「信号機設置の指針」に照らした結果、40基が設置可能と判断したものである。予算については、40基の設置予算を要望し、全ての予算を頂いているので、100パーセントの予算措置がなされている。
- 7 改善点としては、平成29年度から、年度当初に単位当たりの価格のみを契約し、工事した実績により金額を支払う単価契約を導入している。工事発注の手続を開始してから工事が終了するまでの期間は、単価契約導入前は約4か月かかっていたところ、単価契約では約1か月程度まで短縮できている。全て単価契約にすれば早くできるのではないかと、ということになるが、単価契約については、対比する総価契約に比べると約1.3倍単価が高くなる。したがって、単価契約により補修を実施する場所については、通学路など、特に迅速な補修が必要な箇所に限ることとし、その他は安価な総価契約を実施することで、より多くの補修要望に応えられるよう努めている。また、横断歩道の部分補修や幅を縮小することなどにも配慮して、多くの要望に応えられるよう工夫もしている。

秋山委員

- 1 犯行拠点の摘発によって、中枢被疑者の根絶となるのか。それとも、まだ途中ということなのか。
- 2 信号機の設置要望について、「信号機設置の指針」に適合しているかどうかの審査は、警察署で104件に絞った時点では行われておらず、警察本部に上申された後に行われるということなのか。

捜査第二課長

- 1 特殊詐欺の犯行グループは、だましの電話を掛ける「架け子」、現金やキャッシュカー

ドを受け取りに行く「受け子」など、役割分担して犯行に及んでおり、これらの全てが犯行拠点にいるというものではない。犯行拠点にいる「架け子」の背後には、暴力団や準暴力団などの反社会的勢力が潜んでいるものとみて突き上げ捜査を行っている。引き続き、あらゆる捜査活動を通じて、特殊詐欺グループ全体の解明及び壊滅に向けた捜査を推進していく。

交通規制課長

- 2 警察署の警察官についても、「信号機設置の指針」は承知しており、指針に基づいて調査して上申している。ただし、ガス管や水道管などの道路の埋設物、道路管理者が行う交差点改良などは、警察署では把握しきれないため、警察本部が詳細調査を行い、最終的な設置の判断を行っている。

【説明者】

立川吉朗公営企業管理者、濱川敦企業局長、菊地仁美管理部長、中島俊明水道部長、高柳正行総務課長、松塚研一財務課長、松山謙一地域整備課長、大嶋靖之水道企画課長、清水隆水道管理課長、鈴木嘉弘主席工事検査員

【発言】

渡辺委員

平成30年度埼玉県公営企業会計決算審査意見書19ページの(3)の「オ 特別利益」について、ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償請求訴訟の和解金として約3,800万円を受け入れたとあるが、どのような事故であったのか。また、和解の内容はどのようなものであったのか。

総務課長

ホルムアルデヒドの事故については、平成24年5月に県内事業者の工場が廃液を十分に処理しないまま河川に放流したため、それを原因としてホルムアルデヒドが生成され、利根川水系の行田浄水場で8時間の送水停止、庄和浄水場で取水を一時制限という被害を県が受けたものである。県としては、この損害に対して訴訟という形で事業者に損害賠償を求めていたが、昨年12月に和解案が提示され、原因物質の除去や事故対応にかかった必要経費等の実損額全てを賠償することと、二度と再発させないことを条件に和解に至ったものである。

逢澤委員

- 1 決算書3ページの「平成30年度工業用水道事業損益計算書」について、当年度純利益が約1億9,900万円となっているが、埼玉県公営企業会計決算審査意見書7ページの「(3) 損益計算書」を見ると、前年度の額は約3億3,400円であり、40パーセントほど減少している。その要因は何か。
- 2 決算書29ページの「平成30年度水道用水供給事業損益計算書」では、当年度純利益が30億8,000万円であるが、埼玉県公営企業会計決算審査意見書18ページの「(3) 損益計算書」を見ると、前年度の額から約11億円減少している。その要因は何か。

水道企画課長

- 1 工業用水道事業については、給水収益が前年度に比べ増加しているが、受託工事収益等の減少により、総収入は約9,900万円減少している。費用については、老朽化施設の更新に伴う減価償却費の増加等により、総費用が約3,500万円増加したため、当年度純利益が減少している。
- 2 また、水道用水供給事業については、主にさいたま市への給水量の増加等により、収益が6,500万円増加している。費用については、12億4,300万円増加しているが、主に修繕費や老朽施設の除却費等の増加によるものであり、当年度純利益は前年度に比べ11億7,800万円の減となった。

山根委員

決算書65ページから66ページの「平成30年度埼玉県地域整備事業報告書」の(1)の「サ 川越増形地区産業団地整備事業」について、同地区は、関越道の川越インターチェンジと圏央道の鶴ヶ島インターチェンジにアクセスが良いことから、産業団地の整備に非常に適した企業の立地ニーズの高いところだと思われる。平成30年度に予算化されて整備を進めていると聞いているが、なかなか動きが見えてこない。現在の進捗状況はどうなっているのか。

地域整備課長

平成30年度に事業化して、令和元年度までの2か年で事業を行っているが、地権者との交渉が難航している。条件を幾つか出されているが、粘り強く交渉を重ねてもう一步のところまできており、今年中に解決したいと考えている。事業期間が今年度までとなっているため、補正予算で事業期間の延長を行いたいと考えている。企業の引き合いも非常に多いので、一所懸命最後の努力をしているところである。

柿沼委員

資料1「平成30年度埼玉県企業局決算の概要」の「3 地域整備事業会計」について、産業及び地域の振興を図るため産業団地の整備を実施しているとして実績が載っているが、整備状況と取組の内容はどうなっているのか。

地域整備課長

川越増形地区については、山根委員の質問で御説明したとおりである。草加柿木地区については、現在造成工事中である。松伏・田島地区は用地買収がおおむね完了、行田富士見地区は埋蔵文化財の調査を実施中、嵐山花見台地区は埋蔵文化財調査が完了したところである。造成中の産業団地については、造成の設計をする前に企業を募集し、意見交換をしながら造成設計に生かしていくエントリーアンドオーダー方式を行っており、ほとんどの区画で進出立地企業は決まっている状況である。

橋詰委員

決算書38ページの「(2) 改良工事の概況」の(カ)に、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場及び吉見浄水場の水道施設について耐震補強工事を実施中とあるが、耐震化の状況はどうなっているのか。

水道管理課長

浄水場の耐震化については、管理棟などの人が出入りする建築物の耐震化が全て完了済みである。沈でん池などの水処理施設については、平成30年度末で耐震化が必要となる114施設中90施設の耐震化が完了し、耐震化率は約79パーセントである。令和元年度末では97施設の耐震化が完了し、耐震化率は85パーセントになる見込みである。浄水場の耐震化については、令和4年度末の完了に向け、着実に工事を進めているところである。

橋詰委員

災害対策のうち、大規模停電の場合に対する備えの状況はどうなっているのか。

水道管理課長

県営水道では、平成29年度までに全浄水場に非常用発電設備の増強を完了しており、停電時にも受水団体が必要とする水量の送水が可能のため、大規模停電にも耐えられると考えている。

秋山委員

- 1 水道用水供給事業について、県営水道の料金が高いという話を市町村から聞くが、平成30年度の1立方メートル当たりの料金は幾らで、全国順位はどうなっているのか。
- 2 資料12「汚泥の発生状況とその有効利用の実態」の表について、汚泥の利用方法に平成30年度から「その他（PFI）」という項目が新たに加わっているが、どのような方法なのか。
- 3 資料15「浄水場・水道管等の耐震診断及び耐震性強化対策の状況」について、浄水場の耐震化率が79パーセント、送水管は耐震適合率が66パーセントとあるが、それぞれ耐震化を進めていく上での課題は何か。
- 4 資料20「内部留保資金の推移（過去5年分）」について、内部留保資金の推移が表となっており、年々内部留保資金が増えている。この内部留保については、目標や計画があるのか。また、内部留保の使用目的は何か。
- 5 地域整備事業については、産業団地のニーズが高いということだが、どのような企業のニーズが高いのか。
- 6 産業団地を造成することで、逆に治水力が低下してしまい、緑がなくなってしまうという話もあるが、平成30年度に水害が生じたという状況はなかったのか。
- 7 経済情勢の変化で、産業団地のニーズが低くなった場合にどうなるのか非常に心配である。その点はどのように検討しているのか。

水道企画課長

- 1 平成30年度の県営水道の料金は、税抜きで1立方メートル当たり61円78銭である。用水供給事業を行っている自治体が本県を含めて全国で22団体あるが、本県は全国で3番目に安い単価となっている。

水道管理課長

- 2 県営浄水場のうち排水処理施設について、大久保浄水場のみ整備運営をPFI事業者に委託している。この委託契約でPFI事業者に浄水発生土の有効利用を任せているが、その実績が7,842トンであり、「その他（PFI）」として記載している。
- 3 浄水場の耐震化については、市町村水道事業者への給水に影響を与えないように、水処理を継続しながらの耐震補強工事となることから、施工時期の調整を図りながらの実施が必要である。このため、令和4年度末の完了に向けて計画的に耐震工事を進めている。また、送水管の耐震化については、断水した場合の影響の大きい直径1メートルを超える大きな管路で、かつ年数の古いものを優先的に順次更新していくこととしている。管路はほとんどが道路の地下に埋設されており、特に市街地では下水管やガス管などの埋設物が大変多いことから、調整や工事に非常に多くの時間を要することが大きな課題となっている。

財務課長

- 4 内部留保は、様々な施設整備の費用に充てる財源として確保しているものである。自

己財源を有効に使うことによって、借入れの抑制あるいは平準化が図られることが内部留保の目的である。このような使われ方をしている資金であることから、計画や目標といったものを定めたものはない。

地域整備課長

- 5 企業ニーズに関しては、従来は配送業や倉庫業の流通系が多かったが、平成30年度から契約をした2つの産業団地に関しては、製造業が増えてきている。従来は7割ぐらいが流通系であったが、逆に7割が製造業になっている。傾向としては、地元には本社や工場・事業所がある企業が増えている。
- 6 平成30年度において、少なくとも企業局が造成を行っている産業団地については、水害が起きたことはない。
- 7 産業団地については、整備する前の計画段階で産業労働部と連携しながら、企業のニーズがあるかどうかをしっかりと押さえている。現在事業化している団地に関しては、きちんとニーズを把握した上で事業を進めている。また、エントリーアンドオーダーモード方式では、事前に立地企業を決定できるというメリットがあり、今後はそのニーズを逃がさないことが大事である。経済情勢が変わった場合には、市町村や産業労働部とも連携し、企業と意見交換をしながら、ニーズをつかんで対応していきたいと考えている。

秋山委員

- 1 県営水道の料金が22団体中3番目に安いということだが、参考までに1番安い自治体と1番高い自治体の1立方メートル当たりの金額はいくらか。
- 2 PFI事業者へ委託をして汚泥の利用をしたということだが、「その他(PFI)」というのはPFIのみということか。また、この事業者は何社ほどあるのか。
- 3 地域整備事業について、7割が製造業であり、地元企業の購入が増えているとのことだが、地元の雇用創出にはどれくらいの効果があるのか。

水道企画課長

- 1 最も安い自治体が長野県で44円41銭、最も高い自治体が宮城県で146円55銭である。22の自治体の平均は90円31銭である。

水道管理課長

- 2 「その他(PFI)」については、PFI事業者のみの量である。PFI事業者は4社構成でSPCという特別目的会社を設立しており、平成16年度に契約し、4年間の建設と平成20年度から平成39年度までの20年間の運転業務委託ということで実施している。

地域整備課長

- 3 雇用については、平成30年度に契約した加須と美里の2つの団地で760人を見込んでおり、一定の雇用効果はあると考えている。

秋山委員

その雇用は継続ではなくて、新しい雇用と考えてよいのか。

地域整備課長

一部継続も含まれるが、ほとんどは新たな雇用ということで把握している。

【説明者】

砂川裕紀下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、西岡利浩下水道管理課長、
若公崇敏参事兼下水道事業課長

【発言】

逢澤委員

- 1 資料1「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「1 業務概要」について、平成30年度の処理水量は、対前年度比で2.5パーセント減少したとあるが、その要因は何か。
- 2 人口減少社会に伴う処理水量の更なる減少が見込まれる中、収支が厳しくなると考えられるが、どのように取り組んでいくのか。

下水道管理課長

- 1 大雨の影響があった平成29年度よりも、平成30年度は、降雨量が少なかったことなどによるものと考えている。
- 2 人口減少による今後の処理水量の見込みについては、当面は、横ばいで推移するものと見込んでいる。しかし、長期的には人口減少により処理水量も減少していくため、今後の施設の更新に併せて省エネ機器へ転換を進めるなど、維持管理コストの削減を図っていく。また、老朽化した農業集落排水を公共下水道から流域下水道に接続して、処理水量を増やす取組や、流域下水道に接続していない単独公共下水道の汚泥を、県で受け入れて処理をする共同処理などの取組により収入を増やす努力をしていく。

逢澤委員

中川水循環センターの水処理施設は14系列を計画しているが、現在9系列が稼働している。この計画については、見直しを行ったのか。

参事兼下水道事業課長

中川水循環センターでは、処理水量が過去10年にわたり若干伸びてきたが、近い将来、頭打ちになると考えている。現在9系列が稼働しているが、計画の14系列全てを建設することはないと考えている。今後の処理水量に合わせて計画を見直し、あわせて、処理場用地についても今後、有効活用を検討していきたい。

逢澤委員

他の流域の計画についてはどうなっているのか。

参事兼下水道事業課長

県内には8つの流域に9つの水循環センターがある。処理水量は県南で若干伸びており、県北では伸びていない。また、処理場用地は県南のセンターでは余裕がなく、県北のセンターでは比較的余裕がある状況である。計画の見直しは、汚水処理サービスを続けながら、施設の改築更新を行うための必要な処理場用地を確保するなど、流域ごとに置かれている状況を踏まえた上で、検討していきたい。

山根委員

資料1「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「3 資本的収支の状況」について、老朽化対策や耐震化対策の記載があるが、下水道管渠の二条化工事の必要な箇所や進捗状況、今後の事業の見通しはどうなっているのか。

参事兼下水道事業課長

管渠の2条化が必要な箇所には、管渠の伏越し箇所と圧送区間の2種類がある。伏越し区間は48か所あるが、全て2条化を実施済である。圧送区間は18か所あるが3か所が2条化を実施済である。2条化がまだ実施されていない15か所のうち、耐震性能がない5箇所については令和5年度までに2条化を実施する。残りの10か所については、布設してからの経過年数等を考慮して2条化を実施していく。

渡辺委員

- 1 資料1「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「3 資本的収支の状況」について、バイオガスを抽出する下水汚泥の消化タンク建設等に約53億円とあるが、改めて、事業の目的は何か。また、費用対効果についてはどのように考えているのか。
- 2 資料1の「3 資本的収支の状況」について、チッ素とリンの除去率を高める段階的
高度処理の導入等に約6億円とある。この高度処理化は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野にした事業だと聞いているが、開催を翌年に控えた今の進捗状況はどうなっているのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 事業の目的は、下水道資源を有効活用するため、汚泥から消化タンクにより発生させたバイオガスをエネルギーとして取り出すものである。消化タンクを設置する用地に余裕のある水循環センターについて取組を進め、元荒川水循環センターでは今年度から稼働、中川水循環センターでは現在建設を進めている。費用対効果の検討については、まずエネルギーが回収できること、そして、消化工程の導入で汚泥が減ることにより、汚泥焼却に要する維持管理費用の削減や改築時の建設費用の削減を勘案している。導入しない場合と比較したところ、採算性は同等程度か場合によっては有利であると判断したものである。
- 2 高度処理については、東京湾の富栄養化防止等を目的として、有機物に加え窒素・リンの除去などを行うものである。近年、新たに増設した水処理施設は高度処理に対応しているが、古い年度に整備したものは高度処理に対応していないため、水処理施設の改築の際に併せて高度処理化する計画となっている。しかし、全ての施設を高度処理化するには時間がかかるため、既存の構造のまま、運転の工夫により高度処理に準じた水質を得ることができる段階的
高度処理を導入することで、早期に良好な水質を確保することとしている。現在、東京湾流域の8つの水循環センターの合計34系列のうち、23系列で段階的
高度処理を含めた高度処理の導入が完了している。残りの11系列については、現在、計器を設置するなど段階的
高度処理を導入するための工事を進めている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年度までに、34系列の全てにおいて高度処理の導入が完了する予定である。

渡辺委員

バイオガスの事業については、コストパフォーマンス等を総合的に勘案して有望であり、環境負荷も低く、すばらしい取組だと思う。引き続き、そのような観点で事業運営に当たってほしい。（意見）

秋山委員

- 1 資料2「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概況」の5ページの「(4)維持管理負担金単価の推移」について、8流域の維持管理負担金の単価が流域ごとに非常に差がある理由は何か。
- 2 下水道管渠の耐震化の進捗状況はどうなっているのか。また、問題点は何か。

下水道管理課長

- 1 維持管理負担金単価については、5年のスパンで見直している。単価の算定は、実績等に基づき5年間の維持管理の経費の見込みに、過去の累積した黒字や赤字額を加えて、5年間の予定の処理水量で割ることにより単価を算出している。そのため、人口の多い地域にスケールメリットが働くことから、人口の少ない流域と比べると単価差が大きくなってしまっているものである。

参事兼下水道事業課長

- 2 平成30年度末現在で、流域下水道の管渠延長約438キロメートルのうち、約56パーセントの約245キロメートルが耐震性能を有しているが、残り約44パーセントの約185キロメートルは耐震化されていない状況である。しかし、残りの区間について一度に耐震化を実施するには、費用も時間もかかってしまう。そこで、被災時において、下水をあふれさせないように下水を送る機能と、緊急車両等の通行を阻害しないよう交通機能を確保することの2点を目的として、道路、施設の重要度、被災時の影響等を勘案し、優先順位を付けながら耐震化を実施していく。

秋山委員

維持管理負担金の単価については、人口の少ない地域は単価が高いとの説明であった。住んでいる地域により差があることについて、単価差を縮めていく必要性などをどのように認識しているのか。

下水道管理課長

維持管理負担金については、基本的には同じ単価が望ましいと考えている。しかし、8つの流域でそれぞれ設置した年次や人口、経緯が全く異なるため、流域間で意見が一致しないということがある。また、累積赤字がある流域もあるため、まずは累積赤字を解消した後に順次、単価差を解消していくという方法が取ればよいと考えている。

松井委員

下水道局の建設工事について、県内業者の受注状況や、県内業者への発注拡大への取組はどうなっているのか。

参事兼下水道事業課長

平成30年度においては、下水道局で発注した土木工事45件、建築工事7件を全て県

内業者が受注している。機械や電気設備工事については、水処理施設工事など個々の設備を組み合わせ、システムとして構築する工事が主であることから、全国規模の大手プラントメーカーを対象とするものが多い。そのような状況においても、県内企業向けの分離発注、県内企業を構成員とする共同企業体での参加条件をつけた入札、県内企業に加点を行う総合評価方式などの入札方式を用いて、県内企業の受注機会の拡大を図っている。その結果、平成30年度においては、機械や電気設備工事の全38件のうち、16件を県内業者が受注している。

平松委員

- 1 資料1「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概要」の「1 業務概要」について伺う。年間処理水量に関連して、雨水の下水への流入が影響しているとの説明があったが、昨今の豪雨の際、雨水の下水道管への流入により、県の流域下水道管が満管状態だったため、市町の管理する公共下水道からの汚水が流れず、結果としてマンホールから汚水があふれ出るという現象が発生した。地元の新座市では、汚水があふれ出て悲惨な状況になっていた。県内では、このような現象がどれくらい発生しているのか。
- 2 同様の現象が一昨年も発生しているが、県としての対応の実施状況はどうなっているのか。また、今後の不明水の確認や貯留管の検討などの対策については、どのように考えているのか。

参事兼下水道事業課長

- 1 先日の台風第19号において、職員の巡視や市町からの情報により、荒川右岸流域の柳瀬川幹線及び不老川幹線で、流域下水道管が満管若しくは満管に近い状態になり、流域下水道のマンホールから汚水のいっ水が一部発生した状況を把握している。新座市でもいっ水している状況であるが、今のところ、新座市ほど公共下水道の管からいっ水したという情報は市町から寄せられていない。
- 2 2年前にも同様の事態が発生したことを受けて、昨年度から、2年間かけて、荒川右岸流域において、県が広域的な立場から、市町の浸入水が多い区域を絞り込む調査に着手し、現在も実施している。今年度内に調査を終え、関係市町に結果を提供することにより、関連市町に浸入水対策を順次進めていただきたいと考えている。市町が実施する対策は、管路やマンホールの補修やマンホール蓋の交換に加え、一般宅内の排水設備の誤接続の解消などもあることから、効果を早期に出すことが難しい面も考えている。いっ水が発生し、逆流している市町だけではなく、上流側の市町からも雨水が入ってきていることが原因であると分かってきている。被害を受けている市町だけではなく、上流側の市町にも対策を強く促すことを、台風第19号を契機に、強く実施していきたいと考えている。

橋詰委員

決算書2ページの「(2) 資本的収入及び支出」及び資料2「平成30年度埼玉県流域下水道事業会計決算の概況」の8ページの「(3) 企業債の状況」について、企業債残高が減少傾向にあるが、何らかの取組によって減少したのか。

下水道管理課長

過去に企業債残高が多かったバブルの時代などは、工事費がかなり多かったが、その後、徐々に建設費が減少したこともあり、企業債残高も減少している。また、経営面でも、な

るべく企業債を発行しないで運営していることもあり、企業債残高は減少している。